

上杉鷹山の藩政改革と金主たち ～米沢藩の借金・再生史



加藤 国雄

はじめに

本書の目的

米沢藩は、江戸時代初めに貯え金が本書推定で60万両（現在の600億円）程度はあったが、それを財政赤字や幕府の手伝い普請などで使い果たし江戸時代中期1760年頃には逆に20万両（200億円）ほどの借金を抱えるに至った。それは藩の年実収入の5～6倍に当り、利息分すら返済できない財政破綻状態となり、領土返上寸前までに至った。そのような時藩主となり、それを無借金へと導いたのが上杉鷹山である。

本書は、以上の米沢藩財政の窮乏化、鷹山の藩政改革の過程を、借金に応じた金主（江戸時代、大名に金を貸した者、広辞苑より）に焦点をあてて研究する。単なる金貸しではない貢献ぶりが分る。筆者は金融工学を専門とするので、米沢藩財政を極力定量的に分析することに務めた。いろいろな発見があった。

人口推移から見た鷹山改革の成果

本研究で分かった米沢藩の人口変動は以下である。①江戸時代始めから、税収増のために過酷な新田開発を進めた結果、米沢藩人口は急増し1600年代後半には13万人強に達した、②貯え金を使い果たし借金増・財政赤字・重税で人口は減少に転じ1760年頃には10万人を割った、③鷹山改革を経て藩財政は健全化し、人口は幕末には13万人近くまで回復した。以前の水準には戻らなかったが、この人口の回復ぶりは質的には様相は大きく違う。1600年末頃の農民は間引きが横行する貧しい小農集団だったのが、1800年代は蚕利で潤う豊かな農民へと変わった。武士の人口も、減給で農民以上の減少率だったが、養蚕・織物で生産・流通にも関わり商人の肩代わりもして回復した。鷹山が望んだ米沢藩へと転換した。本書の総括的な結論である。

金融工学から金融考古学へ

筆者は上杉鷹山ゆかりの山形県米沢市に生まれ、鷹山が実質新興した藩校「興譲館」に由来する名の高校の出身だが、その上で、米沢藩主・上杉鷹山を研究することになった動機を語りたい。

2013年、故ケネディ米国大統領の娘であるキャロライン・ケネディが駐日大使として来日し、就任パーティーで「父は、18世紀の東北地方の大名で、優れた統治力と公益のために献身したことで名高い上杉鷹山を敬愛していました。」とスピーチした。それから、ちょっとした上杉鷹山ブームとなった。筆者が知る限り、翌年にかけて4本の上杉鷹山関連のテレビ番組が放映された。筆者は、その中で「米沢藩の借金は現在の価値で200億円」と言うのを聞き、その巨額さが実感でき、その定量的研究に思い至った。小さい頃から郷土の名君・上杉鷹山公のいろいろなエピソードを聞かされやや食傷気味だったが、鷹山の藩政改革については一面的で断片的にしか知らないことを痛感したからだ。

その時筆者は、それまで野村総合研究所や大阪経済大学などで金融工学の理論開発・実践や教育に携わってきて、その実務から離れる頃だった。そこで以後は、上杉鷹山の米沢藩政改革を自分の専門分野から、つまり次のようなファイナンス（財政・金融）面から定量的に分析してみようと思いついた。

- ・米沢藩財政がどのようにして破綻寸前まで悪化したのか
- ・鷹山改革ではどのような施策で財政を立て直したのか
- ・米沢藩の赤字財政の資金繰りを誰がどのように応じたのか

上杉鷹山の改革は、17才で米沢藩主に就任した1767年から72才で死亡する1822年までの江戸時代後半の時期である。しかしその時期だけを見ても財政窮乏化の本質が分からないので、上杉家が関ヶ原の戦いで敗れ、120万石から30万石米沢藩へ削封された1601年からの財政の変遷の中でとらえることとした。

先端技術を追いかける金融工学から、「金融考古学」への転身だった。

いろいろな史・資料、データを駆使して

インターネットのお陰で、デジタル化されている史・資料に国会図書館などを経由してアクセスでき、古書購入もでき、歴史研究の素人でも深く研究できた。さらに、筆者が学生時代在寮した東京興譲館寮（上杉家が明治時代に土地を提供し創設）の多くの蔵書も活用できた。

上杉鷹山の業績研究は明治時代から盛んだったからでもある。米沢藩の財政変遷の記述ばかりでなく、財務や借金に関するデータも収集し、いろいろな定量的分析を試みた。

本書では、江戸・三谷家、酒田・本間家、越後・渡辺家、三輪家を4大金主としたが、本間家には、米沢藩を含め諸藩との金融取引などを記録した大福帳を整理した史料がある。渡辺家には、毎年の新規貸付額、元利返済額データが残っており、貸付の収益率などが推定できる。ともに第4章に分析結果を示す。

また、歴代藩主の年譜『上杉家御年譜』から米沢藩と主要金主との金融取引や交際ぶりが分かり、史実の検証が深まった。

全国的にも珍しいようだが、1600年代末から幕末までの米沢藩の毎年の人口統計も残っている。財政窮乏化・回復の過程がその推移から間接的に分かる。

以上のように、いろいろな文献・データ分析により史実理解が深まった。

米沢藩の立地特性を踏まえて

最終的な15万石米沢藩は現在の山形県置賜地方（米沢市、長井市などを含む3市5町からなる）で、日本海に面する酒田へ出る最上川の流域域にあたる。今でこそ新幹線で2時間ほどだが、江戸（東京）とは奥羽山脈に隔てられ交通事情も悪く、雪国である。米の流通面ではハンデがあり、江戸時代以前から漆・蠟（漆からとれる蠟）や青苧（麻糸の原料）が特産物だったが、それらが全国市場で劣勢となり、結局、養蚕・織物業が米沢藩を救った。米沢藩の歴史を考える上で、このような立地特性や特産物を踏まえることが重要である。

上杉鷹山の人となり

上杉鷹山の藩政改革は3期からなり、成否は各期の執行者の力量に大きく依存したが、改革のバックボーンとして、儉約を率先し改革を誘導した上杉鷹山の存在なくしてその成功はなかった。本書の主題は鷹山改革の財政・財務面にあるので鷹山の行動面は他書に譲るが、上杉鷹山の「人となり」の概略を第3章冒頭に示す。

和暦表示は必要最低限にとどめ西暦表示とした。年齢表示は数え年（生まれた年が1才、以後正月ごとに1才加算）である。

以下を現代の経済感覚で理解するには、大まかに米1石＝金1両＝現在価値で10万円と換算すればよい。

なお、古い資料を引用する際は、現代語に意識している。

本書執筆までの経緯と謝意

本研究を本格化し本書を執筆するに至ったのは、2017年11月に湘南科学史懇話会で同代表・猪野修治氏に講演機会をいただいたことである。その年の春に話をいただき、研究を加速し中間報告として発表した。本書は、その時の講演内容をベースにさらに分析を深めている。このような機会を与えていただいたことに感謝申し上げたい。

また、翌2018年9月、公益社団法人・米沢有為会主催「文化大学」において講演する機会をいただいた。その時は、上杉家現当主であり同会名誉会長・上杉邦憲氏にもご臨席いただき、「上杉鷹山の改革も数字の裏付けでより明らかになることを感じました」と評していただいた。

その後、米沢藩側からだけでなく、金主側からその事業や大名貸しの展開から米沢藩との関係をとらえることにも注力した。

コロナ禍は不幸中の幸いで、研究にさく時間が増え、原点の研究者魂を掻き立ててくれた。研究をすすめるほどに新たな疑問がわき研究域が広がったが、それもほぼ収束したこの時点で、本書を世に問うことにした。

米沢藩側からと個別金主側の双方からまとめたこと、また学術研究書としての性格を持たせたことで、説明が重複したり、くどい箇所があるが、そこは読みとばしていただいてもかまわない。

今後の研究のためにも、ご感想やご意見を下記メール・アドレスに頂ければ幸いです。

2022年3月12日は上杉鷹山没後200年にあたる。上杉鷹山研究がさらに広がることを期待したい。

2021年6月

加藤 国雄

k-katou@mti.biglobe.ne.jp

<著者プロフィール>

加藤 国雄（かとう くにお）

1946年山形県米沢市生まれ、山形県立米沢興譲館高校卒。東京工業大学理工学部経営工学科卒業後、野村総合研究所に入社し、研究員としてシンクタンク業務に従事。その後、1971年第1次オイルショック後の国債大量発行で活発化した野村証券の債券ビジネスを投資理論開発・実践面で支援する業務に従事。その後は金融新技術や新サービスを開発する、今で言う「金融工学」分野に関わった。野村総合研所取締役、野村アセットマネジメント執行役、野村アセット投信研究所常務取締役などとなりファイナンスや金融工学の大学教育にも携わった。野村退職後、大阪経済大学経営情報学部専任教授を経て退任。

現在、ボランティアで郷土の育英事業団体（学生寮、奨学金提供など）である公益社団法人・米沢有為会の運営に理事・副会長として参画、当会の名誉会長は、上杉家第17代当主・上杉邦憲氏（JAXA名誉教授）。

<主な著書>

- (単著)「高度金融活用人材のための ファイナンスの理論と金融新技術」2013年、金融財政事情研究会
- (共著)「債券運用と投資戦略」1983年、金融財政事情研究会（現在も後輩が改訂版出版中）など
- (論文)「債券のパッシブ運用」1989年（第1回証券アナリストジャーナル年間優秀論文賞受賞）など多数
- (米沢有為会 HP) 寄稿論文「上杉鷹山の藩政改革とファイナンス」
米沢有為会ホームページ>会員の広場>寄稿広場

〒234-0055 横浜市港南区日野南6-20-4
k-katou@mti.biglobe.ne.jp

＜参考文献＞

本書執筆に当り多くの文献（書籍、論文、史料など）を参照したが、それらは文中や脚注に示している。よく引用する文献を以下に、文中での簡略表記とともに示す。

- ・横山昭男『上杉鷹山』1968年 →横山『上杉鷹山』
- ・横山昭男編『米沢鷹山のすべて』1989年 →横山編『上杉鷹山のすべて』
- ・小野栄『米沢藩』2006年 →小野『米沢藩』
- ・吉田義信『置賜民衆生活史－米沢藩の社会経済史研究』1966年
→吉田『置賜民衆生活史』
- ・藩制成立史研究会編『藩制成立史の総合研究 米沢藩』1963年
→『藩制成立史・米沢藩』
- ・渡邊興五郎『近世日本経済史－上杉鷹山と米沢藩政史』1973年
→渡邊『近世日本経済史』
- ・池田成章編『鷹山公世紀』明治39（1903）年 →池田『鷹山公世紀』
- ・甘粕継成『鷹山公偉蹟録』大正13（1924）年 →甘粕『鷹山公偉蹟録』
- ・杉原謙『莅戸太華伝』明治31年 →杉原『莅戸太華伝』
- ・米沢市史編輯委員会『米沢市史』1944（昭和19）年 →『米沢市史（昭19）』
- ・米沢市史編纂委員会『米沢市史 近世編1』1991年 →『米沢市史近世編1』
- ・米沢市史編纂委員会『米沢市史 近世編2』1993年 →『米沢市史近世編2』
- ・米沢温故会編『上杉家御年譜7～13』1978年 →『上杉家御年譜』、『御年譜』

その他の参照文献については、本文中ないし脚注に示す。

<目 次>

◆序章 米沢藩財政の概略史	1
1 1600年代；囲い金の取崩しによる窮乏化回避	
2 1700年代前半；借金・藩士借上げ依存	
3 1700年代後半；最悪期そして鷹山改革へ	
4 1800年代；再生期	
◆第1章 15万石米沢藩の立地と産物	7
第1節 米沢藩の立地特性と産物	
1 30万石時代の領地	
2 米沢藩の立地特性	
3 米沢藩の交通事情	
4 米沢藩の特産物	
第2節 米沢藩の実高	
1 明治初年の米沢藩	
2 1638年寛永検地にみる米沢藩の実高	
3 米沢藩の税収イメージ	
◆第2章 鷹山以前の米沢藩；財政破綻への過程	25
第1節 米沢藩の財政窮乏化の原因と影響	
1 米沢藩の財政窮乏化の原因	
2 手伝い普請の頻度と経済的負担	
3 凶作の頻度と被害額	
4 人口推移から見る米沢藩の窮乏化	
第2節 1600年代前半（30万石時代）；豊富な囲い金	

- 1 米沢藩基盤整備と幕府への手伝い普請による多大な出費
- 2 豊富な囲い金の恩恵

第3節 1600年代後半；江戸出費過多で囲い金払底

- 1 吉良家支援と江戸経費の増加
- 2 1692年の米沢藩の支出内訳

第4節 1700年代前半；借金増大と家臣借上げ恒常化

- 1 1720年の支出内訳；1692年との比較
- 2 1720年頃の借金タイプと借入先
- 3 その後「宝五の大飢饉」前までの財政悪化
- 4 1720年以降1750年頃までの借入先

第5節 1700年代後半；宝五の大飢饉後の最悪期

- 1 最大級の手伝い普請と連続する凶作
- 2 手伝い普請の資金繰り
- 3 1754年の不足金2万5680両
- 4 「宝五の大飢饉」後の借金拡大と金主の広がり

第6節 財政破綻状態の鷹山藩主就任初期

- 1 財政収支と借金返済額
- 2 借金残高と主な金主

◆第3章 上杉鷹山の3期にわたる藩政改革……………81

第1節 上杉鷹山の「人となり」

- 1 上杉鷹山の藩主就任まで
- 2 藩主就任後のエピソード
- 3 上杉鷹山像の形成

第2節 第1期改革；竹俣当綱による積極的拡大政策

- 1 第1期改革の概要

- 2 大儉約令と七家騒動（重臣の反乱）
 - 3 農政改革
 - 4 積極策への転換を可能にした金主の減債協力
 - 5 国産奨励と織物技術の導入
 - 6 漆・桑・楮百万本植立計画と実績
 - 7 竹俣当綱の失脚と第1期末時の状況
- 第3節 第2期改革；志賀祐親による消極定的縮小均衡策
- 1 第2期改革の概要
 - 2 第2期冒頭の「天明の大飢饉」と鷹山隠居
 - 3 1787年財政財立直し大評定
 - 4 1787年の金主への利下げ・永年賦化要請
 - 5 経済立直し計画の失敗
 - 6 第3期改革への準備
- 第4節 第3期改革；荳戸善政らによる積極的縮小均衡政策
- 1 初期の改革行動～ロケットスタート
 - 2 金主との関係修復と金融活用
 - 3 農業生産の復興・拡大
 - 4 殖産興業策と養蚕・絹織物業の発展
 - 5 第3期改革の財政・金融面からの総括
- 第5節 米沢藩の借金史と鷹山改革の総括
- 1 米沢藩の借金史（要約）
 - 2 3期にわたる財政改革の総括
 - 3 鷹山藩政改革の成功要因
 - 4 米沢藩の人口推移に見る鷹山改革の成果

◆第4章 米沢藩を支えた金主たち……………233

第1節 『上杉家御年譜』に見る主要金主たち

- 1 米沢藩の主要金主との取引・交際ぶりの分析
- 2 主要金主の俸禄史

第2節 「1832年75人金主リスト」に見る金主像

- 1 75金主の概要
- 2 金主に与えていた禄高（知行換算石高）
- 3 俸禄ランキング
- 4 金主の地域分析
- 5 寺院のウエイトと金融機能

第3節 江戸・三谷家と米沢藩

- 1 三谷家の歴史と事業展開
- 2 鷹山以前の三谷家と米沢藩
- 3 鷹山改革第1期の三谷家と米沢藩
- 4 鷹山改革第2期の三谷家と米沢藩
- 5 鷹山改革第3期の三谷家と米沢藩
- 6 総括；三谷家は米沢藩の最大貢献金主

第4節 越後・渡辺家と米沢藩

- 1 渡辺家の概略史
- 2 渡辺家と米沢藩
- 3 渡辺家の米沢藩貸付の残高推移と収益性分析

第5節 越後・三輪家と米沢藩

- 1 三輪家の歴史と事業
- 2 米沢藩との取引

第6節 酒田・本間家と米沢藩

- 1 3代目光丘時代の本間家

2 『大帳類聚抄』にみる本間家と米沢藩の関係

3 鷹山改革第3期に入っての本間家と米沢藩

第7節 寺院金融の代表・増上寺と米沢藩

1 米沢藩と増上寺

2 増上寺の寺院金融

3 増上寺の貸付方法と内容

序 章

米沢藩財政の概略史

上杉鷹山が米沢藩主となった江戸時代中期 1767 年頃、米沢藩は 20 万両（現在の 200 億円）にもおよぶ借金を抱えていた。藩の年実収入の 5～6 倍といった金額であった。本書は、米沢藩が、江戸時代初めから上記の借金を抱えるに至るまで、そして上杉鷹山の藩政改革でほぼ無借金へと藩財政が再生するまでを、政策面とりわけ金融面、そして資金繰りの中核を担った金主（大名貸し）に焦点を当てながらたどる。

そこで本書は、次の順に論をすすめる。

第 1 章 15 万石米沢藩の立地と産物

米沢藩の特殊事情や立地特性、産物について理解する

第 2 章 鷹山以前の米沢藩；財政破綻への過程

江戸時代初めからの米沢藩財政困窮化の原因と経過をたどる

第 3 章 上杉鷹山の 3 期にわたる藩政改革

3 期にわたる上杉鷹山の藩政改革をたどる

第 4 章 米沢藩を支えた金主たち

米沢藩を支援した金主たちの広がり、主要金主の実像や取引詳細を探る

この理解のため、あらかじめ江戸時代始めからの米沢藩の歴史の概略を頭に入れておくのが望ましい。そこで序章として、米沢藩の財政面からの概略史を、大きく次の 4 つの時代に区分して示す。

- ①1600年代；囲い金（貯え金）の取崩しによる窮乏化回避
- ②1700年代前半；借金・藩士借上げ増大
- ③1700年代後半；財政破綻状態そして鷹山改革へ
- ④1800年代；再生期

つまり、米沢藩は①、②の時代を経て財政悪化し、③で最悪期を迎え、上杉鷹山改革により④で再生する。

1 1600年代；囲い金の取崩しによる窮乏化回避

1) 2度にわたる削封

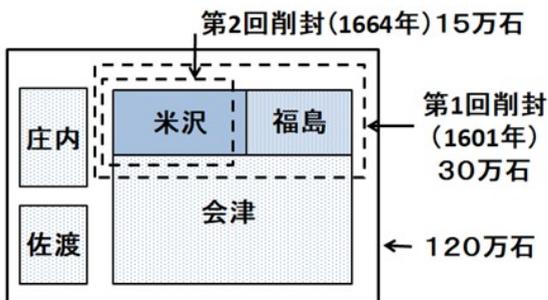
米沢藩は1600年代に2度の削封（領土削減）を命じられた。その際家臣数を減らさず維持したことが、米沢藩の財政窮乏化の根本的原因となった。この点をここで詳しく触れておきたい。

(1) 上杉家の米沢統治の始まり

1598年、上杉景勝（上杉家第2代当主、米沢藩初代藩主）は豊臣秀吉より越後から会津への国替えを命じられた。新しい領地は、蒲生氏領だった会津・米沢など92万石に、それまで上杉氏領だった佐渡・庄内を合わせた120万石である。

図表0・1は、120万石時代の上杉家の領土と、その後の2度の削封過程を示している。

図表0・1 上杉家の2度の削封過程



(2) 1601年第1回削封(120万石 → 30万石)

1600年9月関ヶ原の戦いにおいて徳川家康率いる東軍が勝利し、西軍についた上杉家は敗北し、1601年7月家康より米沢・福島30万石への削封を命じられた(図表0・1参照)。全国有数の金産地・佐渡を失った。9月より家臣の移住は開始された。そして11月に、上杉景勝は米沢入りしている。

この際、領地は1/4となったが、家臣の俸給は1/3としたが家臣数は減らさなかった。

この時なぜ上杉家が家臣を減らさなかったのだろうか。再びの戦に備えたという説もある。1つ言えるのは、新領地でも多くの家臣を養えるとの確信があったからだろう。なぜなら、新領地は家老・直江兼続の120万石時の知行地であり、兼続は新領地を30万石から50万石へ増やせると判断していたからである。事実、後に示すように、兼続は新領地の新田開発をすすめた。

(3) 1664年第2回削封(30万石 → 15万石)

1664年、第3代藩主綱勝はお世継ぎを決めぬまま急死した。領地召上げの危機にあったが、綱勝の亡き正室の父、会津藩主・保科正之(徳川第3代将軍・家光の弟)の工作により、綱勝の妹・参姫と吉良義央(上野介)の間の子を養子にすることが認められた。だが、福島(信夫・伊達)領12万石と米沢領の屋代郷3万石を除く米沢15万石に削封された(図表0・1参照)。その後、幕末まで15万石である。ただし、1719年5代藩主吉憲の時代、1万石を弟へ与え、支藩・米沢新田藩が誕生している。

15万石への削封の際も、領土は1/2となったが、家臣の俸給は1/2としたが家臣数はあまり減らさなかった。これは、保科正之の進言によるとされる。

(4) 2度の削封による困窮化の加速

以上の2回の削封で、領土は1/8となったが、俸給を1/6まで減らしたものの、家臣数はほぼ水準を維持した。その結果、税収の減少ほどには支出は減少できず、参勤交代を含む江戸経費や、幕府への手伝い普請の経費により、財

政は一層悪化することとなった。

2) 囲い金（軍用金）の存在

米沢藩で借金が積上がるのは1700年代に入ってからだが、1600年代に借金をせずに済んだのは、大家・上杉家に多額の囲い金（軍用金）があったからである。本書では、30万石へ削封時には、60万両程度はあったと推定する。

囲い金が底をつくのは1700年頃である。つまり、米沢藩は1600年代の財政赤字を囲い金を取崩すことで対応したことになる。

2 1700年代前半；借金・藩士借上げ依存

1) 大負債の始まり

1600年代米沢藩には借金はあったが、借金返済のために借金をするという「大負債の始まり」とされるのが1698年である。

1700年代に入って、借金が積上がってゆく。借金残高は明らかではないが、1720年の借金元利返済額は1万1734両であった。なお、米沢藩の税収（家臣への俸給支払い後）はおおよそ3万両台である。

2) 藩士借上げ（実質減給）の始まり

借金のほか、家臣からの借上げが重要な資金繰り手段となった。1701～20年に、藩士俸禄の1/4借上げが断続的に行われた。ごく一部は返済されたが、大部分は返済されず実質上の減給であった。1721年からは1/4借上げが恒常化し、1750年からは1/2借上げとなり、鷹山改革末の1821年（鷹山死去の前年）まで続いた。借金返済のめどがついた1822年、当時の11代藩主斉定は借上げ廃止を望んだが、家臣の説得で1/4借上げとし幕末まで続いた。

2度の削封で1/6となった家臣の俸給は、1/2借上げ（実質減給）が加わり1/12までに減ったことになる。米沢藩の財政窮乏化は、家臣にさらに大きな負担を強いたことになる。

1750年で藩士借上げが1/2に至り家臣から減給はこれ以上望めない段階に

達し、次に見るように農民への増税も限界だったから、米沢藩には、1751年以降の財政赤字の資金繰りの主要手段は、ほぼ金主からの借金だけとなってしまった。そこに、1750年代の大困難が襲うことになる。

3) 人口減と経済縮小

1700～50年までの、米沢藩の人口は13万人強から11万人程度へほぼ一定して減少した。このことから、この間米沢藩の経済が確実に悪化・縮小したことがわかる。農業生産も低下し、増税はもはや望むべくもなかったろう。

3 1750年代後半；財政破綻状態そして鷹山改革へ

1) 大型手伝い普請と「宝五の大飢饉」による財政破綻

米沢藩の財政が破綻状態となったのは、1750年代に約6万両の手伝い普請（幕府の工事への手伝いで実費は藩が負担）と数年続いた「宝五（宝暦5年）の大飢饉」に見舞われたことによる。1760年米沢藩の人口は最低となり10万人を割った。借金に応じる金主もなかなか見つからず、八方手を尽くした。高利貸しにも頼る状況だった。結果、借金総額は20万両（現在の価値で200億円）超となったとされる。幕府に領土返上を申出る寸前までに至った。

2) 上杉鷹山の藩政改革

このような最悪期の1759年に米沢藩の養子に内定し、1767年に17才で藩主となったのが九州の小藩・高鍋藩よりの養子・上杉鷹山である。

上杉鷹山の藩政改革は次の3期にわたる。

第1期（1767～82年）竹俣当綱執行時代；積極的拡大政策

第2期（1783～90年）志賀祐親執行時代；消極的縮小均衡政策

第3期（1791～鷹山死去1822年）荳戸善政らの執行時代；消極的拡大均衡政策

簡単にその経緯を示すと、第1期は借金負担軽減に金主の協力で成功したが、目論んだ興業殖産策は滞り、竹俣の失脚で終わる。その後、天明の大飢饉もあ

り、財政は再び悪化する。その頃鷹山は隠居するが、後見として藩政には引き続き関わった。

第2期は、第1期の殖産興業策は打切り、経費半減策を採った。さらに、金主に借金の利下げや返済繰延べを求めた。それに応じた金主の離反を招き、結局行き詰まった。

米沢藩の人口は、1760年を底に微増傾向にあったが、第3期に入った1792年には再び10万人を割り最悪を記録した。

4 1800年代；再生期

1791年に始まる莅戸善政による第3期改革は、第2期同様に経費半減策のもと、殖産興業策を順次進め16ヵ年で財政健全化を目指した。米沢藩は1800年代に入って絹織物産業の発達もあり再生する。期間は計画の倍ほど要したが、1822年鷹山が死去する頃には財政健全化をほぼ果たした。

5 4大金主

本書では、以下を米沢藩の4大金主としている。歴代上杉家当主の年譜『上杉家御年譜』に記載される件数が圧倒的に多い金主だからである。金主側にスポットをあてる第4章に詳しく示す。

- ・江戸・三谷家
- ・越後・渡辺家
- ・越後・三輪家
- ・酒田・本間家

第1章

15万石米沢藩の立地と産物

本論に入る前に、本章では30万石となった米沢藩、とりわけ1664年以降幕末まで長く続くことになる15万石となった米沢藩の立地（気候、交通など）と産物、生産石高などを理解しておく。米沢藩の経済や税収源を理解する基礎だからである。

第1節では、「米沢藩の立地特性と産物」として、特に15万石時代の領地の立地特性や交通事情、米以外の特産物を理解しておく。

第2節では、「米沢藩の実高（じつだか）」として、米沢藩の実際の米換算農産石高を理解しておく。米沢藩30万石、15万石と呼ぶときの石高は表高（おもてだか）と呼び、太閤検地などで計測された昔の石高で大名の格式などを示すものである。農地開発状況などで実高は変わり、実高に基づいて税収が決まるので米沢藩の財政のベースである。ここでは、江戸時代における米沢藩の実高の動向を観察した上で、米沢藩の税収をイメージする。

また、明治初年の10万石以上の全国41藩について、表高、実高、家臣数などデータから、上杉鷹山の藩政改革後の米沢藩の特徴を見ておく。

以上から言えることは、15万石となった米沢藩は、日本海側に位置し三方を山脈に囲まれ雪国であるなど立地上の難点はあったが、新農地の開拓余地が多く幸いな面もあった。

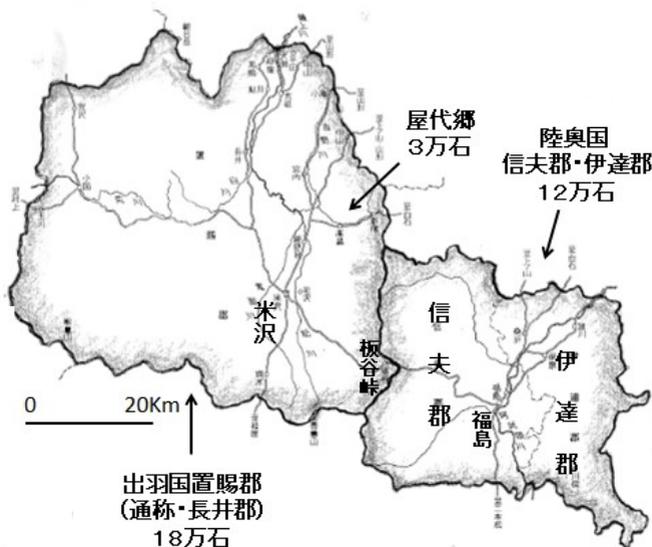
第1節 米沢藩の立地特性と産物

1 30万石時代の領地

30万石時代の米沢藩を地理的に理解しておこう。図表1・1は30万石米沢藩の領地地図である。左側の約2/3を占める出羽国置賜郡（通称・長井郡）は18万石で、1664年削封後の米沢藩となる地域で、現在の山形県に位置する。右側の約1/3 陸奥国信達2郡（信夫郡と伊達郡）は12万石で、現在の福島県に位置する。現・福島県庁所在地福島市は信夫郡に位置する。両地間には奥羽山脈が存在し、険しく冬は交通が困難な板谷峠（標高755m）が両地を結ぶ。

15万石へ削封の際は、信達2郡12万石と置賜郡内の屋代郷（現在の高畠町）3万石が没収された。削封後、信達2郡は養蚕業とりわけ蚕種業で全国に名を

図表1・1 30万石米沢藩の領地



はせる。最終的に米沢藩は養蚕・織物で復興することになるから、信達2郡が隣だったことは幸いだった。

2 15万石となった米沢藩の立地特性

15万石となった米沢藩は、現在の山形県置賜地方（米沢市、長井市、南陽市の3市と5町からなる）にはほぼあたる。西・南・東の三方を山脈が囲う。北側へは当地を水源とする最上川が日本海沿いの酒田へと流れる。

日本海側に位置しているなので、雪国である。また、米作に適さない山間部が多い。先に述べたように交通の便が悪いので輸送コストが高くつくので、他地域にくらべ米の競争力は低かった。

3 米沢藩の交通事情

以上の立地により、江戸や大坂への陸路、水路による交通事情は次のとおりである。

1) 陸路

米沢藩から江戸へ行くには、先にふれた奥羽山脈部の標高755メートルの板谷峠を越えて行くことになるが、冬場は雪で交通困難となる。越後（新潟県）方面へ行くのも難所で、十三峠と呼ばれるように峠が続く。会津方面へは大峠経由で行ける。

2) 水路

物流面から水運の便をみてみよう。江戸方面へは、陸路で板谷峠を越え福島へ出て、阿武隈川経由で河口の荒浜（現・宮城県仙台市若林区）へ（この水運が開発されたのは15万石に削封後）、そして太平洋海運で現・千葉県の銚子へ出る。

越後方面へは陸路で十三峠を経て、越後側の下関（現・新潟県関川村）から荒川を経て、河口・村上に出るが、道も狭く、十三峠の名が示すように峠も多

く物流面では難所とされた。米沢藩の4大金主の1人、越後の豪農・渡辺家は下関に現在もある。

最上川水運も重要だった。関ヶ原の戦い（1600年）後に、3難所（現・村山市）の開削がなされ慶長年間（～1614年）には3河岸（大石田など）が設置・整備された。1672年、河村瑞賢（幕府御用商人）が西廻航路を整備したことで、最上川流域の幕府領よりの年貢米を江戸へ運ぶため、その後は紅花、青苧などの運搬で最上川水運が盛んになった。しかし、その水運は最上川河口・酒田から中流の大石田や左沢までで、米沢までに達していなかった。

米沢まで水運が伸びたのは、1694年、西村久左衛門（米沢藩の京都御用商人）による、長井の難所を開削しての米沢～左沢間の舟路開拓によってであった。西村独自の出費によるもので、工期1年3か月、工費1万6000両を要した。

1723年、川船差配が「自由化」された。それ以前は、酒田～大石田間は酒田豪商、大石田上流は大石田中継商人が独占していたが、酒田新興商人、村山商人が幕府に直訴した結果、全流域の交通権が自由化され、新興商人が参入した。その中には、金主として米沢藩を助けることになる酒田の本間家もあった。

4 米沢藩の特産物

米沢藩の基本的作物は米だが、経済的にあまり重要でなかった。立地上、陸地輸送が多く輸送費用がかさんだからである。1694年に最上川水運が通じ改善するが、劇的な改善ではない。米以外の作物が発達する。

米の競争力が低かったことは、米沢藩の財政を考える上で重要な次の特徴につながる。

①大坂型大名貸しに頼れない

大坂が全国の米の集散地だったので、特に上方以西の諸藩は大坂に米蔵を持つか借りるかして、そこで藩産米の換金やそれを担保とする借金を行った。これらの藩の借金はこれら蔵米にまつわるものが主だった。大坂の豪商・鴻池家はこの蔵米による貸金業をベースに事業を拡大した。

米沢藩はこのような借金スキームは取れなかった。米以外の換金作物の取引をベースにするものだった。江戸時代中期には最上川水運で酒田から大坂経由での米にまつわる借金も見られるが、主ではない。

②半石半永制と換金作物シフト

米沢藩の年貢は、全国的に珍しい半石半永制（半分は米、半分は銭）である。これは、上杉氏の前に会津を治めていた蒲生氏が、「米価賤うして不便故、半分は金を貢せしむ」¹として採っていた徴税方法で、上杉氏が踏襲した結果である。上杉氏後の会津藩も踏襲している。

さらに賦役も銀納だったので、飯米を確保する以外はなるべく換金作物を作ったほうが藩・農民双方にとって有利であった²。そのため、換金作物の栽培が盛んだった。

このように、米沢藩の重要な産物は、蒲生氏統治時代より、青苧と漆・蠶だった。次いで養蚕、紅花などであった。

1) 青苧（あおそ）

苧（からむし）はイラクサ科の多年草で高さが1.5メートルになる。その茎の皮から取出した繊維が、晒布（さらしぬの）や縮布（ちぢみふ）の材料となる青苧である。青麻とも言い、麻繊維である。青苧は、越後時代の上杉家の特産物で重要な財源だった。上杉家は専売制をとり、京都を中心に全国へ出荷していた。上杉家は移封された会津・米沢でも青苧の生産を執政・直江兼続が奨励した。米沢では慶長年間(1596年～)から下長井を中心に苧栽培が始まった。

青苧は、藩の専売制のもと生産・流通され、1600年代は京都を中心に輸出され、専ら奈良晒の原料となった。前述、米沢までの最上川水運を開拓した西村久左衛門家はその輸出を担った。

¹ 藩政史研究会編『藩政成立史の総合研究 米沢藩』p. 530

² 吉田義信『置賜民衆生活史』p. 63

1600年代後半に越後・小地谷で越後縮を生産するようになり、奈良に並ぶ輸出先となった。

1600年代末以降、関東以西で綿栽培が発展し、衣料革命と言えるほど麻（青苧）から綿へ移行・普及した。しかし、裱、蚊帳、夏衣として高級縮布の需要はあり、特産地の越後・小地谷は残り、その原料である米沢藩の青苧も残った。

しかし小地谷も、鷹山改革第1期の1776年頃を頂点に減退し、価格も下落に向かったとされる。

後で述べるが、鷹山改革第1期の米沢藩は、織物職人を小地谷から職人を招いて青苧からの織物生産にも乗り出したが、なかなか成功しなかったが、最終的にはその織物技術が米沢織として実を結ぶ。

2) 漆・蠟

漆も米沢藩の換金物として重要な産物であった。漆木からは、漆器などの塗料に使われる水漆と、主に燈火用の蠟の原料となる木の実が取れる。産物としては漆蠟が重要で、米沢藩の初期では第1の特産物だった。藤沢周平の上杉鷹山についての小説タイトルが『漆の実のみのる国』であることから知れる。

漆には雄木と雌木があり、蠟がとれるのは雌木である。雄木と雌木は見分けが難しい上、蠟がとれるまでには5年かかり、栽培の難しい植物である。

漆木は東北地方特に会津地方・置賜・村山地方が最も多く、漆が置賜地方の特産物であったことは1144年の記録などから確認できる。漆蠟は鷹山改革第1期で最も力を入れた産物だが、1700年代に盛んになる西日本の櫨（はぜ）蠟（白く、安い）との競争で劣勢となっていった。

3) 養蚕・蚕糸・絹織物

最終的に米沢藩の財政を救うのは、桑と蚕からの養蚕（生糸）と絹織物である。絹糸が取れるのは中国由来の蚕からである。米沢藩は蒲生時代から既に桑・蚕の産物だったが、在来蚕種によるので取れるのは真綿や、それからできる低品質な紬糸であった。米沢藩での中国由来蚕種（絹蚕）の存在が確認できるのは1737年発行の書物によって初めてである。15万石に削封される時、分

離された福島（伊達・信夫）地方がその後蚕種産地として発展したことは、米沢藩には幸いだったろう。

紅花も米沢藩の特産物だが、生産高は多くなかった。

4) 米沢藩による専売化

米沢藩は特産品を推奨すると同時に、課税対象とし流通に関与し藩収入を確保しようとした。

青苧の場合

役苧と商人苧に分けられる。役苧は、課税対象で、藩が一定量を市場価格より安い一定価格で買上げるもので、藩は市場価格との差額分が収益となる。商人苧は、市場価格で自由に取引するものである。1600年代は御用商人・西村に双方を扱わせ、役苧からの市場価格との差益と商人よりの冥加金（税の一種）を得ようとするものであった。

財政破綻状態の1760年、米沢藩は商人苧を役苧と同様に低価格で買い取ろうとして青苧騒動が起きた。

漆・蠟の場合

漆・蠟の場合も、青苧と同様で、役苧に相当する役木、商人苧に相当する無役木がある。1720年頃4大金主の1つとなる三谷家へ漆・蠟の独占販売権を与えている。



第2節 米沢藩の実高



米沢藩の農業生産高がどう推移し、米沢藩の税収はどの程度だったかを考えてみる。

「米沢 15 万石」と言う場合の石高は、実際の石高（農業生産高）を示すものではない。この石高は、1595年当時の領主蒲生家による検地（太閤検地）に

基づく藩内耕地の米換算・農業生産高である。この石高は、表高（おもてだか）
と言ひ、徳川幕府における各藩の格式をも示し、参勤交代の装備や手伝い普請
などを算出する基準に用いられ、江戸時代初期に確定したまま使われたようだ。

新田開発などで耕地面積を増やすことなどで、実際の石高は増える。この実
際の石高を実高（じつだか）³と言う。実高は年貢額の算定に用いられるので、
これから米沢藩の財政を分析するにあたっては、実高がどれだけだったかは重
要である。

以下に示すように、米沢藩の実高は表高を大きく上回り、全国他藩と比べて
も実高／表高倍率は高いほうだった。新田開発に注力したことが分かる。

明治初年の全国諸藩の実高などが分かっている。鷹山改革後の米沢藩を他藩
と比較してみる。

1 明治初年の米沢藩

1) 全国諸藩との比較（表高、実高、家臣数）

明治政府が廃藩置県前の明治初年に行った諸調査⁴から、全国諸藩の表高、
実高、家臣数などが分かる。米沢藩が、鷹山の藩政改革を経てどんな実高とな
っていたのかを、他藩と比較しながら分析してみる。

表高 10 万石以上の 47 藩中、全データの揃う 41 藩（郷土を含み家臣数が極
端に多い薩摩藩を除く）について分析する。米沢藩は米沢新田藩 1 万石を含ま
ない。

結論を先に述べれば、表高 14.7 万石の米沢藩は実高 28.5 万石と、表高の 1.93
倍になっている。

³ 内高（うちだか）とも言う

⁴ 明治初年の政府調査結果「藩制一覽」、「明治政覽」などを集約した別冊歴史読本『江戸なんでもランキング』（1987年）「藩別領地高・家臣数一覽（明治初年）」より。実高は「藩制一覽」、家臣数は「明治政覽」によっている

(1) 表高あたりの家臣数；米沢藩は多いほうから2番目

2度の削封でも家臣数を維持したことの結果がはっきり示される。表高1万石あたりの家臣数を、全国41藩平均と比較すると次のとおりである。

	41藩平均	米沢藩
表高①	25.8万石	14.7万石
家臣数②	5,398人	5,971人
表高1万石あたり家臣数(②/①)	210人	406人
同上順位		上より2位

41藩平均に比べ表高が半分ほどの米沢藩の家臣数は5,971人と、41藩平均5,398人よりも多い。表高1万石あたりでは406人と41藩平均210人の倍近い。米沢藩の家臣数がいかに多かったかがはっきりわかる。ちなみに、その多さは41藩の中、上から2番目である(1番は弘前藩)。

(2) 実高／表高倍率；米沢藩は1.93倍で高いほうから5番目

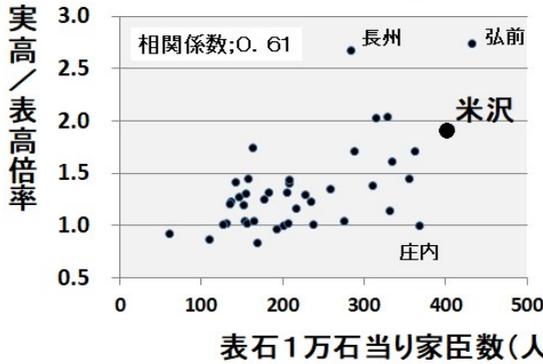
表高に対して実高が何倍に増えたかを示す実高／表高倍率を、41藩平均と比較したのが次である。

	41藩平均	米沢藩
表高①	25.8万石	14.7万石
実高②	34.6万石	28.5万石
実高／表高倍率(②/①)	1.34倍	1.93倍
同上順位		上より5位

米沢藩は1.93倍で表高の2倍近くとなった。全国平均1.34倍を大きく上回り、上から5番目である。米沢藩が実高増加に注力したことが示される。

表高あたり家臣数が多い藩ほど実高増につとめたのだろうか。図表1・2は、横軸を表高1万石あたり家臣数、縦軸を実高／表高倍率として41藩をプロットしたグラフである。表高あたり家臣数の多い藩ほど、実高が増えているこ

図表1・2 表石当り家臣数と実高増の関係
(表高10万石以上の藩、明治初年)



(出所)『別冊歴史読本』(1987年)「藩別領地高・家臣数一覧(明治初年)」より作成

とが、相関係数が0.61と高いことから示される。米沢藩はその典型である。

ちなみに、表石当たり家臣数最大の弘前藩は、実高／表高倍率も最大である。同倍率第2位は長州藩である。

図をよく見ると、表石当たり家臣数が多い藩でも、同倍率が1倍どまり、つまり実高が増えていない藩もかなりある。庄内藩がその例にあたる。

庄内藩は、米沢藩の4大金主の1つ酒田・本間家の所在地で、本間家が内政に関わり支援した藩だが、表高12万石、実高12万石、家臣4,408人である。表高当たり家臣数が上から3位と、米沢藩同様に非常に多いが、実高の増加は全くない。庄内平野にあり江戸時代初期には開発が進み新田開発余地が少なかったと推察される。それに比べ、米沢藩は耕地開発余地に恵まれていたと言えよう。

2) 明治初年の米沢藩の税収

以上の全国諸藩の実高は明治初年の政府調査「藩制一覧表」によるものだが、そこに掲載された米沢藩データを示すと、次のとおりである。

- ・表高；14万7249石
- ・実高；28万4749石

- ・物成（年貢高）；8万5453石
- ・年貢率（対実高比）；30.0%
- ・人口；127,277人（男64,977人、女62,272人）

別の政府調査「明治政覧」では、年貢高6万196石、知行総高（家臣俸禄）3万896石とあり、年貢高は上よりだいぶ少ない（この場合の年貢率；21.1%）。これによると、年貢高に対して、知行総額は48.7%である。家臣俸禄を差し引いた藩のネット収入は2万9300石となり、年貢高は藩と家臣でほぼ半々で配分されていたことになる。

この実高増加は鷹山改革の成果か？

著者は、研究当初のこの分析の結果から、米沢藩の実高増加（15万石から28.2万石へ）は鷹山改革の成果ではないかと期待した。ところが、江戸時代初期（1638年）には、次に示すように、米沢藩（表高15万石相当地域）の実高はすでに25万石強に達していた。

2 1638年寛永検地にみる米沢藩の実高

1) 直江兼続の改革

1598年、上杉家が会津・米沢120万石に国替えとなった際、家老・直江兼続は後の米沢30万石領地（信夫・伊達含む）を知行地としていた。そのためだろう、1601年に米沢30万石に削封された際、兼続はこの地の実高を50万石まで増収できると確信していたようだ。そして、水田開発を奨励した。結果、後にみるように、1638年には30万石が実高51.7万石となった。その経緯を、『米沢市史・近世1』（p.268）より引用する。

「上杉氏は1601年に120万石から30万石に削封されたため、藩財政を確保するため、新田開発に大いに力を入れた。地侍的土豪層を代官や肝煎（きもいり、村長にあたる）に抜擢して村方の支配にあたらせると共に、荒野を与えて

開発を行わせ、それを開知行として与えた。最上戦役⁵後、出陣した郷士に恩賞として与えたのは、自らの開発にゆだねた開知行であった。これら地侍的土豪層は自ら新しく堰を開さくし、灌漑ができるようにして新田を造成した場合には、一定の年数にわたり免租地として認めたり、あるいは知行地として与えたりしている。」

このように、米沢藩主導というより土豪層へ開地インセンティブを与えることで、実高増加をはかったことになる。

なお、直江兼続は次のような統治や改革を行った⁶。これらの施策は、その後の米沢藩の改革の指針となったと考えられるので、ここに示しておく。

- 城下町作り
- 過大藩士の居住確保
 - ・屯田集落（藩士半農）；原方衆
 - ・陪臣集落；城外に重臣の下屋敷（陪臣が開墾）
- 治水；用水路、堰、川除（堤防）
- 新田開発；兼続は、実高 50 万石化が可能とみていた（前述）
- 植林；赤松（建材として最適）→松原地区
- 殖産興業；特産物推奨
 - ・蒲生時代；漆・桑（蚕から真綿）・紅花・青苧がすでに特産物
 - ・兼続は特に越後時代特産だった青苧を重視
- 離反農家対策、年貢の村総請制、「四季農戒書」
- 鉄砲の「密」造（白布）
- 1618 年禅林文庫；禅林寺（現・法泉寺）に藩の学問所

2) 1638 年寛永検地にみる米沢藩の実高

以上のように、直江兼続は水田開発・殖産興業で増収に努めた。

⁵ 関ヶ原の戦いの際、上杉氏が起こした戦

⁶ 渡部・小野・遠藤『直江兼続伝』など

直江の死（1620年）後、1638（寛永15）年に上杉家領地になって初めての米沢藩30万石の検地（寛永検地）が行われた。その結果が次である⁷。

（1）表高30万石が実高51.7万石へ

<1638年寛永検地の時の実高>

	表高	実高	年貢率
A 出羽国置賜郡	18万石	30万5138石	31.0%
B 陸奥国信夫郡・伊達郡	12万石	21万2094石	24.4%
合計	30万石	51万7232両	27.9%

合計欄を見ると、表高30万石に対して、実高は51.7万石と1.72倍となっている。表高は1595年検地（太閤検地）の実高だろうから、寛永検地までのわずか40年強で実高を72%も増加させたことになる。

（2）米沢藩15万石域の実高は推定25.4万石

以上の結果から、その後15万石へ削封される米沢藩域ほどの程度の実高だったかを推定してみる。

A出羽国置賜郡から屋代郷（表高3万石）を除外した領地が15万石へ削封後の米沢藩（C）である。屋代郷の実高／倍率もAと同じ1.69倍とすると、Cの実高は、Aの15／18つまり25.4万石である。明治初年の実高28.5万石に近い水準に、江戸時代初期にすでに達していたことになる。

（3）厳しい検地による実高増で農民は小農分立化

40年強の短期間で1.72倍に実高が増えたわけだが、吉田義信『米沢藩の寛永検地』⁸によれば、この検地は、税収増をはかるため厳しくかつ無理にかさ上げし石高を増やしたものだ。

⁷ 『山形県史2』p.277

⁸ 大東文化大学『経済論集』第38号、昭和59年9月

その説明の前に、石高の求め方を理解しておこう。石高は、田からとれる米石高と、畠からとれる農産物を米石高換算したものの合計である。田と畠を1反歩当たり収穫力により次のように位付（格付）して算出される。

＜検地における位付（格付）＞

田地	上田 (1.5 石)・中田 (1.3 石)・下田 (1.1 石)
畑地	上畠 (1 石)・中畠 (0.75 石)・下畠 (0.5 石)、屋敷 (1 石)

寛永検地では、次のような厳しくないし不正な査定がなされ実高の上積みがはかられた。

- ・新田開発の強行による田畠面積の増大
- ・綿密な検地による切添（田畠の地続きを切り開くこと、また切り開いた新田）の把握
- ・田畠の位付をなるべく石盛の高い上田・上畠へ（面積が変わらなくとも石高は増加）
- ・菱形の田・畠・屋敷でも2辺の長さを乗ずる水増面積での算出
- ・焼畠（以前は除外した）を下畠とした
- ・新田の鋤下（荒地を開墾して田畠とするまでの期間）を認めず本田として検地

検地の実際例が残っている。藤泉村（現在の米沢市六郷町あたり）の1594年と1638年の検地の結果、田畠面積は31%の増加に対して、実高増加はさらに高い54%であった。田畠ともより高い石高位付に評価したからである。また、石高値の低い畠地は横ばいで、高い田地が増加したからである。

吉田義信『米沢藩の寛永検地』⁹によれば、厳しい検地の結果、大地主による農奴型経営から小農による集約型経営へとシフトし、農地増加に伴い農民人口は増加した（次章で詳述）。

⁹ 大東文化大学『経済論集』第38号、昭和59年9月

3) 1664 年実高は 27.9 万石

1638 年永検地の後は藩全域の検地はないが、その後は新開墾地について部分検地が行われた。改検地（検地結果の見直し）も厳格に実施し、年貢徴収の増加に努めた¹⁰。結果その後、30 万石から 15 万石に削封された 1664 年の実高は 27.9 万石となった¹¹。先にみた明治初年の実高 28.5 万石にほぼ匹敵する。しかし、これも無理にかさ上げされた実高だろう。

その後の 1600 年代の実高を示す史料な見当たらない。次章に示すが、米沢藩の人口は 1680～90 年頃まで増えそこでピークとなるので、表面上の実高は上記よりさらに増えただろうが、真の実高はかなり低かったろう。ここでは、1600 年代の最大実高は 15 万石削封時 1664 年の過大評価された 27.9 万石程度とみておこう。

4) 米沢藩の税収イメージ

1600 年代の表高 15 万石米沢藩の実高イメージがついたところで、実高（藩全体の米換算生産高）が藩、家臣、農民にどう配分されたかのか概算し、15 万石米沢藩の税収イメージをつかんでみる。次章以降での、借金額などの大きさが米沢藩収入に対してどの程度かをイメージできよう。

(1) 大まかな金銭的目安

論をすすめる前に、江戸時代の米や貨幣の価値の目安を示そう。

例えば米 15 万石とか金 1 万両と言っても、どの程度の金銭価値か我々現代人にはピンと来ない。そこで、そのための大まかな目安を提示する¹²。もちろん米価や金の価値は変動するので、あくまでも目安である。

米 1 石 = 1 両 = 現代の価値で 10 万円

米 1 石は、大人 1 人の 1 年間に必要な米の量とされる。とすれば、石高 10 万石とは 10 万人の民が食べていける米の量である。

¹⁰ 『米沢市史 中世史 1』 p.270

¹¹ 吉田義信『米沢藩の寛永総検地』 P. 86

¹² 『江戸三百藩の家計簿』（別冊宝島）2016 年

米1石＝1両とする事例が多いので、これを本書では基準とする。ただ米沢藩の米価は全国平均よりは低い傾向にあったことは留意しておきたい。

1両は現在の価値でいくらだが、何を物価基準とするかで変わり諸説あるが、ここでは、比較的よく引用される1両＝10万円を目安とする。

三貨制と換算レート

江戸時代は、三貨制で金・銀・銭の3つの貨幣が流通していた。江戸が金、上方が銀を基本通貨としていた。3つの貨幣の交換レートも変動するが、1609、1700、1842年の幕府による公定交換比率は次表である¹³。本書での分析においては、表右に示すように、上より1600年代、1700年代、1800年代の交換比率とした。ただ、1700年代は金に対して銭安だったとして分析している。

年	金	銀	銭	本書分析での利用
1609年	1両	50匁	4000文	1600年代
1700年		60匁	4000文	1700年代（銭安化）
1842年		60匁	6500文	1800年代

(2) 米沢藩の藩、家臣、農民の収入イメージ（実高24万石として）

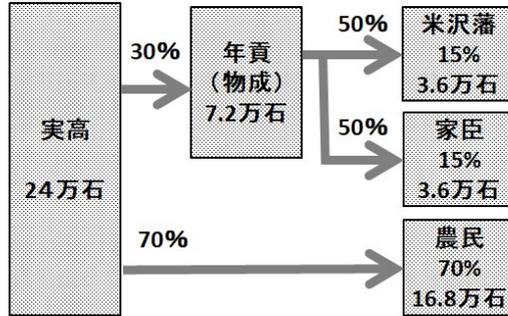
表石15万石の米沢藩の藩、家臣、農民の年収入をイメージしてみる。

前にみたように、米沢藩の実高は1635年寛政検地データからの推定では25.4万石、1664年2度目の削封時には27.9万石であった。この実高は、かなり強引な検地の結果であったので、1780年頃の人口ピーク時に実質28万石程度に達したかもしれない。しかし、その後の人口減少、また、後で見るようにかなり頻繁に起こる凶作を考え、1700年代の財政悪化期の状況として、実高24万石を目安に考えてみる。

年貢率30%（寛政検地時の実績に近い）、年貢の家臣配分率50%（前述、明治初年の配分率52%に近い）として、実高24万石（100%）は図表1・3のように配分される。つまり、

¹³ 日本銀行金融研究所『貨幣博物館 常設展示図録』（2017年）p.39

図表1・3 米沢藩の税收イメージ
(実高24万石として)



(注) 1638年寛永検地時の置賜郡の年貢率は30.9%、明治初年の家臣配分率約50%より

24万石 ⇒ 米沢藩 7.2万石 (30%) ⇒ 家臣 3.6万石 (15%)
 ⇒ 米沢藩実収入 3.6万石 (15%)
 ⇒ 農民 16.8万石 (70%)

①米沢藩の実収入（俸給支払い後）

家臣への俸給支払い後の米沢藩の実収入は3.6万石、1石=1両として3万6000両（現代価値36億円）となる。以後出てくる米沢藩の収入実績は、この値にかなり近い。

②藩士の収入

藩士の俸禄=3.6万石（両）だから、家臣6000人として、
 家臣1人あたり俸禄=3.6万石/6000人=6石（両）/人

家臣1家族5人として（武士人口約3万人より）、
 家族1人あたり=6石/5人=1.2石/人

以上は平均値なので、1石=1人1年分の食糧と考えれば下級武士は俸給だけでは生活維持は困難だった。事実、下級武士のほとんどが半士半農だった。

また、1700年半ばになると半知借上げが恒常化（実質俸給半減）したが、一層困窮化したことになる。

③農民の収入

農民の収入＝25万石×70%＝17.5万石（両）。農民人口10万人として
農民1人あたり＝16.8万石／10万人＝1.68石／人

農業再生産のコストもこの中から捻出することになるから、それらを差引いたネット収入はさらに低い

以後、1年間の米沢藩実収入3.6万石、家臣俸禄3.6万石を目安として考察する。1石＝1両とすれば、双方3.6万両だが、米沢藩は米安にあることを考慮する必要がある。

第2章

鷹山以前の米沢藩；財政破綻への過程

本章では、江戸時代初から上杉鷹山が9代藩主に就任するまでの、米沢藩が困い金を使い果たし借金が膨らみ、財政破綻へ至る過程を時代を追ってたどる。

第1節 米沢藩の財政窮乏化の原因と影響

先ず米沢藩の財政窮乏化の原因を概観した上で、大きな影響を与えた次について定量的に分析する。

- ①多大な出費となった手伝い普請の頻度・影響
- ②たびたび起こり窮乏化を加速した凶作の頻度・影響
- ③農業生産低落をもたらした人口減少過程

1 米沢藩の財政窮乏化の原因

米沢藩の財政窮乏化の原因を、次の観点から整理してみる。

- ①幕藩体制に基づく原因
- ②米沢藩固有の原因と厄災
- ③財政窮乏化に陥ったことによる悪循環

1) 幕藩体制に基づく原因

江戸幕府が諸藩に蓄財を許さず、むしろ出費を促したことが、米沢藩のみならず全国諸藩が財政窮乏化した最大の原因である。

さらに幕府も江戸時代中期以降、財政窮乏化する。その根源的原因は、幕府や諸藩の収入が米（こめ）本位にあったこととされるが、ここでは論じない。

(1) 参勤交代制度による経費負担

この制度では諸大名は1年おきに江戸と国元を行き来する。その際の行列規模・格式が石高（表高）で決められており、多額な出費を伴う。また、正室と世継ぎは江戸屋敷に常住しなければならず、その費用も大きい。幕府にとっては、人質確保と同時に藩の財務体力をそぐ狙いがあった。

米沢藩は1603年2月に江戸桜田に邸地7400坪を与えられ10月には新邸（上屋敷）を新築し、その年より参勤交代を開始している。参勤交代制度が「武家諸法度」に掲げられたのは1615年だから、米沢藩は早くから参勤交代を励行していた。なお、江戸に邸地を与えられたのも、1602年の細川忠興に次ぐもので、早いほうであった¹。細川忠興は関ヶ原の戦い徳川側についた譜代大名だから、そうではない外様大名では上杉家（米沢藩）は最も早かったことになる。

(2) 手伝い普請（軍役を含む）

江戸経費に加え、幕府よりある程度の年数において命じられる大規模工事「手伝い普請」の出費も大きかった。築城、寺社などの造営、家屋・河道の修理などの役務であるが、広義に、大坂参戦など軍役や他藩の改易立合いなども含める。これも、藩の財務体力をそぐ狙いであった。後に詳しくみるが、米沢藩には1回当たり万両単位の出費を強いた。

¹ 『米沢市史近世編1』p.184

2) 米沢藩固有の原因と厄災

米沢藩固有の原因は、次の通りである。小野『米沢藩』(p. 100)をベースに追加して示す。

(1) 異常なまでに多い家臣数

これまでも指摘したように、2度の削封で石高は1/8になったのに、家臣数は減らさなかったことである。前章でみたように、明治初年において、表石1万石あたりの家臣数が、米沢藩が401人と、10万石以上41藩平均210人の2倍近いことが示すとおりである。

(2) 歴代藩主はじめ藩政担当者の財政に対する無関心

① 戦国の雄である上杉家の格式重視

このことも、収入減に見合った経費削減を困難にした。これは鷹山の改革時にも大きな弊害となった。上杉鷹山も、ことあるごとに家臣に訓告している。

② 残っていた囲い金

1600年代は膨大な囲い金(軍資金)の存在が危機感を鈍らせた。江戸時代初には60万両程度はあったであろうことは後で示す。

③ 吉良家支援

2度目の削封時に養子として向かえた先の高家・旗本吉良家に過大な支援を行った。ただでさえ多かった江戸藩邸経費をさらに膨らませた。ただし、吉良家は米沢藩と幕府との間で便宜もはかってくれた面もある(後述)。

(3) 災厄による収入減もしくは出費増

数年おきに損耗高数万石を超える凶作が襲った、その発生頻度や影響を後に詳しく解析する。

江戸屋敷や領内屋敷・城下の火災などしばしば発生し、大きな出費となった。

3) 財政窮乏化に陥ったことによる悪循環

(1) 農村の疲弊による農業生産の低下

大凶作・飢饉や年貢強化などにより、最終的には農村人口の減少、実高の低下、藩の年貢収入の減少、そしてさらなる年貢強化と悪循環に陥ったことである。特に、米沢藩が困り金が底をつき、借金体質となった1700年頃以降は年貢強化が一層激しくなったと想定され、米沢藩全人口は1692年13.3万人から1760年9.9万人まで、3.4万人(26%)減少した。

(2) 借入金の利息負担増大と「借金地獄」化

米沢藩の大名貸金利は、1割程度が多かったようだ。窮乏時には16.6%の高利にも頼ったが、その利息負担は大きい。仮に、毎年1000両の財政赤字でそれを借金でまかなえば、10年後の借入元利合計は、無利子なら1万両、金利年1割なら複利で2万1153両、つまり利息分費用は1万1153両が新たに加わることになる。ついには、米沢藩は増大する元利返済金が支払えず、新たに借金が積み上がる「借金地獄」に至った。

2 手伝い普請の頻度と負担額

臨時出費として大きかった手伝い普請が、米沢藩ではどのような頻度で命じられ、どの程度の財政的負担となったかを分析してみる。

1) 米沢藩の手伝い普請(含む軍役)の歴史

江戸時代をとおしての米沢藩の手伝い普請(軍役を含む)を年表にしたのが図表2・1である。

図表2・1 米沢藩の手伝い普請(含む軍役)の歴史

西暦	事項	負担
1603	江戸市中普請手伝	
	江戸城普請手伝	
1604	江戸城普請手伝	
1606	江戸城石垣普請手伝	
	江戸城桜田門石垣改修	
	禁裏御造営御手伝	
1607	江戸城天守、堀浚、石垣修築(伊達、最上と共同)	
1609	下総銚子船入普請夫役	1000人使役
1612	仙洞御所修築手伝	46貫余
1614	越後高田城普請	人夫数千人
	大坂冬の陣に参戦	9000人うち騎馬350
1615	大坂夏の陣に参戦	9000人うち騎馬350
1620	江戸城石垣普請(桜田から和田堀まで)	人夫数千人
1622	最上氏改易のため城請取	
1629	江戸城普請	
1636	江戸四ツ谷通堀浚	
1639	江戸城曲輪修築(桜田門から清水橋まで)	人夫
1643	江戸城二之丸普請	
	加藤明成改易につき若松城請取	
1649	江戸城外堀石垣普請(一橋御門より神田橋まで)	人夫、2万6000両
1650	江戸城西之丸土手普請	
1704	江戸城石垣普請	
1733	江戸城堀浚普請	2万6418両
1753	上野東叡山根本中堂修復並びに仁王門再建	5万7000両
1769	江戸城西之丸普請手伝	1万6250両
1793	蝦夷地騒動・武器準備	
1797	岩船郡沿海の防備	
1798	江州山門諸堂社修理	2万2300両
1813	江戸城紅葉山御靈屋修理	1万8445両
1839	江戸城西之丸普請手伝	
1853	江戸城西之丸(前年焼失)普請手伝	2万2500両(5か年賦)
1863	英軍艦来航、京警護	

(出所)『米沢市史 近世1』、『米沢市史 大年表』など

合計 32 回が記録されている。改易に伴う城請取 2 回 (1622、43 年)、軍役 5 回を含んでいる。軍役は、江戸時代初期の 1614 年大坂冬の陣、15 年大坂夏の陣の他、鷹山改革第 3 期に入っのロシア船根室入港に伴う 1793 年「蝦夷地騒動、武器準備」、さらに 97 年「岩船郡沿岸の防備」、1863 年「英軍艦来航、京警護」である。残る 25 回が、純粋な手伝い普請である。

2) 手伝い普請の負担額と発生頻度

1 回の手伝い普請は平均 2.9 万両

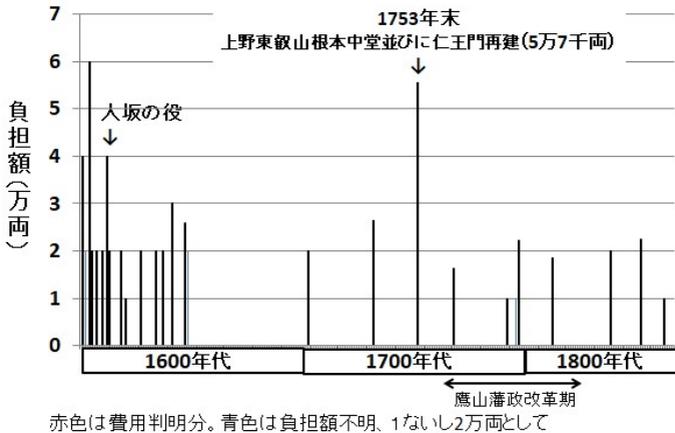
手伝い普請の負担額が判明しているのは、1649 年以降の 7 回である。その平均負担額は 2.9 万両である。つまり、1 回の手伝い普請は、米沢藩（15 万石時）1 年分の実収入に近い重い負担だったわけである。

江戸時代初期に集中

どんな間隔で役務が発生したかを知るために可視化したのが図表 2・2 である。横軸が江戸時代をつうじての年代、縦軸が負担額である。負担額不明は負担額を 2 万両（ただし改易に伴う城請取、1793 年以降の軍役は 1 万両）とした。また年に 2 回あった場合は合計額を示した。このように多くの負担額は正確ではないが、どのような時期にどのような頻度で手伝い普請が課されたが、視覚的に理解できよう。

図を一見して、発生が江戸時代初期に偏っていることが特徴である。50 年きざみで回数をカウントすると、～1650 年 21 回、～1700 年 0 回、～1750 年 3 回、～1800 年 5 回、1801 年～4 回と、江戸時代の始まる 50 年間に約 2/3 半数

図 2・2 米沢藩の手伝い普請史(可視化)



が集中している。この時期が江戸幕府の創設期だったせいだが、米沢藩にとって極めて大きな負担であったことが分かる。次で、詳しく見てみる。

3) 1650年までの21回の手伝い普請

(1) 手伝い普請の内訳

先述のように、1601年に米沢藩30万石の削封され1603年に江戸藩邸地与えられ10月に藩邸を建てた米沢藩は、その年には江戸市中普請、江戸城普請を命じられたことが分かる。

21回の手伝い普請の内訳は、1614、5年の2回の軍役(大坂冬の陣、夏の陣)、2回の城請取を含み、江戸城関連工事13回、天皇関連京都工事2回、その他工事3回からなる。

(2) 膨大な出費

先の1回平均2.9万両の出費とすれば、21回で61万両となる。城請取は出費は少ないと考えても、50~60万両の膨大な出費を伴ったと考えれる。この頃の米沢藩の経常収支が黒字とは考えにくいので、囲い金(軍用金)で賄ったことだろう。後で30万石に削封された1602年頃の囲い金を推定する。

幕府が手伝い普請をどのような理屈で各藩に割当てられたかは分からないが、関ヶ原の戦いで徳川家に敵対した大家・上杉氏の上杉家には、財力を弱めるために、早めかつ多めに割当てられたことは確かだろう。

4) その後の手伝い普請

(1) 全くなかった1600年代後半

不思議なことに、15万石に削封された1664年を含む1600年代後半の50年は、幸い手伝い普請はなかった。江戸城など江戸整備が一段落したせいだろうが、この期間に幕府の普請工事が全くなかったとは考えにくい。やや突飛な仮

説だが、米沢藩の削封に対する幕府の配慮や、保科正之や吉良家の働きかけなどがあったのだろうか（後述）。

（2）1700年以降

1700年以降は平均的には10年に1度程度の発生頻度であり、ならせば1年あたり3000両程度の負担だったと考えることができる。本来は、この程度の積立て金を準備すべきことになるが、1700年代に入るとその余裕もなく、想定以上の金額や短い間隔で発生すれば、藩財政に与える影響は甚大である。

特に、図表2・2にも特記した1753年の手伝い普請は総額6万両に近い最大級の負担であり、直後の1775（宝暦5）年に「宝五の大飢饉」が追い打ちとなり、財政窮乏化が急加速した。

3 凶作の頻度と被害額

税収減をもたらす凶作が、米沢藩にどの程度の頻度で発生し、どの程度の被害をもたらしたかを分析してみる。

1) 凶作の発生頻度と損耗度合い

江戸時代をとおしての米沢藩での凶作の発生記録を年表化したのが図表2・3である。

この265年間で凶作を記録したのが44回（年）、うち大凶作（損耗高10万石以上を大凶作と定義したと思われる）が8回であった。つまり、凶作は6年に1度、大凶作は33年に1度（100年に3度）発生したことになる。

凶作による損耗高が記録されている、1720年以降の20回でみると、

- ・最大損耗高；12万6400万石（1833年の天保の大飢饉時）
- ・全平均損耗高；6万8348万石
- ・大凶作（5回）平均損耗高；11万6240石
- ・凶作（15回）平均損耗高；5万2384石である。

図表2-3 米沢藩の凶作の歴史(江戸時代)

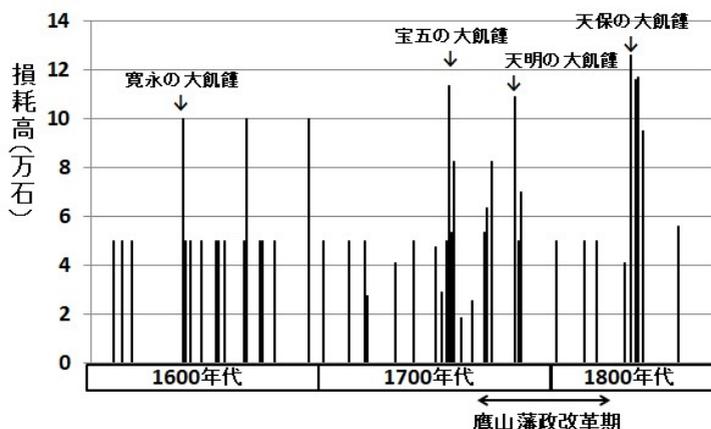
●大凶作(損耗高10万石以上)

西暦年	凶作原因	損耗高(石)	西暦年	凶作原因	損耗高(石)
1611	凶作		1754	水害	
1615	水害		1755	●大雨、洪水	113,600
1619	凶作		1756	長雨	53,500
1641	●大凶作		1757	洪水	82,371
1642	凶作		1760	大雨、気候不順	18,380
1644	旱害		1765	旱害	25,250
1649	凶作		1770	旱魃、濁水	53,604
1655	旱害		1771	旱害	63,503
1656	旱害		1773	旱害	82,353
1659	水害		1783	●冷害、大凶作	109,000
1667	凶作		1785	旱害	
1668	●冷害大凶作		1786	冷害	70,000
1674	水害		1801	旱害	
1675	凶作		1813	凶作(原因不明)	
1680	凶作		1818	旱害	
1695	●冷害大凶作		1830	冷害虫害	40,800
1701	長雨不熟		1833	●冷害大凶作	126,000
1712	長雨不熟		1835	●冷害大凶作	115,700
1719	水害、虫害		1836	●冷害大凶作	116,900
1720	水害、虫害	27,651	1838	凶作(原因不明)	95,000
1732	旱害、虫害	41,130	1853	旱害	56,000
1740	旱害				

(出所)渡辺『近世日本経済史』、『米沢市史』(昭和19)、『藩政成立史の総合研究』より作成

つまり、凶作1回あたりの藩全体の損耗高は平均6.8万石であり、年貢率30%として米沢藩の減収(家臣分を含め)は2.0万石、1石=1両として2.0

図表2-4 米沢藩の凶作史(可視化)



(注) 損耗高不明は大凶作]10万石、その他5万石として表示

万両である。前章示した実高 24 万石の場合の藩税収 7.6 万石に対し 26%の減収となる。同様に、大凶作の場合の減収は 3.5 万石（両）、凶作の場合は 1.6 万石（両）である。

2) 集中しがちな凶作発生

凶作発生は集中しがちである。凶作の発生状況を可視化したのが図表 2・4 である。凶作の損耗高を縦軸に、江戸時代の年代を横軸に示したものである。損耗高が不明の年は、大凶作を 10 万石、単なる凶作を 5 万石で示した。

日本史上で江戸 4 大飢饉とされるうちの 3 つについては米沢藩でも大凶作として記録されており、図にも表現した。1 つは 1642、3 年の寛永の大飢饉、2 つは 1782~7 年の天明の大飢饉、3 つは 1833~9 年の天保の大飢饉である。他の 1 つ 1732 年の享保の大飢饉は、西日本・瀬戸内海地方を襲ったものだが、米沢藩でも「旱魃・虫害」損耗額 4 万石強と大凶作までは至っていないが影響はあった。

米沢藩を襲った他の大飢饉は、1755（宝暦 5）年の「宝五の大飢饉」である。先に述べた 1753 年の最大級手伝い普請の後だったので、この時期以降に米沢藩財政は急速に最悪した。

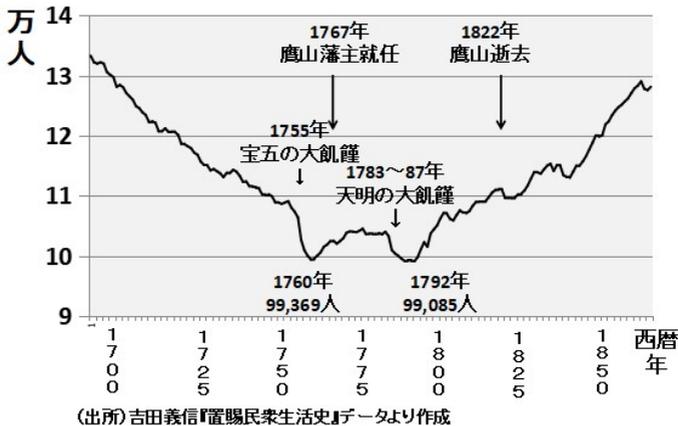
1783 年の天明の大飢饉は、鷹山の第 1 期改革が挫折した翌年に起こり、一層問題を深刻化した。しかし、第 1 期での備えにより、米沢藩は餓死者を出さず乗切ったとされる。

1333~9 年の天明の大飢饉は、鷹山改革の後に起こったが、図よりも分かるように、数年にわたり損耗度も最大級であった。この際も、第 2 期改革時からの備前制度が功を奏する。

4 人口推移から見る米沢藩の窮乏化

米沢藩には1692年から幕末まで毎年の人口統計が残っている。それを図示したのが図表2・5である。それ以前の人口データは、江戸時代以前、蒲生氏が統治した時期の太閤検地時（1794年前）のものだけである。

図2・5 米沢藩の人口推移(1692～1865年)



1) 1600年代の米沢藩（置賜郡）の人口推移

図表2・5に見るように、米沢藩の人口は図の開始1692年をピークに1750年すぎまでほぼ一貫し減少し続け、その後回復するが幕末になっても1692年ピークまでには回復しない。なお米沢藩の人口減少は本図開始1692年より前の「元禄期（1689年～）以前より始まって」²いたとされる。

人口がほぼピーク時の、身分別人口構成が分かる1693年の人口構成（概数）を次表で見ておこう。

² 『米沢市史近世編1』p. 560

<1693（元禄6）年の米沢藩の人口>

	総人口	性別		身分別		
		男	女	農民	武士	町人他
人数	13.2万人	7.8万人	5.4万人	8.8万人	3.1万人	1.4万人
構成比	100.0%	58.5%	41.5%	66.2%	23.6%	10.2%

・総人口 13.2 万人で、農民が 8.8 万人（66.2%）、武士が 3.1 万人（23.6%）である。

・男性比率が 58.5%と 50%よりかなり高い。人口最大の頃ながら、間引き（口減らしのための生児特に女兒殺害）が横行し、農民の生活は困窮していたと想定される。

男性比率の高さは、居住地変更が制限されていた当時では、間引きの多さにかなり起因したとして、民の生活困窮度を示す指標として注目する。間引き禁止の令がしばしば出された。

（1）1595 年頃の置賜郡の人口など（「邑鏡」より）

上杉氏以前に統治していた蒲生氏時代の、1595 年頃の太閤検地と同時に行われたと思われる戸籍調査結果「邑鏡（むらかがみ）」から、置賜郡（30 万石時の米沢領）の村別の戸籍、人口、石高、産物などが分かる³。全域合計が以下である。武士は調査対象に含まれていない。

<1595 年頃の置賜郡の農村人口>

総人口	4 万 6461 人（100.0%）
男性人口	2 万 6238 人（ 56.5%）
女性人口	2 万 0223 人（ 43.5%）
総戸数	1 万 0077 戸（100.0%）

³ 吉田義信『置賜民衆生活史』p.16～に明細が示され、以下の分析はこれによっている

本百姓戸数 ⁴	3212 戸 (32.7%)
間脇等戸数	6612 戸 (67.3%)
石高	17 万 6877.5 石

検地の結果、当地の実高は17.6万石であり、18万石がこの地の表石となった。このデータには、15万石に削封される際に除かれた屋代郷が含まれるので、その分を除くには前章で実高を求めた際と同様15/18すれば、15万石地域の人口（武士含まず）は3.9万人となる。これを農民人口としても、先で見た1693年には農民人口は8.8万人へ2倍強となったことになる。

（２）農民人口倍増の理由

1600年代に農民人口が増加した理由を、吉田『置賜民衆生活史』からたどる。

農奴制経営だった蒲生氏時代

上表によれば、総戸数は本百姓戸数32.7%、間脇等戸数67.3%からなる。間脇とは本百姓の農奴（雇われ農民）であり、蒲生氏時代の農業は農奴制経営の色彩が強かった。吉田『置賜民衆生活史』（p.32）は、「邑鏡の人口4万6461人は（略）驚くほど少ない人口であるが、実は間脇・下人を従属させた農奴的地主手作経営が一般的であったという社会経済史的背景を考慮するなら理解される」としている。

イ）間脇比率の高い村ほど、1戸当たり家族人数が少なく、全村でも男性比率も56.5%と高い状態にあり、間脇の生活は間引きも多く厳しいものだったことが想像できる。

⁴ 本百姓とは肝煎、小走、役屋、間脇等とは職人、寺、山伏、座頭、間脇を指す。不明253戸を除く

新田開発と検地強化による課税強化

その後上杉氏支配となり、30万石へ削封後は新田開発が活発化し、厳しい検地と課税により、「百姓は米沢藩の寛永総検地による年貢・諸役の増徴、生産物の移出入の統制と課税等により次第に窮乏化し、寛永検地帳の100～200石の大高持百姓は、縮小と解体を余儀なくされ小農の分立となった」⁵。その後も新田開発が進んだので、小農化がさらに進み、農民人口は増加基調にあったが農民の困窮度は増したと理解される。

そして「元禄期（1689年～）以前」1680年頃には、新田開発も鈍り、課税も一層強化され、人口はピークをむかえたと理解される。

2) 1700年以降の人口激減

先の図表2・5によると、統計開始1692年の13万3259人より鷹山藩主就任の7年前の1760年の9万9369人までの70年弱の間、人口はほぼ一貫して減少している。この間3万3890人、25.4%の減である。特に1755年「宝五の大飢饉」後の減少幅が大きい。

財政困窮による人口減少の負のスパイラル

この人口減少は、藩財政の困窮化による次の悪循環に大きく起因するだろう。

財政困窮 → 農民に対する租税・賦役負担の強化 → 負担に耐えかね、農民は間引きや欠落（夜逃げ） → 農村人口減少、手余地（耕作放置地）の増加 → 実高の減少 → 年貢未達の恒常化（年貢納入責任は村単位だが） → 財政困窮

農民を上回る武士・町民の人口減少

農民への課税強化は、農民人口減少にとどまらない。後に示すように、1721年より武士俸給の1/2借上げ（返済されず実質減給）、1750年より1/2借上げ

⁵ 吉田義信『米沢藩の寛永総検地』大東文化大学経済学会「経済論集（第38号）」1983年9月 p. 86

が恒久化し、武士の人口も減少し、減少率は農民より大きかった。1693年と最低期の1760年の総人口、農民人口、武士人口は以下のとおりである。

	総人口	農民	武士
1693年	13万2189人(100%)	8万7543人(100%)	3万1145人(100%)
1760年	9万9369人(75%)	6万9584人(79%)	2万0660人(66%)

この間、総人口は25%減に対して、農民人口は21%減、武士人口34%減と武士人口の減少率が高い。なおこの間、町人も1万3501人から9125人へと32%減少している。武士並みの減少であった。

3) 実高減少の推定(農民人口より) ; 最悪期22万石程度以下

上の分析では、1693年から最悪期1760年までの農民人口は21%減であった。また、米沢藩の最大人口は元禄期(1689年～)以前だから、農民人口もそうだろうから、農民人口の最大時よりの減少率は21%以上だったことになる。

一方、分かっている実高は1664年の27.9万石である(前章)。人口のピークが1680年頃とすれば、実高はさらに増えたと予想される。しかし、前で見たとように、この実高は税収増のために無理にかさ上げされた実力以上のものである。

ピーク時の実高が仮に実質28万石に達したとして、そこから上記の農民人口減収率21%強(ピーク時からの減少率はもっと大きい)分減少したとすれば、農民人口最低時の実高は22万石程度以下と推定される。

以上で、米沢藩の財政困窮化の原因と影響を理解した。これを踏まえ以下、米沢藩の財政窮乏化の過程を、江戸時代初から鷹山藩主就任初期までを次の5つの時期に分け観察する。

- ①1600年代前半(30万石時代) ; 豊富な囲い金 →次第2節
- ②1600年代後半; 江戸出費過多で囲い金払底 →第3節
- ③1700年代前半; 藩士借上げの恒常化と借金増大化 →第4節

④1700年代後半；宝五の大飢饉より領土返上寸前まで →第5節

⑤1771年頃；財政破綻状態の鷹山藩主就任初期 →第6節



第2節

1600年代前半（30万石時代）；豊富な囲い金



米沢藩の120万石から30万石への削封は1601年である。徳川家康が征夷大將軍となり江戸時代が始まる1603年の2年前である。ここからの数十年は米沢藩、江戸幕府ともに基盤整備期であった。米沢藩は自らの新城下の整備ばかりでなく、江戸屋敷の整備・維持そして幕府の基盤整備協力（手伝い普請）にも多大な出費を余儀なくされたが、豊富な囲い金（軍用金）を取崩すことでのいだ時期である。

1 米沢藩基盤整備と幕府への手伝い普請に多大な出費

1) 米沢藩の基盤整備

会津から米沢へと本拠地を移した米沢藩の基盤整備は、工事面からは大別して次の2つである⁶。

(1) 城郭・城下町建設、江戸藩邸建設

過大な家臣を米沢に移住させることから始まる米沢の新城下開発ばかりでなく、江戸藩邸建設も課された。米沢藩は外様大名⁷であったからか、早くから江戸屋敷建設を強いられ、参勤交代も早くから受け入れたことは前述した。

⁶ 『藩制成立史の総合研究 米沢藩』p.776

⁷ 関ヶ原の戦い以前から徳川家の家臣だった譜代大名に対して、それ以外を外様大名と言う

(2) 藩財政の基盤を拡大するための建設工事

新田開発、用水・道路開設、築堤等の農村対策の土木工事や鉱山開発、各種の殖産興業に関する開発工事などである。結果、第1章に示したように、1638年検地で表高30万石は実高51.7万石(後の15万石領域は推定実高25.4万石)と増大した。ただし、税収増をはかるため無理に下駄をはかせた検地ではあった(前述)。

2) 幕府への手伝い普請・軍役

同時にこの時期は、江戸幕府の江戸城および城下の基盤整備期であり、前節でみたように、大坂出兵など軍役も含め多くの手伝い普請が集中した。

図表2・1で見たように、米沢藩の江戸時代をとおしての手伝い普請は32回記録されているが、初期の1650年前半に2/3に近い21回が集中している。1回あたり2.9万両程度の出費とすれば、総出費は60万両となる(前述)。

2 豊富な囲い金の取崩し

以上の多大な出費により、米沢藩の財政収支は恒常的に赤字であったと想定される。それを救ったのは、大家・上杉家の囲い金(軍用金)の蓄えてあった。

1) 囲い金の記録

1600年代の囲い金の記録として、次の2つがある。

①1645年に14~5万両

横山『上杉鷹山』(p.21)によれば、1645年2代藩主・定勝卒去の際には、玉金・延金その他で計14~5万両相当の囲い金があったと言われる⁸。

②1664年に6万両

⁸ 原典は藁科立遠『管見談』

小野『米沢藩』(p. 101)によれば、囲い金は寛文の削封の時(1664年)にもまだ6万両ほど残っていた。

19年間で囲い金9~10万両減少

以上とり、1645~64年の19年間で囲い金は9~10万両減少したことになる。この間にあった手伝い普請2回(図表2・1より)、凶作4回(図表2・3より)が、囲い金減少に大きく影響しただろう。

2) 江戸時代初は60万両前後はあったと思われる囲い金

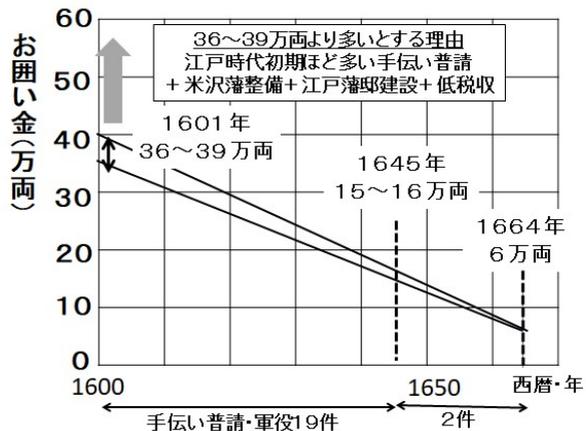
関ヶ原の戦いで負けた西軍につき30万石へ削封された上杉家(米沢藩)には囲い金(軍用金)がどれだけあったのだろうか。結論から言えば、60万両(現在の600億円)程度あるいはそれ以上あったと推察できる。

図表2・6は、分かっている米沢藩の囲い金、1645年14~15万両、64年に6万両から、1601年値を逆算したものである。この1645~1664年の間の同じペースでそれ以前も囲い金を取崩したとすれば、1601年の囲い金は36~39万両と推定される(図参照)。しかし、1602~45年の囲い金取崩しペースはその後より相当早かったと

想定されるので、1601年の囲い金はこれよりもっと多いだろう。理由は次である。

上の期間1645~64年の19年間と、それ以前1601~45年の44年間とで先に見た手伝い普請と凶作・大凶作の回数と負担ない

図表2・6 1601年頃の米沢藩の囲い金



し減収額を比較したのが以下である。

	年数	手伝い普請	凶作	大凶作	影響総額
1601～45年	44年	19回	<u>4回</u>	1回	66.6万両
1645～64年	19年	2回	4回	0回	12.2万両
1回当たり負担/減収額		2.9万両	1.6万両	3.5万両	

上表下段に示す手伝い普請の1回当たり負担額、凶作・大凶作の1回当たり減収額は先の分析結果を用いた。それによると、1745年までが66.6万両、それ以降が12.2万両、総計78.8万両である。

囲い金の減少額が、上記の影響総額に比例すると仮定するとして計算すると、1745～64年の減少額9～10万両（実績）に対して、1601～45年の減少額49～55万両（推定）となり、1701年の囲い金は64～71万両と推定される。

算定の基礎である手伝い普請負担額が、江戸時代初期をほとんど含まないデータに基づくので断定的には言えないが、図表2・5に示す36～39万両をはるかに上回る囲い金があったことは確かだろう。

1746年までの手伝い普請には少費用と思われる城請取が2回あるのでその分は過大だが、江戸時代初期ほど

- ・米沢城下建設や江戸藩邸整備などの基盤確立のための出費が大きかったこと
- ・実高が少なく年貢収入が少なかったこと

を加味すると、囲い金減少度合いはさらに大きかったと言える。

30万石へ削封された1601年には、概略60万両前後の囲い金があったとしても不思議はない。それ以上もありうる。

この豊富な囲い金によって、1600年前半の米沢および江戸屋敷の基盤整備、21回に及ぶ手伝い普請（広義）を乗り切ったことになる。むしろ、幕府は上杉家の豊富な資金を減らし力をそぐため、多くの手伝い普請を命じたのだろう。そして、その意図を充分達成したと言える。

1600年代後半は手伝い普請が不思議にもなかったこともあり、囲い金は1664年に6万両そして1700年頃に底をつくまで米沢藩財政を支えた。そして、1700年代半ばには20万両以上の借金を抱えることになる。

江戸時代初期の潤沢な囲い金の恩恵は大きかった。



第3節

1600年代後半；江戸出費過多で囲い金払底



1600年代後半は、幕府運営も安定化する一方、幕藩間の交際が華美となり、今風に言えば「母屋（米沢）はお茶漬け、離れ（江戸）はすき焼き」の時代と言えよう。1792年には、江戸支出が2万5千両にも及び、米沢支出の2倍であった。15万石削封の際に吉良家より養子を迎えた後、支出を抑えるべきところを逆に、吉良家への多大な資金的支援や江戸藩邸の支出増により、米沢藩財政を圧迫した。1700年頃には囲い金はほぼ底をついた。

1 吉良家支援と江戸経費の増加

1) 吉良家の支援⁹

1664年3代藩主綱勝が後継ぎを定めぬまま急死したため、高家旗本・吉良義央（上野介）に嫁いだ綱勝の妹の子（吉良家長男）を養子とし4代藩主綱憲として迎えた。米沢藩は、その結果30万石から15万石へ削封されたにもかかわらず、官位は高いが石高が4200石と少ない高家旗本・吉良家に対して次の多大な資金支援を行った。

⁹ 『藩政成立史の総合研究 米沢藩』 p.791 などより

先ず、恒常的な援助として吉良家に対し毎年 1000 石の知行を与えている。藩主綱憲の実母に対しても毎年 5000 石、合わせ計 6000 石を与えたという説もある。この援助は 1676 年まで続いたが、綱憲を藩主として迎えた 1664 年から始まったとすると 12 年間で援助合計は最小で 1 万 2000 石、最大 7 万 2000 石両となる。後に示す 1692 年「出方帳」に示される米沢支出は 3 万 2 千両余藩収入（家臣への俸禄を除く）だから、その負担は大きかった。後で示すが、吉良家援助は 1676 年以降の 1692 年史料にも記録されている。

吉良家の町方買掛金 6000 両を、米沢藩が上方からの借金により年 1000 両 6 年間で返済したこともあった。また、1681 年には吉良家の買掛金 2780 両を負担した。さらに 1698 年、鍛冶橋の吉良家類焼により、呉服橋新邸費用 8000 両の大半と大工 50 人の費用を負担した。そればかりか、米沢藩は吉良邸へ 22 人の藩士を派遣していた。

吉良家に関連して、江戸屋敷自体の出費も増加した。吉良義央は藩主の実父・親戚として、桜田邸の書院造営や米沢城本丸書院の豪華な造営を指図した。さらに吉良義央の斡旋により、多額の交際費（含む寄付）が発生した。

米沢藩にはメリットもあった。1792 年米沢藩の京都御用商人・西村久左衛門が最上川開鑿工事を計画・上申した際、幕府の工事認可には吉良義央の働きかけがあった¹⁰。米沢藩の吉良家への献金も高家旗本としての権威を期待した面もあっただろう。1600 年代後半に手伝い普請がなかったことに、吉良家の何らかの影響があったのかもしれない。

なお元禄 14（1701）年 12 月 14 日吉良事件¹¹で綱憲父・吉良義央が死亡し、その後吉良家は事実上断絶した。

2) 膨らむ江戸経費

新藩主・綱憲の成長につれ出費も拡大し諸事華美に至った。

¹⁰ 『藩制成立史の総合研究 米沢藩』p. 792。工事は 1694 年 7 月完成した

¹¹ 赤穂浪士の吉良邸討ち入り事件を米沢藩は吉良事件と呼んだ

以上のような結果、1676年、江戸邸出入商人への年2回の支払いの7月分を暮れに、暮れ分を翌年へ延し、翌年暮払7000両が支払い不能となったが、国元も金がなく、2～3000両を送った程度だった。

1681年、上杉家の買掛金も膨大で、盆前には町人23人が押しよせる始末だった。

1700年江戸藩邸支出2万5005両であり、1692年の推定2万両程度（後述）から増えている。

江戸屋敷の経費拡大は、他藩も同じで、信じがたいが、中期以降になるとどの藩でも歳出の7割ないし8割が江戸経費であった¹²と言う指摘もある。庄内藩（14万石）では1702年の支出は国元5180両に対して江戸3万560両であった¹³。

2 1692年の米沢藩の支出内訳

江戸経費がどの程度だったかを具体的にみる。

(1) 1692年「出方表」；金方勘定

米沢藩の財政状態を示すデータが部分的ながら残っているのは、この時期からである。1692年の米沢藩の支出内訳を示す「出方帳」が残っている。

第1章で示したように、米沢藩の徴税は「半米半永」制なので、勘定は「米方勘定」と「金方勘定」からなる。「出方帳」は金方勘定にあたり、金方勘定の国元・米沢での支出額の大部分を表すと考えてよいようだ¹⁴。

¹² 『藩制成立史の総合研究 米沢藩』 p. 788

¹³ 『藩制成立史の総合研究 米沢藩』 p. 788

¹⁴ 『藩制成立史の総合研究 米沢藩』 p. 793～

図表2・7 1692年の支出内訳(金方、「出方帳」より)

大項目	中項目	経費(両)	大項目計	構成比
領内経費	藩主家諸経費	61	8,702	24%
	人件費・家臣回扶養費	2,848		
	藩用諸物資買上・雑費	3,140		
	在郷貸付金	2,653		
在外経費	江戸のぼせ金	2,300	6,803	19%
	御前様・鍛冶橋様御知行金	2,589		
	参勤諸費用	268		
	人件費・家臣回扶養費(江戸分)	1,646		
諸産物 販売経費	諸産物買上・諸加工費(専売品を含む)	8,373	17,962	50%
	買米・蔵米・船出米・のぼせ米諸経費	9,589		
領外支払費	元二青苧払代金(京都西村へ)	1,833	2,819	8%
	京都借金返済	985		
合計		36,286	36,286	100%

(出所)『藩政成立史の総合研究 米沢藩』p.794第1表を再編集し金(両)換算

図表2・7は、『藩政成立史の総合研究 米沢藩』(p.794)の第1表を金(両)換算¹⁵し、編成替えして領内(米沢)経費と在外(主として江戸)経費が分かるようにした。この年は、4月に藩主が江戸入りした年である。

(2) 在外経費は18,376両+α

図表2・7大項目の金額、構成比を抜粋すると、以下のとおりである。

経費(大項目)	金額	構成比
①領内経費	8702両	24%
②在外費用	6803両	19%
③諸産物販売経費	1万7962両	50%
④領外支払費(京都)	2819両	8%
合計	3万6286両	100%

50%を占める諸産物販売経費の大半は江戸経費へ

金方支出額合計は3万6286両に対して、主として江戸経費を示す在外経費は6803両と少ないが、③諸産物販売経費の大部分が最終的に江戸へ流れ、江戸経費の財源になる。その仕組みは以下である。

¹⁵ 銀類はすべて60匁、銭4,000文を金1両。金・銀交換比率1:5として換算

③諸産物販売経費は1万7962両と50%を占めている。これは、青芋や漆蟬などの専売品を藩が買上げて加工して主として藩外で販売するための費用A「諸産物買上・諸加工費」（8373両）と、藩が買上げる米の購入及び運搬費B「買米・蔵米・船出米・のぼせ米諸経費」（9589両）から成る。つまり、藩が農産物を独占的ないし強制的に買上げて多くは加工・販売し、販売利益を得る「藩のビジネス」に金方支出の半分が使われている。

A費用から算出される商品は領外（京など）で販売されその代金は、領外費用、主として江戸屋敷の運営に回される。経費に利益を乗せて販売されるからA8373両+ α が江戸藩邸費となる。また、B中の「のぼせ米（江戸への輸送米）」経費（運賃など）約3200両¹⁶も江戸屋敷のための経費だから、合計1万1575両+ α が「諸産物販売経費」を介して江戸経費に回っている。

江戸屋敷経費など在外経費は1万8376両+ α

「出方表」の②在外費用は6,803両だが、上と合わせると合計1万8376両+ α 、全体の51%+ α が江戸屋敷を主とする領外経費の合計となる。米沢藩の江戸屋敷経費の負担がいかに大きいかがこの数値から示される。

②在外経費の2項目「御前様・鍛冶橋様御知行金¹⁷」2,589両は吉良家支援である。先に吉良家支援は1676年まで続いたとしたが、1992年時点でも吉良家支援は続いていたことが分かる。

さらに、1700年の江戸支出中勘定は2万5005両に及んだ¹⁸。

¹⁶ 『藩制成立史の総合研究 米沢藩』p, 795

¹⁷ 御前様は米沢藩より吉良家へ嫁いだ吉良夫人、鍛冶橋様は当時鍛冶橋に居る吉良家を指す

¹⁸ 『藩制成立史の総合研究 米沢藩』p, 789

（３）領内経費と借金返済

領内経費は 8702 両、全体の 24%

結果、②領内経費は江戸屋敷総経費の半分以下の 8702 両である。4 月以降は藩主が江戸にあるとは言え、藩主家諸経費は 61 両にすぎない。

借金返済額はこの時期少ない

京都からの借金の返済に 2819 両（全体の 8%）が支払われている。「元二青苧払代金（京都西村へ）」1833 両は、御用商人西村久左衛門からの元二つまり元禄 2（1689）年の青苧にまつわる借入金の返済だろう¹⁹。江戸屋敷にこの時期借金があったことは先にみたが、米沢藩領内に限れば借金返済負担は未だ小さく、一方では領内経費で見るとように在郷貸付金 2653 両があり、借入返済とほぼ同額である。

（４）囲い金の払底

1664 年に 6 万両あった囲い金は、1675～1702 年頃 2 万 4000 両と粃 18 万俵を経て、1704 年にほとんど皆無の状況になった²⁰。

¹⁹ この時期の借金を「京借金返済」985 両のみとする解釈もある

²⁰ 『米沢市史 近世編 1』p. 585



第4節

1700年代前半；借金増大と家臣借上げ恒常化



米沢藩は1698年、領外金主への借金返済のために領内商人6人より計2000両の借金をした。これは、初めての借金返済のための借金で、「大負債の始まり」²¹とされる。これを機に、米沢藩は借金体質へと転換した。

その後の50年、藩内人口は13万人程度から10万人程度へ着実に減少した。1721年からの藩士の給与1/4借上げが恒常化した。つまり、返済されず実質1/4減給となった。1750年からは1/2借上げとなり上杉鷹山死亡前年1821年まで71年間続き、その後は1/4借上げとしたが幕末まで続いた。

藩の恒常的財政赤字の資金繰りは、農民への増税、藩士の減給、外部よりの借金の順だろう。上限の1/2借上げとなった1750年は、もはや藩士の減給にはこれ以上頼れなくなった年で、農民への増税にもすでに頼れなく、外部からの借金しか資金繰り手段がなくなった、米沢藩が崖っぷちに立たされた年だったろう。

1 1720年の支出構造；1692年との比較

前節で示した1692年と同じ形式の1720年「出方表」で、1720年の財務状況を1692年と比較する。

なお、米沢藩の人口は1692年13万3259人から1720年11万8615人へ1万4644人、11%減となっている。

²¹ 荻戸政以（善政の子）が『政体通言』の中で指摘した

図表2・8 1720年の支出内訳(金方、「出方帳」より)

大項目	中項目	経費(両)	大項目計	構成比
領内経費	藩主家諸経費	560	9,085	27%
	家臣団扶養費・人件費	3,763		
	藩事業・藩用諸物資料購入諸経費	2,872		
	在郷貸付金	1,786		
	社寺代参・合力その他	104		
在外経費	藩主家諸経費(江戸のばせ金)	889	2,294	7%
	家臣団扶養費・人件費	1,001		
	藩事業・藩用諸物資料購入諸経費	404		
諸産物買上・諸加工費・販売経費	諸産物買上・諸加工費(専売品を含む)	6,254	12,810	38%
	買米・蔵米・船出米・為登米諸経費	6,556		
借金(前借・元借)返済	領内借金返済	2,939	9,504	28%
	領外商人借金返済	6,566		
合計		33,693	33,693	100%

(出所) 横山昭男『近世中期における米沢藩財政の構造』第7表を再編成

1) 1720年の支出内訳(金方)

図表2・8は、1720年「出方表」支出内訳(金方)である²²。1692年支出内訳表(図表2・7)と同じ形式にまとめた。ただし、1692年のほうは銭の金交換レートは1両=4000文だが、1720年のほうは出典に合わせ1両=4800文²³とした。銭安の傾向にあったから実態に沿ってしよう。この年も藩主は4月以降江戸に入ったという点でも両年は同条件である。

2) 1692年との支出比較；米沢藩経済の縮小

前出1692年と比較すると、変化は瞭然である。1692年の「出方表」項目別の増減をみたのが次の図表2・9である。

米沢藩経済の縮小がはっきりしている。支出合計が3万6286両から2593両減少している。銭交換レートを1792年と同じとしても1241両(28%)減である。

²² 本表では銀・銭の金換算レートは1692年表と同じく1両=銀60匁、銭4000文とした。本表の出所(表下欄に示す)では銭4800文で算定している。

²³ 1両=4000文で計算すれば、図表2・7の合計値は35,046両と1383両多い

図表2・9 米沢藩の支出内容(金方)の変化 (1692年→1720年)

(単位:両)

大項目	中項目	1692年	1720年	増減
領内経費		8,702	9,085	382
在外経費		6,803	2,294	-4,509
諸産物買上・諸加工費・販売経費	諸産物買上・諸加工費(専売品を含む)	8,373	6,254	-2,119
	買米・蔵米・船出米・為登米諸経費	9,589	6,556	-3,033
	小計	33,468	24,189	-9,279
借金(前借・元借)返済		2,819	9,504	6,686
	合計	36,286	33,693	-2,593

(出所)横山昭男『近世中期における米沢藩財政の構造』第7表を再編成

借金返済額が6686両増えた結果、借金返済前支出(小計)は3万3486両から2万4189両へ9279両も減っている。つまり生産や消費に回せる支出額がその分減ったわけで、米沢藩経済の縮小がはっきりしている。

江戸経費の大幅減少

「諸産物買上・御加工費・販売経費」は5152両減少している。その大部分は、輸出版売され利益を上乗せして在外経費に転用されることだったから、それも減った。直接支出される「在外費用」も4509両減っている。転用分を含め在外費用全体では最大9661両減少したことになる。1600年代末の元禄時代に膨らんだ江戸経費は大幅に減少した。

一方、領内経費は横ばいである。

借金返済額の増大

実質支出が減少した大きな原因は、借金返済額ひいては借金の増大である。返済額は領内が2939両、領外6566両となっているが、この時の借金の状況を次に見る。

なお一方、図表2・8に見るように在郷貸付金1786両がこの時点でもあったことが分かる。

図表2・10 1720年の借金タイプ別返済額

借金種別		返済額 (両)	返済先の領内・外の別		
			領内	領外	合計
長期借入金	元利返済	6,542	3,049	2,976	6,025
短期借入金	蠟先納金への払い	3,773	160	3,232	3,393
	家臣への返済(借上)	842	842		842
	諸在郷へ返納	586	586		586
合計		11,744	3,209	6,209	9,418

(注) 出所資料の違いから、返済額と領内・外合計と合致しない

(出所)『藩制成立史の総合研究 米沢藩』p.797表より作成

2) 1720年頃の借金タイプと借入先

1720年「出方表」等から、借金種別と主な借入先が分かる。図表2・10はその年の借金元利返済額（借金額ではない）とその領内・外別返済先を示した集約である。

1720年の元利返済額合計は、1万1744両である。前図表2・8「支出内訳」の借金返済額9504両より多い。「家臣への返済」、「諸在郷へ返済」が前図表2・9には含まれていないとするとつじつまが合う。この家臣・諸在郷返済と「蠟先納金への払い」を短期借入金に分類した。蠟先納金は、「蠟売渡契約により商人から前借せるも、産額少く契約不履行のため前借金の元利金を返済」²⁴したものである。返済額は合計3773両と金方勘定の1割近く、後の資料によると1年間の生産高に近い、かなり無理な前借をしていたと想像される。短期借入金とした。

(1) 蠟先納金返済先

漆・蠟を扱う商人が返済先だろう。当時の1720年から間もなくして、江戸商人・三谷家（米沢藩4大金主に1人）が蔵蠟独占販売権を得て借金に応ずることになるので、この後これらの商人からの資金融通は不要になっただろう。

²⁴ 『藩制成立史の総合研究 米沢藩』p.798

とは言え、その返済先を見ておくと、領内は寺島のみで、残りは領外で、大坂1名、関東3名、白河2名、三春1名、越後1名の商人である。越後は、後に米沢藩の4大金主と1人となる渡辺家である。

(2) 長期借入金の金主 ; 51%が領外者

一般的な借金を、蟬先納金返済先と区別して長期借入金とした。出典の金主リストによれば、返済額6542両の51%は領外者（リストに地名があった者）である。ただ、リストには他に領外と推定されるものもあるので、それ以上と推定される。

領外金主は、近江1名、関東2名、会津1名、三春2名、越後1名、最上3名である。江戸はいない。この中に前の蟬先納金返済者3名を含む。ここにも越後・渡辺家があるが、それ以外の金主はこの後の史・資料上には登場しない。間もなく登場する4大金主となる江戸・三谷家のような新しい金主が代替したのだろう。

越後・渡辺家は、750両の貸金に対して年利1割の利金75両の返済となっている。上記の蟬先納金取引とともに米沢藩との金融取引の初見である。

(3) この頃の借入金総額は2.0～2.7万両か？

図表2・10の長期借入金の「元利返済」金6542両が元金の一部と利息の返済額である。では、その長期借金総額はいくらあったのだろうか？ 金利を年10%、満期を3～5年と想定すれば、「元利返済」の借金元本は1.5～2.2万両と推察できる。これに短期借入金の満期を1年とし返済金5201両を加算すれば、全体の借入金元本は2.0～2.7万両となる。

3) 家臣俸給の1/4借上げへ

借金総額の上記は推測だが、元利支払額1万1744両は藩支出（金方）の約1/3と財政を圧迫しており、翌年から家臣俸給1/4借上げの恒常化に踏み切ることになった。翌年以降も続き、借上げ恒常化（実質減給）の始まりだった。

3 その後「宝五の大飢饉」前までの財政悪化

1720年以降「宝五の大飢饉」前1750年頃までの藩財政をみてみよう。それを直接示す史・資料は見当たらないが、人口推移と藩士借上げから、財政窮乏化がすすんだことが分かる。

1) 30年間で人口8.4%減

米沢藩人口は、1720年11万5615人からほぼコンスタントに減少し1750年10万8859人となった。9756人（8.4%）の減である。

はっきりとした減少傾向で、先に推定したように米沢藩の実高は20万石程度へ向け低落していただろう。農民への増税はもはや限界だっただろう。藩財政窮乏は次に示す藩士よりの借上げの恒久化からはっきり分かる。

2) 家臣借入れ（実質減給）にみる財政悪化

1721年より1/4借上げが恒常化、1750年より1/2借上げへ

借金体質になった米沢藩は、1701年から藩士から俸給の1/4の借上げを断続的に実施したが、1721年からはそれが恒常化した。返済はほとんどなく、実質減給である。それがほぼ30年続いた（1733年のみ手伝い普請2.6万両出費のため1/2借上げへ増額）。そして1750年からは1/2借上げ（半知借上）に踏み切らざるを得なくなった。このことから1720年以降財政は確実に悪化したことが容易に推察できる。

第1章で示した藩財政イメージによれば、実高24万石の場合、家臣、藩ともに3.6万石の収入だったが、1/4、1/2借上げによって、家臣は2.7万石、1.8

万石と減給となり、藩は4.5万石、5.4万石の増収となる。人口減少で実高も24万石以下まで落ち込んだらうから、家臣の減給はさらにひどく、藩の増収も想定ほどではなかつたらう。

藩士借上げは、1751年以降も続くが1/2借上げが上限だった。米沢藩としては、家臣にこれ以上の負担を課すことはできないという判断だったらう。その結果、1/2借上げに至った1750年以降、米沢藩には金主よりの借金しか主たる資金繰り手段はなくなつたと言える。その直後、巨額な手伝い普請と「宝五の大飢饉」という巨大な出費ないし減収に見舞われ、領外商人からの一層の借金に頼ることになる。

毎年6～7月頃に発令される藩士借上げ

『上杉家御年譜』に、藩士借上げの記載が時々ある。これによると、毎年6～7月頃に借上げの継続が発令されたようだ。ごくまれに、減額されることもあった。

農民を大きく上回った武士の人口減少率

本章第1節に示した1693年から、1/2借上げとなり11年目の1760年までの身分別人口減少率は以下のとおりだった。

全人口；25%減 農民21%減 武士34%減 町人32%減

武士人口が約2/3にも減少し、農民を大きく上回っている。長く続いた1/4そして1/2借上げにより、武士が農民以上に困窮度を増したことを示している。城下で武士に依存する町民も同様だった。

3) 明治2年まで続く藩士借上げ(実質減給)

1/2借上げは、まれに減額された時はあったが、1750年から鷹山死去の前年の1821年まで71年間続いた。借金返済のめどがなかった1822年、当時の11代藩主斉定は鷹山の遺言もあり借上げ廃止を望んだが、家臣の説得で1/4借上げとし明治2(1869)年まで続いた。

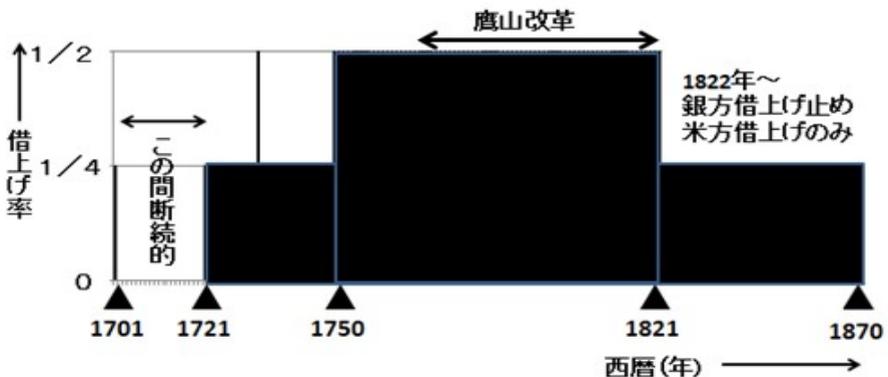
米沢藩士の俸給は、120万石から1/8の15万石削封される過程で1/6になり、1/2借上げでさらに1/12までになったわけである。

図表2・11は、藩士借上げ(実質減給)の推移を図示したものである。1/4借上げ中の1733年は手伝い普請のため1/2借上げになった。また1/2借上げとなっても1775年、1783年には軽減されている。

借上げは恒久化してから1869年まで159年間、うち1/4借上げは88年間、1/2借上げは71年間とすれば、家臣俸禄年3.6万石として(第1章の財務イメージより)借上げ総額は207万国=207万両(1石=1両として)、1年あたり1万3千両となる。その貢献の研究があるが、第3章に示す。

藩士借上げ(実質減給)については以後ほとんど言及しないが、以上に、鷹山改革の期間中を含め、鷹山死去以降も幕末まで家臣の俸給借上げ(実質減給)が米沢藩財政を支えたことを銘記しておきたい。

図表2・11 藩士借上げ(実質減給)の推移



さらに付け加えれば、藩士借上げは1/2でとどまったが、その後も大きな臨時出費などがあれば、家臣は例えば知行高100石につき1両返上といった負担が求められた。増(まし)借上げと言う。以下では、これらの個々の負担ケースは、特別な場合以外とりわけ言及しない。

4 1720年以降1750年頃までの借入先

1720年より後は、財務データばかりでなく借金残高や金主に関するまとまった史・資料は見当たらない。本節の1750年までばかりでなく、最悪期を迎える次節の鷹山藩主就任初期の1771年までも見当たらない。したがって、この間は断片的な事実情報をもとに推察する。

先に1720年の借金総額は、2.0～2.7万両程度と推察した。1/2借上げとなった1750年頃の借金総額は、以上の知見やその後を考慮すると、5～10万両程度と推察しておく。

本書で米沢藩の4代金主とする中の1人、越後・渡辺家は先の1720年史料に初めて登場した。そしてこの時期、その1人江戸・三谷家が最大の金主として登場する。その外の2人は1750年以降に登場する。酒田・本間家は1754年から、越後・三輪家は1753年からである。

以下の上方商人の事例から、1740年頃には借金先が江戸、上方まで広がっていたこと、米沢藩は江戸商人から貸付先として敬遠されるようになっていたことが分かる。

1) 江戸商人・三谷家が筆頭金主へ

江戸商人・三谷(みたに²⁵)三九郎家(以下、三谷家)は、1721年以降に、米沢藩の役蠟(年貢での漆・蠟)の独占販売権を得て、前述1720年時の蠟担保とした各地の金主に代わったと思われる。1750年頃には米沢藩最大の金主と

²⁵ 三谷を、『上杉家御年譜』のように「みつや」とするものもあるが、『国史大辞典』など多くが採用する「みたに」を本書も採用する

なった。三谷家は、米沢藩4大金主の中でも、金主としての期間の長さ、貸付金額の多さ、多くの支援面から見て、4大金主中で最大の金主と言える。1600年代より両替商として、大坂の鴻池家と並び称されたとされるが、詳しくは第4章で個別金主の側から見る際に解説する。

『上杉家御年譜』（歴代藩主ごとの年譜集）に登場する初めての金主は三谷家で、1725年（6代藩主宗憲時代）に「三谷三九郎以前より御用相達、別して御用承を以て月棒15人扶持を賜う旨、執事庁所に於て伝命す」とある。取引開始し間もなく借金に応じたことが分かる。その後、25人扶持、40人扶持、1749年50人扶持となった。以上から、三谷家は1725年以前より借金に応じ、金額も確実に増大したことが分かる。

さらに1751年には、「兼ねて用金調達し来る三谷三九郎と云う者、彼が寸志を尽くし段々調達に及ぶ依りて寛延2（1749）年50人扶持これ賜るの所、この末なおまた急段の用金調達承るべきの旨申し出るに依りて、先年より調達に及ぶ趣執事言上す。依りて彼が志を御感の上、米府（米沢藩）物成秩250石を50人扶持の外に成し下さる旨仰せ出され、且彼が手代兩人にも10人扶持づつ成し下さるべき命あり（抜粹）」とある。このように、三谷家は米沢藩の借金要請に応じ、1750年前後には一段の借金に応じ、知行250石及び50人扶持、かつ手代2名にも10人扶持ずつを得ている。後に示すように、この時の借金残高は1万9千両に達していた。

しかし、1752～3年以降、後述の事情で三谷家は新規借金に応じなくなる。

2) 越後・渡辺家の登場

越後・渡辺家は、米沢から越後へ抜ける「米沢街道」沿いの越後下関（現・関川町）の豪農である。前述の1720年金主リストに「750両借入れ、75両利息支払い」の記載があるが、これは渡辺家の米沢藩に対する最初の貸付けである。その後も1724年に350両などの貸付に応じたが、米沢藩が返済を渋り新

規貸付けはなく、貸付が頻繁化するのには 1749 年からで、1749 年に 300 両、50 年 500 両の借金に依っている。

3) 上方商人からの借金例

『米沢市史 近世編 2』(p. 22)から、当時の米沢藩の資金繰り事情が推察できる。

市史は「米沢藩の財政は、信用面などから江戸商人に見放されがちであった」とした上で、以下の上方商人よりの借金例が示している。2 例目は、江戸の資金を大坂で融通している。

1 つ目は、1740 年の奈良商人に対する 180 両の借金で、1738 年に借用し翌年に元利返済の約束だったが、近年の凶作によって、元銀の返済は 3、4 年延期してほしいこと、年 4 歩に当たる利息分は、41 年 9 月、米沢蔵苧 (100 駄) の奈良売却代を引当とするものであった。

2 つ目は、1749 年江戸の麻布屋敷普請のため、17 貫 900 目 (315 両、銀 60 匁 = 1 両として) を大坂商人に借りたもので、その返済は、毎年の大坂廻米 1000 石の払代を充てるものであった。

以上の借金の金額はそれほど大金とは言えないが、米沢藩の当時の資金繰り事情が次のように推察できる。

- ・ 借金先が、前出の 1720 年リストにない江戸、上方へと広がった
- ・ 2 例目は、江戸での必要資金を上方で調達したように、1749 年には江戸での借金が難しくなっていたことを示している
- ・ 2 例とも、青苧の奈良売却代や大坂廻米を返済にあてていたように、米沢藩の産物がおそらく酒田経由で販売されており、借金返済にあてられていた。産物担保の借金もあっただろう。酒田・本間家との産物担保などで短期金融取引が 1754 年から始まるが、それ以前の 1700 年代前半には米沢米が上方へ輸出されていたことが分かる。ちなみに京都の御用商人・西村久左衛門が私財を投じ米沢藩までの最上川開鑿工事を完成させたのは 1694 年であった (前述)。



第5節

1700年代後半；宝五の大飢饉後の最悪期



1750年藩士1/2借上げに踏み切って間もなく、米沢藩を財政破綻へと導く事態が次々起こった。1752年大雨凶作、1753年末の米沢藩が財政破綻のきっかけのなった大型手伝い普請、1755(宝暦5)年「宝五の大飢饉」から3年にわたる凶作である。

この時期の資金繰りを考える上で重要なことは、先に述べたように、家臣借上げが1/2に達しこれ以上の家臣借上げは考えられず、農民の増税も上限に達し、主に大名貸しに頼るしかなかったことである。

1 最大級の手伝い普請と連続する凶作、

1752年よりの凶作等の詳細は以下のとおりである。

- ・1752年；洪水による凶作で減収額2万6940石
- ・1753年末；上野東叡山根本中堂及び仁王門の再建費5万7000両
- ・1755年；大雨、洪水、不熟などによる凶作で減収高11万3600石
- ・1756年；夏中長雨、不熟による凶作で減収高5万3500石
- ・1757年；大雨、洪水などによる凶作で減収高8万2271石

1753年末の手伝い普請費用5万7000両の負担は、金額が判明する中では江戸時代を通して最大である。また6年間で凶作による減収は累積で28万石に及ぶもので、米沢藩の当時の実高1年分をはるかに超えるものだった。1755(宝暦5)年の凶作は「宝五の大飢饉」とされる。

2 手伝い普請の資金繰り

1753年9月、幕府普請役を予知したのか、米沢藩は家臣に対し知行100石につき金1両の借上げ、馬放ち（軍役のための馬の飼育の放棄）を命じた。その理由は、①財政窮乏が江戸・米沢とも厳しく、これでは幕府よりの命令も果たせない、②江戸商人も借金に応じない、というものだった²⁶。同年12月手伝い普請役の命が下り、改めて家臣に対する借上げ追加、町民・農民に対する家別銭・人別銭の徴収、領内外の御用商人への借入要請とあらゆる手立てを尽くした。

借金に応じた領外金主は、越後の三輪家と渡辺家の2人だけ

結果、領内外からの借入額は1万2000両余だったが必要額5万7000両の21%にすぎない。応じた領外商人は、越後・三輪家4500両、越後・渡辺家1700両の2人のみで合計6200両にとどまる²⁷。この功にしては時期が早く、それ以前の用立てに対するものだろうが、『上杉家御年譜』によれば、三輪家は1753年6月に30人扶持、渡辺家は7月に10人扶持を賜っている。翌1754年6月には、三輪家に対し「中堂御手伝御用金調達の褒賞として御紋の時服を賜う」とあり、米沢藩は手伝い普請に対する謝意を示している。

三輪家も、米沢藩4大金主に入るが、三輪家は直江兼続の出身地・与板（現・長岡市）にあった。与板は信濃川河口に近く、三輪家始め豪商が存在した。

最大金主の三谷家はこの借金に応じていないが、米沢藩が蠟の独占販売権を1752～3年に江戸商人・野挽家へ移管したためである。三谷家にとって代って間もない野挽家は、その時の借金には応じていない。

「宝五の大飢饉」前のこの時点でほとんどの領外商人が貸付に応じない状況だったから、その後の窮乏が容易に想像できる。

²⁶ 『米沢市史 近世編2』P.21

²⁷ 『米沢市史 近世編2』P.25

3 1754年の不足金 2万5680両

手伝い普請後で「宝五の大飢饉」前の1754年に米沢藩は、臨時御用金の徴収と向こう1年間の経常予算を作成したが、経常予算を担当した勘定頭7人は次のような覚書を残している²⁸。当時の米沢藩の財政事情を示す少ない史料である。

第1に、年々の歳出入で近年次第に不足金が多くなり、借入金や家中借上げなどで不足を補ってきたがそれも行き詰まったこと

第2に、これまで約20年間、年々支出が増し続けている、京都屋敷の廃止などの覚悟が必要なこと

第3に、1733年頃まではお囲い金があった²⁹が今は皆無というもので、財政の回復のための決断が今こそ重要としている。そして、1754年10月から1年間の不足金は、2万5680両と見込んでいます。これは藩収入の2/3前後と思われる。

大規模手伝い普請工事を終えた1754年でこの苦境であったが、そこに翌年「宝五の大飢饉」が襲う。

4 「宝五の大飢饉」後の借金増大と金主の広がり

翌1755年、「宝五の大飢饉」となる大凶作に襲われた。凶作による飢饉の影響で米の払底、米価の高騰、あげくは、下級武士も加わって貯米を持つとみられる富商の屋敷に乱入する「城下町打ちこわし」事件が起こった。またこの間人口がさらに減少した。1757年に急減し、60年には最低を記録し、農村の荒廃がすすんだ。

²⁸ 『米沢市史近世編2』p.24

²⁹ お囲い金は1600年代末には底をついていたが、その後の新たな囲い金である

1) 広がる借入先

大飢饉前の手伝い普請出費に伴う借金要請に応じた領外金主は2人とどまったように、宝五の大飢饉後の借金は一層難航を極めた。そのような中で、金主探しに八方手をつくし、金主は江戸、上方、米沢近隣に広がった。それを体系的に示す史・資料は見当たらないが、以下、米沢藩の財政最悪期で観察される借入れ事例を示す。

(1) 最大借金先である三谷家の離反

1751年に知行250石他を与えられ、借金残高が1万9千両の三谷家は、先述のように、米沢藩が蠟の独占販売権を江戸商人・野挽家へ移したため、以後新規融資には応ぜずとして、54年の手伝い普請の際の融資要請には応じなかった。その際、藩主重宗直々に丁重に依頼するという異例の接遇をしたが、三谷家は親類・手代まで拒否したとされる³⁰。以後重宗時代は、三谷家は新規融資に応じることはなかったが、米沢藩に対する定例の挨拶や進物、付届けなどは欠かさなかった。

米沢藩は、鷹山藩主就任後すぐ三谷家との関係修復に動く。

(2) 大坂・堺屋からの家宝担保借入れ

1755年米沢藩は、上杉家伝来の家宝とされた太刀78点や、屏風・掛物などを質物として、大坂の堺屋次郎助から、質物借り1550両、証文借り679両を借金(7ヵ年賦返済)した³¹。後で見ると、米沢藩には20年後の1775年に堺屋に対する500両の年賦返済金が残っているから、その後も新たな借金があったことになる。仮に金利年10%で10年賦とすると、2500両規模の借金である³²。

³⁰ 小関悠一朗『上杉鷹山「富国安民」の政治』p. 89

³¹ 『米沢市史 近世編2』p. 22

³² 年賦の年返済額＝借金額／年数＋借金額×年利より

同じく 1775 年の借金返済予定に大坂・鴻池家の年賦返済 600 両（前と同条件なら借金額は 3000 両）がある。これも、この時期の借金だろう。

前で見たとように、また以後でも示すように、大坂など上方には米沢藩相手の多くの金主がいた。藩の輸出物資を担保に、米沢藩京都屋敷が上方での金主開拓につとめた結果だろう。鷹山改革第 2 期以降では、本間家・酒田商人を核に上方商人との輸出入取引や短期金融に京都屋敷が関与するネットワークが確立されていたようだ。第 4 章での本間家のところで示す。

（3）江戸・増上寺など寺院からの高金利借入れ

高金利の借金にも頼った。江戸増上寺の深川密厳和尚から年 1 割 6 分 6 厘（16.6%）の高利で、江戸入用費月 3000 両始め不時の出費を借りたが、複利であるから 1775 年頃までの 20 年間に 1 万 9089 両の借金となった。

こうなった事情は、「事修篇」³³より、その頃の借金先探しに困っている様子が知れるので紹介する。

「宝暦の手伝い普請以来、京・江戸始め諸金主に振り向くものがなく、しかたなく宝器を質入れなどして凌ぐほど苦境を極めていた。そのような時深川密厳和尚より、増上寺山内の金を廻し、金 100 両につき銀 100 匁の利金ならばいかほどの金高もご用立てするとの話があった。前代未聞の高利だったが、乾ききった蔵元だったので、炎天に降雨を得た心地で、江戸御続料月割金 3000 両をはじめ不時金を借りたところ、慾深き出家のこと利子に子の付く事（複利）を面白く覚え貸し重ね、安永 4（1775）年の頃までに借金額は 1 万 9089 両³⁴となった。」（大意引用）

高金利 16.6%となったのは、年利息が金 100 両につき銀 100 匁だったからだが、当時、銀 100 匁＝1.66 両、すなわち金 1 両＝銀 60.2 匁だったことになる。

³³ 竹俣当綱の行状を部下だった馬場寄綱が当綱の孫の依頼で書著したもの、米沢市史資料第 21 号に集録

³⁴ 1775 年の借金残高は、池田『鷹山公世紀』（p.186）など多くは 1 万 9800 両としている

後に示すように、米沢藩は増上寺以外にも主に江戸の多くの寺院からも借金をしている。江戸時代、寺院は余資があり融資金融機能も果たしていたことが分かる。産物取引に絡む利権のある商人の米沢藩に対する貸出金利は当時10%程度だったようだが、何ら利権がない寺院は高い貸出金利を要求したのであろう。とは言え、増上寺の16.6%は長期貸付では前代未聞だったのであろう。

この借金は、鷹山改革第1期の1775年に大幅に軽減されることになるが、約20年に渡って米沢藩はこの高利借金に苦しんだ。最優先で返済すべき高金利借金が永年残ったこと自体に、米沢藩の金主探しに追われる事態が想像される。

当時の短期貸付の金利は高かった

1754年より本間家から産物を担保とする短期借入（多くが半年以内）が始まることを後に示すが、当初は年利15～18%（月利1.25～1.5%）が中心だった。

また、江戸における旗本などの支給予定米を担保する札差（ふださし）からの短期借金も年利18%程度だった。短期借金のはずが積りに積もって、1789年の寛政の改革では、「6年以上の借金の帳消し、5年以内は金利1/3へ」とする棄損令が発せられた³⁵。

つまり、1700年代は、短期借金の場合は担保付きでも年利15%以上は通例だった。

（4）越後・渡辺家の融資は着実に拡大

4大金主の1つ渡辺家は、1749年に再び借金に応じてからは、宝五の大飢饉以降の窮乏期さらに鷹山改革の時代までも金主であり続けた。1753年手伝い普請の際に三輪家とともに借金に応じたことは示したが、その後もほぼ一貫して貸付を増やした。米沢藩も加禄で応じた。

³⁵ 北原進『江戸の高利貸』p. 50、p. 147

渡辺家に残る毎年の新規貸付額、元利返済合計額データから、1749～84年の渡辺家の米沢藩への貸付金残高推移が推定できる。詳しくは第4章に示す。

1749年300両に始まり、手伝い普請の際の借金に応じた54年は6998両、鷹山藩主就任前年66年は1万2084両と着実に増加している。

1758年に15人扶持、63年に310石を得ている。以上の碌は本家と分家の合計である。

(5) 江戸・野挽家、小川家の大型融資

三谷家から漆蠟の独占販売権を1753年頃引継いだ江戸・野挽家は、53年の手伝い普請時時の借金には応じなかったが、57年に15人扶持を得ているのでその後は応じた。そしてさらに多額の借金に応じたと思われる。『上杉家御年譜（鷹山公）』には、鷹山時代となった1774年、野挽家は「年来御用相勤めその上金高2万8千両余の返済申請せざる段申出る」につき、そして鷹山の御前に召されて、当主・甚兵衛へ加禄100石総計250石、嫡子・甚蔵へ加扶持10人扶持総計20人扶持を賜ったとある。それ以前に野挽家は既に150石の禄と10人扶持を得ていたことになる。

放棄するとした2万8千両の多くは、「宝五の大飢饉」後の重宗時代に野挽家が応じたものと思われる。なぜなら、次章で示すように、鷹山時代に入るや野挽家へ与えた漆・蠟の独占販売権を再び三谷家へ戻したからである。

以上から野挽家は、宝五の大飢饉以降の重宗時代での最大の金主だったと言える。

同様に、江戸・小川家も、『上杉家御年譜（治広公）』³⁶によれば、同じく1774年に貸金1万800両の返済を求めないとしている。この借金も多くは、野挽家同様、重宗時代のものと思われる。

³⁶ 『上杉家御年譜』1991年9月24日記事より判断される

(6) 本間家の産物担保短期貸付

米沢藩4大金主の1つ酒田・本間家との金融取引の開始は1754年である。本間家は、「本間様には及びもないが、せめてなりたや殿様に」で知られた豪商である。本間家中興の祖・本間丘光が3代当主になってからで、最初は米沢藩産物を担保にした短期貸付である。本間家が米沢藩の産物を直接扱うわけではなく、御用商人の蔵に産物が納入された証書を担保に融資するものである。しかし、後掲の第4章図表4・8に示すように、1750年代に取引が断続的に見られるが1760年代は鷹山家督までほとんど取引は見られない。取引が活発化するのは、鷹山改革第2期からである。

なお、次節に見るように、本間家は1775年時点で米沢藩に8000両の長期貸付がある。『上杉家御年譜（鷹山公）』によれば、米沢藩は1772年「累年財用調達頼もし」ということで脇差を酒田へ届けている。以上を踏まえると、8000両借金の多くは重宗時代よりは鷹山時代のもと思われる。ただその頃、短期借入は返済が滞っていた（第4章）。

以上、宝五の大飢饉以降に借金が増大し財政最悪期にすすむ過程で、三谷家に代わって越後・渡辺家や江戸・野挽家、小川家が大手金主となり、金主が全国的に拡大し、高利貸しにもたよったことを断片的ながら示した。

2) 借金総額は20万両超

小野『米沢藩』（p.104）は、藩財政が最も危機的状態にあった宝暦年間（1751～63年）には、米沢藩の借金は20万両をはるかに超えていたと、次のように推察している。

「借財の詳細についての正確な記録は、鷹山治世以前のもは残されていないが、安永年間（1772～80年）の『御領地御取箇元払帳』（後述）によれば、江戸、大坂、京の三都商人をはじめ、酒田、越後等の他領商人からの借金は16万1713両であったという。したがって、藩財政が最も危機的状況であった宝

暦年間（18世紀中庸）には、これに加えるに領内御用商人からの借金、以前から焦げ付いていた借金など合わせれば20万両をはるかに超えていたものと思われる。」（以上、引用）

しかし、次節で見るように、鷹山藩主就任後の米沢藩財政データによれば、借金の元利返済額が支払うべき利息額にも達していない。不足分はさらなる借金に頼ったならば、借金は増え続けていたことになり、借金の最悪期は鷹山時代初期とも考えられる。

3) 領土返上寸前に至る

1763年、8代藩主・重定は、家老竹俣当綱の進言により、領地の幕府返上の意を固めたが、重定正室の父・尾張藩主徳川宗勝らの励ましでとどまった。

上杉鷹山が米沢藩の養子に内定したのは、この領土返上事件の4年前1759年、9才の時だった。翌年に世子と決定し、桜田門の米沢藩江戸屋敷に入った。



第7節

1771年頃；財政破綻状態の鷹山藩主就任初期



「宝五の大飢饉」経過後の米沢藩の財政や借金の全体的状況が史・資料で分かるのは鷹山藩主就任初期である。これらから、財政破綻に至った重宗時代の米沢藩の借金状況をイメージしてみる。

1 1771年の財政収支と借金返済額

1) 財政収支と借金負担

図表 2・12 は、1771 年『御元払帳』の集約である³⁷。半石半永制の米沢藩は
税収は、米方と金方に分かれている。

収入面を見ると、米方 4 万 511 両、金方 3 万 522 両で、1 石=1 両なら収入
合計は 7.1 万両ほどとなり、家臣俸禄を含む藩財政規模はこの程度となる。第
1 章の実高分析の際に示した藩全体収入想定に近い。

図表 2・12 1771年の財政

	収入	支出
米方	4万 511石	4万1651石
金方	3万 522両	3万 667両
借金分(含臨時分)	3万9961両	1万1950両
不足分(史料のまま)	2万8155両	
不足分	2万8011両	

(出所)横山昭男『上杉鷹山』p.52、石、両で四捨五入

借金返済額実績が金利分にも足らず

表中の「借金分」収入 3 万 9961 両は、この年の借金元利返済予定額である
が、金方収入額より多く、その 1.3 倍である。「借金分」支出 1 万 1950 両が
元利返済額実績である。この頃の借金総額は 20 万両程度と推定（後述）され
るから、金利年 10%とすれば(高利増上寺借金があるので実態はもっと高い)、
金利分返済額 2 万両前後にも大きく及ばない。結果、当年の不足金は 2.8 万両
と、藩財政は破綻状態である。つまり、借金の金利分すら返済できず、借金が
膨らみ続ける「借金地獄」状態であった。

³⁷ 横山昭男『上杉鷹山』p. 52

鷹山が藩主に就任して4年目にして、かくも厳しい財政状況だった。鷹山第1期改革執行者、竹俣当綱は「借金を返しても返して減らない」と嘆き、金主へ借金負担軽減を要請することになる。

借金残高の領内金主比率は17%程度か

図表2・12中の「借金分（含臨時分）」収入（1771年借金元利返済予定額）3万9961両の内訳は以下のとおりである³⁸。

<1771年借金元利返済予定額の内訳>

内訳	元利返済予定額	構成比
領外（他領商人元利）	2万9675両	83.4%
領内（自領内）	5888両	16.6%
小計A	3万5563両	100.0%
臨時出費B	4398両	
合計（A+B）	3万9961両	

臨時出費を除いた領内外金主への元利返済額（小計A）でみると、領外が83.4%、領内が16.6%である。元利返済額が借金残高に比例すると仮定すれば、後に示す領外金主よりの借金額の1.20倍が領内を含む全金主の借金額と推察される。後にこの係数1.20を用いる。

（2）主要領外金主の借金返済額

図表2・13は、同じく1771年における主要領外金主への借金返済予定額を示している。合計は2万9575両で、前表「1771年借金元利返済予定額の内訳」の「領外（他領商人元利）」の値に近い。

³⁸ 横山昭男『近世中期における米沢藩財政の構造』

金主を個別に見ると、返済額にばらつきがあり、変則的な返済となっている。江戸・深川恵海(増上寺)、大坂・堺屋は前で示した宝五の大飢饉後の時期以来のものである。深川恵海への返済額が最大だが、高利なのでこの元利返済を優先したと理解できる。

図表2-13 1771年領外金主と借金返済額

金主		返済法	返済額(両)
江戸	深川恵海	元利	9,491
	三谷三九郎	元利	1,533
	小川平八	年賦金	250
	その他江戸借金	(元利)	3,498
大坂	大坂鴻池	年賦金	600
	堺屋次郎助	年賦金	500
越後	三輪九郎右衛門	元利	2,120
	渡辺儀右衛門	元利	6,038
酒田	酒田借金	(元利)	4,720
	金子長太郎	元利	590
	常世半右衛門	元利	236
合計			29,575

(注) 両未滿で四捨五入。

(出所) 横山昭男『上杉鷹山』p.50より抜粋

「その他江戸借金」は、鷹山が藩主就任3年目の1769年での西丸普請手伝(工費1万6250両)に対しての江戸各所から借金である。

酒田借金は、横山『上杉鷹山』(p.50)では、本間家などが主なものと推定している。

越後・渡辺家の返済予定額は6038両となっているが、渡辺家史料によれば、当年は米沢藩より6116両の返済を受けているが、別途3600両の新規貸付をしているので、ネットでは2516両の返済であった。

年譜金による借金の留意点

話はそれるが、本表の借金返済法に「元利」と「年賦金」とある点を理解しておく。

先ず「年賦金」返済とは、毎年一定金額を返済する方法である。例えば、100両を年利10%、10年賦の借金をした場合の年返済額は、

$$\text{元金分} = \text{借金額} / \text{年数} = 100 \text{ 両} / 10 \text{ 年} = 10 \text{ 両}$$

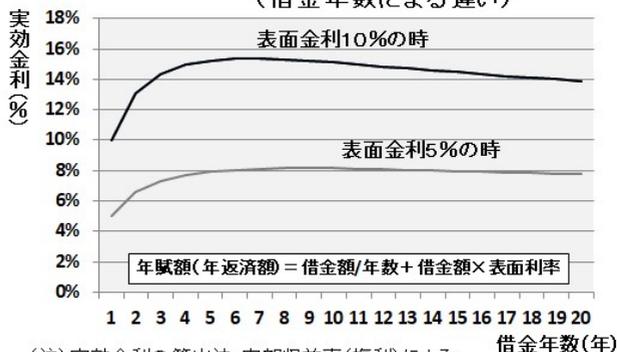
$$\text{利息分} = \text{借金額} \times \text{金利} = 100 \text{ 両} \times 0.10 = 10 \text{ 両}$$

$$\text{年返済額} = \text{元金分} + \text{利子分} = 10 \text{ 両} + 10 \text{ 両} = 20 \text{ 両}$$

となる。元金が減少しても、当初借金元本分の金利を支払うので、実際の金利（実質金利）は表面金利よりもかなり高いことに注意が必要である。この10年間の借金の例では、表面金利は10%だが実質金利（複利）³⁹は15.1%である。

図表2・14は、表面金利が5%、10%の時の実効金利と借金年数の関係を図示したものである。表面金利5%の場合には借金期間9年の時が実効金利が最大8.2%、10%の場合は7年で15.4%である。

図表2・14 年賦借金の表面金利と実効金利
(借金年数による違い)



表中の大坂鴻池の年

賦金 600 両は、仮に「年利 10%、10 年賦」とすれば当初の借金額 3000 両となる。

もう一方の「元利」方式は、年初借金額に対して利息を課す通常の返済方法である。

2) 借金残高推定 19.4 万両と主な金主

上と同じ鷹山時代初期で、金主別の借金残高が分かる史料は、1775 年頃のものとして推定される（その根拠は後述）『御領地御取箇元払帳』である。

(1) 1775 年の領外借金は 16 万 1713 両、領内外では 19.4 万両程度

³⁹ 複利的算出法の内部収益率による

それによれば、借金残高は16万1713両である。この残高については、2説ある。つまり、1968年刊横山『上杉鷹山』(p. 51)は領内外金主からのものとしているのに対して、2006年刊小野『米沢藩』(p. 104)は領外金主からのものとしている。本書は小野説を採る。小野本が横山本より新しく、小野本はこれを根拠に「米沢藩の最大時借金20万両超」(前述)としているからである。

領外金主よりの借金残高が16万1713両とすれば、その1.20倍(前述)した19.4億両が領内金主を含む全借金残高と推察される。この借金残高が1775年頃とすれば、次に示すように金主の債権放棄などの減債協力が始まっていた頃なので、始まる前の1773年頃は20万両を超えていたと推定される。

(2) 1774~5年頃の金主の動き

横山『上杉鷹山』(p. 51)によれば、『御領地御取箇元払帳』の金主の内訳として、三谷が3万両余、本間が8000両余、野挽が1万6000両余となっている。三谷家と米沢藩は上杉鷹山が藩主就任する1767年に関係を修復し、それまでの1万9千両に加え1万1千両を新規融資するのは1775年であるから、これを根拠にこの記録は1775年のものとした。

次章で詳しく述べるが、この三谷家の低利・新規融資1万1千両は高金利借金の返済に充てられた。結果、増上寺よりの高利借金1万9800両は、6000両は三谷家融資での返済、3800両捨金(債権放棄)、残り1万両が無利息20年賦となった。

一方、先述のように、1774年に野挽家は2万8千両、小川家は1万800両の債権放棄を申し出ているが、1775年とする上記記録では野挽家の借金はまだ1万6000両が残っている。と言うことは、1回での債権放棄ではなかったと解釈される。この後には完全に放棄したことは確認できる(第3章図表3・5参照)。また、小川家の1万800両放棄の件も9000両の放棄にとどまっている(同じく第3章図表3・5参照)。

(3) 1773 年末頃の借金残高がピークで 21.4 万両程度

以上の三谷家、増上寺、野挽家、小川家からの借金残高の変化をまとめると次のとおりである。1774 年をはさんで、計 1 万 9800 千両の減少である。

	1773 年	1775 年	増減
三谷家	1 万 9000 両	3 万両	+1 万 1000 両
増上寺	1 万 9800 両	1 万両	-9800 両
野挽家	2 万 8000 両	1 万 6000 両	-1 万 2000 両
小川家	1 万 0800 両	1800 両	-9000 両
合計	7 万 7600 両	5 万 7800 両	-1 万 9800 両

先で 1775 年の領内外よりの借金総額は 19.4 万両と推定したが、この減少分のみを加算すれば、野挽家・小川家の債権放棄申し出前の 1773 年末頃の借金総額は 21.4 万両と算定される。

この推定借金残高 21.4 万両が、米沢藩借金額のピークだろう。小野『米沢藩』は「宝暦年間（18 世紀中庸）」をピークとしたが、利子分すら返済できない鷹山時代初期の借金の状態がピーク後の状態とは考えにくいからである。また 21.4 万両は、多くの仮定に基づくので概算値である。

(4) 1773 年の主要金主

上記まで知見や独自分析から、1773 年末頃の主要金主からの借金額を多い順に列挙すると以下のとおりである。

江戸・野挽家；2 万 8 千両（『上杉家御年譜』より）

江戸・増上寺；1 万 9800 両

江戸・三谷家；1 万 9 千両

越後・渡辺家；1 万 8 千両程度（1766 年 1 万 2 千両程度）（第 4 章）

江戸・小川家；1 万 800 両（『上杉家御年譜』より）

酒田・本間家；8000 両（多くは鷹山時代に入ってからか）

越後・三輪家；不明（1771 年は 2119 両の元利返済予定）

三輪家の 1775 年借金は少なくとも 1500 両はあった（後掲図表 3・5）ので、それを加えると三輪家を含む主要 7 金主で借金総額約 10.5 万両、内外借金総額 21.4 万両（上記推定）の 49%、約半分を占めていたことなる。

3) 主な領外金主のプロフィール

上記を含め主な領外金主の簡単なプロフィールを示しておく。4 大金主である三谷家、渡辺家、三輪家、本間家そして寺院金融の代表・増上寺については第 4 章で詳しく示す。

江戸・野挽家；2 万 8 千両

江戸の豪商。1753 年頃に三谷家に代わり、漆・蠟独占販売権を得て、借金に応じるようになったが、鷹山藩主就任の 1776 年に逸権した。1773 時点での借金残高 2 万 8000 両の大部分は、先の推察のように、重宗時代のものだろう。1774 年の債権放棄により得た知行 250 石を、その後 1832 年も得ている。

江戸増上寺・深川密厳；1 万 9800 両

この取引のきっかけは前述した。第 4 章では、米沢藩が全国の寺院から借金していたことを示すが、江戸時代、寺院は有力な金主だった。商人と違って、藩との商取引による利権には関係ないから、この例のように商人よりは高利だったが、この金主との金利 16.6%は「前代未聞」で、永年大きな負担となっていた。

江戸・三谷三九郎家；1万9000両

大坂・鴻池家と並び称された豪商。米沢藩30万石時代からの取引との記載はあるが、1721年すぎからの漆・蠟の独占販売権を得て取引が深まった。1751年頃までに貸金は1万9千両に達し、250石及び50人扶持他の碌を得ている。その後間もなく、米沢藩が漆・蠟の販売権を野挽家へ移管したので、新たな規借金には応じなくなった。鷹山が藩主となった1767年に米沢藩は再び漆・蠟の販売権を与え関係を修復した。

越後・渡辺家；1万8000両弱

米沢から越後へ抜ける米沢街道沿いに位置する越後の豪農。1720年から米沢藩と取引開始するが、本格化するのは1750年以降である。米沢藩の財政が急速に窮乏化する過程で、貸付を着実に増やして米沢藩支えた大手金主だった。鷹山藩主就任前年の貸金残高は推定1万2千両である（第4章）。

江戸・小川家；1万800両

米沢藩との金融以外の商取引関係は不明である。1774年に1万800両の減債により後に知行100石を得ており、その後1832年においてもそれを得ている。しかし、実際の放棄は9000両にとどまり、1786年においても1800両が残っている（図表3・4）。

酒田・本間家；8000両

酒田の豪商・豪農である。米沢藩との金融取引の開始は1754年である。米・青苧など藩産物を担保とする長くて1年程度の担保貸付が中心である。前述のように、長期貸付8000両の多くは鷹山時代以降のようだ。

その他の領外金主

1771年の返済予定リスト（前掲・図表2・13）から、上記以外の領外金主と返済予定額を示す。

- ・大坂鴻池（年賦600両）；大名貸しの代表とも言うべき鴻池家だが、宝五の大飢饉以降の藩主・重宗時代の借金の返済と思われる
- ・大坂・堺屋次郎助（年賦500両）；宝五の大飢饉後、宝物を担保としての貸付に応じた（前述）後の新たな借金である。
- ・酒田；金子長太郎（元利590両）、常世半右衛門（元利236両）；酒田における御用商人である

4) 「1832年金主リスト」に見る金主の広がり

米沢藩は、金主に対して知行や碌を与えた。最初は、引き続きの用立てを期待してのものだったが、後には減債つまり借金負担軽減（低利・無利子化、永年化、借金放棄）協力への見返りとしてだった。

次章で示すが、鷹山改革時代に大規模な減債要請を2度行った。1度目が上述の第1期改革での1774、75年頃のもので最も大規模だった。2度目が第2期1787年頃のものである。

その結果、第3期改革を経て多くの借金の返済を終えても金主への俸禄は幕末まで続いた。1832年に俸禄を与えていた領外金主75人のリストが残っている⁴⁰（本書では、以後「1832年金主リスト」と呼ぶ）。その多くは、1774、5年の第1回つまり米沢藩の財政最悪期に減債に応じた金主、つまり重宗時代の金主を多く含むと思われる。その75金主の詳細（名前、地域、俸禄）は第4章に示すが、それを要約して示したのが図表2・15である。縦は、俸禄のタイプ（知行取、扶持米取、金・銀・銭支給）、横に地域（江戸、その他の領外）

⁴⁰ 小村弼編『近世関川郷史料2』p.11第5表

図表2・15 米沢藩の領外御用商人など
(1832年、碌支給)

碌タイプ	江戸	その他領外	人数合計
知行取	7人 三谷700石、野挽250石 本間100石、小川100石 水野50石 他	3人 (越後)渡辺(三)450石 (越後)渡辺(儀)140石 (越後)喜多方32石	10人
扶持米取	21人(うち寺院7) 三谷手代25人扶持 深山30人扶持 増上寺山内寮主200俵 他	21人 (京都)1人(福嶋)1人 (越後)5人(最上)6人 (酒田)2人(屋代郷)4人	42人 (うち寺院7)
金・銀・銭 支給	10人(うち寺院6) 明斗屋銀3枚 中田金300疋 無量山伝通院500疋 膳河山東地寺200疋 他	13人(うち寺院3) (京都)4人(宇治)1人 (大坂)1人(日光)寺院1 (伊勢)2人(福嶋)1人 (奈良)1人(屋代郷)寺院2	23人 (うち寺院9)
人数合計	38人(うち寺院13)	37人(うち寺院3)	75人 (うち寺院16)

(出所)小村弼編『近世関川郷史料2』p.11第5表を要約

に区分して金主の分布を示した。上で示した三谷家、野挽家、渡辺家、増上寺など主要金主も含む。

以上から、次が分かる。

- ・全てが鷹山が藩主となる前からの金主とは言えないが、米沢藩の支えた領外金主75人の広がりが見える。つまり、江戸が38人と半分を占め、上方にも広がる。
- ・第4章分析結果によれば、上位5金主(本・分家合わせ1金主として)ほど領外借金残高の半分を占める。
- ・75金主中16が寺院である。うち13が増上寺を含む江戸の寺院である。寺院金融が大名貸しを始め江戸時代金融の重要な役割を果たしていたことを示している。
- ・本リストには、1771年リスト(前出図表2・13)にあった大坂・鴻池、堺屋、酒田・金子、常世の名がないが、碌を求めず減債に応じたと思われる。一方、酒田・本間家は含まれるが、それは鷹山改革第3期から得た碌である。

以上本章では、米沢藩の財政窮乏化の過程を江戸時代直前 1601 年、30 万石は削封された時から見てきた。当初の豊富な囲い金推定 60 万両前後を取崩し、1700 年代に入り借金が積上がった。同時に、家臣より俸禄借上げも始まり、恒常化することで実質減給であった。1720 年より 1/4 借上げ、1750 年より 1/2 借上げ（半知借上）となったが、さらに 1755 年の「宝五の大飢饉」後、財政は窮乏を極め借金は 20 万両ほどまで積み上がり、領土返上寸前まで至った。上杉鷹山はそのような 1767 年に藩主となったが、借金元利返済予定額が金方収入（3 万両強）を超え、かつ実際返済額は金利額に満たないという財政破綻状態だった。

次章で、3 期にわたる上杉鷹山の藩政改革により米沢藩が財政再生に至る過程をたどる。

第3章

上杉鷹山の3期にわたる藩政改革

上杉鷹山は、米沢藩財政の最悪期の1767年に藩主となった。前章までで米沢藩がそこに至るまでの過程と原因をたどり、財政最悪期の借金規模や借入先（金主）の広がりを示した。本章では、本題の上杉鷹山の藩政改革に入る。鷹山改革は、序章で述べたように、執行者、政策により次の3期に分けられる¹。

第1期（1767～1782年、竹俣失脚までの15年間）；

竹俣当綱による積極的拡大政策

第2期（1783～1790年、菟戸復帰までの8年間）；

志賀祐親による消極的縮小均衡政策

第3期（1791～1822年、鷹山死去までの33年間）；

菟戸善政らによる消極的拡大均衡政策

各期の改革の成否は、各期の執行者の資質や力量に大きく依存したが、改革のバックボーンとして上杉鷹山の存在や決断・行動なくしてその成功はなかったと言える。本書の主題は鷹山改革の財政・財務面にあるので鷹山の行動や業績面は他書に譲るが、本題に入る前に、先ず上杉鷹山の「人となり」の概略をおさえておく。

¹ 渡邊與五郎『近世日本経済史』p.4によったが、渡邊は第3期を菟戸善政が死去する1803年としているが、本書では鷹山死去の1822年までとする。

が森を暗殺した。重定はしぶしぶそれを容認した。鷹山 13 才の時である。

(2) 領土返上寸前に

翌年、鷹山 14 才の時、重定は財政窮乏を理由に領土返上を幕府へ申し出ようと決意するが、岳父・尾張藩主宗勝のいさめで取下げた。領土返上に至る過程では竹俣当綱の誘導があったとされる。

(3) 重定隠居工作

さらに翌年、鷹山 15 才の時、竹俣は江戸家老から執政（奉行）、米沢藩の最高執行者となり、政治に無関心な重定に隠居をすすめたとされる。その際竹俣は、重定の贅沢を隠居後も容認したと思われる。

このような米沢藩の事件を江戸屋敷で見聞する中、鷹山は 17 才で家督を継ぎ第 9 代米沢藩主となったわけである。

2) 教育・思想面で影響を与えた人々

鷹山が、少年期にいろいろな人々から受けた教育は彼の藩主としての意識形成に大きな影響を与えた。高鍋藩家老・三好善太夫が養子となる際に送った訓戒書を、鷹山がその後も大事にしていたことは有名だが、とりわけ大きな影響を与えたのは蕨科松伯を中心とする菁莪社中グループと細井平洲である。

(1) 菁莪社中グループ

江戸屋敷にあって蕨科松伯の家塾・菁莪（せいが）館に集ったグループである。先に述べた森平右衛門誅殺クーデターの首唱者が松伯とされる。彼らがその後の鷹山改革を執行してゆくことになるから、このグループこそが鷹山改革の源流とも言える。以下、その主要メンバーとりわけ松伯のプロフィールや鷹山への貢献を示す。

藁科松伯（わらしなしょうはく、1737～69年、鷹山より+14才）

重定侍医、学者。松伯は、世子として米沢藩に入った鷹山に素読師範として接し、救国の君子と見抜いた。森平右衛門誅殺の目的の1つが、鷹山が藩主となる際の障害の排除だったという。また、良き師が必要として、細井平洲を見出し鷹山の師範に推挙した。松伯は素読の際など、米沢藩の実情や藩主の在り方などを鷹山に語っただろう。後に示す鷹山の藩主就任と同時に断行する大俵約令は松伯や竹俣らの助言によるものとされる。

生来病弱で、鷹山が藩主となって2年後の初入部（国入り）の年に33才で死去した。

竹俣当綱（たけのまたまさつな、1729～1793年、+22才）

前述のとおり、1763年江戸家老時に森誅殺を実行。1765年に奉行（国家老）となり、1767年鷹山藩主就任後、第1期改革を執行した。江戸家老時に、当綱は鷹山に対し君主としての覚悟を諭したとされる。

佐戸善政（のぞきよしまさ、1735～1803年、+16才）

第1期改革では竹俣を補佐した。第3期改革を執行し、鷹山改革を成功に導いた。中級武士であった。

他に、後に藩校・興讓館の督学（校長）となる神保 綱忠、後に勘定頭、六老となり黒井堰をつくる黒井半四郎など、後に鷹山改革を支える俊英が集っていた。

（2）生涯の師 細井平洲

細井平洲（ほそい へいしゅう、1726～1801年、+23才）は、折衷学派（既成の学派の長所をとって総合）の学者で、名古屋で学んだ後江戸で家塾・嚶鳴

館（おうめいかん）を開き、折衷学を大成する一方多くの人材を育てた。後に1783年、名古屋藩校・明倫館の初代督学となる。

1764年、平洲37才の時、鷹山（14才）の師となる。彼は、「学、思、行、相須つ」（学び、考え、実行することが3つそろって学んだことになる）と、学問の目的は単なる藩主としての教養ではなく実践にあると説いた。そして、民を思うところ、有為な家臣の取り立てなどを力説したという。

その感化は、鷹山の藩主となった際に詠んだ次の歌に表れている。

「受けつぎて国のつかさの身となれば 忘れまじきは 民の父母」

藩主となってからも、鷹山が江戸在住のときは平洲の講義は続いた。

平洲は米沢を3度訪れている。1度目は1771年、鷹山藩主就任4年目である。その際、遠くまで出向き民・百姓に対しても説法を行った。2度目は1776年、平洲が再興に支援・尽力した藩校・興譲館が開校した年である。そして最後は1796年、平洲70才、鷹山46才の時である。

米沢藩は1771年に10人扶持、1795年に20人扶持を与えている。

2 藩主就任後のエピソード

鷹山が米沢藩主となつてからのエピソードを紹介する。詳しくは数多くある鷹山本に譲り、ここでは藩政改革を進めた彼の姿勢を示すものを拾ってみる。

1) 就任時；不退転の決意

1767年17才で藩主に就任するや、鷹山は大儉約令を発した。それまで1500両だった藩主の年間江戸仕切金を209両余と決め、自ら実行した。

藩主となって間もなく、鷹山は決意のほどを2つの誓詞として奉納した。1つは、租神春日社に納めたもので、①文学・武術を怠らぬこと、②「民の父母」の心構えを第1とすること、③質素儉約を忘れぬこと、などを誓った。2つは、

白子神社に奉納したもので、藩政の再建を目指し大検の実行を誓ったものだった。これらは内密に奉納されたもので、これらが発見され公表されたのは、前者が慶應元（1865）年、後者が明治 24（1891）年であった。

2) 初入部時；慣例を破る

藩主となって 2 年半後、19 才にして初めて鷹山は領地・米沢に入った。その際、従来の伝統や慣例を破る行動に出て、新しい藩主の登場を印象付けた。

初入部の祝儀の際、恒例の料理と酒を、赤飯と酒に変更し、足軽に至る下級武士へも言葉をかけた。

3) 七家騒動での果敢な対応

鷹山が藩主となって 6 年後の 1773 年、7 人の重臣が鷹山改革に抵抗を示した、いわゆる「七家騒動」が起こった。このこと自体、鷹山の進める改革には 6 年もの間抵抗勢力があって、ブレーキがかかっていたことを示している。

7 人の重臣は、45 カ条に及ぶ訴状で次の点を指摘した。つまり、①藩主鷹山の弱点（小家出身、儉約は小事など）、②奉行・竹俣当綱独裁の弊害（森平右衛門の二の舞とも）、③賞罰の偏向（下級武士の政治参画、当綱一党の出世など）、④新法の国風との不一致（含む細井平洲招聘批判）、⑤改革の新政が百年来の政治・社会の混乱をもたらしたこと、などである。そして、竹俣当綱の隠居、その側近の退役、政治を本来の国風に戻すことを求めた。

7 家の代表が訴状を携えて鷹山との面会を求め、即刻の回答、なければ幕府に訴えると迫った。江戸時代も中期にさしかかると、重臣合議制の傾向が強まり幕府も追認しており、藩主が重臣により隠居などに追い込まれること（主君押込め）が多くなったとされる。鷹山は、改革の断念のみならず、いわば進退をかけた決断を迫られたことになった。

鷹山は前藩主・重宗とともに、藩の観察職にある役人や関係者より 2 日にわ

たって、訴状の事実の有無を問うたが、一同は否定した。このように独断専行を避け、納得性のある裁断を下す。訴状があつて3日後、7重臣の処罰が発表され、2名は切腹、他の5名は隠居閉門のうえ知行半分ないし200石取上げとなった。また後日、この件の首謀者として儒医・藁科立沢（藁科松柏とは血縁関係はない）が断首に処せられた。

このような鷹山の果敢かつ厳しい政治的処置は、後にも先にも、この1度である。この処置により、改革は加速することになる。

なお、2年後、切腹を命じられた2家は知行200石で侍組を許され、他の5家も閉門を解かれ知行も元に戻された。藁科立沢の子（養子）立遠は、第3期改革前の意見書募集に応じ『管見談』を提出し改革に貢献した。

4) 藩校・興讓館の再興

鷹山は、教育を「治国の根源」と強く考えていた。細井平洲の影響が強いと思われる。1770年藩主就任3年目に儒者へ諮問し、翌年の細井平洲の招聘を経て、1776年藩校・興讓館を開校した。この頃は、1773年七家騒動を乗り越え、金主の減債協力を得て、「漆・桑・楮百万本植立計画」が始動した頃で、第1期改革の本格的離陸期に当たる。とは言え、依然として厳しい藩財政の中での藩校スタートであった。

先に示した菁莪社中グループの一人・神保綱忠が提学（校長）に命じられ、細井平洲の指導を仰いだ。つまり、莅戸善政の希望もあり、彼の教育方針を強く反映した藩校が開校されたことになる。校名・興讓館は、平洲の命名である。

実質的に創設に近いのだが、鷹山は1697年に創られた学問所の再建とした。伝統尊重の一方、新設とすることへの財政面での周囲の懸念への配慮とされる。

さらに鷹山の教育振興の熱心さを示すものとして、1793年の医学館・好生堂の創設が挙げられる。

5) 荻戸善政の第3期改革執行者への登用

鷹山の藩政改革は第3期で成功に至るが、その執行者として荻戸善政を鷹山が周到な準備の上据えたことが大きな成功要因である。詳しくは後述する。

6) 残したことば

鷹山が残した有名なことばを2つ紹介する。

(1) 伝国の辞

1つ目は、1785年鷹山が次藩主・治広(重定の子)に与えた「伝国の辞」と言われる次である。

「国家は先祖より子孫へ伝え候国家にして 我私すべき物にはこれなく候
人民は国家に属したる人民にして 我私すべき物にはこれなく候
国家人民のために立たる君にして 君のために立たる国家人民にはこれなく候」

(2) なせば成る

「なせば成る なさねば成らぬ何事も 成らぬは人のなさぬなりけり」

これは、上と同じ1785年治広が藩主となり、鷹山の実子・顕孝(当時10才)がその世子となった時に、鷹山が世子教育係に示した心得『壁書』14条の末尾に記した歌である。なお、顕孝は1794年、疱瘡のため19才で病死した。

3. 鷹山像の形成

上杉鷹山は、江戸時代からすでに名君として扱われ、明治時代以降も偉人として扱われてきている。その時代に応じて、示される鷹山像も違っている。

1) 明治時代より第2次世界大戦まで

(1) 内村鑑三『代表的日本人』

明治時代から第2次世界大戦まで、順に次のような伝記書(③、④、⑤は史実書)が発表されている。

①1868(明治26)年 川村悳『米沢鷹山公』(朝野新聞社)

②1869(明治27)年 内村鑑三『代表的日本人(英文)』

③1873(明治31)年 杉原謙『荏戸太華翁』(発売元;吉川半七)

上杉鷹山の伝記書ではないが、鷹山改革を成功に導いた第3期改革執行者の伝記史料である。本書で第3期改革の際しばしば引用する。

④1981(明治39)年 池田成章編『鷹山公世紀』(吉川弘文館)

次の『鷹山公遺蹟録』の欠を補いながら、基本史料を精選して、編年体に行っている。これは、36巻にわたる『治憲公年譜』の編集にもとづいて行われただけに、現在でも唯一の基礎的な藩政および伝記史料として利用される²。本書でしばしば引用する。

⑤1924(大正13)年 甘粕継成『鷹山公遺蹟録』(同書刊行会)

本書は、「甘粕が安政元(1854)年に着手し、文久2(1862)年に成稿した大著で、鷹山の言行録や治績に関する藩制記録をあまねく踏査し、事項別に編集したものである」³。本書でしばしば引用する。

⑥1930(昭和5)年 富永周太『上杉鷹山公』(米沢郷土館)

⑦1941(昭和16)年 内村鑑三(鈴木俊郎訳)『代表的日本人』(③の日本語訳)

⑧1943(昭和18)年 鈴木三郎『史伝・上杉鷹山』(日本産業報国新聞社)

キリスト教思想家・伝道者である内村鑑三による②『代表的日本人(英文)』

² 横山昭男『上杉鷹山』p.320

³ 横山昭男『上杉鷹山』p.320

は、鷹山を偉人5名⁴の1人として紹介している。他の伝記が時系列的に功績や美談を示したものに対し、外国人読者を意識した、上杉鷹山の人物像を紹介している。本書は、本格的史実書③、④が刊行される前で、①を参照して執筆したとされ、「全体として、人格者鷹山に対する照明はするどくえがかれ、民族意識の高揚を背景とした道徳観念が、改革の治績や人物の評価に強く働いている。したがって資料利用の制約があるとはいえ、歴史的な評価が軽視され、信仰的な賛美論となり、聖人化した感をまぬかれない。」⁵なお本著などをもとに故ケネディ米国大統領が上杉鷹山を「尊敬する日本人」として挙げたとされる（後述）。

(2) 国定修身教科書での鷹山⁶

明治37年に始まる国定修身教科書での登場数は、明治天皇、二宮尊徳につぐ第3位である。国定修身教科書で採り上げられた上杉鷹山は次の面からである。

- ①師（先生）をうやまえ；恩師・細井平洲に対する敬愛（三尺下がって師の影を踏ます）
- ②儉約；大儉約を率先垂範したこと
- ③産業を興せ；絹織物業などを興したこと
- ④孝行；養父・8代藩主重定などに対する孝行。重定のため「能役者を江戸より呼ぶ」部分は後に割愛され、領内長寿者の敬老に変更された

なお、国定教科書に鷹山の採用を強く主張したのは、吉田熊次（東京帝大教授、教育学者、現山形市南陽市出身）とされる。

⁴ 他の4人は、西郷隆盛、二宮尊徳、中江藤樹、日蓮上人である

⁵ 横山昭男『上杉鷹山』p. 322

⁶ 伊藤寛（米沢の中学教師）『国定修身教科書に描かれた上杉鷹山の人間像』（1975年）

2) 戦後の鷹山像

戦後、上杉鷹山にまつわる史実研究がすすみ多くの出版物が発表されてきた。米沢藩の史実研究をふまえ、上杉鷹山の業績などを示した代表として次がある。本書でも多くを引用している。

1968 (昭和 43) 年 横山昭男『上杉鷹山』(吉川弘文館)

一般市民にとっての上杉鷹山像の形成面では小説の影響が大きい。発表順に代表的2つをみておく。

1983 (昭和 58) 年 童門冬二『小説・上杉鷹山』

バブル経済崩壊の1990年以降、上杉鷹山は「危機を乗り切るリーダー」として取り上げられブームとなり知名度が高まったが、本書の影響が大きかった。

ただ、史実面からみてストーリーに違和感が多々ある。例えば、鷹山が藩主となって「冷メシ派」を登用したこと、鷹山隠居の際「隠居しよう」と気持ちを強めたのは、改革派が鷹山1人を頼りすぎると感じたことなどである。作者は、リーダーシップについての職場体験での思いを作品にこめたこと、そして小説化するときに使った資料は1冊(先述・戦前伝記⑧)と述べている⁷。

1997 (平成 9) 年 藤沢周平『漆の実のみのる国』

歴史文学は、史実に近い順に史実文学、歴史小説、時代小説に分けられる。本書は、時代小説(歴史を舞台とした創作もの)が多い作者の、数少ない史実ものの1冊で、絶筆である。先に執筆した上杉鷹山もの短編「幻にあらず」(1976年)で、藁科松柏を初老と想定したことを作者は忸怩たる思いをしていたそう。本作では、丹念に史実を踏まえた(米沢だけでなく全国的歴史背景も踏まえ)ことが随所にうかがえ、上杉鷹山の実像が描かれている。一方史実だけでは埋められない疑問も、小説としてうまく説明している場面が多い。

⁷ 童門冬二『内村鑑三「代表的日本人」を読む』2007年

惜しむらくは、執筆中病床に倒れ、『文藝春秋』に執筆中だった本書の原稿はもう2～3回分（原稿用紙40～60枚）を予定していたのを、末尾6枚で書上げ絶筆となった⁸。作者がほとんど触れなかった第3期改革をどう描くかを読んでみたかった。

ちなみに、タイトル中の「漆の実」は米沢藩の特産物、漆蠟の原料である。

3) 2013年ケネディ駐日大使就任と上杉鷹山

2013年、故ケネディ米国元大統領の娘キャロライン・ケネディが駐日大使として来日し、11月27日彼女は就任後の初スピーチの中で上杉鷹山について次のように触れた⁹。

”父は、18世紀の東北地方の大名で、優れた統治力と公益のために献身したことで名高い上杉鷹山を敬愛していました。鷹山は民主的な改革を導入し、社会のさまざまな階級の人々に、新たな方法で共に地域社会に参加し、奉仕することを奨励しました。質素に暮らし、未来へ投資するために、学校を建て、事業を起こしました。鷹山は、ケネディ大統領の有名な国への奉仕への呼びかけに通じる言葉を残しています。「国家は先祖より子孫へ伝え候国家にして我私すべき物にはこれなく候。なせば成るなさねば成らぬ何事も成らぬは人のなさぬなりけり」“

またケネディ駐日大使は、2014年9月27日米沢市主催「なせばなる秋まつり」に訪れ、市民を前に上杉鷹山について次のスピーチを行った¹⁰。

“御存知のとおりケネディ大統領は、本日お祭りで祝っている方に敬服しておりました。上杉鷹山公は、領民に対する献身、そして教育へのコミットメント、人を鼓舞した公共サービス、そして一人ひとりに世の中を良くする力があると

⁸ 藤沢周平『漆の実のみのる国・下』（文庫本）末の解説（関川夏央）

⁹ 在日米国大使館・領事館ホームページより抜粋

¹⁰ 山形県ホームページより抜粋。同時通訳原文のまま掲載

の信念を通し、何世代にもわたる人々を触発してきたリーダーであります。皆様が鷹山公から受け継いだ遺産を讃え、そして新しい世代にその教えを伝えておられることをお祝い申し上げます。父は「一人でも世の中に変化をもたらす、違いをもたらすことができる。皆やってみるべきだ。」とよく言っておりました。しかし、上杉鷹山公ほど端的にそれを言い表した人はいないと思います。「為せば成る」(大使が直接、日本語で)ありがとうございます。“

故ケネディ米国大統領が、在任中に日本人記者団の「最も尊敬する日本人は誰ですか？」との問いに対し「上杉鷹山」と答え、日本人記者団はきょんとしたという話がある。このような事実はなかったというのが定説だが、彼が上杉鷹山を「近代的」政治家として敬愛していたことが、以上の彼の娘によるスピーチからも再確認された。

結果、2014年はちょっとした鷹山ブームとなった。筆者の知る限り4本の鷹山関連テレビ番組が翌年にかけて放送された。筆者は、その中で「米沢藩の借金は現在の価値で200億円」と言うのを聞き、本研究に取組んだ。



第2節 第1期改革；

竹俣当綱による積極的拡大政策

(1767～82年)



第1期改革は、1767年鷹山の藩主就任から1782年竹俣失脚までの15年間である。奉行・竹俣当綱をリーダーとする改革だが、荒廃した農地の再開発と

新田開発、及び国産化、とりわけ江戸商人など金主の資金支援や減債協力を得ての産業振興に努めた。当初の利子額すら返済できない「借金地獄」から脱出したものの、産業振興は成果を出せぬまま、竹俣は失脚し、第1期改革は結局挫折し、直後に天明の大飢饉もあり財政は再び悪化する。

竹俣当綱の経歴・人物像

第1期改革を主導した竹俣当綱を理解しておこう¹¹。

1729年、上級家臣団・侍組（96家ある）の1つ竹俣家の嫡子として生まれた。3才の時に父死去。上杉重宗が8代藩主に就任した1746年、18才の時、家督及び知行1000石を相続した。

宝五の大飢饉後の1757年、藩財政が破綻寸前で民が苦しむ最中、能や踏舞に熱中する重宗に切腹覚悟で短刀を添え諫言を懇願したが、その経緯について、藩の実権を握っていた森利平右衛門による讒言で、300石削減され閉門となった。

4年後の1761年、ようやく許され会議所奉行、その2か月後江戸家老となった。その後は、前に示したように、江戸で菁莪社中と藩政改革を図り、1763年に森誅殺を主導した。そして翌年、重宗に領土返上を求めた。

さらに翌1765年、当綱は最高執行者・奉行となり、重宗に隠居を促し、鷹山の藩主就任を実現した。

以上の経緯を見ると、竹俣当綱の性格や性質が見えてくる。つまり、彼には政治の方向感を強く持ち、原排除を始め政策実現への行動力があるように思える。藁科松伯とともに、上杉鷹山の藩主就任のお膳立てをした。

一方、学識面にも優れていた。当綱著『産語』は、第1期改革での積極的殖産興業策「漆・桑・楮百万本植立計画」のベースだが、同名書を含む多くの書物を踏まえた富国殖産策とされる。隠居後も含め多くの著者を残している。

¹¹ 横山昭男編『上杉鷹山のすべて』p.101 などより

当綱は明和末（1771年頃）の自著に「家国の盛衰は人君の明暗、任職の賢愚によりて万民の苦樂の分かる所也」と述べている。鷹山を立て、任職の賢たらんとした当綱の意気込みが伝わる。

その彼も、ついには専横ぶりをとがめられ、1782年に罷免された。

家中の武士階層構成

本論に入る前に、米沢藩の武士の階層構成を理解しておく。

＜米沢藩の武士階層構成（1829年）＞

階級		戸数	構成比	1戸当り知行(石)
上級	侍組	95	2%	417
中級	三手組	931	19%	58
下級	足軽級	3,910	79%	7
合計		4,936	100%	21

上表は、鷹山死去後1829年の米沢藩家中の階層別戸数と1戸当り知行（平均）を示している¹²。上級武士は「侍組」と呼ばれ、95戸で全体の2%にすぎない。中級武士は「三手組（さんてぐみ）」¹³と呼ばれ、931戸、19%である。残り79%が下級武士である。原則、世襲制であり、最重職である奉行（国家老）は上級武士が担う。第3期執行者の莅戸善政は中級武士だが、当初は中老で就任し、後に例外的に奉行となった。

1 第1期改革の概要

第1期改革の大きな流れを先ず示す。

¹² 吉田義信『置賜民衆生活史』p.144。扶持米、切米は知行（石高）に換算している

¹³ 馬廻組（藩祖謙信の旗本）、五十騎組（景勝の旗本）、与板組（直江兼続の自分衆）の3組からなる

1) 第1期初の財政状況の再認識

前章末に示した鷹山藩主就任初期の財政と借金の実態を再度認識しておく。要約して示せば、次のような財政破綻状態だった。

①1771年（鷹山が藩主となって4年目）の財政

- ・米方収入4.1万石、金方収入3.1万両が財政規模
- ・借金の元利返済予定額は4.0万両（内訳；両外金主へ3.0万両、領内金主へ0.6万両、臨時出費0.4万両）と金方収入を上まわるほどの額だった。実際の返済額は1.2万両で、20万両超の借金の利息分すら返せていなかった。
- ・未返済元利金額2.8万両が金方収入に迫るほどの財政赤字である。借金が膨らむ一方の「借金地獄」状況だった。

②1775年頃の借金

- ・領外金主からの借金が16.2万両あった。領内金主分も入れれば19.5万両程度はあったと推定される。前章では1773年頃が最大借金時で21.4万両と推定した。

上杉鷹山の藩政改革は大儉約から始まっていたが、数年経てもこのような窮状にあった。

2) 七家騒動までの当初7年は消極的な改革

以上のような財政窮状にもかかわらず、第1期始めの7年間は大きな改革策が採れなかった。

①重臣の改革への抵抗による七家騒動

その理由の第1に、鷹山が藩主になって7年目の1773年七家騒動（前述）が起ったように、鷹山の「大儉約令」から始まる改革には強い抵抗勢力があったことである。

②初期に手伝い普請、凶作が続く

第2に、鷹山が藩主となって3年目、米沢に初入部する1769年、西丸普請手伝い（費用2.6万両）が米沢藩に命じられた。藩士よりの借上げ、農民への臨時課税、諸士・町民・農民の有志からの出金などによった。続いて、翌1770年凶作（損耗高5.3万石）、1771年凶作（損耗高6.4万石）、1772年江戸大火で桜田・麻布藩邸類焼（桜田御殿新築経費およそ2万両¹⁴）、1773年凶作（損耗高8.3万石）と財政窮乏化をさらに深刻にする出来事が続いたことである。鷹山が「水難、旱魃、火災、御手伝普請」の1つでも起これば立ち行かないと恐れていたことが度重なった。

このように、重臣の根強い抵抗があり、手伝い普請や凶作が続く中で、積極的拡大策が採れるような状態ではなかっただろう。

この時期を改革第1期の前期とすれば、この時期は儉約と農政立直しが重要な施策だった。

3) 積極的拡大策へ転換

七家騒動での鷹山の果敢な処置（7名の重臣は死罪を含む有罪に）により、竹俣当綱の政策的な裁量幅は大きく拡大し、積極的拡大策へ転換した。ここからが、改革第1期の後期である。

その代表的政策は、1775年に着手した「漆・桑・楮（三木）百万本植立計画」である。この達成によって、米沢藩の表高15万石を10年後には30万石相当にするという計画である。藩政改革は積極的拡大策に転じた。

この計画達成には財政的裏付けが必要である。竹俣は再建計画を示して、金主たちに借金負担軽減（減債）を求めた。江戸・三谷家が計画実行と債務軽減の両面で積極的に支援した。他の金主も債権放棄も含め減債に協力した。結果、大幅な借金軽減が実現した。

¹⁴ 池田『鷹山公世紀』p.153

しかしながら、「三木百万本植立計画」は目標を達成せず、そのような中で当綱は改革の情熱が冷めていったのか、暗殺した「森平右衛門の再来」と言われるような振る舞いで結局 1782 年失脚（隠居・押込）する。翌年「天明の大飢饉」が襲い、第 1 期改革は頓挫した。

第 1 期には、藩校・興讓館が実質新設された。また、第 2 期に起こる「天保の大飢饉」（1782～88 年）に威力を発揮する備前蔵（そなえもみぐら）が設置された。

以下、第 1 期改革を①大儉約令と七家騒動、②農業政策、その後の③財政再生計画と借金負担軽減をふまえて、④国産化奨励、とりわけ⑤三木百万本植立計画の順に詳述する。

なお、1767（明和 4）年から始まる第 1 期改革は、「明和・安永の改革」と呼ばれる。

2. 大儉約令と七家騒動（重臣の抵抗）

上杉鷹山は 1767 年 4 月、17 才の若さで第 9 代米沢藩主となったが、最初に行った財政政策が大儉約令である。

その大要は、諸儀式、仏事、祭礼、祝事等については延期または取止め、個人の生活に関しては、綿服不断着用、一汁一菜を命じて、内外の費用削減をはかるものであった¹⁵。

鷹山自身も、それまでの藩主の江戸仕切料 1500 両を約 1/7、世子時代の 209 両にとどめた（奥女中も 50 人から 9 人へ）。

¹⁵ 渡辺與五郎『近世日本経済史』p.120

鷹山は、大儉約令を江戸勤番の諸士に対しては直接説明したが、国元家中には3家老の1人千坂高敦から告達させた。国元の老臣達は、藩主が相談もなく、直達でもないことを不服として従わなかった。結局、前藩主重定からの布告により、3家老の1人芋川正令を除いて皆承服した。

しかし不承服の芋川と告達した千坂の2家老を含む7名がこの6年後に、前節で示した七家騒動を起こすわけだから、財政が破綻状態にもかかわらずその後の鷹山改革に対する重臣たちの抵抗がいかに強かったかが想像できる。

七家騒動の経緯については、前述した。

3. 農政改革

七家騒動後に、第1期改革は積極的拡大策に転ずるのだが、それまでの施策は農政改革が中心だった。米沢藩人口は、宝五の大飢饉後の1760年の9万9369人を底に、鷹山藩主就任時67年には10万2434人にやや回復していたが、農村は荒廃しており、手余り地（農耕放置地）が増大していた。農業再興が改革の最重要課題だった。

1) 水帳（検地帳）改め

鷹山が藩主となって早々に取組んだのが、この水帳改め、すなわち徴税のための検地台帳の整備である。当初3年程度の計画だったが、6年程度を要した。

2) 農村統治機構の整備

農政機関には主に2つの役割がある。徴税機能と指導機能である。第1期改革においては、以前の徴税機能中心から指導機能を高めた農村統治機構を構築することで、農業復興の基盤を確立した。

(1) 郡奉行制の復活と世襲代官の廃止

1771年、森平右衛門誅殺以来廃止されていた郡奉行制を復活させた。森は郡代として徴税機能重視の郡奉行制をとっていたが、復活させたものは、農村指導機能に重きを置くものである。

吉田『置賜民衆生活史』(p. 150)によると、「郡奉行を郷村頭取とし、その下に次役をおき従来の世襲の5郷5代官を廃して(新たに配し一代限りとし)毎郷副代官をおき、郷村教導出役12人、廻村横目(監視役)6人を派し教導と非違の検索とを並行して統治した。」

世襲代官の廃止は重要な制度改革であった。藩政確立以来、代官は世襲で下級武士ながら、農民の年貢はじめすべての徴収を差配し、藩の米蔵から諸士への扶持米を配給するなど強い権限を持っていた。一方で、百姓への勝手な振舞いや、出入り商人との癒着など問題も起きがちだった。森もこの制度改善を試みたが解決に至らない問題だった。鷹山時代になってようやく、代官世襲制を廃止し原則一代限りとした。副代官にも優秀な人材をあて、彼らの中から農政の指導者が生まれた¹⁶。郡奉行のもと、農村統治機構が透明性のあるものに根本的に変わったと言えよう。

(2) 郷村教導出役の任務

郷村教導出役が大きな効果をあげた。その任務は、吉田『置賜民衆生活史』(p. 150)によれば、竹俣当綱の案文によるもので、以下などである。

- ①水帳と実際とを照合して年貢納入を確実にし
- ②荒所を復旧して年貢の増加に努め
- ③家中の知行物成(知行地から年貢)取立の不正を監視し
- ④青苧、漆、桑、楮、紅花等の特産物の栽培を奨め
- ⑤人口を調査し商売に出る者を少なくして農業に専念させ

¹⁶ 小野榮『米沢藩』p.127

⑥牛馬飼育につき藩の補助を得ている者が実際にしているかどうか改める

この役職には、三手組の有能な者をあてた。彼らは、長期間（14～5年）担当し農村に定住し、月に1度城下に戻り郡奉行に報告した。彼らの中には、水田耕作の範を示す者や、農業経営のあり方についての本を著す者もいた¹⁷。

（3）「籍田の礼」と家臣の新田開発

1772年、鷹山は「籍田（せきでん）の礼」（君主が農耕する儀式）を始めた。この行事は鷹山が在国の年は必ず行われた。家臣や農民に労働奉仕の重要性を訴えるものであった。

鷹山は、農業技術伝授のために江戸に家臣代表2名を派遣した。その中に、第2期改革を執行する志賀祐親がいた。また鷹山自らは、領内9ヵ所の開拓地をはじめ、製蠟所、青苧蔵、漆苗畑などを巡回して見聞をひろめた¹⁸。

1773～74年、家臣による開発事業手伝いが行われた。これは家中あげての奉仕活動であり、その手伝い延人数は上・中級武士1万3千人にのぼった。工事は、5つの村の荒地・新開の田畑数十町歩の開発、橋の掛け替えと修理、川除・土手の築堤、および備籾蔵の建築にわたった。家臣のこのような手伝いは、一部上級家臣の反対やその弊害などから1775年で停止した。

（4）備籾蔵の設置¹⁹

鷹山は、財政窮乏下にあっても凶作対策は急務として、備籾蔵の設置を竹俣当綱に計画させた。1771年、当時の町奉行・荇戸善政が起案した。1774年、当綱は江戸・三谷家、越後・渡辺家、三輪家より資金を借入れ、城下北寺町に梁間3間ないし3.5間奥行20間の備籾蔵5棟を建て、開墾や畑から田への地

¹⁷ 小野榮『米沢藩』p.126

¹⁸ 小野榮『米沢藩』p.126

¹⁹ 池田『鷹山公世紀』p.156、吉田義信『置賜民衆生活史』p.152、小野榮『米沢藩』p.131より

目変換による増収分、その他合わせ3万俵を貯蔵し、さらに年々増加させて行くこととした。この備荒貯蓄は1776年富商から任命した粃代官をして領内各村にも行わせた。1777年には米沢の川合小路にも義倉を設け、町人に粃を買わせてこれを貯蔵した。

備粃は、平時には困窮農民に有利息または無利息で貸し付けられた。

この備粃蔵は、後の1783年「天明の大飢饉」に民を救うことになる。

4 積極策への転換を可能にした金主の減債協力

鷹山の藩主就任6年後1773年7月の七家騒動を経て、竹俣当綱は実権を掌握し積極策へ転換する。その核となる「漆・桑・楮百万本植立計画」が具体化するのには、七家騒動から約2年後の1775年9月の樹芸役場開設である。これを実現するには、財政破綻状態を脱するためにも減債(借金負担軽減)に応じ、なおかつ新たに資金を提供する金主の協力が必須だった。

金主側にとっても、財政破綻状態の米沢藩が七家騒動で抵抗勢力を排除して、竹俣当綱が積極策へ転じたことは歓迎すべきことであつたらう。多くの金主が減債に協力した。とりわけその中心的役割を担ったのが江戸商人、とりわけ三谷家である。

三谷家らの協力で大幅な減債が実現するのは、鷹山藩主就任後7年後の1774年からだが、先ずそれまでの金主との関係を見ておく。

1) 第1期初期の主な金主との関係

(1) 三谷家との関係修復

三谷家は、1752～3年頃に蠟取引独占権を一方的に破棄された際に、二度と取引に応じないとしていたが、1767年鷹山が家督する際江戸にあった2人の奉行、芋川と竹俣は相談し、三谷家との関係修復をはかった。つまり米沢藩は、

役蠟の独占販売権を再び三谷家へ与え、1750年頃からの古借1万9千両に対し毎年蠟50駄（当時の蠟相場で約500両）送ることとした。これにより、三谷家は月々1～2千両を貸してくれるようになり、関係は修復した。

以上は、前章で増上寺よりの借金の際にも引用した竹俣当綱の部下馬場治郎兵衛の著『聿修篇』によっている。この書は、竹俣当綱の遺跡禄だが、馬場が関わった三谷家について詳しく、今後も引用する。

話を戻そう。その後も、米沢藩を担当する三谷家の2人の手代・四郎兵衛と喜左衛門（後に1774年、3ヶ月間米沢藩を訪問）との接触を通じて三谷家との関係維持・改善に努めた。三谷家は、手代に対し大きな権限を与え、1藩を2名の手代が担当することとしていた²⁰。米沢藩は1751年に三谷家へ加禄する際、手代2名へも扶持米を与えた（第2章）ことから、三谷家手代の権限の大きさが知れる。

1772年2月の江戸大火の際、米沢藩は、自身も桜田・麻布両邸を類焼したが、三谷家に米150俵を贈って見舞うと、三谷家も2千両を寄付した²¹。このように三谷家の関係改善はすすんだ。

1774年5月、鷹山は新装なった江戸・桜田邸で三谷父子と初の対面をしている。

（2）宝五の大飢饉以来支える越後・渡辺家

越後・渡辺家は、3期にわたる鷹山改革においても、そしてその後もをほぼ一貫して米沢藩を支援した。

鷹山が藩主となって3年目の手伝い普請（1万6250両）の際にも借金に応じ、3千両強を用立てた。鷹山初入部の際にも用立てし、その年加増され、本家・分家合わせて390石と5人扶持を得ている。また、御勘定頭格として召された。

²⁰ 『聿修篇』

²¹ 吉田義信『置賜民衆生活史』p. 152

その際、鷹山は渡辺家当主らを招き、融資の謝意を述べ、羽織を与え、もてなしている²²。

本書の推定（第4章）では、鷹山初入部の翌年1770年には渡辺家の米沢藩への貸付金は1万7千両程度に達している。

1772年の江戸大火の際は、1000両の差上金のほか970両を用立てている。

（3）酒田・本間家、越後・三輪家

標記の2家も、この時期、米沢藩の借金に応じていたことが、『上杉家御年譜（鷹山公）』から分かる。つまり、1772年2月11日付で、酒田・本間家は「累年の財用調達の事お頼みのところ、今般もまた調達出精するにつき、御謝詞として、（略）御脇差1腰を賜う」とある。同日、越後与板の三輪家に対しても、同様の理由で、「綿5把、塩雁2羽を賜る」とある。

両家とも、1771年頃に借金に応じたこととなる。本間家の場合、1775年頃の貸付残高が8000両とある²³。

ただし本間家の場合、藩産物を担保とする短期融資にも応じていたが、この時期、米沢藩の借金返済が滞りがちのため、本間家は短期金融面では貸し渋っていた（第4章）。

2) 『鷹山公世紀』が示す金主の減債協力の経緯

七家騒動後の金主の減債協力の経緯を、池田『鷹山公世紀』1775年末「経済組織変改 諸金主と交渉」(p. 186) で以下の①～⑤ように示している。しかし、これには説明不足の点や事実と違う点があるので、後に補足する。

①経済組織変更についての評議

この年（1775年）、経済組織変更についての評議があり、諸金主に談判して

²² 『上杉家御年譜（鷹山公1）』p. 146

²³ 横山昭男『上杉鷹山』p. 51

古借（古くからの借金）整理や金策について議論された。この時、領内外からの借財が夥しく財政収支は相適わず、竹俣当綱ら関係者は財政全般を商議した。

②三谷家・手代の米沢招致

そこで三谷家の手代喜左衛門を米沢へ招致し、竹俣当綱も同行し当地の実情を見てもらい、当綱のまとめた産業振興策『産語』1巻を与え、三谷家の力を借りたいと頼んだ。

③三谷家の協力と高利借金の軽減

その結果、低利1万1千両を借り受けることになり、高金利の借金返済に当てることした。そこで、増上寺・密厳より高利借財1万9800両のうちの6000両を返済し、残り1万両は20年賦、3800両は捨金（債権放棄）となった。

④当綱の談判と金主の協力

当綱は京都に上り諸金主と談判し巨多の古借の永年賦あるいは無利息を頼み、知行や扶持米を与えるなどしたら、皆喜んで承諾した。

三谷家も古例のように月割金3千両を借りることを約束した。越後の三輪家・渡辺家、酒田の本間家も、不時の出費の際の協力を約束してくれた。

⑤金融の目途立つ

結果、安永中（1772～80年）は、樹芸・墾田・畜米・女工等のまつりごとは円滑に行れた。

『鷹山公世紀』記述で説明不足な点

以上では、竹俣当綱のすすめる殖産興業策に賛同する三谷家の金融支援を引き金にして、他の金主が減債協力に応じたことなる。その経緯の中で次の点が間違い、ないし抜けている。

- ・三谷家手代・喜左衛門は前年1774年8月に米沢を訪問しているので、経済組織変更協議は、1774年前半に行われたと考えるとつじつまが合う
- ・1774年には、江戸・野挽家、小川家が多額の債権放棄に応じている

・少なくとも越後・渡辺家は減債に依拠していない。本間家は減債に依拠したが、不時の出費の際の協力を約束するまでに至ったとはこの時期は思われない(第4章)。

これらの点を念頭に置きながら、金主の減債協力の過程を以下詳しく観察する。

3) 1774年；七家騒動後の積極的拡大策への転換の動き

1773年7月七家騒動後、藩政の実権を掌握した竹俣当綱は、藩政の積極策(産業振興)への転換と、金主特に三谷家からの金融支援を得る努力を進めた。

先ず、七家騒動翌年の1774年までの動きを見る。

(1) 財政復興計画「産語」、初めての「会計一円帳」作成 竹俣当綱著『産語』

竹俣当綱は、1774年には米沢藩の経済・財政復興の基本を示す『産語』を記していた。その年の8～11月に米沢訪問した三谷家手代にそれを持たせたことから分かる。

竹俣著『産語』は、江戸時代中期の儒学者・太宰春台の経世書『産語』(1749年刊)にならって題されたものがある。もともとの太宰著『産語』は、「古書を模して幕政を論じたもの。衣食足りて礼節を知るという観点から、四民が職分を尽くして富国殖産をつとめるべきであるとし、その具体策を書きおぼしている」²⁴もので、鷹山も熟読²⁵し、米沢藩の藩政改革の「富国殖産」策の重要な指針の1つであった。

²⁴ 旺文社日本史辞典(三訂版)

²⁵ 市立米沢図書館「デジタルライブラリー」で鷹山の書込みが入った原書を閲覧できる

竹俣著『産語』(冊子)は、「漆・桑・楮・紅花・藍等々の産物の生産見込みから飢饉対策としての備籾蔵の設置状況までを説明した殖産計画書だった。」²⁶「漆・桑・楮(三木)百万本植立計画」は、この『産語』を踏まえ、より具体化した計画と言えよう。

「会計一円帳」の初作成と経済組織変更協議

さらに、藩財政状況の詳細を示す「会計一円帳²⁷」を初めて作成した。これにより、財政収支や借金の定量的で正確な実態を、藩主始め重臣たちが認識を共有しようとした上で、先の『鷹山公世紀』に記された経済組織変更の協議が1774年前半に開催されたのだろう。

当時の借金は利息分すら返済できない膨大なものだったから、金主へ借金大幅軽減を求めるしかないことは誰の目にも明らかであり、その実現と殖産興業による藩収増大(積極策への転換)を同時に目指すべきことを、竹俣当綱は協議参加者に理解させ、その後金主へも強力に働きかけたと思われる。特に江戸の金主、とりわけ三谷家だった。

(2) 三谷家への働きかけ

竹俣当綱は、鷹山の藩主就任以来、関係修復し良好となっていた三谷家に対し、米沢藩の実情と再建計画を示し、金融支援を得るための布石を打った。

結果1775年に、三谷家からの古借の捨金(借金放棄)と低利新規融資を得て、同時に高利借金軽減という画期的な金融支援スキームが実現する。さらに「三木百万本植立計画」への新規融資を得た。

先ず、1774年までの経緯をたどろう。

²⁶ 小関悠一郎『上杉鷹山「富国安民」の政治』p.92

²⁷ 会計一円帳の「一円」とは「ものの総体、すべて」(広辞苑)

手代・喜左衛門の米沢招致

米沢藩が熱心に要請していた手代の米沢招致に三谷家は応じた。米沢藩担当2名の手代のうちの1人喜左衛門が1774年8～11月初までの約3カ月間米沢を訪問した。なおこの時期、鷹山は江戸にあった。

米沢藩は周到な準備をし、国賓待遇で喜左衛門を迎えた。3カ月に及ぶ滞在だから、先の『鷹山公世紀』のとおり、竹俣当綱も同行し米沢藩の各地の実情を見聞させ、財政・借金の内情や産業振興策を知らしめ、三谷家の協力を求めた。

さらに『聿修篇』によると、以下がわかる。

三谷家側も、米沢藩のいろいろな役職の者へまで手土産を用意していたから、手代の米沢訪問自体は米沢藩支援の意思表示だっただろう。

竹俣家は、当綱夫妻、その子厚綱夫妻ら家族一同で歓待したともある。また、体調の優れなかった喜左衛門は、赤湯温泉²⁸で数日過ごしたともある。このように、喜左衛門は米沢藩から最大限の歓待を受けた。

竹俣当綱から『産語』を渡した際の喜左衛門の言動が記されている。当綱は、「これは我が土産で、地の利や国産の道が盛んになるさまを三谷三九郎へ出精くれぐれも頼み入る」と丁重にのべた。喜左衛門は「謹みて承知し奉ります」と退室した後、共に退室した馬場（『聿修篇』筆者）らに向かって、「段々御念に入り為られ、御懇ろの御事ども余りに恐れ入り、有難く、承知奉り候、帰府（江戸）の上は、三九郎父子へつぶさに申し聞かせ、同輩共へも重き御詞の趣申し聞かす。拙者においては一層、御家様の御用、憚りながら大事に出精いたします」と演説した。

この後の展開を考えると、米沢藩は喜左衛門に、藩財政の破綻状態や、増上寺・密厳和尚からの高金利借金を含む20万両を超える借金の実情を伝えただろう。竹俣も強調しただろうが、喜左衛門は、三谷家の借金放棄だけでは問題

²⁸ 当時、「日本行程記に顕れたる名湯」

は解決しない、さらなる軽減・削減が必要、とりわけ多額の高金利借金の解消こそが先決という考えに至ったと思われる。

喜左衛門は11月初に米沢を出て会津に数日逗留して江戸に戻った。喜左衛門は江戸へ帰ってから、三谷家父子と手代たちへ米沢藩の実情を報告し、できる限りの支援に向け尽力してくれたろう。

三谷家の手代による統治方法

米沢藩は、三谷家の手代に対し1751年以来扶持を与えており、この度も国賓待遇で招聘した。三谷家の手代は大きな権限が与えられていることが分かる。

『聿修篇』では三谷家の手代による経営統治方法も以下のように記している。昔より7家（藩）以外からの御用を受けてはならないという先祖よりの堅い掟がある。手代は多く、2人ずつの組で各家（藩）藩を受持つ。四郎兵衛は仙台藩、喜左衛門は佐賀藩も担当していた。経営判断は、当主・親類・手代全員の評議で行われる。その後の経過を考えると、江戸に戻った喜左衛門は四郎兵衛門とともに解決にあっただろう。増上寺・密源和尚などへの米沢藩借金の軽減説得交渉にも奔走したと思われる。

（3）野挽家と小川家の債権放棄

1774年に起こったことでやや唐突なのは、江戸の野挽家と小川家が貸金の元利全額を受取りを辞退、つまり債権放棄を申し出たことである。

前章でも示したが『上杉家御年譜（鷹山公）』1774年12月9日に、「野挽甚兵衛、年来御用相勉め、その上金高2万8千両余返申請せざる段申出る」とあるように、野挽家は2万8千両余の借金を放棄している。ただし、1775年は1万2千両放棄にとどまり（第2章）、その後全額放棄したことは1786年史料で分かる（後掲・図表3・5）。

小川家の場合も、前章に示したように、1774年に1万8百両を債権放棄した（しかし、実際は9000両の放棄にとどまった）。

債権放棄した金額は、両家合計で3.7万両で、前章での推定で約21.4万両とした当時の借金総額の17%にあたる。これだけでも、米沢藩にとっては大きな借金軽減である。

先の推察より、1774年前半には、経済組織改変協議を経て、野挽家や小川家にも強い減債要請があっただろう。その結果、両家が、永年化や低・無利息化ではなく、いきなり債権放棄で応じたことはやや唐突に感じられる。小川家の場合は、碌を得たのが減債から6年後だから、加禄を条件に減債に応じたとは考えられない。

米沢を訪問した三谷家手代喜左衛門は11月中旬には江戸に戻っており、その頃に野挽家は債権放棄している。小川家も同年である。これらの出来事には関連があるように思える。この推論は後に示すとして、考えられる理由の1つは次である。

債権放棄でも元はとれていた

後に竹俣当綱が渡辺家に対し長文の減債要請の手紙を送ったこと（後述）からも、当綱は野挽家と小川家に対しても懸命な減債要請していたろう。それに応じたのは、ここで債権放棄しても両家とも金銭的損失はなかった、つまり元金以上の返済金を得ていた（元はとれていた）からと思われる。重宗時代からの貸付は10年程度以上は経っていただろう。貸付金利は年1割程度と想定されるから、10年以上の貸付期間なら最低でも利息分の返済があれば貸付元本以上は回収できるからである。当綱の渡辺家への減債要請状の中でも、借金元本より多い元利金を返済したことを強調している。

江戸時代後期の儒学者・海保青陵は、経世論の著書『稽古談』（1811年刊）で、大名貸しについて「皆十年を待ずして元金はかえりてしまふ」と記している²⁹。大名貸し側も、最低限、元金を回収できれば良しと考えたようだ。

まして、御用商人金主の場合は商取引面での利権が残り、さらに米沢藩の場合は債務削減の見返りとしての俸禄が将来に渡り得られる。

米沢藩と両家の関係はその後も続いた。両家はその後も新たな借金にも応じている。

三谷家も1万9千両の債権を放棄することになるが、これも同じ理由であろう。

（４）越後・三輪家の減債協力

越後・三輪家も1774年に減債協力を申し出たと思われる。

『上杉家御年譜（鷹山公）』によれば、1774年10月17日に、米沢で三輪家は「年来御勝手向き御用相勤むに付、月棒15人扶持増加、総計30人扶持を賜わっている。この時は、三谷家手代・喜左衛門が8月より米沢滞在中で3日前の10月14日に銀子20枚を賜っている。この状況から考えれば、三輪家は、竹俣の要請に従い何らかの借金減債を申し出、その結果30人扶持に加禄されたと考えられる。野挽家の減債はその年末と考えると、三輪家は減債に最も早く応じた金主となる。

ただ、減債内容は不明である。図表2・13によれば、1775年以前の古借1500両が残っているので借金全額を捨金（債権放棄）はしていない。

以上の、三谷家手代の米沢招聘による三谷家の協力への確信と、野挽・小川家の債権放棄さらに三輪家の減債協力により、竹俣当綱は『産語』ひいては

²⁹ 宮本又次『鴻池善右衛門』（吉川弘文館）p.101

「漆・桑・楮百万本植立計画」の実現へ向けて家臣を鼓舞して推進したことを、次の1775年の動きで示す。

4) 1775年；三谷家の金融支援と金主の債務軽減協力

1775年は、金主による債務軽減が進展すると同時に、「漆・桑・楮百万本植立計画」が始動し、米沢藩が積極策に転じた年である。先ず、三谷家を中心とした債務削減の進展を示す。

(1) 三谷家の減債・低利新規融資と増上寺高利借金古借放棄

三谷家の画期的な金融支援スキーム

喜左衛門が江戸に戻った後、報告を受けた三谷家当主父子や手代は、米沢藩の窮状と再生意欲に理解を示した。それは、1775年の増上寺よりの高利借金の減債を含めた金融支援スキームから分かる。それは、

- ①三谷家より低利での新借1万1千両の借入
- ②増上寺よりの古借1万9800両の減債
- ③三谷家より古借1万9千両の債権放棄

からなるが、その内容は文献によって少しずつ異なる。図表3・1は、主要文献の示す金融支援スキームを一覧化したものである。

本書ですでに多くを引用してきた横山『上杉鷹山』と小野『米沢藩』は、米沢藩の借金史としては重要な出来事であるこの件についてほとんど言及がない。そこで、馬場『聿修篇』、池田『鷹山公世紀』、吉田『置賜民衆生活史』、横山編『上杉鷹山のすべて』の4文献について比較する。

①新借1万1千両の借入条件

4文献から、高利借金のための新借1万1千両は確認できるが、金利の記載が異なる。『聿修篇』が無記載、『鷹山公世紀』が賤（低）利、他が5%、5分なので、年5%を採用する。

図表3・1 1775年三谷家の減債スキーム諸説

出所	三谷家よりの借金	増上寺・高利1万9800両処理
馬場次郎兵衛 『聿修篇』	・1万1千両新借 (9000両現金、2000両借返し)	・借金総額は1万9080両 ・6000両を現金で返済 ・1万両無利子20年賦 ・3000両余捨金
池田『鷹山公世紀』 (P.186)	・低利1万1千両新借を高利借金返済へ	・6000両返済 ・1万両20年賦 (金利記載なし) ・3800両捨金
吉田『置賜民衆生活史』(p.153)	・5%1万1千両新借 ・古借1万9千両は、一部棒引き、無利息30年賦	・6000両を現金で返済 ・1万両20年賦 (金利記載なし) ・3800両捨金
横山編『上杉鷹山のすべて』(p.106)	安永4(1775)年に ・古借1万9千両捨金 ・新借1万1千両(低利年5分)	言及なし
横山『上杉鷹山』 (p.51)	1775年?の三谷家よりの借金3万両(『御領地御取箇元払帳』)	言及なし
小野『米沢藩』	言及なし	言及なし
1787年での古借(1775年前)残高	なし(古借1万9千両は捨金されたと想定される)	4500両(古借1万両20年賦の残)→予定通り返済

②増上寺よりの古借1万9800両の減債

この点の言及のない『上杉鷹山のすべて』以外は、次の点は一致している。

- ・三谷家よりの新借のうち6000両を返済にあてる
- ・3800両は捨金(債権放棄)となった(『聿修篇』は3000両余)
- ・残り1万両は20年賦となった。この金利について『聿修篇』は無利子で、他は記載がない。無利子を採用した

なお、『聿修篇』は増上寺よりの古借を1万9080両としている。

③三谷家より古借1万9千両の債権放棄(捨金)

『聿修篇』と『鷹山公世紀』にはこの件の記載はないが、

- ・『置賜生活民衆史』は、1795年1万1千両新借と同時に、「古借1万9千両は一部棒引き(債権放棄)して無利息30年賦とし、江戸月割金3000両も引請けさせた」としている。
- ・『鷹山公のすべて』は、1775年「三谷は古貸1万9千両を捨金とした上に、1万1千両の大金を年5分という低利で貸してくれた」とある。

・後の1787年資料（図表3・5）の古借（1775年以前）では三谷家はゼロなので、捨金したと推定できる。その時期だが、前章で示したように三谷家の借金が3万両の時があったことを手がかりに、1万9千両の捨金は新借1万1千両と同時ではなく、そのしばらく後とみなす。ただ、新借1万1千両時に、無利息にしたと考えることはできる。

三谷家による増上寺高利借金の減債工作

この減債スキームは、その緻密さから、米沢藩だけのアイデアや交渉でまとまったとは思われない。むしろ三谷家手代・喜左衛門と四郎衛門らが、米沢藩の意を受け、密厳和尚との交渉にも直接関与し三谷家が主導したと思われる。次のそこに至る経緯からそう推定できる。『事修篇』から大意を示す。

1775年7月中旬、竹俣当綱は中之間年寄・佐藤左七と役所役・馬場次郎兵衛（『事修篇』著者）に対し、「この度、三谷三九郎から現金9000両新借並びに借返し（返済後に再借）2000両、合わせて1万1千両の借受けを相頼み、その内から6000両を深川密厳和尚へ現金で返済致し、残り1万両無利息20年賦、外3000両余は捨金に相頼むべく候。これにより両所への頼みのため、早々に江戸へ上れ」と申し付けた。そして上記に内容に関する「両所の懸合いの手控（記録）」数通を兩名に渡され、兩名は驚嘆してそれを写しとった（以上、大意）。

「両所の懸合い」とあるから、三谷家と密厳和尚（増上寺）の交渉で、両所間でほぼ合意至ったことをうかがわせる。増上寺側から減債を申出することは考えられないので、三谷家から働きかけによるものだろう。手代・喜左衛門が米沢から江戸へ戻ったのが前年11月だから、ここに至るまで約8カ月である。増上寺側が納得するまで紆余曲折があったことだろう。

事実、8月4日兩人が江戸・三谷家を訪問し、当主父子、手代四郎兵衛・喜左衛門の前で手控内容の件を頼むと、当主三九郎は「手代に得と申し含み、近々

受諾申し上げる」と返答した。その後即、父子、手代らと酒宴になったとあるから、金融支援策は三谷家側は決定済みで、増上寺側の最終受諾待ちだったのではないかと推察される。9月に入って、手代上記2名が米沢藩江戸藩邸を訪れ正式受諾の意を示した。その後増上寺・密厳和尚へ佐藤1人が訪問した。それ以前の米沢藩と増上寺の交渉の記載はないから、8月中旬に三谷家と増上寺との間で最終決着したと想定される。

増上寺よりの最高利(16.6%)借金1万9千両の解消は、最優先課題であることは誰の目にも明らかでありながら、米沢藩は長く返済できずに来た。竹俣当綱も、その解決への協力を三谷家へ強く頼んだだろう。三谷家も、三谷家だけの借金解消協力では、本質的な問題解決にはならないとして、元凶である高利借金解消を優先・尽力したと思われる。

それを、6000両の返済にとどめ、3800両を捨金とさせ、残り1万両を無利息20年賦としたのは、三谷家の、できるだけ少ない低利新規貸付金で多くの高利借金を解消しようとする長い粘り強い交渉の結果だろう。

新借1万1千両の残り5000両も、他の寺院からなどの高利借金(第2章)の返済に充てられたと推察される。高利返済資金1万1千両としたのも、増上寺その他寺院などの減債協力交渉を経て三谷家がぎりぎり算定した結果だろう。

以上の結果、三谷家より低利5%1万1千両によって、少なくとも2万5千両(1万9800両+最低5000両)の米沢藩の高利借金は解消した。

古借1万9千両を捨金(放棄)

上記『事修篇』の新借1万1千両の経緯に、古借1万9千両減債の話が出てこないことから、古借減債と新借が同時だったと思われる。江戸に派遣された佐藤と馬場がそれ知らされず三谷家を訪問したとも考えられない。

三谷家と竹俣当綱との間で以前から暗黙の了解があったのかもしれないが、三谷家が古借1万9千両の無利子・30年賦化そして捨金、ないし即捨金とするのは、高利借金削減が目途がついた後と思われる。

以上から、三谷家は自身の債権放棄だけでは、米沢藩は「借金地獄」から抜け出せず藩政再生はできないと考え、新規貸付を投入して元凶の高利借金の効果的解消を実現し、その後古借放棄にも応じたと考えられる。

推論；三谷家の野挽家、小川家らへの働きかけ

以上のように考えると、前年の野挽家・小川家の債権放棄にも三谷家に関与していたのではないかと推論すると腑に落ちる。それを裏付ける史料はないが、米沢藩へ好意的な推論をすれば以下である。

三谷家手代・喜左衛門は1774年11月初旬頃に米沢より江戸へ戻っており、野挽家は12月24日に、2万8千両の債権放棄の申出により加禄されている。この間に、三谷家から米沢藩の金主である江戸商人への働きかけがあったのではないだろうか。喜左衛門らは、米沢で知りえた米沢藩の破綻寸前の財政状態と、七家騒動を乗り越え実権を強めた竹俣当綱の再生計画を示し、米沢藩救済を提案したのではないだろうか。つまり、米沢藩再生のためには、高金利借金の解消、そして借金負担の大幅軽減が必須であり、米沢藩の再生は御用商人である金主にとっても好ましいと。

当時、金主同士が貸出先の情報交換をすることはよく行われていたようである。三谷家はその取りまとめ役を果たしたのではないだろうか。その結果、少なくとも野挽家と小川家が債権放棄に応じたのではないだろうか。

三谷家と野挽家は米沢藩の漆・蠟の販売権益をめぐるライバル関係にあったので違った推論も可能だが、その後の米沢藩での会合に同席することが確認

³⁰されるので、それらの利害を超えた協調関係があったと理解することもできる。

(3) 以上の4金主の減債協力の成果

以上の三谷家、増上寺、野挽家、小川家の4金主の減債協力がどれだけ米沢藩の財政負担軽減となったかをみてみよう。

図表3・2は、その総括である。次の3つの効果について、借金残高と元利返済額の減債前（左側）と減債後を示している。

- ①捨金（債権放棄）による借金残高と年元利返済金の減少
- ②三谷家低金利1万1千両による金利削減効果
- ③増上寺借金1万両の無利息・20年賦化の効果

そして、次の仮定で減債効果を算定する。

- ・三谷家の新借残り5000両は高金利15%借金5000両返済にあてられた
- ・増上寺を含む高金利借金以外の金利は10%とする

図表3・2 鷹山改革第1期減債の効果(主要4金主)

減債策		減債前					減債後					減債効果 (A-B)
		借金 残高	金利	年間元利返済額			借金 残高	金利	年間元利返済額			
				元金	利金	計(A)			元金	利金	計(B)	
借金 放棄	三谷家	19,000	10%	1,900	1,900	3,800	-	10%	-	-	-	3,800
	増上寺	3,800	16.6%	380	631	1,011	-	16.6%	-	-	-	1,011
	野挽家	28,000	10%	2,800	2,800	5,600	-	10%	-	-	-	5,600
	小川家	10,800	10%	1,080	1,080	2,160	1,800	10%	180	180	360	1,800
三谷家 新借	増上寺	6,000	16.6%	600	996	1,596	6,000	5%	600	300	900	696
	高利借金	5,000	15%	500	750	1,250	5,000	5%	500	250	750	500
無利子20年賦化 (増上寺)		10,000	16.6%	1,000	1,660	2,660	10,000	0%	500	-	500	2,160
合計(C)		82,600		8,260	9,817	18,077	22,800		1,780	730	2,510	15,567
減債後(D)		22,800		1,780	730	2,510						
減債効果(C-D)		59,800		6,480	9,087	15,567						

(注) 借金は10年賦返済として(年間元利返済額は借金残高の1/10)、
減債前借金の金利は、増上寺分以外は年10%として
(出所) 1773年は各種資料より、減債後は1787年古借(1775年前)残高資料などより

³⁰ 『上杉家御年譜(治広公)』1985年3月14日など

・全ての借金の満期は10年とする

①～③の全効果は以下のとおりである（図表3・2の下段）。

	借金残高	年間元利返済額		
		元金	利金	合計
減債前 (C)	8万2600両	8260両	9817両	1万8077両
減債後 (D)	2万2800両	1700両	730両	2510両
減債効果 (C-D)	5万9800両	6480両	9018両	1万5567両

借金残高が約6万両の削減、年間の元利返済金が1万8077両から2510両へ1万5567両へと大幅に減少する。

野挽家の2万8千両放棄の効果が最大だが、増上寺よりの借金1万9800両の一部放棄・返済、無利息・20年賦化も、捨金3800両そして年間元利返済減少額は3867両と全元利減少額の25%を占め効果が大きかった。

（4）渡辺家、三輪家、本間家を含め主要7金主の減債協力効果

三谷家以外の他の4大金主、渡辺家、三輪家、本間家の減債協力ぶり、以下のとおりであった。

渡辺家は、渡辺家以外の多くの近隣金主と資金を集めて借金に依っていることを理由に、減債には依っていない。竹俣は長文の要請状を2通を送った（後述）が応じなかった。それは、渡辺家に残る毎年の新規貸付・元利返済データからも分かる（第4章）。

三輪家は、前述のように1774年9月に、主要金主の中で最も早く減債に応じたと推定できるが、その内容は分からない。借全全額の放棄はしていない。

本間家は、1775年にあった借金8000両は、1787年記録（図表3.5）には本間家の記載自体がないので、放棄したと思われる。その効果は、借金減に加え、年間利息削減800両（金利10%として）、元金返済額削減800両、計1600両である。

主要7金主の減債協力を総括すると；

先の三谷家、増上寺、野挽家、小川家に上記の渡辺家、三輪家、本間家を加えた主要7金主の減債協力効果は、先に本間家分を加えた次となる。

- ・借金残高減少額；6万7800両
- ・年間元利返済減少額；1万6767両

第2章末に、1773年末頃が内外金主よりの米沢藩の借金額がピークで概算21.4万両とし、主要7金主の借金総額10.5万両が半分を占めるとした。上記の減債協力で主要金主からの借金は6.8万両と大幅減少し3.7万両となった（低利借換え資金となった三谷家からの新借1万1千両は含まない）。

（5）主要7金主以外の減債協力により「借金地獄」からの脱出 主要7金主の減債でも元利返済未達

第2章に示した1771年借金返済予定額（臨時出費を除く）を再掲すれば以下のとおりであった。

領外（他領商人元利）	2万9675両
領内（自領内）	5888両
合計	3万5563両

それに対し、返済額実績は1万950両（前掲・図表2.12）であり、返済未達は2万3613両であった。この1771年の借金返済実態からすると、上記の主要7金主の減債協力による年間元利返済減少額1万5567両でも、返済未達がまだ8千両程度（2万3613両－1万5567千両）が残る。持続的に借金が減少する財政とするには、さらなる減債が必要なことを示している。

主要金主のこれほどの債権放棄などをもってしても、借金地獄から抜け出せなかったわけである。

主要金主以外への減債協力要請

主要7金主の借金は領内外金主全体の約半分としたから、仮に残りの金主も主要7金主並みの減債協力をしてくれば、先の効果の2倍となり、返済未達は解消する。借金残高も13.8万両減少し7.6万両となる。

それで竹俣当綱は、以上の主要金主による減債協力を追い風にして、全国金主に対してさらなる減債要請を推進したのだろう。そして、先に示した『鷹山公世紀』にあるように、「竹俣は自ら京都に上り自ら金主に談判して巨多の古借を永年賦化あるいは無利息化を依頼し、知行や扶持米を与えるなどした。」

残る金主の減債協力による「借金地獄」よりの脱出

主要金主以外の残りの金主は、第2章末に示した「1832年金主リスト」からイメージできる。繰返すが、この金主リストは、借金返済をほぼ終えた1832年においても碌を与えていた、過去に減債などに応じた領外金主たちである。大規模な協力を求めたこの改革第1期減債に応じた金主を多く反映していると思われる。このリストから個々の金主へ与えていた碌が分かる。碌は知行取、扶持取、金・銀・銭支給の3タイプからなるが、知行換算石高（換算方法は第4章参照）にして75金主の地域分布を見たのが図表3・3である。75金主を主要7金主と「その他」に分けて示した。「その他」より主要7金主以外の金主がか

図表3・3 1832年金主75人の地域と知行換算石高

地域	全体			主要7金主			その他		
	人	石	構成比	人	石	構成比	人	石	構成比
江戸	38	2,009	45%	6	1,390	55%	32	619	32%
上方	10	930	21%	0	0	0%	10	930	48%
米沢近隣	27	1,493	34%	6	1,115	45%	21	378	20%
合計	75	4,433	100%	12	2,505	100%	63	1,928	100%
構成比		100%			57%			43%	

(出所) 小村弼編『近世関川郷史料2』p.11第5表をもとに算定

なりイメージできる（なお、渡辺家が本家と2分家からなるように、主要7金主は12人からなる）。

説明は省くが、禄高の大小は過去の借金高（借金依存度）の大小をかなり表している。

上方金主の禄高構成比は、全金主では21%だが、主要7金主以外の「その他」では48%と半分を占める。金主数は10人である。このリストにない大坂・鴻池家、堺屋もいることも加味すれば、『鷹山公世紀』にあるように竹俣当綱が自ら京都へ上って金主と減債交渉したのは納得できる。

上方以外の江戸や近隣の金主へも懸命の減債交渉をさせていただこう。その減債の成果を具体的に示す資料はないが、引用している「1832年金主リスト」の金主への碌高そのものが減債協力度合いを示している。碌を求めず捨金としたと想定される、リストにない鴻池家、堺屋などの減債も加われば、大きな減債が達成されたと思われる。ただし、捨金（放棄）ではなく、低利化・無利息化、永年化での減債で応えた場合もある（『鷹山公世紀』）ので、借金残高減少として現れない減債効果もある。

「借金地獄」からの脱出

以上の主要金主以外の金主の減債協力の結果、年間元利返済の未達分のために借金をするという「借金地獄」から米沢藩は脱出できただろう。画期的な転換である。『鷹山公世紀』は、「竹俣は自ら京都に上り自ら金主に談判」などした「結果、安永中（1772～80年）は、樹芸・墾田・畜米・女工等のまつりごとは円滑に行れた」としている。

さらに幸いだったことに、1774年から82年までの間は、凶作と手伝い普請の記録もない（前掲図表2・1、2・3）。

だが、1777年には5ヵ年（ちょうど第1期末まで）にわたる大儉約令³¹が出されるから、厳しい財政状況はなお続いた。

その後の第2期について予告すれば、第2期に入った1783年に「天明の大飢饉」襲うなど、再び借金が積み上がり、1787年には再び金主へ減債を要請することになる。

減債策は第1期改革における財政面の最大の成果

後に示す「三木百万本植立計画」が不調に終わったことを考えると、この減債策が第1期改革での米沢藩財政改善に最も効果があった施策だろう。ただし、第2期改革においても再度、減債を金主に要請するが、想定以上の借金があるので、第1期では契約面で債務軽減が徹底しなかったこととも考えられる。

5) 1775年；「漆・桑・楮百万本植立計画」の始動

財政が好転する中、米沢藩は1775年8～9月に画期的な施策を打った。

(1) 1/2借上げ半分の銀方返済、会計一円帳公開と意見募集

1775年8月7日、家中諸士の知行・扶持米1/2借上げの半分（銀方）を返済の上、諸組頭へ御経済一円帳を示し、財政窮迫の状況を知らしめ、富国生産の道に意見ある者は申し出よと通達した³²。翌月には樹芸役場開設を予定していたので、その「漆・桑・楮百万本植立計画」の始動を宣言した上でのことだったろう。

藩士借上げの一部返済の実施は、前述のように、前年に野挽家・小川家の債権放棄があり、前7月には三谷家よりの新規融資による大幅な債務軽減がほぼ確実になったからだろう。

³¹ 小野榮『米沢藩』p.132

³² 池田『鷹山公世紀』p.168

つまりこの通達は、米沢藩が財政が改善し、藩政が積極策へ転ずる表明であったのだろう。

(2) 樹芸役場の新設

1775年9月12日、樹芸役場が新設され、10年後に藩収入の倍増を目指す「漆・桑・楮百万本植立計画」はスタートした。当計画の必要資金5000両のうち、1500両は三谷家が翌年6月に用意する約束がなされていた³³。

5 国産推奨と織物技術の導入

三谷家ら金主の減債協力や新規資金支援を得て積極的拡大策に転じた米沢藩の殖産興業策の進展を見てみよう。「漆・桑・楮百万本植立計画」の実行については次項に示すとして、ここではその他の国産奨励、織物技術導入について示す。

1) 国産奨励策

米沢藩の代表的産物は青苧と漆・蠟であったが、第1期改革では、国（領）外からの輸入産物を減らし国産化さらには輸出を目指すという国産奨励策をすすめた。

その中核政策が「漆・桑・楮百万本植立計画」であるが、ここではそれ以外の国産化や技術導入から見てみよう。

それらは、製塩、製紙、製墨・製筆、製刀・槍・鉄砲・火薬、製陶、染色技術、織物技術など広範であった。温泉での製塩などは永続しなかった。この中で、織物技術導入は、第3期改革で隆盛を向かえる米沢織のきっかけとなったので、経緯を示しておく。

³³ 池田『鷹山公世紀』p.180

2) 織物技術の導入³⁴

米沢藩は全国有数の青苧産地であったが、奈良の晒布、越後・小地谷の縮布の原料として輸出されるだけだった。そこで1776年、その織物技術を導入すれば米沢藩の有力な産物になると、ある肝煎（きもいり、村長）が竹俣当綱に越後の縮布技術導入を建議し採用された。それでその肝煎と家臣が越後へ行き、現地の抵抗を受けながらも、男女職工らを米沢に招聘することに成功した。そして城下蔵屋敷内に縮布製造所、下長井に分場を設け、中級武士家中の妻女を含む5～7人に織物技術を伝授した。

その結果、7カ月間で米沢では197反、下長井では84反が織出された。その後、織出される横麻は国産使用の奨励と相まって、袴地や夏衣として需要が高まったが、次の第2期改革の緊縮により1787年には中断された。しかし、第3期改革時に、養蚕の発達と新しい織物技術導入に伴い絹織物業として発展する。

なお、この縮織の染料となった藍の栽培も、1773年に仙台より指南役を招き、官園を開いたことに始まる。

6 漆・桑・楮百万本植立計画と実績

米沢藩特産物の代表である青苧と漆・蠟の、鷹山藩主就任初期頃までの実情は以下のようなようだった³⁵。

青苧の場合、藩の専売制により藩が一定価格で買上げることが義務付ける役苧と、市場で自由に売買される商人苧があった。ところが享保期（1717年～）とりわけ宝暦（1752年～）以降、役苧畑が次第に減少し、商人苧が大きく増加

³⁴ 渡辺典五郎『日本経済史』p.149～、横山昭男『上杉鷹山』p.92

³⁵ 横山昭男『上杉鷹山』p.84

した。つまり藩の財源が縮小傾向にあった。1760年の青芋騒動は、北条郷の商人芋を役芋化しようとして起こった。

漆・蝨も同様で、漆にも役木と無役木の別があり選別が難しく、1700年初めの頃は49万本余あった漆役木が1772年には19万本余に減少した。

このように藩の財源としての在来の国産物は、はなはだしく衰退していた。そこで、第1期改革での積極的な国産奨励策として、七家騒動後に竹俣当綱が打出したのが「漆・桑・楮百万本植立計画（三木植立計画）」である。

1) 三木植立計画の目的と必要資金調達

本計画の達成によって、10年後には次の潤益（純益）が達成できるとしている³⁶。

種類	潤益	構成比
漆木百万本	1万9157両	59%
桑木百万本	7407両	23%
楮百万本	5555両	17%
合計	3万2119両	100%

合計潤益3万2119両は、知行に換算すれば16万595石(100石20両として)に相当し、米沢藩表石15万石が倍増するという壮大な計画であった。

この計画のための必要資金は、苗木購入や植立料など5000両であり、江戸・三谷家より1500両、当年の役木からの潤益1500両、開墾地及び国産品よりの利益より2000両を充てるといったものだった。

必要資金5000両の調達は容易ではなかったが、当綱は「五千金は三百万本の元氣、三百万本は16万590石余の元氣」と推進した。

³⁶ 渡辺典五郎『近世日本経済史』p.143

2) 三木植立計画の実績

樹芸役場の設置

1775年、計画発表と同時に、樹芸役場を設置した。漆方、桑方、楮方の3部分に分け、それぞれの計画の推進の元締にあたった。

注力した漆樹の場合

潤益の大きい漆樹100万本の栽培に特に力を入れた。いろいろな奨励策と併行して、漆実買上げを即金買上げとし栽培の普及に努めた。

しかし、3年後1778年の雌木実績は、わずか2万3871本だった。当綱はこの遅れは富国化の遅れと理由を問いただすと、漆苗の雌雄の別が一定の生長後でないとは分からないことになった。当綱は、その無策ぶりに怒り、自ら指揮して、始めから雌木を植えるべく、根伏（挿し木法の1つ）苗の巧みな山口村肝煎卯兵衛に、2人扶持、苗字帯刀を許し、根伏方頭取を命じ指導にあたらせた³⁷。農民でも根伏するものには奨励金を与えた。

1779年、その甲斐あって、漆苗木付方47万9000本を達成した。1784年（当綱失脚2年後）までの8年間に、漆樹39万8123本が栽培されたが、計画未達に終わった。保護奨励に要した費用は7,962貫460文（銭5貫=1両として1592両）であった。

漆・蠟は、東北など東日本が主産地だったが、すでに述べたように、1700年代に盛んになる西日本の櫨・蠟との競争で劣勢になっていた。当綱の力を入れた漆栽培は時代の流れに抗していたことになる。

桑・楮の場合

桑・楮の百万本計画の実行に言及する文献はほとんど見当たらない。思わしい結果が得られなかっただろう。

³⁷ 池田『鷹山公世紀』p. 235

桑・養蚕に関しては第3期の救世主となるが、当綱は、隣国屋代郷の高畠織田侯の家中が皆豊かであるのは上州絹の生産によるものと認識し奨励した³⁸にも関わらず、第1期では進展が見られなかった。

3) 三木百万本植立計画失敗の原因

多くの金主の債権放棄の協力を得て借金負担を大きく軽減できた中で、改革の柱である三木百万本植立計画はスタートできたのだが、計画は達成できず、結局は竹俣当綱による第1期改革は失敗に終わった。では、第1次改革の根幹である三木百万本植立計画の失敗の原因は何だったのだろうか。

計画遂行・管理体制の問題

上述の漆の場合の3年後の計画未達に見るように、計画の遂行・管理体制が弱かったのだろう。最も力を入れた漆でさえこうなら、桑、楮もしかりだろう。竹俣当綱ワンマン体制の限界だったのだろうか。補佐すべき荏戸善政は小姓頭、言わば社長室長で別系統であった。

三木選定の失敗

漆・蠟は、全国市場で一定のシェアを幕末まで得たが、品質の良い西日本の櫨・蠟に対して劣勢であった。三木百万本植立計画の失敗の第1の原因は、漆・蠟に最重点をおいたことだろう。その後の第3期改革において荏戸善政がとる農産物選定プロセスは、このことを教訓としたと思われる。

つまり、善政自身が既存特産物を有力特産物53種の利害得失や需給を総点検した上で、重役など多くの英知を集め協議し、重点産物特に養蚕に絞込んでいる（後述）。

³⁸ 横山昭男『上杉鷹山』p. 86

7 竹俣当綱の失脚と第1期末時の状況

1) 当綱の辞意と失脚

第1期改革は竹俣当綱の失脚で終わるが、当綱はそれまでに2度辞意を示していた。以下、池田『鷹山公世紀』(p. 276)から要点を引用する。

1777年10月、当綱、鷹山に致仕願うも却下

「漆・桑・楮百万本植立計画」がスタートし2年目に、当綱は鷹山に致仕(辞職)を願い出た。当綱は、国家の重を体任し万機の政務を執行する自身の権勢の大きさに恐れ退身したいと願い出た。鷹山は、当綱宅におしのびで訪れ、治国の業は未だ半ばに至らず、致仕を乞うべき時にあらずと諭した。当綱は感激し君命に従った。当綱は、専ら人才を得ること勉め自ら政務の大体を総理し、有司に才能を発揮させるとした。

1780年3月、当綱2度目の辞意、重臣ら反対

その2年半後、当綱が再び致仕を願い出た。鷹山は、当綱が寵恩を良いことに心おごり、往々にして不法のことがあるので、この機に功名を全うさせるのが良いと致仕を許そうとしたが、他の重臣皆が、当綱が隠退すれば国政は立ち行かないと留任を願ったので、鷹山は当綱に刀を与え、願いを差し止めた。当綱はよろこんで復した。

この時すでに、鷹山は当綱の政治姿勢を問題視していたことになる。

1782年10月、当綱失脚

竹俣当綱が弾劾された。その経緯を、小野『米沢藩』(p. 135)から引用する。

1782年10月、江戸にあった鷹山は、奉行・広居、六人年寄・志賀らの言上に基づき当綱の罪状を認め、処分を決定した。当綱は隠居の上、元芋川屋敷に押し込めとなった。

当綱の罪は、権力をかさに着て、へつらいの取り巻きをつくり横暴な振るまいがあったこと、遊興にふけり、公私混同して公金を乱費したことなど11カ条に上ったが、特に許すべからざる罪とされたのが不敬罪であった。8月13日は藩祖謙信の命日で、藩主はじめ家中領民のすべてが精進潔斎（心身を清め酒や肉食を慎む）して1日中謹慎すべき日であった。その日に、当綱は、前夜から小松村の豪農の家で饗宴にふけり、灯火消えざる間は12日と称して、13日にわたって酒宴を続けたというのである。（以上、引用）

当綱が2度目も辞意を固め、結局失脚に至った大きな原因は、藩勢を倍増しようとした「漆・桑・楮百万本植立計画」の推進を一身に背負い、なかなか進展しないことへのいら立ちのようなものがあったのではないだろうか。

1783年3月、荻戸善政致仕

小野『米沢藩』（p.136）によれば、当綱処罰の5か月後、御近習頭・荻戸善政が隠居願いを出した。善政には何の罪状も失態もなかったが、これまでの改革政治において、常に竹俣当綱と表裏一体の立場にあったことから、当綱の処断がありながら禄位に留まるわけにゆかないというものだった。鷹山は隠居を許し、書、刀、銀を与え、労をねぎらった。

第1期財政改革は、七家騒動を経て竹俣の実権が強まってからスタートする漆・桑・楮百万本植立計画で加速し、それを梃子に金主への債務軽減を実現したことが特徴と言える。借金負担は大きく軽減したが、「三木百万本植立計画」は思った成果は達成できなかった。最も力を入れた漆蠟が、全国的市場で西日本の蠟蠟に対して劣勢傾向にあったことが背景にあった。

第1期改革を牽引した竹俣当綱とNo.2 荻戸善政は以上のように退場した。

2) 竹俣当綱の財政面での功績

竹俣当綱の政治を財政面から総括すれば、最大の功績は、「三木百万本植立計画」による米沢藩の表高 15 万石の倍増を掲げ、「借金地獄」にあった藩財政を多くの金主の減債協力を得て反転させたことである。

藩財政最悪期にあり 20 万両超の借金を抱え、金利 1 割、満期 10 年としても年元利返済額は 4 万両であり藩実収入を超え、金主の大幅な減債（低利化、永年化、債権放棄）なくして財政再生はあり得ない状況で、藩収倍増を掲げ、金主の減債協力を実現した。恐らく、他藩でも例のある借金棒引きの可能性もちらつかせながらの交渉だったろう。特に三谷家は、自らの債権放棄ばかりでなく高利借金の解消にも尽力し、他の江戸金主も説得した可能性が高い。金主側も、米沢藩の破綻は望まず、自ら債権放棄を申し出、再建を支援するほうがその後の商取引のために得策と判断したのだから。

それだけに、三木百万本植立計画が頓挫し、竹俣当綱が失脚したことへの金主たち、とりわけ三谷家の失望は大きかっただろう。

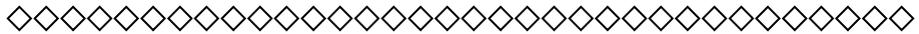
3) 改革第 1 期末はむしろ明るかった

竹俣当綱と菟戸善政が去り、第 1 期藩政改革の柱、「漆・桑・楮百万本植立計画」が失敗に終わったので、鷹山に失意感があり、米沢藩財政には悲観的なイメージが漂うが、必ずしもそうではない。

小野『米沢藩』(p. 132)によれば、「天明 3 (1783)年、これまでの農業復興政策や産業の開発がようやく軌道に乗ってきたと安堵した鷹山は、諸士の知行借上げのうち、米方の半分と銀方全額の返済を命じ、安永 8 (1777)年以来 5 ヶ年の大儉約の期限が満ちたのもって、来春から諸規式を旧に復することにしようと思っていた。」とある。家臣を振るい立たせようとしていた。

上記の借上げ返済は、第2期改革がスタートした1783年6月11日に令達された³⁹。

しかし、それから1カ月もたたない7月6日に浅間山が噴火し、「天明の大飢饉」が始まる。



第3節 第2期改革；

志賀祐親による消極的縮小均衡策

(1783～90年)



第2期改革は、早々に大凶作に見舞われ再び財政が悪化し、第1期の新規事業を打ち切り、経費半減での藩経営で臨んだが、8年間で失敗に終わる。

第2期改革執行者 志賀祐親

第2期改革を執行した志賀祐親（しがすけちか）は、最後には自身の非力を理由に退き、改革第3期初に罷免されたためか、生没年がわからない⁴⁰。現存する志賀祐親の子孫の知人⁴¹経由で筆者が得た資料によると、没年は「文化11（1814）年12月晦日卒享年81才」とあるので。生年は享保19（1734）年である。竹俣当綱より5才年下、荏戸善政より1才年上である。

1771年38才で小姓その後御膳番、御側役を経て、1782年中間年寄、1786年内証掛、その後執政職となった。

³⁹ 『上杉家御年譜（鷹山公）』

⁴⁰ 横山昭男編『上杉鷹山のすべて』p.188では、志賀祐親の生没年不明

⁴¹ 「はじめに」で記した湘南科学史懇話会代表・猪野修治氏の兄上が志賀家の養子という縁で入手

1 第2期改革の概要

1) 天明の大飢饉と鷹山の隠居

第2期改革の初年1783年に天明の大飢饉（損耗高10.9万石）が襲い、凶作は4年間続いた。また初年には、重定の隠殿焼失（再建費2万両）が重なり、財政は一段と悪化した。結局第1期からの改革は挫折した。そのような中、1785年鷹山は隠居し家督を治広（前藩主・重定の実子）へ譲ったが、その後も後见人として藩政に深く携わった。

2) 第2期改革の基本方針

執行役・志賀祐親による第2期改革の基本方針が決定されたのは、新藩主・治広が米沢に初入部した1787年である。その基本は次である。

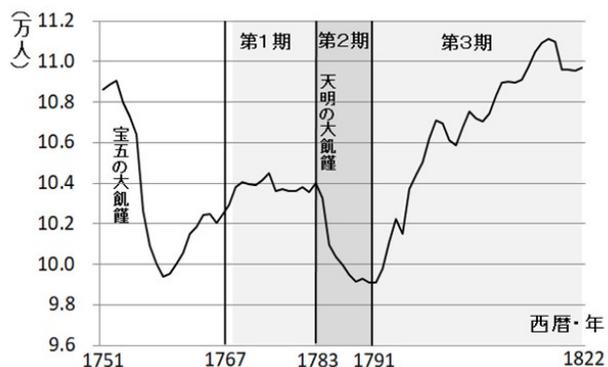
- ①支出半減、第1期改革で立上げた事業からの撤退という緊縮策
- ②金主への借金の利下げと永年化を要請
- ③新たな借金には頼らず

結局、支出半減はうまく進まず、したがって財政は改善せず、金主からの新規借入は拒否され、第2期改革は行き詰まった。

3) 人口推移が示す第2期の窮状

図表3・4は、「宝五の大飢饉」前の1751年より、鷹山没の1822年までの米沢藩の人口推移である。1760年に10万人を割り、鷹山改革第1

図表3・4 人口推移(1751~1822年)



期では10万2千人程度から10万4千人程度まで回復したが、第2期で天明の大飢饉を引き金に1893年より急落し、第3期に入った1792年には観測史上最低の9万9085人を記録した。このことは、第2期改革の低迷を象徴的に示していよう。第3期改革で上昇基調に転じる。

産業面の特記事項

第2期は、第1期に手がけた殖産興業事業を断念するので、その分野については以下では触れないが、特筆すべき点は、横麻織物の発展である。これは、縦糸が絹、縦糸が麻の交織が織出され、袷地、夏衣として重要が多く、織手は下級武士の妻女がもっぱら営むまでになった。

2 第2期冒頭の「天明の大飢饉」と鷹山隠居

1) 天明の大飢饉（1783～86年）

天明の大飢饉は1783年に始まり86年まで続いた東北一円を襲った歴史的凶作である。1788年まで続いたとする説もあるので、凶作は長く続いた。1783年の米沢藩の損耗高は10万9000石であったが、第1期改革で備えた備籾放出と、越後・酒田からの米買付けなどで米沢藩は被害を最小限にすることができた。東北他藩の餓死者は多く、盛岡藩では6万人、弘前藩は13万人とも20万人ともされる。このことは第1期改革の大きな成果である。

備荒20ヵ年計画のスタート

この大飢饉を教訓に、1784年に備荒20ヵ年計画がスタートした。これは、飢饉に対して領民を守る決意を示す壮大な計画であった。詳細は割愛するが、小野『米沢藩』（p.134）によれば、以下である。

「計画通りに運べば、20年で米は15万3400俵余、麦は6万2150俵余になるものである。別に、従来どおり人頭割り、生産高割りの備荒貯蓄も継続し、これにより20年後には利息分も含め米1万4200俵になるとの計画である。

この長期計画は、途中一部の変更もしながら継続された。1806年は20ヵ年計画の期限の年であったが、さらに10ヵ年延期され明治維新まで続いた。

こうして蓄えられた備籾は、1833（天保4）年の天保の大飢饉の際に威力を発揮した。さらに、明治4年に家臣一統に備籾10万俵が支給され、明治9年の米沢製糸場創設にも備籾の売却代が充てられた。」（以上、抜粋引用）

2) 南山館（重宗の隠殿）の焼失（1783年）と財政難

南山館焼失による損害は2万両であった。1785年、以前と変わらぬ隠殿（偕楽園）が新築され、その後も重定の華やかな生活は変わらなかった。

1783年は、大凶作とこの火災で財政収支が5万両の大幅不足となった。

3) 鷹山の隠居（1785年）とその理由

一般的言われている鷹山隠居の理由は、鷹山が重臣に語ったとされる次の2つである。

1つは、幕府よりの手伝い普請を避けるためとされる。鷹山は、手伝い普請が在任中に近々申付けられるのは必至と推測した。普請役が終わっても、治広が家督を相続すれば、再びまた新藩主に手伝い普請が課されるだろう、そうならば財政立直しの努力も無になると判断した。つまり2度の普請役を1度で済ませようというものだった。

2つは、前藩主重定がまだ健在のうちに、実子・治広に家督を譲り、重定を喜ばせようというものである。これが鷹山の胸中として最大と、史料からは示される。

隠居の理由はこれだけだろうか？ 説得的なのは、江戸勤めは新藩主にまかせ、米沢で改革に専念しようとするものである。横山『上杉鷹山』p.156も次のように推察している。1784年3月鷹山は脚気を理由に江戸参府を延期したが、天明の大飢饉による領内の凶荒を見捨てて参府できないというのが本当の理由であったという。10月に参府のため出発したが、9月には藩主退身を言明したが、その時に上記の決意をしたのではないだろうか。

鷹山は、隠退後も後継藩主の願いによって、10代治広の時代、11代斉定（なりさだ）の時代にわたって、藩主の後見として引き続き藩政再建の指導を続けた。

3) 上杉治広家督祝いの際に招かれた江戸商人

1785年2月鷹山が隠居し治広が家督した。『上杉家御年譜』によれば、その月江戸で家督の規式が行われた。その席に江戸商人として、三谷、野挽父子、小川、三谷手代2名、主要金主以外では水野三郎兵衛（1832年金主リストでは50石）、深山伊兵衛（30人扶持、知行換算150石）が招かれている。

翌月、家督の賀儀を献上した御用聞の者37人を江戸藩邸に招き料理をふるまっているが、その中の三谷、野挽父子、小川、三谷手代2名、主要金主以外では水野（前述）、加藤猪四郎（1832年金主リストにない）に綿を賜っている。

4) 上杉鷹山の名声

1787年5月、新藩主・治広が初入部して間もなく、鷹山の実父・秋月種美の重病の知らせが米沢に知らされた。幕府の許し得て、8月鷹山は江戸へ上り看病にあたったが9月に種美は卒去した。その間、鷹山は、将軍・徳川家斉より在職中の善政を賞された⁴²。米沢藩が天明の大飢饉を乗り切ったことが大きな

⁴² 『上杉家御年譜（鷹山公）』、横山昭男『上杉鷹山』p.339

理由であろう。このことが、上杉鷹山の名声が全国に広がる大きな切っ掛けとなったと思われる。

3 1787年経済立直し大評定

1783年の天明の大飢饉と南山館焼失による5万両の不足、さらに85、86年と続いた凶作により、1786年には当年の借金返済の停止を金主に依頼した。そして、新藩主・治広が米沢に初入部した翌1787年、鷹山・治広のもと志賀ら重臣による財政再建案に基づく「経済立直し大評定」が行われた。第2期改革執行役志賀祐親はその前年1786年にその役・御内証掛に命じられている。

1) 経済立直し大評定の内容

評定の内容は、次からなる消極的縮小均衡策である。

- ・支出を半分とし、借金を返済
- ・以後、他借を要せず
- ・国内の歳入を以て諸般の歳出を支弁する
- ・格外の省略。竹俣当綱の明和以降創設の事業ほとんどを廃格
- ・新旧数万両の借財に対し、利下げあるいは無利息年賦に依頼

つまり、これまでの殖産興業策を取止め支出を半減し、金主へはこれまでの借金の無利息化ないし低利化、永年化を求め、以後は新たな借金に頼らないというものである。

2) 前年、主要金主に対し加祿

金主に対する借金の利下げないし無利息化と永年化の減債要請の内容は後に示すが、いきなり行われたわけではない。大評定の前年1786年、主な金主に次のような加祿の上、その年は借金返済が不可能なことを伝え、手伝い普請

があった際の借用の要請、さらに翌年の減債を示唆した。

『上杉家御年譜（治広公）』によれば、1786年12月1日、江戸で三谷家当主と手代も召出し、藩主治広は、先だつての頼みに対する了承に対し謝意と丁重なもてなしや進物の上、350石加禄し700石、手代2名に各々5人扶持加禄し25人扶持を与えた。

米沢においても、「重き御内用御頼に付」、12月1日渡辺家本家に200石加禄の計400石、分家に60石加禄し200石、本・分家合わせ600石を与えた。翌2日、三輪家に対しても25人扶持加禄の計55人扶持を与えた。

4 1787年、金主への利下げ・永年化要請

1787年の主要金主に対する減債（利下げ、永年化）要請内容は図表3・5のとおりである。

「古借」つまり「1774、5年頃の改革第1期減債要請以前の借金」の無利息・永年賦化、「新借」つまり「第1期減債以降の新たな借金」の年利3%への低

図表3・5 1787年主要金主への減債要請内容

金主	所在	古借（1775年減債前）		新借（減債後）	
		借入額	返済条件	借入額	返済条件
三谷三九郎	江戸			1万1300両	金利3% 35年賦
三輪飛兵衛	越後	1500両	無利子 35年賦	7740両	金利3% 30年賦
渡辺三左衛門	越後	1万1260両	無利子 35年賦	3220両	金利3% 35年賦
深川恵海(増上寺)	江戸	4500両	無利子 35年賦	4350両	金利3% 35年賦
小川平八	江戸	1800両	無利子 30年賦	4500両	金利3% 35年賦
野挽甚兵衛	江戸			578両	金利3% 35年賦
地廻御借受口	領内	4270両	無利子 35年賦		
合計		2万3330両		3万1688両	
総計		5万5018両			
総計(除く領内)		5万0748両			

(注1)その他、200~300両にも利下げや無利長期年賦を頼むもの数知らずとある

(注2)渡辺家のみ新借は天明恐荒(1783年)以降、古借は1782年以前

(出所)渡邊與五郎『近世日本経済史』p.188より作成

利化・永年賦化を要請するものである。第1期減債に応じなかった渡辺家の場合のみ、新借は天明凶荒（1783年）以来、古借はそれ以前である。

本表より、主要金主の1774、5年の第1期減債要請へ対応状況とその後の米沢藩の借金状況が分かるので、先ずその理解から入る。

1) 1787年時点での米沢藩の主要金主からの借金状況

(1) 古借（1775年以前）の状況

古借（1775年以前の借金残高、渡辺家のみ1782年以前）は、領内「地廻御借受口」4270両を除くと、領外主要4金主（渡辺家、三輪家、小川家、増上寺）合計で1万9060両（2万3330両－4270両）である。

減債に応じなかった渡辺家の古借（1782年以前）が1万1260両残っているが、1775年借金残高は1万7420両程度と推定される（第4章）ので、その後6160両程度の元金が返済されたことになる。

減債に応じた三谷家、野挽家がゼロ、小川家は1800両を残っている。

三輪家は、1787年時点で古借1500両が残っており、全額の減債には応じなかったことが確かめられる。

深川恵海（増上寺）からの古借は、1775年減債で無利子20年賦1万両となったが、11年後の1787年には4500両となっている。1万両の20年賦返済（毎年500両返済）5500両が確実になされ、4500両の借金が残っていることが分かる。

なお「地廻御借受口」は領内金主からのもので4270両である。古借合計の22%を占める。

(2) 新借（1776年以降）の状況

1776年以降の新借は合計3万1688両だが、1782年までの第1期分と1783年以降の第2期分からなる。

三谷家の1万1300両は、第1期の1775年に低利1万1千両新借、76年に三木百万本植立計面向け1500両借金があったこと（前述）を考えると、その後はむしろやや減少となったことを意味する。この消極さに、第1期の減債の際に積極的に米沢藩を支援した三谷家の、その後の米沢藩再生策の挫折への失望ぶりが感じられる。

その他の金主分の多くの借金は、第1期は大幅減債後のため新規借金は少なかっただろうと考えれば、天明の大飢饉と南山館焼失により5万両不足で始まった第2期のものだろう。渡辺家の3220両は上記のとおり第2期分である。

三谷家を除いて、三輪家の7740両が最大であり、第2期最大の融資者だったことを意味する。

江戸・小川家4500両も大きい。野挽家も578両と少ないながら応じた。1774年に借金放棄した両家は、その後も米沢藩の借金に応じたことが分かる。

深川恵海（増上寺）からも新借4350両がある。「天明の大飢饉」後に再び高金利の寺院金融に頼らざるを得なくなったのだろう。

本表には、酒田・本間家の名はない。本間家の史料によれば、本間家は第2期に米沢藩の産物担保などでの短期貸付を活発化したが、長期貸付には応じていない（第4章）。

主要7金主の第1期減債後の借金純増は2.1万両

1775年以降の主要7金主の新借合計は3万1688両だが、この中には三谷家の1775年減債時の新借・低利1万1千両の分が含まれる。この新借は、それ以前の高利古借の返済（借換え）に充てられたので、第1期減債後の借金純増は、この分を除く、2.1万両である。

(3) 1787年の借金残高10万両強

図表3・5が示す主要金主等からの1787年借金総額は、

古借 2 万 3330 両（領内「地廻御借口」4270 両を含む）

＋新借 3 万 1688 両

合計 5 万 5018 両である。

その他 200～300 両の少額金主は「その数知らず」とあるので、借金総額はそれをはるかに上回る。

借金のない本間家を含めると第 1 期減債の際示した主要 7 金主の借金残高は、上記借金総額から領内古借を引いた 5 万 0748 両である。第 1 期の「主要 7 金主の借金は全体の約半分」の関係が続いたとすれば、全体では 10 万両強となる。ただ、第 1 期減債の際、主要 7 金主以外が捨金でなく永年化が多かったとすれば、借金残高はもっと多いだろう。

2) 利下げ・永年化要請とその効果

図表 3・5 による主要金主等（含む「地廻御借受口」）減債要請は次である。

- ・古借（計 2 万 3330 両）；無利子、35 年賦（一部 30 年賦）へ
- ・新借（計 3 万 1600 両）；金利 3%、35 年賦（一部 30 年賦）へ

小口金主に対する減債要請も、「この外、利 1 割あるいは 8 分などの口々 5 分 3 分に利下げお頼み、自他数十口また 200 両 300 両の口々無利年賦にお頼み数を知れず」⁴³とあるように、低利ないし無利息化・永年化であった。

この第 2 期の減債は、第 1 期には多かった捨金（債権放棄）までは要請していない。第 1 期改革が失敗に終わった後ろめたさからかも知れない。したがって、第 2 期減債の効果は、借金残高ではなく、元利返済額の減少として現れる。

主要金主等の減債効果

前掲・図表 3・5 の主要金主等への減債要請により、減債前と後とで、元利返済額がどの程度減少するかを概算したのが図表 3・6 である。

⁴³ 甘粕継成『鷹山公遺蹟録』p. 213

次の仮定のもとに算定した。

- ・増上寺からの借金以外は、古借、新借とも減債前は10年賦返済、金利10%
- ・増上寺借金は古借4500両は、減債前は無利子20年賦1万両の返済途上のものであるので、年元金返済額は500両（1万両/20年）である。新借は高利15%と想定した

図表3・6 1787年第2期減債要請(図表3・5)の効果

借金区分			金利	借金残高	(A)減債前			減債後(B)		
					元金	利息	計	元金	利息	計
古借	35年賦化分	増上寺	0%	4500両	500両	0両	500両	129両	0両	129両
		その他	10%	1万7030両	1703両	1703両	3406両	487両	0両	487両
	30年賦化分		10%	1800両	180両	180両	360両	60両	0両	60両
	古借合計			2万3330両	2383両	1883両	4266両	675両	0両	675両
新借	35年賦化分	増上寺	15%	4350両	435両	653両	1088両	124両	131両	255両
		その他	10%	1万9598両	1960両	1960両	3920両	560両	588両	1148両
	30年賦化分		10%	7740両	774両	774両	1548両	258両	232両	490両
	新借合計			3万1688両	3169両	3386両	6555両	942両	951両	1893両
合計				5万5018両	5552両	5269両	1万0821両	1617両	951両	2568両
減債効果(A)-(B)					3934両	4319両	8253両			

図表3・4の減債内容に基づく

(注1) 古借、新借とも減債前は10年賦返済とした。古借金利は増上寺以外は10%とした

(注2) 増上寺古借は無利子20年賦。新借金利は高利15%とした

おおまかな仮定だが、減債効果の目安になる。図表3・6を集約したのが下表である。

	借金残高	年元利返済額		
		減債前 (A)	減債後 (B)	(A) - (B)
古借	2万3330両	4266両	675両	3591両
新借	3万1688両	6555両	1893両	4662両
合計	5万5018両	1万0621両	2568両	8253両

古借・新借5万5千両余の年元利返済額は1万0682千両に対し、減債後は2568両と、8253両の大幅減少となる。

渡辺家の受諾

第1期の減債には応じなかった渡辺家はこの度は応じた。渡辺家への減債要請内容は、次である。

- ・ 古借 1 万 1260 両の無利子・35 年賦化
→年返済額 = $11260 \text{ 両} / 35 \text{ 年} = 322 \text{ 両}$
- ・ 新借 3220 両の金利 3 %・35 年賦化
→年返済額 = $3220 \text{ 両} / 35 \text{ 年} + 3220 \text{ 両} \times 0.03 = 189 \text{ 両}$
- ・ 上記合計年返済額 = $322 \text{ 両} + 189 \text{ 両} = 521 \text{ 両}$

渡辺家は、35 年にわたる年間 521 両の元利返済となるが、年額 200 両へ減額して応じた。渡辺家には、米沢藩との 1749 年以降の毎年の貸付・返済データが残っているが、この時期は 1784 年までしか分からないので詳細は不明だが、減債を受諾した時点で既に貸付金をかなり上回る返済金を回収していた。詳しい分析は第 4 章で示す。

3) 経済立直し大評定後の借金返済見込みと増借上

(1) 借金返済予定額 6493 両

以上の減債要請を決定した大評定の後に立てられた 1787 年の米沢藩の歳出入(金方)の目算(予算)⁴⁴が残っている。それを要約したのが下表である。減債要請・実施後の借金返済予定額 D として、6493 両を見込んでいる。上記の主要金主への減債後元利返済金 2568 両の 2.5 倍である。全金主への減債要請には、時間を要するとしたのかもしれない。

⁴⁴ 渡邊與五郎『近世日本経済史』p. 184

<1787年経済立直し大評定後の金方収支目算>

歳入合計 A	3 万 0118 両
歳出合計 B	2 万 3937 両
残金 C (A-B)	6181 両
当年借金返済予定額 D	6493 両
残金での返済不足額 E (D-C)	312 両
前年借金返済未済額 F	9800 両
翌年借金返済未済繰越額 (E+F)	1 万 0112 両

この予算では、歳入から歳出⁴⁵を引いた残金 C 6181 両は、当年借金返済予定額 D 6493 両に対して 312 両の不足にとどまるが、前年までの借金返済未済額 F 9800 両が残っており（前年は借金返済を見送っている）、当年末の累積借金返済未済額は 1 万 0112 両に達している。

なお、歳出には、「御手伝御普請御備金」3000 両、「不時御備金」597 両と合計 3597 両の備金を計上している。

この年に金主に対し減債を要請し借財の途が途絶えたこともあり、身内の上級家臣に対して知行 100 石につき 2 両の出金を命じている。

(2) 家臣への増借上（ましかりあげ）

第 2 期に入ってから家臣の出金はこれだけでない⁴⁶。

天明の大飢饉の初年 1783 年、つまり第 2 期初年の 11 月に、知行 100 石につき金 2 分（0.5 両）借上げをした。その 6 月にその年は 1/2 借上げを 1/8 借上げとした（前述）矢先のことであった。

1785 年には、続く凶作、偕楽館（重宗用）・餐霞館（鷹山用）造営、治広襲封など巨額の臨時出費で財政が窮迫したので、志賀らは急出府して治広に「増

⁴⁵ 手伝い普請備金 3000 両、不時備金 560 両を含む

⁴⁶ 以下、横山昭男『上杉鷹山』p. 161 より引用

借上」を進言し、治広も受け入れた。そして知行 100 石につき 1 兩の出金を命じた。

そして、1887 年に上述の知行 100 石につき 2 兩と倍増となった。しかもそれは 89 年まで 3 ヶ年続いた。第 2 期において、家臣も半知借上の他に数年に渡る増借上により俸給面で大きな犠牲を強いられた。

5 経済立直し計画の失敗

1) 計画の未達成

結局、経済立直し計画は達成できず、第 2 期改革は失敗する。その経緯を『米沢市史』（昭和 19 年）(p. 294)から引用（意識）する。

「経済組立て計画は精密に定められたが、担当部署の人材不足で計画どおりに行われず。1788 年江戸（参勤交代で）出府の後は一層窮迫し、江戸屋敷の家臣に扶持米を給することができなくなった。江戸城登城の費用にもこと欠くに至り、恥を忍んで三谷他の諸金主へ駆けまわり嘆き頼んだが一切応じない。止むを得ず宝器などを入質してわずかに急場をしのいだ。」

2) さらに膨らむ借金（11 万両余 + α ）と志賀祐親辞職

さらに『米沢市史』は次のように続く。

「1790 年さらに 2 万両余の不足（後述）が生じ、古・新借、自・他領からの借金が総額で 11 万両余に及び、他に古借を唱える者巨万金を算するに至れり。」

前述のとおり、第 2 期減債は捨金要請をしていないので、借金残高 11 万両は先の推論から納得できるが、「他に古借」とあるのは過去の減債要請が契約上徹底していなかったと理解せざるを得ない。

その後は、「こうして、やりくりの道は最早尽き果て、有司（役人）解体、人気消沈し、物議誹謗の声が志賀祐親一身に集まった。祐親は今や計画が無効

に帰したことを恥じ、その任に堪えないことの罪をわび、御内証掛の辞職を乞う。」

1790年10月、第2期改革は挫折した。

3) 公開した御一円会計帳にみる1790年の財政状況

鷹山の誘導で、米沢藩は財務状況を示す「御一円会計帳」を公開した上で家臣に対し藩政改革の意見を求めた。その経緯は後に詳述するが、1890年10月から翌年9月までの収支予算である、公開した「御一円会計帳」から、第2期末の財政状況や上述の借金状況が示される。

(1) 1790年御一円会計帳の概要

図表3・7はその抜粋・概要である。原典は甘粕『鷹山公遺蹟碌』(p.222)である。

米方の残(収入-支出)1万833石の換金後5237両が金方の収入に算入されている⁴⁷。その結果、金

方収入(C)は2万7793両であるが、支出がそれを大きく上まわり4万8057両(D)、不足金(D-C)は2万264両(前述米沢市史の「2万両余の不足」)である

支出のうち金主への借金返済が1万6623両で支出Dの42.2%、収入Cの59.8%に達する。この借金返済額1万6623両の多さ

図表3・7 御一円会計帳の公開
(1790年10月から1年間の歳出入予算)

区分	項目	石ないし両	構成比
米方	収入A	4万3933石	
	支出B	3万3100石	
	残(A-B)	1万0833石	
金方	同上(換金後)Cへ	5237両	
	収入C	2万7793両	
	支出D	4万8057両	100.0%
	支出中、金主への返済	1万6623両	42.2%
	「御不足金」(D-C)	2万0264両	
	「借返し」(注)などE	7075両	
	最終「御不足金」(D-C-E)	1万3189両	

(注)借返し;返済と同時に再び借入れること
(出所)渡辺與五郎『近世日本経済史』p.205詳細資料より抜粋

⁴⁷ 米1石=0.48両にあたる

は、1787年減債要請が徹底しなかったのだろう。詳細は後に示す。

金方の赤字「御不足金」は2万0264両の穴埋めに「借返し」（返済と同時に再び借入れる）などを7075両を見込むが、不足金が1万3189両と見込んでいる。

つまり、借金返済は3434両のみで1万3139両は返済不能ということである。

さらに、本表では示さなかったが、この公開御一円帳の明細から以下が分かる。

①備金 7500 両の計上

金方支出4万8057両には、金主への借金返済金1万6623両でのほか、手伝い普請などへの備金5000両、不時備金2500両、計7500両を計上している。この項目は、1771年一円帳にはなく、1787年の備金合計3597より多く計上しており、不足金の多さを家臣に強調する意図が感じられる。

②特産物からの税収

青苧代3500両（15%）に対し、当綱が力を入れた漆からの蠟代は500両（2%）にすぎない。

（2）1790年借金返済額1万6623両の内訳

公開一円帳では、借金返済額の1万6623両内訳を次のように示している⁴⁸。

①4893両は年賦返済分

②3001両は借金元金2万2025両の利息分（借入金利；13.6%）

③8728両は元利返済分。そのうち7170両は元金、1578両は利息

①の年賦返済額4893両は、1787年減債の結果であろう。他に②のような高利借金2.2万両と③のような借金が存在することが分かる。これまでの史料で見かけない借金である。

ところが、借金はこの外にもある。次のとおりである。

⁴⁸ 渡邊與五郎『近世日本経済史』p. 208

(3) この外に 11 万両余の借金

この公開一円帳の最後には、不足金が 1 万 3189 両余となるとした上で、「この外に京都並びに江戸御隣国に無利年休となっている分（借金）がおよそ 11 万両余ある。この借金口はややもすれば公訴や切金（きりきん、分割払い）となり、その支払いは年々増えることにもなろう」⁴⁹（意識）とある。

それにしても、第 1 期そしてこの第 2 期に、全国の金主に減債を要請し協力を得てきたが、その契約が徹底していない借金が多く存在していたと理解される。

このような借金の内情まで家臣に公開したことになる。先の備金を多く積んだことと考え合わせると、借金をやや誇張して、米沢藩には家臣と藩財政に対する危機感を共有する意図があったのかもしれない。それは次による。

(3) 『鷹山公世紀』に見る第 2 期末の負債状況

池田『鷹山公世紀』の「寛政 3（1791）年改革の効果」（p. 974）は、第 2 期末の負債状況を「不足金 2 万 260 両余、三都隣国諸金主よりの新古負債合わせて 11 万両余」としているからである。ここでの不足金 2 万 260 両余は、図表 3・7 御一円帳の御不足金を指すだろう。借金は 11 万両余だったことになる。

4) この時期、三谷家より新たに 3 万両借金が

この第 2 期末には、どの金主も米沢藩の借金には応じなかったことになっているが、三谷家は応じたと思われる。それを直接示す文献は見当たらないが、次の事実が示唆している。

次の改革第 3 期の事実として、1793 年に三谷家が新借 3 万両の 8 % への利下げと 15 年賦化に応じたとあるからである。第 3 期に入ってから期の借金とは考えにくい。第 3 期なら『莅戸太華翁』などに記録された可能性が高いからであ

⁴⁹ 渡邊興五郎『近世日本経済史』p. 209

る。また、三谷家よりの3万両は、上記の高金利借金2.2万両に返済に充てられたと考えると納得がゆく。

鷹山公と治広公の『上杉家御年譜』の次の記述から第2期最終年1790年末と考えるのが有力である。

順	御年譜	月日	出来事
①	治広公	9月 6日	(江戸)三谷三九郎召し出だされ、御勝手向き御頼み御懇ろの御意あり(略)
②	治広公	9月 26日	(江戸)三谷三九郎召し出だされ、先だつて御頼みの儀了承に付、御喜悅思し召し(略)
③	治広公	10月 1日	(江戸)鷹山公より平洲先生へ御内用を以て、提学神保綱忠先だつて出府の処、近日帰郷に付召出され(略)
④	鷹山公	10月 14日	(米沢)提学神保綱忠江戸より罷り下るに付召出され、職分にも応ぜざる御用にて御登せに相成る処、御用向おおよそ相弁じ、国民撫育の一助にも相成り御満悦に思し召さる(略)
⑤	鷹山公	11月 26日	(米沢)三谷三九郎へ先だつて神保綱忠を以て御頼みの儀早速承知いたし、国民撫育の一助にも相成り御満悦に思し召し(略) 小姓頭より江戸家老竹俣厚綱へこれを執達す

①～⑤の出来事は一連のもともと思われる。10月1日の③より、藩校興譲館の提学・神保綱忠は鷹山の命で細井平洲への用件で9月頃江戸へ行ったがそれは表向きで、④より本当は職分とは違う御用だった。⑤より、それは三谷家対する借金要請であった。11月に三谷家より了承する旨の最終返事があり、鷹山は国民撫育の一助になるとよろこび、江戸家老から三谷家へ進物を賜った。これが、新借3万両の要請だったのではないだろうか。

①、②からも1790年9月にも三谷家は借金に応じたことが分かるが、神保綱忠が江戸にいた時期と重なるので、鷹山の要請による借金要請に対する一連の動きだろう。三谷家は9月では鷹山の要請に最終的ではないが基本的には了

承したと思われる。その段階で神保は帰国し、④より、その報告に鷹山は喜んだと思われる。

なお、④の翌日（10月15日）に、鷹山は執政・中條至資を江戸へ遣わし、家中の意見を聞くべきことを治広に具申させている。上記の動きと連動しているように思える。

以下に鷹山が志賀辞任後の1790年10月以降の第3期へ向け行動を示すが、それ以前に金策面でも手を打っていたことが以上から想像できる。

6 第3期改革への準備

1791年1月莅戸善政の復帰をもって第3期改革はスタートするが、前年10月の志賀の辞職から莅戸復帰、第3期改革方針表明までの数カ月、鷹山はこれまでと違った指導力を発揮した。この第3期スタート期前後の鷹山の行動は、第3期改革成功の大きな要因であり原動力となったと指摘できる。本項では莅戸善政復帰までの過程を追ってみる。

1) 丸山平六の建議

志賀辞任表明の前年、中級武士から藩政改革を求める動きが出た。1789年7月、藩主治広側役（小姓）丸山平六が、政治改革に関する7ヶ条の建議を行った。その要点は次の4つである⁵⁰。

- ①現在の政治・社会の問題の根源がどこにあるか広く意見を集めて正す
- ②改革指導者への権力を集中せよ
- ③政治の元締所における言上・支配系統を単純化せよ（お触れの不徹底や諸役人の不正を防ぐため）
- ④厳しすぎ守られない博奕死刑制のような厳刑を緩和せよ

これらの多くは、第3期改革に反映されることになるが、①、②は、鷹山が

⁵⁰ 横山昭男『上杉鷹山』p.174を要約

荻戸復帰までに採った方策と合致する。

改革志向の中級武士は他に、黒井忠寄（1789年6月に勘定頭から仲の間年寄・六老へ）、神保綱忠（1789年7月、学館提学に復帰）などがある。同じ中級武士・荻戸善政が執行する次期改革では、彼ら有能な中級武士が意気に燃え、抜擢されて活躍する。この点も第3期改革成功の要因だろう。

2) 鷹山の国政大改革の決意と意見公募

多くを池田『鷹山公世紀』、一部を杉原『荻戸太華翁』から、以下、1790年10月志賀辞任からの鷹山の行動を引用する。

①鷹山、大改革を決意

志賀辞任を受け、鷹山は深思熟慮し、これは結局、治国の大局を知らず目先の姑息に終始したからだ、この上は、広く家中の意見を聞き政体の大改革を施し、永世の基本を定める他ないと決意した。

そして鷹山は、10月15日執政・中條至資を江戸に遣わし、以上のことを藩主・治広に上陳させた。その中で、鷹山は「歳費は2万5000両の不足、負債は11万両に及び、古借は巨万の額に上る」⁵¹と認識していた。治広は鷹山の意向に深く賛同し、中條に鷹山の指揮のもとでの遂行を命じた。中條は11月13日に帰国した。

②家臣より意見を求む

11月23日、家臣に対し無給隠居の差別なく、政治の得失について印封の上、上申すべしと通達した。締切は10日後である。上申を求める書面は長文にわたるが、米沢藩が窮状に至った経緯などを説明した後、「御国民のため御家のためになろう事は少しも遠慮に及ばず忠誠を盡し心付のままを」と促した。

③同時に会計御一円帳を公開

上申する際の参考にと、当年10月より翌年9月まで1年間の歳出入予算を

⁵¹ 小野榮『米沢藩』p.143

簡明化した「会計御一円帳」（前述）を開示した。これは古来秘密なもので、まったく稀有の特例だった。

④上申書 340 余通に及ぶ

感激し争って上申する者 340 余通に及んだ、12 月 1 日には、江戸在番の士へも同様の上申を求めた。

⑤上申書を未開封のまま江戸の治広へ

12 月 14 日鷹山は、集まった上申書を、治広が先ず開封すべしと未開封のまま、中條に江戸へ届けさせた。出発に際し、鷹山は中條に対し「任重而道遠」の 5 文字を大書して与えた。

3) 荏戸善政の復帰

荏戸善政の復帰までの経緯を、杉原『荏戸太華翁』より引用する。

(1) 中條、荏戸善政再勤を言上

12 月 14 日、中條至資は上申書を持って江戸へ出かける際（この時点で中條も鷹山も上申書の中身は見えていない）、鷹山に対して荏戸善政の再勤を言上した。それを聞いて、鷹山は両眼より涙し「余もつとに汝とその意を同うせり、然れども内外に憚るところあるを以て未だその儀を申出兼ねたり。今汝の一言を聞いて最早国家は泰山の安きに在る心地せり。汝江戸に登りなば速やかに此の旨を屋形殿（治広）へ申聞けよ」。

鷹山は荏戸再勤を自分から言わず、中條らからの提案を待っていた。なぜなら、中級武士である荏戸の再勤を鷹山から言い出すことにより上級武士が反発することを避けたかったからに違いない。

(2) 治広の一任

中條は江戸に登って、治広の御前で、子細に鷹山の趣意を伝え、上申書を呈し、かつこの際政務革新の全体を委任されるべきは荏戸善政しかなく、このこ

とはすでに鷹山へも言上し同感されたことを申し上げた。治広は、中條が己を捨て賢を薦める忠実を感じ、三百数十通に余る上申書を披見した。多くの忠言などの中に、菟戸の再勤を命ずべしとする者が少なくなかった。それで治広は中條の推挙を賞し、すべて異存なしとし、米沢においては鷹山の下知をもって臨機執行すべしと申し渡した。中條は、喜び勇んで翌1月26日に米沢に下着した。

(3) 菟戸善政の再勤

菟戸善政は、中條が米沢へ帰る前から、中條がこの身を推薦していることを伝聞していた。皆が政治不信となっている時に藩主不在時での推挙は世が納得しないと、1月20日執政・広居へ陳情書を渡した。それを伝えられた鷹山は1月24日に菟戸に対し、広居への申出はもつともだが、今日の国体は汝の外にいないので辞退することなかれと諭した。菟戸もふたたび辞退しもの別れに終わった。

1月25日、菟戸は再度、広居へ書を送った。三手組の低位の者（中級武士）が抜擢をうけては、人心信ぜず民服せず、結局国政は行われない旨極言した⁵²。菟戸は、中級武士の中からも抜擢を妬む動きも心配していた。

1月26日、中條が江戸より帰り、菟戸再勤の動きは確定し動かないものになった。

1月29日、藩主が江戸出府の時は開かれない本丸の表御座の間で特別に、治広の名代・御末家上杉勝定より、菟戸善政は中老職を命じられ役秩500石を賜った。菟戸善政57才であった。

中老となったのは、鷹山らの配慮で、すぐに奉行就任では、中級武士の急激な登用に有司（上級武士）の間で混乱もあろうとの配慮だった。中老職は宝曆

⁵² 渡辺與五郎『近世日本経済史』p. 211

年間（1751年から）に新設されたが中断され、より高い位として今回菟戸のために再興され、奉行職の次の位で、職務は奉行職と同じとした。

その後、菟戸は5月10日郷村総頭取も命じられる。そして3年後の1794年には奉行となる。

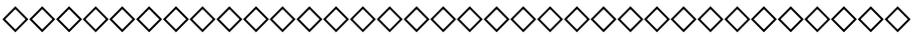
以上、菟戸善政の再勤までの過程をやや詳しく引用したが、いかに鷹山が中條ら上級家臣の自発的要請のもとで中級家臣・菟戸の抜擢がすすめられたかを示したかったからである。鷹山の第1期改革での七家騒動に見られた内部対立を教訓とし、周到な対応で挙国一致体制をお膳立てしようとしたと考えらる。



第4節 第3期改革；

菟戸善政らによる積極的縮小均衡政策

(1791～1822年)



前節で、菟戸善政が第3期改革執行者を引受けるまでを示した。彼は改革途上1803年に死去するが、後は長男・菟戸政以（もちまさ）が執行役を引継いだ。政以も1816年に死去し、その長男・政在が奉行職となった。3代にわたる忠勤を賞され、菟戸家は侍組（上級家臣）に召入れられた。

ここで菟戸善政の前の第1期改革での主な業績を振返っておこう。1767年、藩主に就任した鷹山の御小姓、そして1769年町奉行となり御備初倉建設にも尽力した。1772年に御小姓頭（現代で言えば社長室長）に進み隠居まで勤めた。したがって、三木百万本植立計画の実行に直接関与していない。1782年には鷹山の命を受け竹俣当綱を処し、翌年隠居した。

第3期改革の基本は、善政が隠居中に考えた施策がベースであり、入念な実行計画のもと実施に移した。彼の粘り強い性質は、後に示す三谷家との金利低減交渉などからもうかがえる。

第3期改革の政策は、第1期（積極的拡大政策）と第2期（消極的縮小均衡策）の折中で積極的縮小均衡政策である。つまり、第2期の「支出を歳入の1/2で賄い、借金返済につとめる」という政策と、第1期の殖産興業政策の折中である。綿密な16ヵ年計画をもとに、目標とする借金ほぼゼロに達したのは、鷹山が没する第3期末1822年だから33年と計画の2倍を要したから、容易な途ではなかった。

本節は、期間は要したが成功に至り、上杉鷹山をさらに名君とされるに導いた第3期改革を、スタートから詳しく追う。

第1期、第2期改革と経過を比較すると、次の2点で恵まれたいたことを指摘できる。

①ロケットスタート

第1期は七家騒動で積極策をとるまで7年間を要したこと、第2期は当初の4年は大凶作などの対応に追われたこと、と比較すると、第3期はスタート早々に基本計画策定、重要施策の着手がなされた。

②凶作や大規模出費が少なく幸運だった

改革初期に第1期は凶作と手伝い普請が、第2期は天明の大飢饉や南山館焼失が襲ったのに対して、第3期は、10年ほど凶作もなく、手伝い普請も3年目に蝦夷地騒動に伴う武器準備を命じられた程度だった。

1791（寛政3）年に始まる第3期藩政改革は、「寛三の改革」とも呼ばれ、幕府の「寛政の改革」（1787～93年、松平定信主導による）と区別される。

1 初期の改革行動～ロケットスタート

荏戸善政は、1月末再勤するや連日にわたり時には夜に至るまで、奉行の中条、広居との三人会議を中心に、時には大目付・丸山、中の間年寄・黒井らも加わり会議を重ね、改革の長期策や当面策の検討をすすめた。

1891年1月の改革第3期スタートからの主な出来事を日付順に追ってみよう⁵³。

- 1月29日 荏戸善政、中老として再勤し、政策集「総紙」を起草⁵⁴
 - 2月1日 鷹山、重臣を前に改革基本方針表明
 - 2月中 藩財政再生計画（後の「16年の組立」）作りに着手
 - 3月12～14日 中老以下衆議・御基本大寄合、基本政策を論議
 - 3月15日 上書箱を追手門前御政務所脇に設置
第2期改革の執行者・志賀祐親罷免
 - 4月27日～ 藩主・治広帰国後、鷹山・治広の御前にて数回、評議。
総紙47ヶ条を起草、後日「16年の組立」起草
 - 5月26日 国家経営半減令を発令
 - 6月22日 幕府へ伺いの上、参勤交代行列を再縮小
- <翌1792年>
- 4月 荏戸、意見書「樹畜建議」を提示
 - 5月 荏戸、意見書「樹人建議」、「補土建議」を提示

第3期改革の基本政策は荏戸善政の起案によるところが大きい。基本的施策のベースは荏戸草案「総紙（そうひ）⁵⁵」だが、これは彼が隠居中に書き溜め

⁵³ 甘粕継成編『鷹山公遺蹟録』、杉原謙『荏戸太華翁』、池田成章編『鷹山公世紀』など

⁵⁴ 杉田『荏戸太華翁』p.60に「総紙」の起草は荏戸再勤時と同じ1791年1月とある

⁵⁵ 総紙の「紙は糸をもってひもを組むの意」（小野『米沢藩』p.147）

ていたものである。善政は、当初その草案を藩主・治広の帰国（4月）後に指揮を仰いで施行するつもりで起草したが、時は待たず、急を要するものは鷹山の下知を持って施行された。翌年の「樹畜」（殖産興業策）、「樹人」（農民救済策）、「補士」（武士救済策）の3つの建議も善政によるものである。

総紙にもとづく「16年の組立」は治広帰国の4月27日以降数回行われた評議の中で起草されるが、本計画は策定に100余日を要したとあるから、善政再勤直後には着手していたことになる。

第3期初の主な出来事や改革計画などを、以下詳しく見てみよう。

1) 鷹山の示した基本方針

荏戸善政が鷹山の説得でようやく再勤した直後の2月1日、鷹山は奉行職、中老職、大目付、中之間年寄等の重臣を前に、次のように改革の基本方針を示した（池田『鷹山公世紀』（p.454）より意識・引用）。

「この度の改革は、これまでのように不急の甚だしきものを省略し、あるいは5年、3年の年限を付するような一時の彌縫にとどまってはならない。節用愛人（経費を節約し、国民をいつくしむ）の主眼をもって、寛文以前（30万石時代）の古風に復し、中古の幣を革め、内外公私無益の費を省き、四民の愛撫に力を用い、もって国本を固くして永世の基礎を定むべし。」

それを受け重臣たちは、趣旨を体任し各々心力を盡し大小巨細の弊習を排除し果敢決行に務めることを議定した。（以上、引用）

鷹山は、荏戸再勤まで周到な準備をしてきた上で、再勤が決まるや直ちに、重臣たちに改革の基本姿勢を示し一致断行を決議させ、荏戸の改革執行に道を拓いたのである。七家騒動時の果敢な解決にも匹敵する行動と思える。

2) 「総糺」47ヶ条とその後の3建議

第3期改革の政策の基本となった莅戸の草案「総糺」の内容を見ておこう。善政が隠居時代に書き溜めてきた施策47ヶ条（初冊23ヶ条、次冊20ヶ条、後篇4ヶ条）から成り、体系化されたものではない。上書箱の設置に始まり、農民や弱者の救済、諸士の子土着、政務の簡素化、国産品愛用、経費半減、米輸出の自由化、百姓の町屋奉公の禁止、樹木奨励、博奕改革刑、かてもの（救荒食の手引書）等々である。

(1) 総糺の政策体系

横山『上杉鷹山』(p. 183)は諸政策を4つに分類しているが、それを6分類化したのが以下である(②、③に分割、⑤、⑥に分割)。各分類に属する施策例を上記書に追加して示す。施策の多くは、残存する「総糺」には施行日・状況が付記されているように、着々と実行に移された。このことは後の第3期改革の進展でふれる。

①政治機構に関するもの

- ・上書箱設置の必要性
- ・政務の簡略化と能率化（会議への関係者全員参加による手間・時間の節約、役所勤務日の半減など）
- ・貢租収納日の決定、家中領民の経書および伺書の様式化
- ・諸役所の付横目（監視）・定横目の廃止
- ・重臣には各職務を委任し責任分担制の明確化
- ・代官制の改革
- ・博奕死刑制の廃止

②領民救済に関するもの

- ・家中、町民および農民のこれまでの貸付金・貸付米の取立猶予と年賦期間を延期するという、領民休養に関するもの

- ・貧窮者への生育金の供与に関する積極的なもの（後の「樹人建議」へ）

③財政緊縮に関するもの

- ・諸品の国産利用
- ・万事費用の半減、仕切金（重宗、鷹山、治広、分家）の節減

④農村の復興策に関するもの

- ・貢租収納日を農民に決めさせ、これまでの嚴重苛酷な取立をやめさせようという保護策
- ・農民の町家奉公を禁ずること、郷村出役を再置し、村方三役はこれまでの入札制から代官任命制とするなどの新たな統制
- ・諸士の次三男などの土着（農業従事）化
- ・馬不足の解消、馬政振興
- ・御報恩日、伍什組合の制定

⑤殖産興業に関するもの

- ・商業的作物の積極的植立（後の「樹畜建議」へ）
- ・反物丈尺の不正防止

⑥商業の保護に関するもの

- ・米輸出の自由化、輸出穀物輸送の便宜、商船の松川出入自由化などにみられるように商業保護・促進策
- ・他領商人の入込みを奨励し、人夫役を減じ町家の繁栄を図る

(2) その後の3建議

善政は、改革2年目1792年、総紘中のいくつかの施策をより具体化した樹畜建議（殖産興業策）を4月に、樹人建議（農民救済策）、補土建議（武士救済策）を5月に意見書として提出した。

樹畜建議は、殖産興業策だが 53 に及ぶ樹木や植物、さらには硯、火打石といったものの特産物として検討を加えたものである（後述）。

4) 「16 年の組立」の策定

上述の基本方針（総紙）の達成のため、荏戸はただちに、鷹山の了解のもと、実行計画策定に着手した。その経緯を、杉田『荏戸太華翁』（p. 384）よりをベースに以下に示す（抜粋・意識）。

（1）「16 年の組立」の策定過程と目標

荏戸は、勘定頭小出、秋山、山崎等にその意を授け、「入りを量りて出を為す」（収入を正確に計算し、支出計画を立てる）と言う古聖人の遺範に則り詳細に調査算勘させたところ、百余日でようやく完成した。

その大要は、国家上下の経営はすべてこれまでの半減と定め、その費途は禄高（表高）の半額即ち 7 万 5 千石の物成（年貢）を以てすべてをまかなうこととし、その出納の儉約につとめ、内外の未返済借金は古口の外、新口はすべて返済し、逆に軍用金及び準備金を蓄えることにある。然れども窮迫に窮迫を重ねたる今日において、この空前絶後の大計画を達成するとなれば到底 5 年 7 年ないし 10 年の間にては不可能である。ただ上下志を一つにし鋭意力行すること 16 年にして初めてこの大計画を成就できよう。この間において「総紙」の各条を実行し国産を盛んにして地力を尽くせば、郷村はうるおい百姓は豊かになる、名付けて「16 年の組立」と称す。（以上、抜粋・意識）

つまり、経費の半減と「総紙」各条の実行による国産盛行により、借金返済・準備金貯蓄、農村復興を 16 年で達成するというものである。

(2) 大評議での「16年の組立」の決定

この調査は精を極め微に入り確固として疑うべくもなく、鷹山は深く「組立」の精微なことを称賛した。鷹山は治広とともに、奉行以下重臣を集め大評議を開催させ、「16年の組立」について深く利害得失を審議させた末に一同の同意をもって、今度の革新はすべてこの組立をもって基本とすべきことを定めた。先ず、政務革新の先鞭として5月26日に「国家の経営すべて半減の令」を発した。

この計画は黒井半四郎が立案したとする文献⁵⁶もあるが、黒井責任のもと、上記の勘定頭・小出以下3名が作業したものでろう。

4) 第3期改革の計画枠組；積極的縮小均衡政策

以上の政策策定結果を第3期改革の計画枠組として整理してみよう。

(1) 目標；「16年の組立」の達成

「16年の組立」の基本は、藩収入の半分で経営し、残り半分で古来よりの多額な借金を返済し、無借金（1787年減債の際の未償還古借を除く）で貯え金のある藩財政への正常化を達成すること、それだけにとどまらず経済を発展させ農村復興、藩士借上げ依存から脱することにある。最大限の努力により、16年でそれを達成しようとするものである。

(2) 施策；「総糺」の順次実施と金融活用

そのための施策が、「総糺」47ヶ条である。金主との関係修復をはかり、彼らの融資を活用し、施策を順次実行してゆく。

⁵⁶ 池田『鷹山公世紀』p. 459

(3) 政策；積極的縮小均衡政策

結局第3期改革策は、大儉約をベースに借金を返済しながら農村復興、殖産興業を目指す、積極的縮小均衡政策である。第1期（積極的拡大政策）と第2期（消極的縮小均衡政策）の折衷策である。

5) 先ず着手したこと

第3期改革の方針が決まる前から、いろいろ手は打たれた。2月3日には、5代官の世襲廃止とその完全実施。3月15日には上書箱が常設され、開封は月2回（1日と15日）とした。さらに、志賀祐親を含む旧諸有司（役人）の罷免と有能人材の登用、歳出半減のため役所役人の整理（94人）、地方支配機構の改革などが実施された。

そして5月26日には、国家経営半減令が公布された。前々藩主重宗も例外としなかった。

6月22日には、幕府への伺いの上、参勤交代の行列を縮小することとした。つまり、前隊（約60人）、中隊（数百人）、後隊（数十人）の総勢700人からなる大名行列を、1787年の大儉時に前・後隊を省略したのに続き、さらに中隊も半減した。これにより米沢・江戸間8日間の通行経費削減はもとより江戸屋敷の生活費を削減するものだった。

以上で、第3期改革の基本方針・計画そしてスタート初年の動きを示した。次項以降は、儉約政策を除く、次の第3期施策を詳しく観察する。

- ①金主との連携
- ②農業復興策（農村労働力人口の確保充実、灌漑用水）
- ③殖産興業、特に養蚕・絹織物産業振興

2. 金主との関係修復と金融活用

第3期改革の農業面と殖産興業面、とりわけ養蚕・絹織物の成果を示す前に、その前提となる資金提供者である金主との関係修復、そして彼らより受けた金融支援を総括しておく。

1) 金主との関係修復～『鷹山公偉蹟録』より

大俟約のもとで積極的生産拡大を目指す第3期改革（積極的縮小均衡政策）の成功には、金主の理解と協力を得ることが必須であった。まして、第2期末に多大な債務削減を強行した後だけにである。

荏戸善政は、1791年1月末に再勤したが、9月には越後・渡辺家を訪問し改革への協力を要請した。こうした金主への関係修復と改善ぶりを、甘粕『鷹山公偉蹟録』「金主へ御信義の事」(p. 244)で次のように示している。

鷹山は、大名たるもの農商等に信義を失っては教え率いることはできない、十分にこそならずとも相当の元利を、何を止めても必ず約束どおり支払わなければならないとした。

荏戸善政はそれに深く同意し、これを基本に、越後の渡辺・三輪、酒田の本間等に直参し、このたびの改革基本計画を示し、両公（鷹山、治広）の覚悟や諸臣の忠誠ぶりを述べ、これまでの借金返済申合わせはまっとうし、かつ新たな四民御手当のための借受けは必ず返済することなどと頼んだ。

どの金主も御仁誠の有難きおぼしめに感激し、思いの外に承諾した。なかんづく本間は、これまでの貸金（3500両）の利息8%のうち4%分は差上げるので、何か撫育の一助にと、かつ力の及ぶだけのご用立するので、他の金主が不承知などは心痛無用と、誠に頼もしい厚意を示した。いわゆる 勸農金の始まりとはこれである。

また竹俣兵庫・丸山平六等を江戸にのぼらせ、三谷・小川・野挽等へ誠信をもって頼み、結局これまた以前のようにご用を承わると応じた。以上によって案外容易に資金調達が思いのままに行なえることになった。

以上が『鷹山公偉蹟録』からの引用だが、金主との修復が比較的容易に短期間でできたように解釈できるが、荻戸が酒田・本間家を訪問したのは、就任後4年目で、かなり時間を要した。また、勸農金はこれが始まりではなく、本間家からの申し出でもない。だが、本間家が第3期に最も米沢藩を支援したことは確かである。

本間家は1793年に貸付に応じた。これで4大金主が協力を申し出たことになり、鷹山は「御国家は泰山の安きに相違なく」⁵⁷と喜んだ。

2) 4大金主との金融取引

では、金主との第3期における実際の金融取引ぶりなどを4大金主について時系列で見てみよう。なお、第3期における4大金主以外の金主との顕著な金融取引は文献資料からは見当たらない。

(1) 越後・渡辺家との取引

1791年；荻戸の渡辺家訪問

荻戸は、再勤した年の9月に越後の渡辺家を訪問し、誠意を示した上で今後の協力を要請した。渡辺家は3000両を差し上げることで応えた。越後への出発(9月18日)と帰着(9月22日)の際、鷹山は荻戸に面会し褒美を与えたとあるから、鷹山の期待のほどの大きさがうかがえる⁵⁸。この旅は4日程度だ

⁵⁷ 池田『鷹山公世紀』p. 509

⁵⁸ 小村弑『渡辺家の歴史』p. 92

から、同時に越後与板（現・新潟県長岡市）の三輪家を同時に訪問したかは疑わしいし記録もない。

1794年；渡辺家、融資再開

1793年、米沢藩が本間家に3500両融資を申し入れた際（後述）、もし断られた場言は渡辺家が応じる約束だったが、本間家が応じたので不要となった。

第3期に入ってから融資再開は1794年6月で、渡辺家は2000両の低利8%勸農金融資に応じ、以後金融取引が続いた。その取引ぶりは後に詳しく解析するが、第2期までの貸金額の半分以下で、以前の緊急目的融資は少なく、新たな勸農金目的融資が過半を占める。米沢藩の借入態度が大きく変わった。本間家はその肩代わりをしたからである。

（2）江戸・三谷家との取引

主な金融取引や米沢織物の江戸での販売支援などを示す。

1790年；3万両新規貸付

1787年第2期に減債要請した結果、多くの金主が新規融資に応じない中、第2期末ぎりぎり1790年に三谷家は3万両融資に応じたと思われることは、前章で示した。

1793年；3万両の利上げ（8%へ）に応ず

江戸家老・竹俣厚綱の要請に対し、1793年三谷家は、新借3万両の8%への低利化と15年賦化を受諾した。

米沢織物の江戸販売に関与

1793年、御国産所は米沢藩産出の横麻（縦糸が絹糸）のすべてを三谷家へ売り捌かせることとした。

1795年には、三谷家の世話で、江戸・本材木町の辰次郎宅に米沢織物会所を設置した⁵⁹。

1798年3万両の再利下げ（4%へ）に応ず

同年の手伝い普請（江州山門普請）に際し、莅戸が利下げを懇願した結果である。この利下げ交渉過程は後に示す。

その後の融資などの具体的事例は見当たらないが、『上杉家御年譜』には、1806年と1814年に米沢藩の用立て願いに応じたとする記載がある⁶⁰。

（3）酒田・本間家との取引

本間家は、第2期から藩産物や約束手形を担保とした短期貸付を活発化していたが（第4章）、第3期には長期貸付でも以下のように頻繁かつ積極的に支援した。第3期で最も米沢藩を支援した金主である。

1793年；3500両融資と利下げ協力

莅戸善政は、本間家を米沢へ招聘し、米沢藩の再建計画を示した上で、江戸参府金として3500両を10年期限で借受けることとなった。その金利は年8%であったが、善政の懇願の結果、本間家は利下げ分は「四民撫育の元金」として、4%への利下げに応じた⁶¹。前述『鷹山公偉蹟録』はこれを「勸農金の始まり」とした。後に、本間家は本格的勸農金を提案し融資している。

⁵⁹ 『上杉家御年譜（治広公）』1795年4月27日

⁶⁰ 治広公1806年11月17日、斉定公1814年9月19日

⁶¹ 横山昭男『上杉鷹山』p. 208

1793年；備籾代の献納

本間家は、1793年から10年間米沢藩へ備籾代を献納することにした。毎年分納されたが、96年には1802年までの7ヵ年分（永久御備籾）として金500両が支払われている。合わせて合計672両が献納された。

1794年；荏戸善政、酒田訪問。本間家との関係深まる

その7月、荏戸は7日間にわたり酒田を滞在し、当主・光丘と親交を深めた。その後、本間家は以下のような長期貸付や支援で応じた。

勸農金としての農馬仕入金貸付

1795年の農馬仕入金の前貸付2500両、期限10年を金利月8朱（年9.6%）のうち半分を米沢藩へ差上げるとして貸付けている。まさに勸農金である。

1799年にも1600両の同様の貸付を行っている。

渡辺家と共同の本格的勸農金融資

真の意味での勸農金融資は、光丘死去の翌1802年に本間家が提案し渡辺家と共同で実現したものである。その仕組みは、両家が2500両を金利4%18年賦で米沢藩へ貸し、米沢藩はが農民へ金利8%で例えば4年間貸す、その利ザヤをさらに勸農金として貸せば、18年後には米沢藩に相当の勸農金原資が残ると言うものである。後に詳述する。

その他長期貸付

本間家史料『大帳類聚抄』記載のその他の長期貸付を示す。

- ・1796年；上杉様御要用借上3000両、利息月5朱（年6%）、4年
- ・1799年；上杉様御手伝御用借上5000両、利息月1両（100両につき）、うち2歩（0.5両）寸志備金、5年。98年手伝い普請（江州山門諸堂社修理）向け

と思われる

- ・1801年；米沢様御公用御借上 3750 両、利息月 5 朱、3 年

『大帳類聚抄』から分かる、以上 3 件と前に示した参府金 2500 両、農馬買付金 2 件計 4600 両、渡辺家との共同勸農金 1250 両の貸付を合わせると、合計すると 1 万 9600 両、ほぼ 2 万両に達する。利息は、すべての貸付が実質年利 4～6% の範囲内である。

その他の資料によると、

- ・1796年；「諸士救済資金」として 3 千両融通⁶²
 - ・1797年；菫戸善政が光丘に書を送り、(越後) 海岸警備出兵費の借用を願う、3000 両貸与⁶³（「酒田市史・上巻」年表より）
 - ・1798年；藩債年賦金として 5 千両を融通⁶⁴
- 光丘死後、
- ・1803年、米沢藩の常平倉（穀物貯蔵）設立に尽力し、提供金の利子金 2 千両を献納（『酒田市史・上巻』年表より）

なお 1798 年頃、菫戸善政から三谷家への手紙によると、本間家よりの新借は 1 万 2200 両に達しており、金利は 4～5% であるとしている（後述）。

1797 年；本間家へ扶持

他の 4 大金主（三谷家、渡辺家、三輪家）は鷹山藩主就任以前に禄をすでに得ていたが、本間家は第 3 期に入ってからであった。『上杉家御年譜（治広公）』1797 年 12 月 4 日に「庄内酒田の銀主本間正五郎（光丘）へ先だって月棒を賜

⁶² 五十公野清一『上杉鷹山の人間愛』p. 297

⁶³ 『酒田市史・上巻』p. 34 年表

⁶⁴ 五十公野清一『上杉鷹山の人間愛』p. 297

る御礼として、名代同姓久三郎を以って種々献上」とある。ここでの月棒額は30人扶持であった（後述）。

米沢藩の本間家への預金

『大帳類聚抄』1798年10月の記載に、米沢藩よりの97年6月預かり金1100両のうちの800両を江戸へ送金したとある。また先の1800年農馬買付金についての記載から、その時にも預金が少なくとも900両あったこと分かる。

その始まりは1796年11月、黒井忠寄の発案によって、毎年酒田払米代のうち2～300両を本間家に預け積立てることにしたことにある⁶⁵。とすると翌97年6月までに1100両積立てたことになる。そして、1800年初には900両の預金があったことになる。詳しくは、米沢藩の史料を含め、第4章で述べる。

本間家は、第2期末頃から短期金融面で、そして上で見たように特に第3期初期の約10年間で長期貸付面で貢献した。まさに「メインバンク」の役割を果たした。この第3期改革初期は、積極的縮小均衡政策へ転換したところで、財政面では臨時出費などあれば特に危うい時期だったろうから、本間家の低利での金融支援の効果は大きかった。

（4）越後・三輪家との取引

1791年；勸農金融資

三輪家は第3期改革初年の1791年に早々と勸農金融資を行っている。米沢藩が三輪家より年利8%、4年賦で借りた2000両を、勸農金として農民へ年8.4%、4年賦で貸付るもので、これが勸農金の始まりと言えよう。三輪家が、金利8%の借金に応じたことは、前年の三谷家よりの借金3万両の金利が最低でも10%と思われるので、その後の低利化のはしりと言える。

⁶⁵ 『米沢市史近世編2』p.143

低利での勸農金が三輪家からの自発的提案とは思えない。荏戸善政の金融面のその他の行動から、彼の懇願によると想定される。

1798年以前；3～4000両の融資

荏戸善政が三谷家へ利下げを要請した1798年の手紙に、三輪家の新借3～4000両の金利は8%とある（後述）。1791年の勸農金は期限4年だったから、その返済後に新たな融資をしていることになる。

3) 渡辺家からの借入と古借返済状況

越後・渡辺家の事例をとおして、米沢藩の第3期における借入れや、古借の返済状況を観察する。

渡辺家には、1749年からの米沢藩との金融取引データが残っている。ここでは、改革第3期以降のデータから、米沢藩の借入れへの依存状況を観察する。なお、第2期までの分析は、第4章に紹介する。

渡辺家の米沢藩への貸付残高は、第2期までは最大1万8千両程度あったと推定される。第3期に入っても、借金要請に率先して応じる姿勢を示していた。だが以下に示すように、米沢藩の借入れ姿勢が第2期までとは異なる。

(1) 第3期における渡辺家の米沢藩向け貸付実態

図表3・8は、鷹山改革第3期（1794～1822年）及びその後幕末までに分けての貸付記録である。時期や目的、利息、返済法が不明なものもあるが、傾向は分かる。

一見して、①第2期までと比べて貸付金額が少ない、②勸農金目的が多い、つまり緊急貸付が少ない、③貸付金利が8%以下とより低い、ことが分かる。

貸付残高さらに緊急貸付の減少

第3期の中でも1794年から1802年までデータの揃う10年間ほどの期間で観察してみる。返済法が不明なものを4年賦として、貸付残高の推移を簡便に計算してみると、1794年からの10年間で貸付残高の最大は1797年の9000両で、第2期までの最大残高の半分程度である。年平均残高（平残）は5250両程度である。

勸農金目的を除く貸付（緊急貸付とする）だけで同じ分析をすると、最

大時貸付残高は3000両（第2期までの最大時の約1/6）、平残は2300両である。

平残ベースで見ると、全貸付中の緊急貸付比率は44%、残りの勸農金貸付比率は56%である。つまり、この間は緊急目的よりは勸農金目的貸付が多かった。

以上から、米沢藩から見ると、渡辺家からの借金は第2期までの最大時に比べ大幅に減少したばかりでなく、勸農金目的が過半を占めた。つまり、米沢藩は、勸農金目的の借入は推進したが、緊急目的の借金は極力抑えた結果と言える。この傾向は、分析した10年間だけでなく、第3期の全期間について言える。

図表3-8 渡辺家の米沢藩への貸付
（鷹山改革第3期以降）

期	年	月	金額(両)	目的	利息	返済法	
鷹山改革第3期	1794	2	2,000	勸農金	8%	4年賦	
	1794	12	3,000		8%	3年賦	
	1795	2	2,000	勸農金	8%	4年賦	
	1796	2	1,000	勸農金	8%	4年賦	
	1797	1	1,000	勸農金		4年賦	
	1798	1	1,000		8%	4年賦	
	1798	12	2,000	御手伝普請金			
	1798	12	1,000	勸農金			
	1802	12	1,500	勸農金	4%		
	1802		2,000		3%		
	?	6	300		8%		
	?		2,200	御豆租代			
	1818	12	250	三谷への返済資金	5%	6年賦	
	1820	6	1,500	勸農金	5%		
	1821	6	1,000			5年賦	
	1821	12	500		4%	5年賦	
	1822	6	1,000		8%		
		小計		23,250	100.0%		
		うち勸農金		10,000	43.0%		
	上記以降	1836		2,000			
1837			1,250	勸農金			
1856		7	3,000	才覚金	5%		
1856			315	桜田屋敷廻帳差上金			
1858		10	1,500	才覚金	5%		
		小計		8,065	100.0%		
	うち勸農金		1,250	15.5%			
全体	合計		31,315	100.0%			
	うち勸農金		11,250	35.9%			

〔出所〕小村式『上杉鷹山と越後の地主たち』

ちなみに、勸農金目的以外で目的が判明する貸付は、1798年手伝い普請2000両、年不明・御買廻代2200両、1818年三谷への返済資金250両である。

貸付金利の低下

貸付金利も低下している。多くは8%だが、判明分だけでの平均は6.7%である。第4章に示す1749～77年の貸付収益率は10.1%である。荏戸善政の低利化努力がはっきり反映していると言えよう。

渡辺家は、宝五の大飢饉以後の財政窮乏以来、米沢藩への貸出しを着実に増やし支援した。第2期で減債協力の応じたにもかかわらず、改革第3期に入っても、前述のように、米沢藩と本間家の協定不調の際はただちに応援すると約束した⁶⁶ほどだから、米沢藩財務の重要なラスト・リゾートの1つだった。だが本間家はその役割を引受けその肩代わりをした。

本間家の肩代わりがあったにせよ、緊急時借入れが少ないことは、米沢藩の財政再建は、経費半減令のもと古借の元利返済をすすめ、緊急時借入れを極力押さえながら、確実に進んだと推察される。

本間家との勸農金融資

図表3・8中1802年12月の1500両の勸農金融資は、金利4%でそれまでの8%よりとりわけ低い。これは、本間家が提案し渡辺家も協力した本来主旨の勸農金融資である。この資金を米沢藩は農民に8.4%（月0.7%）で貸付け利ざや4.4%を勸農金として再運用するというものである。本間家合わせ2500両の融資だが、1250両ずつの折半ではなく渡辺家は1500両を引受けている。期間は18年と長期間にわたるものであった。

図表3・8の1820年に1500両勸農金1500両は、上記勸農金融資が満期となったので米沢藩が再延長要請に応じたものである（本間家が応じたかは不明）。

⁶⁶ 小村式『上杉鷹山と越後の地主たち』（日本人物史大系第4巻）p.146

金利は5%である。さらに、第3期改革後の1837年勸農金1250両はその再々延長と思われる。

以上のように、渡辺家は長期間にわたり勸農金融資に応じた。

(2) 米沢藩の渡辺家古借の返済状況

第2期末の1787年に、米沢藩は金主に対して借金負担軽減(減債)を要請し強引に実行したわけだが、その際減債された借金がどのように返済されたかを渡辺家について追跡してみる。

渡辺家古借の返済条件

渡辺家の場合の1787年の減債条件は次であった。

- ・古借1万1260両を無利子、35年賦へ
 - ・新借(天明凶荒1783年以降のもの)3220両を金利3%、35年賦へ
- 上記を合わせると、
- ・合計1万4480両を金利0.667%、35年賦へ

この返済条件なら、年520両を35年間で返済することになる⁶⁷。

ところが、渡辺家は1788年より「無利息で毎年200両返済」という条件をのんだ⁶⁸。

米沢藩の返済実態

では米沢藩は実際どう返済したのだろうか。以下、小村式『上杉鷹山と越後の地主たち』からの引用で示す。

文化(1804年～)以降、米沢藩の藩勢回復に伴ない、新借の返済は急速調になり、1828年には新借(1787年以降の借金だろう)は一応ことごとく返済を

⁶⁷ 元金1万4480両÷35年+元金1万4480両×金利0.667%=423.7両+96.6両=520両

⁶⁸ 小村式『上杉鷹山と越後の地主たち』(日本人物史大系第4巻) p. 144

みた。古借も順調で、1804年には7400⁶⁹両に減じ、1861年には831両になっている。1867年大政奉還の年に完全に返済しきった。(以上引用)

結局、渡辺家は貸付元金をすべて回収できたことになる。さらに1787年時点で1万4480両の借金が債務不履行となっても、貸付元金以上の元利返済金を回収しており、次第4章での収益性(リターン)分析によれば、1749年以来の渡辺家の貸付収益率(リターン)は年5.8%であった。

4) 米沢藩の借金の変質～勸農金の活用と低利化

この渡辺家の例で見ると、第3期改革における米沢藩の借金は、第2期までの借金と様相が異なる。以前は手伝い普請に代表される臨時出費や、財政赤字補填、時には借金返済のための借金で、金主も高金利で応ずるものだった。第3期においては、渡辺家からの借金のおよそ半分が勸農金目的だったように、金融機能を藩経営に生かす(藩の金融仲介機関化)姿勢が見られる。そして、多くの金主が米沢藩の新しい藩政改革計画を支持し、その執行者・荏戸善政に信頼を寄せている姿勢が感じられる。そして金主は低金利で支援した。

低利化に至るまでには、荏戸善政の金主に対する必死の説得があった。

(1) 新しい勸農金融資による農民支援

金融仲介機関としての米沢藩

米沢藩が農民に金を貸す勸農金制度は昔からあったが、第3期に登場した勸農金は、まったく新しい仕組みである。以前の勸農金は藩と農民の間だが、第3期のは金主・藩・農民の3者間の貸借関係である。

始まりとされる三輪家の場合は次のとおりである。米沢藩が、金主から年利8%で借りた資金を農民へ年8.4%(月0.7%)で貸出し、利ざや年0.4%が米

⁶⁹ 1788年より年200両より多い443両を古借返済に当てていたことになる

沢藩の収入となる。利ざやはわずかだが、農民は極めて低金利で借りられる利点がある。

先の渡辺家で触れた 1802 年本間家提案の勸農金が、本来的なもので、4%で借り 8.4%で貸し、利ざやが 4.4%というもので、米沢藩は大きい利ざや収益を残り、その収益をまた勸農金融資へまわすというものである。

この勸農金融資スキームでの米沢藩の役割は、まさに金融仲介業である。

返済不能の場合は村が肩代わり

農民が返済不能となった場合は、村が肩代わりする。村が保証する限り、金主は確実に元利が回収でき、米沢藩にも利ざや収入が確実に入る。借りる農民も低い金利で借金できる。

保証する村は、農民への貸付けの際に審査し、貸出中も農民の仕事ぶりを日ごろチェックするだろうし、農民もそれを意識し元利返済努力を続けるだろうから、金主からすれば、本来自らがすべき審査や監視を藩つまり村が肩代わりしてくれるので安全性の高い貸付けであり、低利でも割が合うと言えよう。

1801年に始まる「伍什組合」も、監視機能を強化するものになったろう。これは5軒が1組を形成し互いに助け合い、さらに隣の2組(10軒)とも連携する組合組織である。

渡辺家・三輪家との勸農金の多くは、米沢藩が年8%4年賦で借り、農民に月0.7%(年8.4%)4年賦で貸すケースで、米沢藩の利ざやは0.4%にすぎないが勸農金目的は果たしている。後の「勸農建議」に示すように、荏戸善政は米沢藩の資金での貸付けを建議している。

勸農金の始まりと広がり

勸農金の始まりは1791年越後・三輪家によるものだが、貸出金利が8%と低利だから、荳戸善政の提案によるだろう。

米沢藩の勸農金制度の定着を担ったのは、先に事例を示した渡辺家である。先述のとおり、1802年まで勸農金目的での融資は6件、累計8500両におよんだ。その6件中5件が金利8%だが、最後の1件1802年の1500両は金利4%で、本間家の提案⁷⁰に対し荳戸善政の要請で渡辺家も参加した勸農金である。18年賦2500両のうち1500両⁷¹を渡辺家が担った。18年後の1820年に継続し、さらに1837年も1250両を再継続している。渡辺家は低利の勸農金資金1250～1500両を50～60年間提供していたことになる。

米沢藩自前資金での勸農金

1800年荳戸善政は「勸農建議」で、将来は他借に頼らない、つまり自前資金での勸農金を提案している。不毛な山に桑を植え5年後からの葉代の1/4を融資原資にして殖やそうとする提案である。

自前資金での勸農金は実現した。鷹山死去2年後の1824年「金方元払中勘帳」の支出項目に「郷中勸農金」3640両とある⁷²。支出総額の13%を占めている。これが、この年の勸農金融資額とすれば、上記渡辺家の資金より多い。このことから、荳戸提案の自前資金での勸農金は実現しており、その規模も大きかったと推察される。

⁷⁰ 越後・三輪家との共同提案とする説もある

⁷¹ 池田『鷹山公世紀』P.387は折半の1250両としているが、ここでは小村『上杉鷹山と越後の地主たち』第11表より1500両を採用した

⁷² 横山昭男『近世中期における米沢藩財政の構造』第8表

広がる貸付先

勸農金は、いろいろな分野で貸し付けられた。

養蚕発展にも貢献した。農民には桑が儲かることは分かるが、桑苗木を買う資金がない、さらに葉桑が摘み取れるまで3～4年かかる。そこで、例えば3年据え置き、4年目から月0.7%3年賦返済という勸農金融資が行われた。

貸付先は一般農民だけでなく、馬の生産者や農業関連商人にも貸出され、農業振興に活用された。

(2) 低利化への交渉と金主の理解

荏戸善政は、借金の金利軽減に極めて尽力した。再勤初年、三輪家の勸農金融資の金利を8%としたことに始まり、3年目本間家よりの借金の金利も初め8%で、さらに懇願し4%へ下げさせている。また同年、三谷家の貸出金利を8%への引下げている。また、渡辺家の新借金利が8%、5%、4%、3%と低利だったことにも、荏戸の意向が反映していよう。

荏戸善政の利下げに対する強い執念が知れるエピソードがある。杉田『荏戸太華伝』(p. 718)などから引用して以下に示す。

三谷家との利下げ交渉にみる荏戸善政の執念

それは、1798年、江州山門修理手伝い普請(総経費2万2300両)を命ぜられ、「16年の組立」の達成が難しくなった時、善政は年賦金の利下げを、最も古交があり、かつ最も借金残高の多い三谷家へ1793年に8%へ利下げした3万両をさらに4%への利下げを申し出ることにした。

この利下げのことを表立って依頼し万一、三谷家が承諾しない時は、その結果双方の関係が気まずくなるとして、担当にも相談せず、善政は直接に私信のかたちで「金利を8%から4%への引下げ」を懇願する長文の書状を三谷家へ送った。その中で、「三谷を除く江戸の小口の新借財は、これまで全部返済し

たこと、大口特権商人の利子は、渡辺三左衛門の新借 4～5000 両については年 8%、渡辺利助の新借 1000 両は 4%、三輪飛兵衛の新借 3～4000 両は 8%、また本間正五郎の新借 1 万 2200 両は 4～5 歩 (%) となっていることをあげ、16 ヶ年の組立は、18 ヶ年に延期せざるをえない苦しい事情を伝えた。」

三谷家側は、この書面に対し、親族・手代等が会議の上、当主の死去など物入りながら、8%から 6%への利下げに応じた。善政は、三谷家のこの高儀に喜ぶものの、6%の利下げでは効果が少ないとして、忍び難きを忍び再考を促す返書を送った。

それに対し三谷家は応じ、ついに 4%へ利下げする旨を米沢藩江戸邸留守居役へ伝えた。これは、荏戸善政の要請による利下げではなく、単に三谷家の発意によると江戸藩邸に申出て欲しいという、善政の三谷家への配慮からだった。

以上のように米沢藩の借入金利は、第 2 期以前よりはっきり低下し財政再建に大きく寄与した。一方、金主側が低金利を容認したのは、荏戸善政の第 3 期改革を評価した上での米沢藩への信頼の表れだったと言えよう。

(3) 軍用金などの積立⁷³

軍用金の積立が、1793 年の異国船による蝦夷地騒動の風説以降、重視されるようになった。1796 年には、黒井忠寄の発案で、毎年酒田払米代のうち 2～300 両を本間家へ預け積立てることにした。後に示すが、1800 年に馬購入のため、本間家への預け金 900 両を引出している。

1797 年以降の積立預金の詳細が米沢藩の「酒田本間正五郎江御預金留帳」から分かるが、第 4 章に示す。

また、1803 年には「女子様方入用」（婚礼用）2000 両が確認される⁷⁴。

⁷³ 『米沢史中世編 2』 p. 143

⁷⁴ 上杉博物館『開館 20 周年記念特別展 上杉鷹山の生涯』(2021 年) p. 51

後には、1814年1800両、1821年1500両を渡辺家へ軍用金として積立ている（金利年4%）⁷⁵。

そして、「寛三の改革」（第3期改革）の達成とした1823年には軍用金5000両を貯蔵するまでに至った。

（4）第3期改革における金主たちの貢献

第3期改革が借金完済へ向け進展する過程で、金主の新規貸出面での役割は低下していったが、低金利化や勸農金（金融機能の活用）など、以下のような金主たちの貢献が指摘できる。

第3期初期での三谷家・本間家の貢献の大きさ

三谷家の第2期末の3万両融資は、多くの金主が離散し、なおも財政赤字で借金返済が滞る状態を救っただろう。そして第3期に入ってから2度の利下げは年間1800両⁷⁶の経費節減と想定される。

本間家は、第3期初期の10年間ほどで多く長期貸出を低利で応じ「メインバンク」の役割を果たした。備前代献納などでも貢献した。

勸農金融資を支えた渡辺家

金主たちの支援で勸農金融資が定着したが、特に渡辺家の長期間にわたる低利資金提供が基盤になった。その上に、米沢藩自前資金での勸農金が育った。

荳戸善政の低金利化努力と応じた金主たち

金主たちが、荳戸の強い要請に対し、低金利融資に応じたことは財政改善に大きく寄与した。繰り返しになるが、金主たちの荳戸善政そして米沢藩への信頼がベースにあったからだったろう。

⁷⁵ 小村弑『上杉鷹山と越後の地主たち』p.151

⁷⁶ 3万両の2度の利下げが10%→8%→4%として

3. 農業生産の復興・拡大

儉約政策の一方で、経済成長をも目指す米沢藩の課題は、大きく次の2点に集約される。

1つは、基本産物である米を中心とした農業生産高の増大、つまり農業生産の復興・拡大である。農村人口が減少し手余地（荒廃地）も多く荒廃した農村をいかに復興して農業生産高ひいては税収の増大をはかるかである。

2つは、従来から主力特産物である漆蝋と青苧が低迷もしくは頭打ち状態の中、殖産興業面で新たな特産物の開発である。

2番目の課題は、結局、養蚕・絹織物の発展によって解決するが、そこに至る経過は次項で述べるとして、本項では先ず、農業生産の復興・拡大面について述べる。

農業生産の復興・拡大のための方策を、農村人口を増やし農民のやる気を起こさせる面と、農地面積を増やし収穫を安定させる面の2面から農業政策を振り返る。

1) 農村人口の回復と機構改革

先ず、広い意味で農村人口を増やす面の施策を見るが、結論を先に言えば、米沢藩の総人口は、第3期初 1792年最悪の9万9085人から第3期末 1822年には10万9557人へ、10.6%増加する。

1792年、荏戸善政は『樹人建議』（農民救済策）によって生産人口の増加策を建議している⁷⁷。それによれば、当時の領内総田地面積（畑地は含まない）は1万3567町歩余で、そのうち1/8にあたる1700町歩余が手余地としている。その年は米沢藩の総人口が観測以来最低で、第3期改革

⁷⁷ 小野榮『米沢藩』p.153

は農村荒廃の最悪期からのスタートだった。農業復興のためには、農村人口の回復が必須だった。

また米沢藩の特質として武士人口比率が過大であったから、彼らの一部を農業生産に転化することも課題だった。

以下、小野『米沢藩』(p. 151)から抜粋・引用し、農村復興と人口増加の施策をみる。

(1) 農村機構整備

農村機構整備として、1791年、各村の肝煎(村長)を従来の世襲制を改めて代官の任命とし、役職の役割の見直し・明確化、集会運営の変更などを行った。1794年には、第2期改革で廃止された郷村教導出役を復活した。

(2) 農民の保護政策

同時に、農民の保護政策を実施した。藩では、欠落(かけおち)百姓の引返しを命じ、農民の町家への奉公を禁止する一方で、年貢未納の取立ては5年間猶予し、5年後から30年賦取立てとした。年貢の取立てについても、皆済の期限を延期したり、分割納入も認めるなどした。

(3) 人口増加策

さまざまな指導や手当

藩では『樹人建議』に基づき、農村の人口増加策を進めることにした。まず、分家を勧め、農民は早婚するよう指導し、多産を奨励した。養老・育児を尊重するため、極難渋の農民には年1両の養育手当を与え支援した。

諸士次・三男の土着化

手余り地(1700町歩)の必要耕作人数の1/3を諸士の次・三男の土着によっ

て解決すれば、貢租税の収入は、年間 1698 両になるとの献策を実施に移し、願い出た者には、家・田畑と 1 年分の食料を与え、3 年間は年貢免除とした。その後さらに奨励のため、4 年後から年貢は 3 年間半額とし、家作料や夫食料（ぶじきもみ、農民の食料としての粃）、農具代まで貸付けることにした。

新百姓の取り立て

さらに各村々の名寄帳（戸籍簿）を整理して、新百姓を取り立てた。
（以上、小野『米沢藩』よりの抜粋・引用）

（４）備粃政策

凶作などへ備え貯穀する備粃制度は、農村復興をはかるためにも重要だった。1755 年「宝五の大飢饉」の際の甚大な被害を教訓に、鷹山藩政改革では重要施策として、1600 年代にあった備粃制度を復活した。

振り返れば、第 1 期改革では、1773 年に備粃制を発足され、改革第 2 期初の 1783 年天明の大飢饉で威力を発揮し、米の機敏な輸入策もあり、米沢藩の餓死者はなかったとまで称された。そこで 1784 年には、20 年で粃麦合わせて 15 万俵を蓄積するという「備粃貯蓄 20 ヶ年計画」を開始した（前述）。第 3 期でも継続し、期限の 1806 年には、未だ半年分の食糧に満たないとし、さらに 10 ヶ年延長している⁷⁸。

1827 年「村目録」では、米沢藩全村の備粃は 13 万 1419 俵とあり、目標 15 万俵に近い（後に詳述）。それは、その後の 1833 年に始まる「天保の大飢饉」に生かされる。

2) 新田開発と灌漑事業

結論から言えば、田地面積は、改革第 3 期初 1792 年の 1 万 3567 町歩（前述）

⁷⁸ 池田『鷹山公世紀』P. 313、P. 781

から、第3期末から5年後1827年の1万5962町歩へ17.6%増えている。

第1章で見たように1600年代に活発な田畑開発が行われ、大規模な田畑開発余地は少なくなっていたはずだが、第3期における画期としては2つの灌漑事業、黒井堰と飯豊穴堰の開発があり、これらが旱魃対策や田地面積拡大に大きく寄与した。これらの開発は、黒井忠寄によって進められた。

(1) 黒井堰

北条郷（赤湯、宮内を中心とする諸村）は肥沃だが、水利の便が悪く旱魃に襲われることが多かった。そこで、米沢近くの松川上流より長大な新堰（32Km）の開削を黒井が建議し、1794年に着手し1796年に完成した。完成までに人夫数は延10万6625人、大工職人1万200人を要し、恩恵は北条郷32カ村、約460町歩に及んだ。この新堰は「黒井堰」と名付けられた⁷⁹。

(2) 飯豊穴堰

飯豊山（標高2100m）より次の2つの川が発している。

①白川；米沢盆地に流れる。水量が少なく、夏は渇水で流域（中郡村を中心とする諸村）はしばしば旱魃となる

②玉川；越後（新潟県）に流れ、水量は豊富である

黒井は、綿密な測量調査のもとに、②玉川の水を①白川へ流す、海拔1500m地点での200m余の穴堰（トンネル）開削を建議した。1799年着手したが難工事（作業期間は積雪のため年4か月のみ、かつ硬い花崗岩）で、完成は19年後の1818年だった。黒井は着工間もなく死去し、大儉約のため4年間の中断も余儀なくされた。この完成により、新田開発を含め約100町歩の田地が潤った⁸⁰。

⁷⁹ 横山昭男『上杉鷹山』p.240、小野榮『米沢藩』p.158

⁸⁰ 小野榮『米沢藩』p.159

3) その他の農業振興策

さらなる農業振興策などをあげる。大きな成功は養蚕だが、次項で述べる。

(1) 米の領外移出解禁と物流強化

直接的な農業生産面の政策ではないが、米や特産物の領外移出を推進することにつながる画期的施策として、米の領外移出解禁とそれに伴う物流強化策が挙げられる。以下、小野『米沢藩』(p. 163)、横山『上杉鷹山』(p. 224)より、前者をベースに抜粋・引用する。

1791年米沢藩は米の領外移出を解禁した。これは国産物の移出禁止は、かえって産業の振興を妨げるとして、前年に藍の移出解禁をしたのに引続いての施策である。

米沢藩では、豊作の年には領外に移出する米は16~7万俵になるが、市場に遠く交通不便のため、最大の最上川下しが2~3万俵、玉川からの越後下しはそれより少なく、板谷口から荒浜経由の移出は江戸屋敷の飯米等がやっという有り様で、余った米は領内の「穀屋壮屋の梁を支え」て積上げられるだけとなり、米価の下落は必至で、豊作の年は予想の半値にもならないという有り様であった。そこで藩では、この豊作貧乏を解消するため、従来藩役所が一手に扱っていた移出を解禁して自由化した。ただし、今後の停止の場合もありうる、船中にその他のものを積んだら没収の条件付きだった。

それと同時に最上川上流である松川の通船を許した。また藩では、手船の増加を図り、これまでの6艘を1790年には16艘に増やし、翌年には新たに20艘を新造した。これらの船は最上川中流の大石田河岸に預けられ、これまで領外の商人に依存していた輸送を藩独自の輸送機関で全国市場に運べるようにした。それとともに上流には新たに小型舟を造立し輸送の便を図った。荒浜から江戸廻米の海船手船を造ることも計画している。

このように米の移出統制を緩和し、藩の蔵米輸送を円滑にしたことは、領内

の米価を安定させ、加えて藩財政の維持回復の面でも大きな効果を上げた。

(2) 馬政の成功

馬の増産も奨めた。吉田『置賜民衆生活史』(p. 164)から引用する。

人口増加とともに馬や牛を増加させることは、堆肥増産と畜力利用により農業生産を高める近道であった。赤湯馬市に他領産を禁じて国産馬に限り、仔馬をみだりに他領に出すこと禁じた。御厨産方をおき馬の改良を行い、1992 年代官所の農馬役をおき、御厨頭、御用掛下役を配して農民の馬飼養を奨励した。1794 年 6 月、米沢馬口労町に馬市を 6 月 1 日より 15 日まで立て、馬代金の不足な百姓に月利 0.7% (年利 8.4%) 4 年賦で貸付けた。この方法が馬の普及に大きな役目を果たした。

なお、酒田・本間家史料『大帳類聚抄』(第 4 章)に、米沢藩が本間家より農馬購入資金を借りた記録が 2 件ある。1 件目は 1794 年暮「農馬代」2500 両、2 件目は 99 年「野馬代」1600 両である。99 年の際は本間家への軍用金預け金 900 両と合わせ 2500 両とあるので、99 年分は軍用馬かもしれない。

(3) 勸農金

上記の馬購入代金支援も勸農金によるものだが、勸農金の融資制度の仕組みなどは前項で示したが、1824 年「金方元払中勘帳」の支出 2 万 7866 両中「郷中勸農金」が 3640 両と 13% を占め (前述)、農業振興に勸農金が重要な役割を果たしたことが示される。

4) 第3期改革の農政面の成果

(1) 1827年「村目録」にみる農業の復興

図表3・9に示す1827年（鷹山没5年後）の「村目録」（米沢藩全村の生産力調査）から、第3期改革32年間の農政改革の成果を総括してみよう。改革後5年間の分も含むが多くは第3期の成果と言えよう。

図表3・9 1827年「村目録」にみる農業生産力

項目	合計	項目	合計
村数	250	漆 (万本)	98.74
戸数 (戸)	14,715	青苧 (貫)	19,674
人口 (人)	80,044	紅花 (貫)	214
男 (人)	41,877	綿 (貫)	57
女 (人)	38,167	蚕利 (兩)	41,321
実高 (石)	280,721	馬 (頭)	8,219
物成 ^(注1) (石)	81,615	牛 (頭)	570
物成率	29.1%	備籾 (俵)	131,419
御買米 (石)	10,442	総人口 (人)	111,710
耕地 (町)	22,571		
田 (町)	15,962		
畑 (町)	6,609		

(注1)資料値は81,61X(X;不明)を81,615とした

(出所) 吉田義信『置賜民衆生活史』p.208他より作成

田地面積から見る農業生産の増加

1792年頃の米沢藩全体の田地面積1万3667町歩であった。推定でその1/8にあたる1700町歩が手余り地だから（前述）、手余り地を除いた実田地面積は1万1967町歩であった。

1827年「村目録」では田地面積1万5962町歩である。1792年からの38年間で、田地面積は2595町歩、19.4%増えている。この間の農業復興で手余り地は大幅に減少したと想定されるから、仮に1827年の手余り地をゼロとすれば、実効田地面積ベースでは、最大33.4%の増加である。

1827年の実高は28.1万石となっている。前章までで、1600年代半ばには実高が過大評価ながら28万石となり、1700年代半ばには22万石くらい以下まで落ち込んだと推定されることは示したが、1800年代に入ってようやく実質28万石に達したことになる。

この実高が、上記の 19.4%～33.4%の範囲での田地面積増加の結果とすれば、1789 年の実高は 21.0～23.5 万石だったと推察される。

蚕利、備籾にみる農村の豊かさ

蚕利とは、繭・絹糸代である。当年は 50 年来の上作で⁸¹。蚕利 4 万 2321 両である。これは藩の金方収入を上回る金額である。藩がこれに上記・物成率を課したとすれば、藩税収は 1.1 万両ほどになる。これをベースとする絹織物業の隆盛は次項で詳しくみる。

備籾 13 万 1419 表は、1 石＝2.22 俵として 5.9 万石。藩の表石の 1/3 を超える。吉田『置賜民衆生活史』(p. 196)は、「13 万俵余の備荒貯蓄は藩政改革の成功を物語るものであろう」と記している。

(2) 人口の回復と男性人口比率の正常化

人口の回復ぶりからも農村の復興ぶりが分かる。

図表 3・10 は米沢藩人口の 1600 年末頃のピーク時からの低下・回復ぶり（上段、再掲）と男性人口比率（下段）の推移を幕末まで示した。

米沢藩人口は 1600 年末に 13 万人強だったが、鷹山改革第 2 期末で 10 万人を割り、第 3 期末頃に 11 万人まで戻り、幕末

図表 3・10 男性人口比率の推移
(1692～1865年)



⁸¹ 吉田義信『山形県蚕糸業史』(山形県史第 6 産業編) p. 605

では13万人に近いが1600年末頃のピークに戻っていない。量的には人口面では復興しきれていないが、男性人口比率の推移を見れば、質的には全く違う姿が見える。

つまり、1600年末のピーク時とその後しばらくは男性人口比率が59～60%と異常に高いということは、農村は間引きが横行し貧しい小農集団というイメージだが、1800年代は男性人口比率が正常な50%へ近づき、先への農業生産面の成果からも豊かになった農村がイメージされる。まさに鷹山が求めた農村にむかっていたのではないかと思える。

以上から、藩政改革により農村復興が確実にすすんだことが示される。

4. 殖産興業策と養蚕・絹織物業の発展

第3期改革を経済面で成功に導いた養蚕・絹織物業の発展過程をたどろう。先ず、国産品愛用政策に始まる新たな特産物を模索する動きから見てゆこう。

1) 国産品愛用と新たな特産物の模索

(1) 既存特産品の漆蠟と青苧

西方の櫛蠟に押される漆蠟

先に触れたが、第2期末に公開された「御一円会計帳」（1790年10月～翌9月の歳出入予算）によれば、古来米沢藩の産品であった漆蠟からの収入は500両に過ぎなかった。これは、市況変動による課税上の影響があり極端に低い計上だったようで、1824年「金方元払中勘帳」収入に「蠟払代中勘」2580両とあるように、漆蠟はその後も市場では一定のシェアを持っていたことが分かる。しかし、質の良い西方の櫛蠟に押されて漆蠟はじり貧状態にあると善政らは認

識していただろう。同じく漆を特産とする会津藩は、漆器・会津塗を発展させるが、米沢藩には、30万石削封時の1608年頃漆器を奨励した時期はあった⁸²が、その後はそのような動きは見当たらない。

最盛期にあった青苧輸出

小地谷織物協同組合ホームページによれば、青苧の主たる輸出先である小地谷地方における縮布の全盛期は天明年間(1781～88年)で、そして文政元(1818)年頃、絹織物が台頭し縮布の減産傾向が顕れた」とある。このことから、第3期初の1791年頃は、小地谷地方縮布は全盛期を過ぎおだやかに減衰してゆく時期にあたる。先の1790年「御一円会計帳」には、青苧の収入が3500両計上されているが、1824年「金方元払中勘帳」収入に「青苧蔵万納」3285両余とある。

青苧需要の頭打ちを認識していたならなおさら、大儉約の中で殖産興業の積極策で藩経済拡大を図ろうとする米沢藩にとって、新しい収益源を必要としていた。

(2) 樹畜建議と国産化政策による特産物奨励

第3期2年目の1792年は、新たな特産物育成へ向けて大きく踏み出した年だった。

「樹畜建議」による特産物奨励

改革初年には、桑・楮の植立、杉・桐・檜などの植林を勧めたが、翌1792年7月、莅戸善政は「樹畜建議」で、次のような4部門(衣、食、住、雑)53種⁸³に及ぶ抜本的な特産物奨励策を提示した。この中には青苧、漆、米も含むから、有力特産物も含め総点検しようとしたものであろう。

⁸² 『日本産業史大系』(東北地方篇) p. 160

⁸³ 杉原謙『莅戸太華翁』p. 583

- ・衣部（7種）；桑、繰綿、青苧、白苧、アイコ、紅花、藍
- ・食部（24種）；米、麦、粟、雀麦、小麦、茶、酒、煙草、大根・蕪菁（かぶら）、狗脊、独活（うど）、蕨（わらび）、菓種、栗、柿、川魚、鶏、アヒル、鯉、蛇魚、塩
- ・住部（12種）；松、杉、檜クサマキ、桐、シホヂ、柳、竹、楮、漆、ハンオ木、萱、藺（いぐさ）
- ・雑部（10種）：油、膳椀、瀬戸物、硯、墨、鍬、硫黄、塩硝（硝石）

各種目について利害得失から需要・消費・流通まで調査した、善政によるこの建議に対して、重臣や役所役が意見書を提出した。これらを踏まえ建議は着々と実行に移された。とりわけ桑苗植立は善政が最も熱心に計画したもので、ひいては養蚕を奨励するものだった⁸⁴。

53種に及ぶ品目を網羅し、皆の英知を集め、有力産物を絞りこむ過程に、第1期改革の「三木百万本植立計画」失敗（漆蠟への傾注）を教訓とした、莅戸善政の合理性が感じられる。

国産品使用令と御国産所の設置

上記の集議を踏まえた結果だろう、同1792年11月に国産品使用令が発令され、御国産所が設置された。

国産品使用令は、衣服はもちろん茶、紙に至るまで質の善悪を問わず国産品を使用するよう命じた⁸⁵。領外からの移入品に対しては統制を強化し、領外へのお金の流出を抑えるとともに、国産品の育成が目的であった。

御国産所は、その取扱品目は絹麻織物から畳表・釘かくしの類まで多種類にわたり、国産品の保護・促進、規格化による品質保証・維持を目指すものだった。

⁸⁴ 杉原謙『莅戸太華翁』p. 584

⁸⁵ 渡辺『近世日本経済史』p. 251

た。

とりわけ、上記「樹畜建議」集議で最重点となった蚕糸・織物が第1の対象産物であった。設立と同時に御国産所内に蚕桑局を設けた。これは、第2期の1787年に廃止された樹芸役場の再興にあたるものである。また、江戸の御国産掛を置き、絹麻織物の輸出を担わせた。詳しくは、養蚕・織物業の項でふれる。

以下、養蚕・織物以外で、顕著な成果のあった施策を、小野『米沢藩』(p. 164)から項目のみ引用する。

①薬草栽培の奨励

②『かてもの』の配布；『かてもの』は、「かて」になる植物等82種を選び、その調理の仕方、食べ方、鳥獣肉の貯蔵法などを詳しく説いたもので、凶荒時の食生活に大きな力になった⁸⁶。

③魚類の移入統制と川魚奨励

④酒造業

2) 養蚕への注力と発展

(1) 日本と米沢藩での養蚕・絹織物の略史

第1章で、米沢藩での絹糸が取れる中国由来蚕種(絹蚕)の存在が確認できるのは1737年発行の書物によってであるとした。わが国に中国由来蚕ひいては生糸・絹織物がどう進展し、それが米沢藩へどう伝わったかを、先ず理解しておこう。

元米沢藩の福島・伊達地方が蚕種の本場に⁸⁷

細く良質の原料生糸は足利時代より中国から輸入され、京都・西陣や博多などが絹織物業を独占的に営んでいた。1685年幕府は、輸入による銀流出制限の

⁸⁶ ウコギを垣根として植え食用にすることもその1つ

⁸⁷ 吉田義信『米沢藩の蚕糸業の成立』置賜文化(32)昭和37年

ため、生糸輸入を制限した。鎖国後から蚕種の品質改良はすすめられており、各地に蚕糸業・絹織物業が勃興することとなった。

天文年間（1735～40年）、代表的蚕種産地の下総・結城が大洪水で生産中断となり、以前からの産地であった陸奥国伊達・信夫郡（30万石時代の上杉領、以後天領）が代表的蚕種産地となった。蚕種とは蚕の卵で、蚕蛾に産卵させた紙を蚕種紙といい、伊達地方は、優秀な生糸を産する品種の蚕種紙を製造販売し、幕府に毎年180両の冥加金を払うことで蚕種紙に改印を受け「本場種」を名乗った（1773年）。それ以外の産地のものは「場脇種」とされた。

有力な蚕種産地が隣にあることは、米沢藩にとっては幸いだった。

米沢藩での「近代」養蚕の展開

以下、吉田義信『山形県蚕糸業史』⁸⁸よりの引用をベースとする。

1737年の『米沢産物集』に、蚕類として絹蚕、山蚕、綿蚕の3種を挙げており、絹蚕は生糸をとるための輸入種を呼んだとされるから、米沢藩でも1737年以前から絹糸生産のための「近代」養蚕が行われていた。1742年には、米沢藩が各地に蚕種問屋を指定するまでになっていた。

寛保・宝暦年間（1741～63年）には、問屋商人が伊達・信夫の蚕種を輸入し、「絹糸前銭」という資本前貸のもと、農民に蚕糸業をおこなわせ、京都に絹糸を輸出していた。このような新しい産業の動きがあったにも関わらず、米沢藩は何ら施策を講じず、問屋からの冥加金に安座するだけだった。

鷹山の時代となって、第1期改革で、漆・楮とともに桑は百万本植立計画に加えられたが、福島から桑苗木を移入した程度で、具体的な振興策はなく、かえって蚕糸業の発展を阻害する桑年貢を1774年に課した。ただその時期、越後より導入した織物技術（前述）は、第3期の養蚕振興で米沢織として花開く。

⁸⁸ 『山形県史第6 産業編』p. 587

そして第3期改革に入って、前述したように、桑苗植立ひいては養蚕は、荏戸善政が「樹畜建議」で熱心に計画し進展した。

以下、さらに吉田義信『山形県蚕糸業史』を中心に引用し、その発展をたどる。

(2) 桑植立の奨励

米沢藩は1792年、「養蚕は第1の利」と認め、領内12か所に桑の苗圃を設け、桑苗を無償で交付した。また鷹山も自身の年仕切料209両の中から金50両、銭50貫文を支出し、村方の桑苗木を買上げて農民に無料交付した。

1806年、家中・町・在の屋敷に桑を植えることを命じ、家中に対しては桑畑開発料として1反につき銭300貫を貸与し、3ヵ年据置き、4年目より月0.7%（年8.4%）の3年賦償還とし（ここでも勸農金が採用されている）、伊達・信夫および領内成田村の者数名を養蚕教師として扶持を与え、領内を巡回指導させた。植栽した桑は、年貢の対象となり、桑代金の1/4を上納しなければならなかったが、米沢の絹織物業勃興と時期を同じくする1809年から、無検地の場所に植えた桑は無税となり、養蚕の発展を促進した。（以上、引用）

桑不足のため、葉桑を盗む者も現われたため1830年には盗桑防止の藩令が出たほどだったし、また養蚕の有利さから田を潰して桑畑化することが進みすぎ1833年には復田化を強制する通達が出たほどだった⁸⁹。

藩から農民に配布された桑苗木は、1831年までのおよそ40年間で159万本、自前での植立では数百万本に達した。

(3) 蚕種の自給と蚕飼育法の改良

米沢は、1782年以前に蚕種「場脇種」の生産地として認められまでになっていた。以下、『米沢市史近世編2』を主に参考に進展を示す。

⁸⁹ 『米沢市史 近世編2』p.253

1801年以降、蚕種生産は活発化した。蚕種は高値で売れ収益が大きかったようだ。

養蚕が盛んになった理由の1つとして、生糸の市況変動が米などより少なく、収益が安定的だったからのようだ。桑を自製せず他から買ってでも採算がとりやすいこと、桑市ができ領外からも桑が入ってきたことで、養蚕が一層盛んになったようだ。

蚕飼育は、整った施設と長期間にわたるこまめな管理が必要だった。1806年「養蚕手引」などには、平野部における推奨される飼育方法として、蚕室について望ましい細かい設計、蚕種から蚕となり4度の脱皮を経て繭になるまでの数十日間の季節ごとの実に細かな管理や桑の与え方などが示される。

より短い日数で高い品質の繭を作る技術開発そしてその普及が行われたのである。そして、他藩から招かれて出向き、指導するまでになっていた。

家中・町人での養蚕

鷹山も自ら養蚕奨励の範を示している。少ない仕切料から毎年、国産所の運営資金を拠出したことは前に触れたが、餐霞館（鷹山の邸）の奥ではお豊の方（お国御前、鷹山の側室）が農家の女を雇って養蚕をし、お付きの女中に絹を織らせている。

そして家中の間でも桑植立に続き、家で養蚕・織物が行われるようになった。藩士借上げで実質減給が続く中で、副業収入の途を拓くと同時に、武士階級も生産者の立場になるという画期であった。

文化年中（1804～17年）1か年の養蚕収入は4万8000両に昇ったと言われ、藩財政立直しに多大な貢献をした。

前述「村目録」によれば、1828年には養蚕による収入が1000両を超えた村は、宮内村の2131両を筆頭に10カ村、300両以上は30カ村であった。

(4) 蚕糸業の成立

養蚕業が盛んになるにつれ、繭から糸を紡ぐ蚕糸業も盛んになった。養蚕農家が自営する場合もあれば、城下において家中が副業として行う場合もある。

米沢藩も、国産奨励のため品質維持面で介在している。藩内で製糸生産を行う際の糸品質規定が京都の糸問屋から提示され、藩も繰糸（煮た繭から糸を採って生糸にする作業、広辞苑）をする際の注意を喚起していた。

品質面で大きな問題は1801年頃から飼育が盛んになった夏蚕（丹波蚕）だった。糸質が軟弱で織物に混交すると綿状となる欠陥を引起こすことや、夏蚕を飼育すれば夏桑を摘みとるため、翌春の葉桑の茂りが悪く春蚕の飼育に支障がでることから、1802年に夏蚕の飼育は禁止された。しかし、翌年は飼育は認め、すべて綿にするよう指示している。1807年には、春蚕系と区別することでの生糸生産を許可した。夏蚕の絹糸のみを取扱う問屋4名を指定したりもした。結局、1815年には再度夏蚕飼育を禁止した。村山地方では夏蚕飼育は自由だったこともあり、徹底しなかった。

次に述べる織物業においても、不正品質問題は必要悪のように起こった。米沢藩は、地元産生糸や織物の品質とブランドの維持に耐えず腐心していた。

4) 絹織物産業の成立

養蚕による絹糸生産が盛んになる過程で、絹織物産業が大きく育った。いきなり絹織物業が生まれたわけではなく、第1期改革の麻織物の技術導入から始まる40年の歴史の末である。その過程をたどることから始める。

第3期改革が始まって10年目、荏戸善政が期待する織物業が壊滅状態となり落胆したように、米沢織の定着は多難な途だった。

以下、吉田『置賜民衆生活史』からの引用をベースに補足する。

(1) 麻織物 (1776 年～)

1776 年、越後より麻織物技術を導入したが、結局、先進地のものに押され、越後産のものに混入して販売したが発展しなかった。

1782 年、横麻と称する縦糸が絹、縦糸が麻の交織が織出され、袴地、夏衣として重要が多く、織手は下級武士の妻女がもっぱら営むまでになった。

1792 年の国産品使用令がその発展に拍車をかけた。織物の販売はそれまで問屋商人の自由販売にまかせていたが粗悪品があり評判が低下していたので、1792 年藩は御国産所を設け、領内物産を監督し織物を買上げ、江戸に御国産掛を配置し 1793 年には三谷家に引受けさせ、翌年にはこれを三谷家手代志摩屋が一手販売した。しかし売行きは悪く、志摩屋の注文以上に生産高が増加したので、志摩屋注文分はこれまで通り国産所買上げ、余分は自由販売(問屋扱い)に戻した。1796 年以降、問屋扱いの生糸・織物が急増した。藩統制を破り「粗悪品、手抜きもの」が出て、益々販路が狭まった。1799 年家中自ら江戸市中に出て売捌いたが挽回できず、1801 年頃には「こうまでして廃業に至ったことは誠に誠に残念」と荏戸善政に言わしめたほどの壊滅状態に至った。つまり、第 3 期改革 10 年目では、織物業は未だ救世主にはなっていなかったことになる。

つまり、第 3 期改革の 10 年目は、養蚕そして蚕糸業は順調に盛んになっていたが、織物業は苦境にあったことになる。

米沢絹織物が始まるのは、さらに約 5 年後である。

(2) 絹織物 (1807 年～)

米沢織物の概略史

『米沢織物同業組合史』(昭和 15 年)「総括」を抜粋・要約して、江戸時代における米沢織物の概略史を先ず理解する。

・蒲生時代以来、明和、安永（1764～80年）の頃迄は、麻布の原料なる青竿並びに紅花の産出は極めて豊かだったにもかかわらず、これを材料に供して織物の製造を企画する者がなかった。

・鷹山の時代に、東北屈指の機業地たる越後魚沼郡小千谷より織工を招き、縮布即ち麻織物を製造した。その後十数年を出でずして蚕糸の業大いに勃興し、麻織物の製造地は一変して純然たる絹織物の産地となり、横麻、龍紋の産出、年と共に多きを加え、ほとんど麻織物を見ることが出来なかった。

・その後織物の妙工到来するに及び本場唐糸織を始めとし、博多織、絹縮の類何れも精巧の域に達した。かつ1815、6年の頃より原料精選の必要上、断然夏蚕糸の使用を禁止すると共に、阿波の藍師志賀某の手を経て直輸入せる四国藍を用いてからは、各種の米沢織物は堅牢無比、天下に敵なく、津々浦々に至るまでその名が喧伝された。

・このようにして文政時代（1818～29年）には米織の黄金時代を現出したが、天保の末（1843年）より丹仁増量行われて粗製の第一歩を印し、嘉永の初年（1848年）にはいわゆる手拔手枯の粗悪品現われ、同6年（1853年）米国水師提督ペルリ下田来港以降の天下騒然の中、米沢織は空前の不況を呈し、以前は年額十万両を誇った米沢織も、今は時局の影響を受けて商断皆無となり、従業者の難認その極に達した。

・これに於て藩の指導機開たる御国産所にては、翌7年（1854年）米沢機業の大刷新を行い、ようやく古時の面目を保持し得たのである。

以上の引用から、鷹山改革第3期（1791～1822年）は、米沢絹織物の基礎を築いた時期であり、最後の時期が隆盛期に入る頃に当たることを理解した上で、詳しく見てみよう。

以下、『米沢市史 近世編2』をベースに引用・補足する。

米沢絹織物の始まりと評判

絹織物の米沢での始まりは、藩というより民の努力によってだった。

1804～5年、米沢城下の織維間屋高橋と渡部は京都の山家家を介して、京都の宮崎球六を招いて、球六が持参した模型を見本として織機を作り、縦・横糸とも生糸を用いた正紺（藍）の絹織物（唐糸織りと名付けられた）の生産を始めた。

同じころ下級士族の町田八之丞（縮役場勤務だったが、内職として織物業に自ら従事）は、京都に出かけた折に織り方を学び、透綾（すきあや）と称される絹織物をもたらした。これは、片撚り（左右一方に撚りをかけた）絹糸を、米のとき汁で練上げた上で織上げたもので、夏羽織として需要が多かった。

以上が米沢絹織物の最初である。先の善政の嘆きから約5年、越後から麻織物技術を導入したから約30年の後である。

米沢藩は、1811年より、織物を上杉家の御台所荷物として無料で江戸へ輸送する便を図り、同年は輸出税を免除して織物生産を奨励した。品質は上等ではないが、時流に投じ江戸はじめ京都、大坂辺りまで取引され、第1の国産となるだろうと予想されるまでになった⁹⁰。

紬緋（つむぎかすり）の始まりとその後の発展

その後文化期（1804～17年）、下長井に横緋の織り方が伝わったのが紬緋である。その後成田村の何某が結城に出向いて紬の織り方を習得し近村に伝えた。紬織物が藩の流通整備などを通じ急速な進展を見せるのは、改革第3期（1822年まで）以降である。

文化～天保期（1804～43年）は、多種類の織物や製造技術が飛躍的に進展をみせた時期であり、なかでも文政～天保期（1818～43年）はその黄金時代を現出し、弘化期（1844～47年）には米沢織物の生産額は10万両に達している。

⁹⁰ 吉田『置賜民衆生活史』p. 193

このように、米沢織物が隆盛を迎えるには改革第3期の末期頃からで、第3期はその礎を築いたことになる。

染色技術の発展も重要だが、ここでは割愛する。

(3) 御国産所による織物生産支配構造

織物業が繁栄する中で、米沢藩はそれをどう藩収入増へ結び付けたのだろうか。それは、御国産所により織物生産を支配した機構にあると思われる。

生糸・織物問屋を支配

御国産所は、少数の御用商人を生糸問屋、織物問屋に指定して、生糸と織物の流通を独占させた。それにより、製品の品質維持や規制をはかると同時に、流通を掌握でき、課税が容易になったと考えられる。

江戸に御国産掛をおき、当初は江戸の織物販売を独占したが、前述のように、織物問屋にも開放した。

文政年間（1818～29年）には、米沢藩は江戸と米沢に産物会所を設置した。このもとにも、有力織物問屋などが指定された。

藩は御用商人からの冥加金や流通税の収入を得る一方、御用商人も販売独占により儲かる仕組みである。鷹山時代以降になるが、天保以降（1829年～）には、藩の御用商人である渡辺、高橋などは、城下町きっての数万両の金持ちといわれ、織物問屋として独自の問屋制家内工業をも営んでいた⁹¹。

生産を統治する御国産所

織物の生産の中心は家臣たちによる「家中工業」であった。中下級武士の婦女子を織子とする機業である。織物は養蚕同様、副業として家臣の家計を支えた。

⁹¹ 横山昭男『上杉鷹山』p. 262

機業家は、御国産所と藩指定の生糸・織物問屋に強く依存していた。機業家は、必要量の絹糸を、通帳を持って御国産所より受取るという仕組みだった⁹²。藩はこの段階でも、利益すなわち税収を得ていただろう。

多くの機業家は、織物問屋より注文を受け、絹糸は御国産所より配給を受けていたことになろう。このように、藩統治のもと織物生産は行われていた。

1807年藩は問屋制を設定し、領内有力商人を生糸問屋に定め、在方の生糸商人（仲買）を通してのみ生糸を集荷する集荷機構とした。仲買は国産所発行の仲買札を必要とし、物師（ものし）や糸問屋は機前（はたまえ）からの直売を禁止した。

（４）家中の窮乏救済となった織物業

養蚕そして織物が家中の窮状を救う手立てとなったことを、吉田義信『米沢の織物』⁹³から以下引用する。鷹山死去数年後の実態である。

1829年における知行・扶持を貰っていた士族数は4936戸で、このうち下級士族は3910戸で79%を占めるが、1～3人扶持であった。1人扶持は最初3石であったが後に2石となり、1799年からは1石5斗6升で、この階層はむしろ初めから農・工・商が本業であった。中級士族は1829年、931戸、19%を占め、定知25石で、半知借上げでは手取り米10俵に銭7貫文で、夫婦で生活できる程度のものであった。それゆえ「機織（はたおり）は女工の第1にて、軽き諸士並びに又者（陪臣）の妻女はこの業を専らに営む」（1791年）ものであった（上級士族は侍組と呼ばれ、1829年、全体の2%にすぎないが、1戸平均知行は417石で、棒禄だけで生活できたから、米織に直接関係なかった）。

機賃は1827年頃、中級士族の棒禄に匹敵したから、中・下級武士は争って問屋制家内工業に従事した。（以上、引用）

⁹² 横山昭男『上杉鷹山』p. 262

⁹³ 『日本産業史大系・東北地方篇』p. 301

このように鷹山改革第3期末頃から、中級以下の藩士ややその妻女の内職による家中工業が発達した。

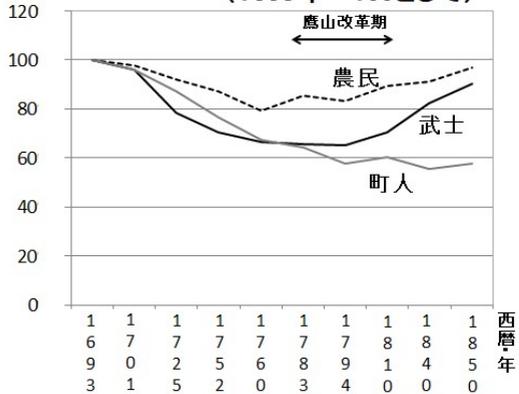
以上示したように、養蚕と織物業は、家中を含め農民そして米沢藩を窮状から救った。武士による家中工業の発展は、図表3・11に示す米沢藩の身分別人口の推移にも表れている。

本図は、農民、武士、町人の人口推移を、1693年を100として幕末頃まで示したものである。米沢藩窮乏化の過程で、どの身分も減少したが、第2章

でも述べたように、農民よりも武士、町民の減少が大きかった。鷹山改革の過程で下げ止まり回復に向かったが、農民の戻りにくらべ武士の戻りがやや鈍い。町民に至っては下げ止まっている。

この町民の人口が下げ止まったことは、武士が織物業を担ったことの表れではないだろうか。つまり、織物の原料流通や生産、製品流通といった町人が関与する業務を武士が肩代わりした結果ではないかと推察される。

図表3・11 身分別人口の推移
(1693年=100として)



5 第3期改革の財政・金融面からの総括

以上の第3期改革をとおして、

- ・農民人口や田地面積は増加し、実高、蚕利や備前も増え農民が豊かになった
- ・養蚕、織物業も発展した。織物の家中工業化で中・下級武士を救済した

から、米沢藩経済は豊かになった。

では、米沢藩の財政・金融面ではどうだろうか。

1) 16年計画の達成度

先ず、主要人物の第3期中での消息を示そう。

荻戸善政は1804年に享年69才で没した。その後は、子・荻戸政以が引継いだ。その政以も1816年に没し、その子政在が継いだ。

また、8代藩主重定が1798年に死去、1812年10代藩主治広は隠居し、斉定(治広の兄の子)が家督した。なお、鷹山を名乗るのは1802年からだった。

鷹山は、お豊の方死去の翌年1822年3月12日に死去した。治広も同年10月に死去している。

16ヵ年計画目標の達成

米沢藩は、鷹山、治広が死去した翌1823年に、寛三の改革(第3期改革)の目標を達成したことを祝している。つまり、次の点の達成によってである。

- ・全村が年貢を完納したこと
- ・年賦返済が続く古借を除き借金を完済したこと
- ・軍用金5000両を貯蔵するに至ったこと

池田『鷹山公世紀』中の「寛政3(1791)年改革の効果」(p.974)から、この様子を抜粋・意識して示す。

1823年秋、領内226村の年貢が皆済したことで、新借の借財のほとんどが償還したことを以て、藩主・斉定は鷹山・治広の尊霊に祭告し、功労者に褒賞を賜った。

16ヵ年計画は、期限までに臨時の出費が相重なり、さらに1914年の普請お手伝い(紅葉山御霊屋)、公子公女の縁組、凶事など相次ぎ予算外の支出が膨大だったので、16ヵ年の予定がほぼ倍の33年目での達成となった。整理の目

的始めて功を奏し、改革当初（1791年初）の不足金2万264両余と三都隣国諸金主よりの新古負債合わせて11万両余のうち、近年越後の金主（渡辺家）よりの勸農金借返し（借換え分）1250両と古借を除く外はことごとく償還し、さらに軍用金5000両を貯蔵するに至った。

この慶事の根元は荏戸善政が寛永3（1891）年の御改革の基本を定め、かつ農民撫育に力を尽くした功によるとその「仏前」に銀10枚、善政を推薦した中條至資の「仏前」に銀5枚を賜った。（以上、引用）

以上では、第2期末は不足金2万264両と、新古借り合わせて11万両余の負債があったとしている。

この間の臨時出費の主なものは次である⁹⁴。

- ・1797年、江州山門諸堂社修復お手伝い；2万2300両（借金）
- ・1811年、立町から出火283焼失、北寺町の備籾2万3200俵焼失
- ・1813年、紅葉山御宮並びに御霊屋御普請お手伝い；1万8445両（借金だけで足りず、家中に対し残知100石につき銀100匁掛、領民にも負担仰ぐ）
- ・多くの公子、公女の縁定
- ・寛政期（1789～1800）、異国船対策で越後岩船郡（77か村）が預所となり海岸防備を命令さる

以上から、1823年を第3期改革（寛三の改革）の目的達成の年とする。

幕府からの表彰

それから13年後、米沢藩の改革は幕府からも高く評価された。池田『鷹山公世紀』の「御美政の御賞与」（p.977）には、次のようにある。

1836年4月16日、藩主・斉定は老中より「祖父（鷹山）以来の政事は格別に行届き領内はもとより御預地の治め方よろしきことを將軍へ上聞申し上げ

⁹⁴ 渡辺與五郎『近世日本経済史』p.258

たところ一段に思し召し、服十着、御鞍鎧を下さる」と上意を伝えられた。この時までには米沢藩の政教の普及は天下に隠れなく、ことに天保4（1833）年の凶荒（天保の大飢饉）に際し仁政は国中に染み渡り、評判は一層高まったことで、この度の世に稀な重賞を賜った。斉定は、鷹山の御徳と群臣の功勞を感じ、5月16日御近習頭本間高秀を米沢に下し、御廟所に御代拝尊儷に謹告させ、奉行以下主要家臣に鞍などを賜った。特に、奉行職莅戸政在は特に功勞多く、かつ祖父・善政が基本を定め、父・政以がその遺緒を継ぎ補佐した功によりと、斉定は政在を江戸に召し6月10日に親しく仰達し、父の代での永代禄に250石加増し550両を遣わした。（以上、引用）

以上のように米沢藩は、1823年に16ヵ年計画の目標を達成し、後に幕府から表彰を受けたわけだが、返済が残っている古借以外にも、財政困窮時代の負債は残っていた。それは藩士借上げと、金主に対する知行・扶持支給である。以下に示す。

2) 藩士借上げ（実質減給）の軽減

第2章で示したように、1701～20年に、藩士俸禄の1/4借上げが断続的に行われた。一部返済されたが、大部分は返済されず実質上の減給であった。1721年からは1/4借上げが恒常化（1/2を1度含む）し、1750年からは1/2借上げとなり、鷹山改革末まで続いていた（1775年は1/4）。

改革の目標を達成しつつある1722年、藩主斉定は、鷹山の遺言でもあった借上げ廃止を望んだが、家臣の説得で1/4借上げ（銀方借上げ止め・米方借上げのみ）までの軽減にとどめ幕末（正確には明治2年）まで続いた。

借上げの総括

明治4年の史料『享保6年より明治2年迄161ヵ年藩内士族給禄内より御借上取調帳』によれば、1721（享和6）年より1869（明治2）年までの161年間

で家中より借上げて返済できなかつた分は、米 141 万 8803 石余、金 11 万両余の膨大な数量だった⁹⁵。1721～1869 年は、実は 149 年間であり史料タイトル中の 161 年はそれより長い。1721 年以前は断続的な藩士借上げが行われていたが、その分も含むのかもしれない。

3) 金主への知行は続く

1823 年に古借を残し新借のほとんどを返済し終えたが、米沢藩の金主に対する義務はそれだけではない。かつての無利息化や永年賦化による借金返済負担の軽減協力への見返りとして、金主に知行や扶持米を与えたが、それが幕末まで続いた。それは、第 2 章に「1832 年金主リスト」として示し、本章でも何度か引用し、次章で詳しく解析する。

既に示したが 75 人の金主への俸禄総額は知行換算で推定 4,433 石である。

4) 1825 年の「金方御一円御元払中勘定帳」にみる財務状況

鷹山改革後の財務・借金状況を、図表 3・12、鷹山死去より 3 年後 1825 年「金方御一円御元払中勘定帳」（1824 年～25 年 9 月実績）から見ておく。なお、25 年 9 月時点で、備金 3000 両があった。

図表 3・12 1825 年金方元払中勘帳
(1824 年 10 月～25 年 9 月)

収入		両
① 本納銀(小国とも)		7,000
② 定平夫銀その他		4,018
③ 酒田・越後米払代		4,865
④ 郡中商売出入役銭		5,133
⑤ 勸農金・馬代・諸口元方		4,613
⑥ 蠟払代中勘		2,580
⑦ 青芋蔵万納		3,285
⑧ 謝産物代納その他		4,831
小計(A)		36,327
中払(B)		3,783
収入差引(A-B)		32,543
支出		
① 江戸経費		8,604
② 御膳料・御召料		2,056
③ 地廻仕擬など		918
④ 仕事屋・日小屋諸口大細入料		4,615
⑤ 東西廻運料		2,244
⑥ 馬方入料		1,256
⑦ 木実・青芋代銀など		4,516
⑧ 郷中勸農金		3,640
⑨ 社寺その他		10
小計(C)		27,866
収支残高(A-B-C)		4,676
⑩ 借金当年返済額		7,910
合計(C+⑩)		35,776

(注) 両未満切り捨て、少額の銭(文)は含まず
(出所) 横山昭男『近世中期における米沢藩の財政構造』

⁹⁵ 吉田義信『置賜民衆生活史』p. 192

(1) 金方収支状況

金方勘定の収入合計 (A-B) 3万2543両に対して、借金返済額を除く支出小計 (C) は2万7866両と、この段階で収支残高 (A-B-C) 4676両の黒字である。

しかし、当年の借金返済額⑩7910両を加えると、支出合計 (C+⑩)3万5776両で、結局3233両の赤字である。だが、別途の備金3000両を充てれば、正味の不足額は233両となる。

なお、借金返済額7910両があることから、借金問題はまだ解決していないように見えるが、後にその返済内訳を詳しく示すが、その中には「備金よりの流用」約4000両を含んでおり、領外金主よりの借金は4000両弱である。

収入を項目別に見ると、

- ・鷹山時代と違って1/4家中借上げがない。1722年より1/2から1/4借上げへ軽減されたが、米方分が残り金方（銀方）分が軽減されたからである。
- ・⑤勸農金・馬代・諸口元方4613両は、勸農金の返済額ほかと思われる。一方、支出項目⑧郷中勸農金3640両は、その年の勸農金の貸付金である。これをもって勸農金が米沢藩の農政で大きな役割を担ったとした。
- ・金納年貢⑥蠟払中勘2580両、⑦青苧蔵万納3285両と、1790年御一円帳での山里蠟御出方500両、青苧代3572両とくらべ、蠟が盛り返している。漆蠟も一定の貢献をしている。
- ・④郡中商売出入役銭5133両、織物などの藩産物輸出に伴う藩収入と思われる。⑧諸産物代納その他4831両、そして上記青苧・蠟を加えると、米以外の産物の多様化・増加が金方収入に表れている。

支出を項目別に見ると、

横山昭男『近世中期における米沢藩財政の構造』は、本表から次のように述べている。

・①江戸経費は8604両余で、支出全体の30.9%を占め、1788年（改革第2期末）のそれとほとんど同じである。

・⑥馬方入料は、2, 3才駒買入とその飼料代である。

・米・特産物の買上げ（⑦木実（漆の実）・青苧代銀など）・加工（④など）および加工および販売経費が、⑤東西廻米運賃を含めると、8500両となり、金方の支出合計の対して約25%を占め、依然として重要な支出部門となっている。

（以上、引用）

上の特産物加工・販売の売上げ8500両+ α が、第2章での1700年前後の藩財政スキーム同様、江戸屋敷など領外経費として使われたとすれば、①江戸経費8604両余と合わせ1万7千両強が領外経費だったことになる。

（2）借金返済額 7910 両の内訳

図表3・12 中支出の⑩借金当年返済額 7910 両の内訳は図表3・13 のとおりである。

表下部に示すように、「備金よりの流用」に対する返金、つまり外部流出ではない3942両が約半分である。別途先に示した備金3000両があるとすれば、前年には7000両に近い備金があったことになる。

「駿河様借上金」237両は米沢新田藩からの借金である。

図表3・13 1825年借金返済額の内訳

	金主名	返済額(両)	備考
領外金主	京都古借・切金	364	
	三谷分	75	1,500両の利
	本間基七郎	200	済残1937両余 年利4朱
	渡辺三左衛門	1,903	新・古7500両のうち
	渡辺儀左衛門	137	
	三輪	189	元残1515両余
	尾花沢 柴崎など	862	柴崎残780両
	小計	3,731	
	駿河様借上金など	237	
	備金より流用	3,942	
	合計	7,910	

（注）両未満と切捨て、駿河様分銭9197貫文余を考慮・反映（出所）横山昭男『近世中期における米沢藩の財政構造』

領外金主への借金返済額は 3731 両

以上を差引けば、領外金主への返済額は 3731 両である。個々の金主への返済額や経緯が図表 3・12 備考に示されている。

1825 年のこの時期は、1787 年の主要金主に対する最長 35 年の減債要請期限（前掲・図表 3・6）は過ぎているので古借返済は完了していることになる。それ以外の三谷家、本間家、渡辺家、三輪家の 4 大金主他に借金があったことが分かる。

前出・図表 3・8 から渡辺家にこの時期に勸農金などの借金があることは確認できる。

三谷家にも金利 5%1500 両、本間家にも金利 4%1937 両があった。低利である。

以上、1825 年の米沢藩は 1787 年減債時の古借も返済を終え、少額の借金はあるものの、備金を蓄え、勸農金貸付を行うまでに財政健全化を果たしたことが確認できる。

5) 第 3 期改革の総括

第 3 期改革の成果や課題を総括してみよう。

本改革は、積極的縮小均衡政策が基本で、藩運営を収入の半分を借金返済した残り半分で賄い、農業復興、殖産興業で収入拡大をはかり、16 ヶ年で古借を除く借金を返済するというものだった。

結果、農村は人口・田地は増大し実高が大きく増え、多くの蚕利を得、豊富な備糧を貯えるまでに至った。さらに養蚕・絹織物業が発展し、家中工業が発達し家臣を困窮から救った。

多くの想定外の出費が重なり、16 ヶ年計画は 2 倍ほどの 33 年を要したが、予定の借金は返済し、軍用金を貯えるまでに藩財政は健全化し、全村が年貢を皆済するまでに至った。計画より多くの年数を要したが、計画目標は達成し成

功と言える。備籾は、後の天明の大飢饉に大いに役だった。さらにその後、米沢藩は幕府より褒賞され、全国的にも米沢藩や上杉鷹山の「美政」は称賛されることになった。

この米沢藩の財政窮乏からの脱出には、第3期末まで続いた家臣からの俸禄1/2借上げ（実質減給）が大きく貢献したことは忘れてならない。第3期末に1/4借上げに引下げたが、明治2年まで続いた。

また、農村復興、殖産興業を資金面で支援した金主の貢献も大きい。第2期まで主だった財政赤字を埋めるための借金は影を潜め、前向きな勸農金や興業資金を低利で提供した。ただ、かつての無利子化ないし低金利化、永年賦化への協力への見返りとして、知行・扶持給付は幕末まで続いた。



第5節

米沢藩の借金史と鷹山改革の総括



以上本章では、上杉鷹山の藩政改革を主として財政・金融面から見てきた。第3期目にして、16ヵ年の計画が倍ほどの33年を要して「健全財政」に至ったわけだが、最後に3期にわたる藩政改革を主として財政政策面から総括しその成否要因を考える。

鷹山改革を総括の前に、前章で示した江戸時代初めから鷹山改革前を含め鷹山改革完了までの「米沢藩の借金史」を要約しておこう。

1 米沢藩の借金史（要約）

図表 3・14 に、江戸時代初から鷹山没後まで、左側に米沢藩、右側に借金や金主の主な出来事を年表化して示した。未説明の史実も入れている。以下、本表の流れに沿って米沢藩の資金繰り・借金の歴史を改めて振り返る。

1) 1600 年代にあった豊富な囲い金

米沢藩の財政収支は、30 万両へ削封された 1601 年以降、参勤交代や頻繁な手伝い普請などの幕府要請の出費により赤字基調であった。にもかかわらず 1600 年代は借金が積み重なることがなかったのは、名家・上杉家の豊富な囲い金（軍用金）の蓄えによってである。

囲い金の減少過程

囲い金は、1600 年代に次のように減少し、1600 年代末頃に底をついた⁹⁶。

- ・ 1644 年、14～15 万両
- ・ 1664 年の 15 万石削封時は 6 万両
- ・ 4 代藩主綱憲の代（1675～1703 年）には 2 万 4000 両と粃 18 万俵余
- ・ 1704 年には皆無に

江戸時代初の囲い金は 60 万両前後はあった

1644 年以前は 30 万石への削封後の米沢城下の基盤整備や頻繁な手伝い普請で出費が多かったことなどを勘案して、江戸時代初には米沢藩の囲い金は 60 万両前後はあっただろうと第 2 章で推論した。

⁹⁶ 『米沢市史 近世編 1』 p.585

図表3・14 米沢藩の借金史

西暦・年	米沢藩の動向	西暦・年	借金や金主に関する記録
1600年	頻繁な手伝い普請	1657	借金の始まり; 6000人の家臣を動員しての狩りの費用として
代前半	豊富な囲い金(1644年14~15万両)	1658	借金記録の始まり; 藩主用度費不足のため領内より1900両
1664	30万石から15万石へ削封	1679頃	吉良の町方買掛6000両を米沢藩が年賦借金で肩代わり
1664	囲い金6万両	1681	盆前、江戸屋敷へ借金取立町人23人
		1689	金方支出に、京都借金返済985両
1699	江戸経費2万5005両	1698	大負債の始まり; 領外借金返済のため領内より借金
1701	藩士1/4借上げ、以後断続的に	1720	借金返済額1万744両
1721	藩士1/4借上げ恒常化		多額の借金を高金利借金で返済により借金増らむ
1733	江戸城堀さらい	1740	奈良商人より180両借金(米沢蔵卒の売却代金を引当)
		1749	江戸麻布屋敷普請のため大坂商人より310両借金)
1751	藩士1/2借上げ(半知借上)恒常化	1752	三谷家よりの借金1万9千両
1753頃	漆俵の販売権、三谷家より野挽家へ	1753頃	三谷家離脱
1753	手伝い普請	1754	手伝い普請への融資領外金主、三輪家・渡辺家だけ
1755	宝五の大飢饉	1754	本間家との産物担保・短期借金取引開始
		1755	大坂・堺屋次郎助より買物借り1550両、証文借り679両
			江戸・増上寺密源和尚より高利(16.6%)借金
1763	領土返上寸前へ		借金先・額の増大(野挽家最大借金先に)
1767	鷹山、9代藩主に就任	1767	三谷家との関係修復
1773	七家騒動	1771	借金返済予定額3万5563両に対し、未払い2万3613りょう
	経済積極策へ、基本計画「産語」	1774	野挽家2万8千両、小川家1万800両捨金を申出る
1774	三谷家手代の米沢招致(3カ月)	1775頃	他領商人からの借金は16万1713両
1775頃	竹俣当綱、京へ(金主への借金減債要請のため)	1775	三谷家よりの低利新借1万1千両による高利・増上寺借金1万9800両の減債など
1775	三木百万本植立計画、実施	1775頃	三谷家1万9千両捨金
1783	天明の大飢饉、南山館焼失		竹俣、金主と減債交渉のため京へ
1785	鷹山隠居、治広10代藩主へ	1783	借金再拡大、増上寺から再借金
1787	経済直直し大評議	1787	第2期減債要請(古借; 無利子35年賦化、新借; 3%35年賦化)
1790	第2期改革挫折	1790	第2期末の借金は元利返済予定借金の外11万両余
1791	荻戸善政再勤、第3期改革始動	1790頃	三谷家3万両新借に応ず
1791	荻戸善政、越後・渡辺家訪問	1791	三輪家、2000両勸農金融資
		1793	本間家35000両融資、金利4%分差上げ(勸農金の始まり)
			備前金献納(10年間、合計672両)
		1793	三谷家新借3万両の金利8%への利下げに必ず
			荻戸善政の低利化努力
1794	荻戸善政、酒田・本間家訪問	1794	渡辺家との借金再開、2000両勸農金 その後も継続
		1795	本間家、農馬仕入金2500両融資(金利4%差上げ)
		1796	本間家、諸士救済資金3000両融資
1797	軍役(岩船郡沿海警備)	1797	本間家、海岸警備出兵費3000両融資
		1798	本間家、藩債年賦金として5000両融資
		1798	三谷家、新借3万両の4%への再利下げに応ず
1798	手伝い普請(江州山門諸堂社修理)	1799	本間家、手伝い普請向け5000両融資
1812	斉定11代藩主へ	1802	本間家、渡辺家 本格的勸農金2500両(期限18年)融資
	米沢藩資金による勸農金		
1822	鷹山死去	1823	米沢藩、新旧借財をほとんど償還し、軍用金5000両を蓄え
1823	藩士1/2から1/4借上げへ	1832	借金返済済っても75人金主への碌支給続く(明治初年まで)

(出所)『上杉家御年譜』など諸資料より抜粋

2) 借金の始まり

1600年代初期の借金として、「京借または奈良借などが、1624年、1646年にみえる。」⁹⁷

小野『米沢藩』(p. 82)は、米沢藩の借金の始めを1655年、3代藩主・勝綱が財政困難を知らながら家臣6000人を動員しての狩りに要した費用に対する代官や富商からの借金としている。

米沢藩の借金記録(借金額が示される)の始まりは、1658年勝綱の用度費不足のため置賜郡の富商9人からの計1300両、信夫代官2人からの計600両、合計1900両の借用であった⁹⁸。

以上の借金は断続的なものだが、米沢藩が借金に恒常的に苦しみ出すのは1600年代後半の江戸屋敷である。

1600年代後半の吉良家支援

1600年代後半は、各藩とも江戸経費の増大に苦しんだ。米沢藩の場合は、加えて1664年に新藩主を養子として向えた高家・吉良家への出費がかさんだ。1699年の江戸支出総計は2万5005両に達した⁹⁹。藩全体支出の2/3強を占めた。

米沢藩は、吉良家に碌を与え、火災後の新邸費用8000両の大半を負担し、買掛金の負担もした。買掛金6000両を肩代わりした際は、米沢藩は上方より借金し毎年1000両、6年間で返済している。

藩主の成長に伴い江戸屋敷経費が膨らみ、1676年には出入商人への支払いを遅らせるなどしたが、翌年、暮払7000両が支払い不能となり、国元も金がなく2~3000両送っただけだった。1781年には、借掛金が膨大で盆前には町人

⁹⁷ 『米沢市史 近世編1』p. 589

⁹⁸ 『米沢市史 近世編1』p. 580

⁹⁹ 『藩制成立史の総合研究 米沢藩』p. 792

23人が屋敷に押しかけたほどだった。

なお、吉良家は1701年の吉良事件でお家断絶となった。奇抜な発想をすれば、米沢藩が1600年代後半に手伝い普請を命じられなかったのは、吉良家の働きかけがあったのかもしれない。

「大負債の始まり」そして囲い金の払底

1692年の金方「出方表」（図表2・7）には領外金主への借金返済として、「京都借金返済」985両、「青竿払代金（京都西村へ）」1833両があるだけである。しかし、この表は江戸への米沢からの送金額は示しているが、膨大で苦境にあった江戸の支出実態を全く反映していない。

1698年は、領外借金返済のために借金するという「大負債に始まり」の年となった。そして囲い金は1704年に底をついた。

3) 1721年より藩士1/4借上げ恒常化

1700年前後から借金が積み上がっていったようだ。米沢藩人口推移が分かる1692年より1760年まで人口がほぼ一貫して減少したことから、借金増加に伴う財政悪化→課税強化→農民人口減少・農業生産低下という悪循環に入った。

1701年より藩士1/4借上げ（ほとんど返済されず実質減給）が断続的に行われるようになった。そして、1721年より藩士1/4借上げが恒常化した。

4) 1750年より藩士1/2借上げ（半知借上）恒常化

1720年以降、鷹山が藩主となって4年目の1771年まで、米沢藩の借金の状況を全容する史・資料は見当たらない。以下、断片史実より推察する。

1721年より1/4借上げが恒常化したのが、財政はさらに悪化し、1750年からは1/2借上げ（半知借上）が恒常化した。

人口減少率は農民より武士のほうがはるかに大きい（図表3・10）。米沢藩の

財政悪化による犠牲は、農民より武士のほうが大きかった。

このような中で、1720年代に漆蠟の独占販売権を与えた江戸・三谷家が有力金主となった。1751年には三谷家よりの借金残高は1万9千両となった。

同じく4大金主の1つ、越後・渡辺家も1720年には借金に応じたが、その後米沢藩が返済を渋ったため、本格的に応じるのは1750年代に入ってからである。

1/2借上げは鷹山が死去する1822年に1/4借上げに戻るまで続いた。つまり、1750年にはこれ以上の藩士借上げに頼れない、また増税も限界に達し、大名貸ししか資金繰り手段がない段階に至った。

5) 1750年代；手伝い普請と宝五の大飢饉の来襲

そこを襲ったのが1753年末の最大級の手伝い普請（5万7千両）、1755（宝暦5）年より3年続く凶作、宝五の大飢饉である。

手伝い普請に対する借金に応じた領外金主は越後の三輪家と渡辺家の2人だけだった。三谷家は、米沢藩が1752、3年頃に漆蠟の販売権を江戸・野挽家へ変更したため、新たな借金には応じなくなかった。

手伝い普請を終えた1754年10月よりの1年間の不足金は2万5680両と見込まれた。そこへ翌55年の宝五の大飢饉が起こったので、一層資金繰りに窮した。

1755年、大坂・堺屋家より上杉家の宝物を質物として質物借り1550両、証文借り679両の借金をした。

江戸・増上寺密源和尚が高金利（16.6%）借金に応じた。利子が利子を生み借金膨れ上がり、鷹山が藩主となって4年目の1771年頃には1万9800両となった。

このように八方手を尽くしての資金繰りによって、この時期に金主数は増え全国的に広がった。「1832年金主リスト」はこの時期の金主たちを相当反映し

ていよう。

後の1774年に江戸・野挽家、小川家が、それぞれ2万8千両、1万800両の債権放棄を申出るが、その多くはこの時期の借金と思われる。

6) 1770年代初；鷹山藩主就任後、最悪期の財政・借金状況

鷹山藩主就任後の史料から、米沢藩が最悪期の財政状況がかなり知れる。

1767年藩主に就任するや大儉約を断行したものの、1769年手伝い普請、70、71年凶作と続き、藩財政は悪化の一途をたどった。借金の利息分すら返済でいない状態だったからである。つまり、1771年の財務状況を見ると、領内外金主への元利返済予定額は3万5563両で、金方収入にも匹敵する多さであり、実際の返済額は1万1950両にすぎない。借金総額は20万両超と想定されるので、金利1割としても金利分すら返済できていない。不足分を借金に頼らなければならないとすれば、さらに借金が膨らむ「借金地獄」状態であった。

1775年頃と思われる史料「御領地御取箇元払帳」によれば、「他領商人から借金は16万1713両である。」¹⁰⁰ 自領分を含めると、最悪時と思われる1773年頃の米沢藩の借金は20万両超（21.4万両程度）と第2章で推察した。

7) 1775年頃；改革第1期における減債要請と三谷家の支援

1773年の七家騒動後、実権を掌握した改革第1期執行者・竹俣当綱は、「漆・桑・楮百万本植立計画」による10年後の藩収倍増と借金負担の大幅削減（減債）へと動いた。主要金主、とりわけ三谷家への理解と協力を求めた。

三谷家の高利借金を解消する減債支援スキーム

三谷家とは、鷹山が藩主に就任した年に関係修復をはかり、1774年に三谷家手代・喜左衛門を米沢へ3か月間招聘し、米沢藩の実情や再建計画を示して、

100 小野榮『米沢藩』p. 104

三谷家の理解と債務削減を強く要請した。

喜左衛門が江戸へ戻って間もなく、野挽家が上記の債権放棄を申し出て加禄されたので、竹俣の強い要請ばかりでなく、本書は三谷家の働きかけがあったのではないかとした。小川家の場合も同様である。

翌 1775 年、喜左衛門が江戸へ戻って半年以上たって、三谷家からの低利 5 % の新借 1 万 1 千両で高利借金の返済が実現する。つまり、増上寺から高利借金 1 万 9800 両に対し、新借の 6000 両で返済、3800 両は捨金（債権放棄）、残り 1 万両を無利息・20 年賦とするものである。これは三谷家の工作によるものである。新借の残り 5000 両も他の高利借金返済の充てられたろう。

三谷家は、その後古借 1 万 9 千両を債権放棄するが、自らの債権放棄だけでは米沢藩の借金問題は解決せず、最大問題である高利借金の解消を優先した。さらに他の江戸金主への説得にも尽力したと推察した。

竹俣当綱、京へ上り金主への減債要請

その後、竹俣当綱は京へ上り諸金主との減債交渉をすすめた。

以上の多くの金主の減債協力によって、米沢藩は借金地獄から脱した。この 1774 年から 76 年頃の金主への減債工作が、第 1 期鷹山改革における財務改善面で最大の効果があった施策であった。三谷家の大規模かつ周到的な支援や工作なしには達成できなかった。

「漆・桑・楮百万本植立計画」スタートするも失敗

同じ時期 1775 年に「漆・桑・楮（三木）百万本植立計画」はスタートした。三谷家は翌年、同計画のため 1500 両融資にも応じた。しかし同計画は、藩収入を倍増しようとする壮大な目標は達成できず、結局は失敗に終わる。そして、1782 年、竹俣当綱の失脚によって鷹山改革第 1 期は終わる。

8) 改革第2期における減債要請と改革の失敗

改革第2期初の天明の大飢饉、再び膨らむ借金

改革第2期に入った1783年、天明の大飢饉が襲い、85、86年と凶作が続いた。83年には南山館（重定隠居所）焼失（再建費2万両）もあり、借金が再び積み上がった。増上寺の高利借金にも再び頼った。

この間、1785年に鷹山は隠居し、上杉治広が第10代藩主となった。鷹山は後見として藩政に関わった。

経済立直しと減債要請

藩財政は再び悪化し、1787年新藩主初入部の年、経済立直し大評議が開かれた。金主に対し大幅な減債（古借の無利息35年賦化、新借の3%35年賦化）を求め、以後新借はせず、経費は収入の半分、第1期で手がけた事業からは撤退というものだった。

1790年、第2期改革の失敗と残る多くの借金

結局1790年、第2期改革は失敗に終わった。その後、家臣へ改革の意見を求めた際に公開した「会計御一円帳」によれば、減債要請が全金主へは徹底せず、一円帳に計上した元利返済対象借金の外にも11万両余の借金があるとしている。

第2期に入って、酒田・本間家は産物担保などでの短期貸付を活発化させていたが、長期貸付面では多くの金主が離反したこの頃、三谷家は3万両の新規融資に応じた。

9) 1791年以降；第3期改革を支援する金主たち

第3期改革の周到的スタートと、金主との関係改善と低利要請

鷹山が誘導するかたちで第1期改革の補佐役・荻戸善政が再勤し、第3期改革は始まった。彼の書き溜めていた構想「総紙」が政策のベースだった。第2期と同様、経費を収入の半分とした上で積極的殖産興業により、16年後に借金を返済し、財政再生を目指す計画だった。

一方で荻戸善政は、上記の再生計画を示した上で金主と関係修復と金利低減に注力した。1791年には越後・渡辺家、94年には酒田・本間家を訪問している。

4大金主、とりわけ本間家の支援が第3期改革を成功へ

4大金主は、次のように支援した。

三輪家は、1791年に早速、年利8%の勸農金融資2000両に応じている。

三谷家は、1793年に新借3万両の8%へ、98年には4%への利下げに応じている。これには荻戸善政の懇願によるところが大きかった。

渡辺家は、1794年の金利8%勸農金融資2000両から始まり、主として勸農金目的とする融資を継続している。特に、1802年からは、本間家提案の本格的勸農金融資2500両の半分（金利4%・期限18年を貸付け、米沢藩が8%で農民へ融資し、利ざや4%分を米沢藩の勸農金原資とするもの）に応じた。満期後もさらに継続している。

本間家は、第3期改革の始まりの時期の米沢藩のまさに「メインバンク」であった。第2期より産物担保などの短期貸付を活発化し第3期も続いたが、1793年より頻繁に長期貸付に応じた。

長期貸付の始まりは、江戸参府金3500両の10年貸付だった。金利は8%であったが、荻戸善政の懇願で、4%分は「四民撫育の元金」として献納した。以後、図表3・13に示すように、多くの長期借金に応じている。多くは4%献納

の金利8%である。

第3期改革の成功要因の1つとして、この本間家の臨時出費時の低利での用立てによるところが大きい。

10) 1723年；第3期改革「寛三の改革」の達成と残された負債

第3期改革は、16ヵ年での達成目標の倍ほどを要して1723年、鷹山死去の翌年に達成した。未償還の古借を一部残し無借金となり、軍用金5000両を蓄えるまでになった。そして全村が税金完納となった。

米沢藩経済の発展が財政復興をけん引した。とりわけ、桑・養蚕をベースに生糸生産そして米沢織が発展した。家臣もその発展を担った。

しかし、完全な財政再生ではなかった。その時、藩主・斉定は藩士1/2借上げの廃止を臨んだが、重臣の反対で1/4借上げに止め、幕末まで続いた。

また、その後の1832年においても、かつての減債協力への見返りとして与えた75金主への碌支給が残っており、これも幕末まで続いた。

2 3期にわたる鷹山改革の総括

上記をさらに要約すれば；

・1767年に始まる鷹山改革第1期は、73年まで借金は20万両超まで増え続けたが、七家騒動後に実権を掌握した竹俣当綱の強力な減債策と三谷家などの支援で借金が劇的に減少し「借金地獄」を脱した。しかし同時に始動した経済再生計画は結局停滞した。

・竹俣失脚後の第2期は、天明の大飢饉が襲い再び借金が増えた。1767年、第1期の積極策を止め収入の半分の出費で、新規借金に頼らないとし、再び金主に減債を要請した。この改革もうまく行かず、減債要請も徹底せず、多大な借金が残った。このような中、三谷家は3万両の新借に応じた。

・荏戸善政の再勤でスタートした第3期改革は、荏戸の周到な再建策の実行と金主への支援要請をすすめた。主要金主とりわけ本間家は、低利で借金や勸農金融資に応じた。養蚕・米沢織が発展し、計画の2倍の期間を要したが財政再建は達成された。

2) 各期の総括

鷹山の3期にわたる藩政改革の各期の政策の特徴は次のように整理できる。

<各期の政策と目標>

	藩政改革政策	財政政策	財政再生の目標
第1期	積極的 拡大政策	藩収倍増＋債務軽減	「漆・桑・楮百万本植立計画」 により10年後の藩収倍増
第2期	消極的 縮小均衡政策	支出半減＋債務軽減	支出半減での財政黒字化の 達成
第3期	消極的 拡大均衡政策	支出半減＋殖産興業 ＋低利化	支出半減のもと殖産興業し つつ16ヵ年での借金返済

なお債務削減には、借金返済の他、金主への減債（債権放棄及び低利化・永年化）要請も含む。

財政施策の4分野

3期で採った財政健全化のための財政施策は、次の4分野に大別できる。

<財政施策の4分野>

施策分野	主な施策内容
支出削減策	人件費削減、儉約など
増収策	農業増産、殖産興業など
ファイナンス策	金主との関係維持、短・長期借入、減債要請など
備荒貯蓄策	備籾などによる凶作被害の最小化

一般論なら、支出削減策として家臣削減が考えられるが、削封の際に家臣削減をしてこなかった米沢藩では採れない策だろう。そこで、人件費削減＝家臣借上げ（実質減給）をあげた。また増収策では、増税も思い浮かぶが、すでに苛酷なまでの税率に達していただろうからこれも限界だったろう。ただし、一時的な農民に対する課金や、家臣からの献金はしばしばなされた（以下ではふれない）。

備荒貯蓄策を財政施策の1つとしたのは、藩政の最大リスクである大凶作（大飢饉など）に対する備え（セーフティ・ネット）は必須とする鷹山の考えに従った。

3期にわたる鷹山改革を、採った基本政策と上記4タイプ施策、その実現のための促進・阻害要因面から再整理する。

1) 第1期改革（1767～82年）の総括

(1) 積極的拡大政策；藩収入倍増と債務削減

竹俣当綱を執行者とし、基本政策は、藩収入倍増と負債軽減による財政再建を目指す積極的拡大政策であった。

重臣の抵抗「七家騒動」を経て、鷹山藩主就任7年後の1775年、「漆・桑・楮百万本植立計画」を実行に移した。その実現により10年後には藩収の倍増を目指した。一方で、利息の返済すらできない20万両を超える借金の削減が必須であり、竹俣当綱の必死の説得により、三谷家をはじめ多くの金主は、捨金（債権放棄）や低利融資で応じた。

(2) 財政施策

以下に代表的な施策を列举する。

①支出削減策

- ・鷹山藩主就任前からの藩士よりの1/2借上げ（実質減給）を継続
- ・1767年、大儉約令

②増収策

- ・1774年、「漆・桑・楮百万本植立計画」に着手
- ・国産愛用
- ・織物技術を越後より導入

③ファイナンス策

- ・1767年、三谷家との関係修復より着手
- ・1774～6年、金主・三谷家は、「漆・桑・楮百万本植立計画」に一部資金提供すると同時に、債権放棄の他、低利1万1千両を融資し高利借金の軽減に助力。その他多くの金主も負債軽減（債権放棄、低利化、永年化）に応じた

④備荒貯穀

- ・1774年より備籾倉設置（第2期天明の大飢饉の際に効力）

（3）促進・阻害要因

①促進要因

- ・上杉鷹山が率先垂範
- ・竹俣当綱のリーダーシップ

②阻害要因

- ・長期間にわたる重臣たちの改革への抵抗（七家騒動）
- ・藩特産の漆・蠟が西方の櫨・蠟に対し劣勢
- ・期初に手伝い普請や凶作が続いた

(4) 成否

期初の「借金地獄」状態から脱したことが大きな成果であった。「百万本植立計画」は、漆蠟が高品質・廉価な樫蠟の進出で劣勢となったことや実行段階の不備もあり頓挫し、当綱の失脚で第1期改革は終わった。

2) 第2期改革(1783~90年)の総括

(1) 消極的縮小均衡政策；債務軽減と支出半減

期初の天明の大飢饉など経て、藩財政は再び悪化した。1787年の「経済立直し大評定」を経て、金主に対して借金の大幅な無・低利化及び永年賦化を求めた上で、第1期の殖産興業など積極策は断念し、支出半減により借金早期返済を目指すものだった。

(2) 財政施策

以下に代表的な施策を列举する。

①支出削減策

- ・藩士よりの1/2借上げ(実質減給)は継続
- ・第1期殖産興業施策は断念

②増収策

- ・横麻織物技術

③ファイナンス策

- ・1786年、主要金主に対する知行・扶持米を増禄し、当年の元利支払いの停止と翌年の負債軽減を示唆
- ・1777年、金主に対し古借の無利息・35年賦化、新借の金利3%への低利化・35年賦化を要請

④備荒貯蓄

- ・天明の大飢饉後1784年より備荒貯蓄20ヵ年計画開始

(3) 促進・阻害要因

①促進要因

- ・特になし

②阻害要因

- ・期初に天明の大飢饉、南山館焼失
- ・負債軽減要請後の金主離反

(4) 成否

拙速な支出半減策は即座に破綻し、執行役・志賀祐親は辞意、1787年の「経
済立直し大評定」後3年目で第2期改革も挫折した。

3) 第3期改革(1791~1822年)の総括

(1) 消極的拡大均衡政策；支出半減(借金返済)と殖産興業

第1期に竹俣当綱を補佐した莅戸善政を執行者とし、第2期の債務軽減をベ
ースに、支出半減下でも経済成長(農業復興と殖産興業)により借金解消(古
借を除く)を16ヵ年で達成しようとするものだった。

(2) 財政施策

以下に代表的な施策を示す。

①支出削減策

- ・藩士よりの1/2借上げ(実質減給)は継続
- ・1791年、支出半減令の徹底

②増収策

- ・樹人建議による農村人口増、農業復興
- ・灌漑事業(黒井堰、飯豊穴堰)による収量安定化、農地拡大

- ・国産愛用令
- ・樹畜建議による特産物の見直し開発
- ・養蚕・絹織物業の発展

③ファイナンス策

- ・金主との関係修復
- ・三谷家の第2期末の3万両融資とその後の利下げ
- ・本間家の長期資金の低利融資
- ・渡辺家を主とする勸農金融資

④備荒貯穀

- ・第2期の備荒貯蓄20ヵ年計画の継続（1833年天保の大飢饉で効力）

（3）促進・阻害要因

①促進要因

- ・期初に周到な準備でスタート
- ・期初に凶作や手伝い普請が少なかった
- ・金主は低利化や勸農金融資などでの協力

②マイナス面

- ・臨時出費が多く16ヵ年計画に遅れ

（4）成否

金主との関係修復を果たし、農業は復興し、養蚕・絹織物が発展した。16ヵ年で古借を除く借金返済を目指す計画は、2倍を要したが33年で達成した。

3 鷹山藩政改革の成功要因

第1期改革での借金地獄からの脱出、第2期改革の挫折を経て、第3期改革は、計画より倍の年数を要したが目標を達成した点で成功と言えるが、その要因を特に第3期の出来事を中心に考察し本章を終える。

1) 第1期、第2期の失敗を教訓とした周到な改革推進

大きな成功要因は、周到な準備と体制のもと第3期改革がスタートしたことである。第1、2期の失敗が教訓となっている。

(1) 上杉鷹山の指導性

鷹山は、第1期改革での七家騒動を大きな教訓にしたと思える。つまり、七家騒動が起こるまでの第1期改革の最初の7年間は、重臣層の強い抵抗があったことだった。このことから、藩一体での問題解決意識の形成・共有を重視したのではないだろうか。それは、第3期改革の準備段階での鷹山の次の行動からうかがえる。

① 皆の意見を引き出す

藩改革に関する意見を広く家臣から求めている。

② 治広や重臣に考えさせ、決断させる

鷹山は自分の考えを独断で実行するのではなく、藩主・治広や重臣を立て、彼らに考えさせ決断させている。例えば、家臣から意見を求める際も治広に奉行・中條に具申させている。最も象徴的だったのは、中級武士である莅戸善政再勤までの手順である。上級武士である中條からの莅戸再勤提案を待ち、治広に上申させている。前述どおり、中條の莅戸推薦は後にこの件で藩からの表彰対象ともなった。

③第3期改革への決意表明（目標の明確化）

以上のように、鷹山が自ら直接指揮することは少ない。しかし、1791年1月29日に善政の再勤が決定した直後の2月1日、藩主・治広は不在だったが、善政を含む重臣の前で改革の基本方針を示した。改革スタートに当り、彼の強い期待を伝えたかったのだろう。その決意表明では、第2期の経費半減（借金返済）策を踏襲した上で、その完全徹底を求め将来の藩政の健全化を促した。

このように、第3期改革において鷹山はこれまでと違った指導性を発揮し、準備工作面で積極的に誘導した。藩主を退くことで米沢に常駐し、その後も藩主後見として改革を誘導した。

（2）荻戸善政による周到な準備と立上げ

執行役に荻戸善政という人材を得たことが大きい。

①隠居中の政策構想とその具体化

荻戸は第1期改革後の辞任後、政策構想を書き溜めていた。第3期改革の施策の原典となる「総糺」はその1つである。第1期改革の執行補佐役の経験とその後の構想で、第3期改革の構想がすでにできていたと思われる。就任直後に部下たちが100日余をかけて、この構想の実現を通して財政再建を成し遂げる「16ヵ年計画」を練り上げた。

②集団での合意形成

荻戸は、執行役に就任するや、奉行・中條、広居と、時には参加者を拡大して、ほとんど休日なしに合議を重ねた。独断ではなく、集団での問題共有・合意形成を重視したと思われる。それはその後の政策のスムーズな実行につながっただろう。特産品の選定手順でも、同様であった。

この菟戸のアプローチは、第1期改革での竹俣当綱の独断先行型と思えるアプローチの反省に立ち、自らが中級武士であることから来るものだったと思われる。

③徹底した財政緊縮と富国拡大策

経費削減は、それまで不可侵領域だった重宗の経費にも及んだ。

④金主との関係修復と信頼獲得

金主の協力なしに経済の積極策は推進できない。越後の渡辺家や酒田の本間家には直接出向き、関係修復と信頼関係を築いた。特に本間家当主・光丘とは深い信頼関係を結び、本間家は率先して米沢藩の要請に応えた。

一方で、三谷家への3万両借金の4%への利下げ交渉、本間家への最初の借金への利下げ要請などの過程に見られるように、菟戸善政は金主に対しては資金提供先の確保にとどまらず、その低利化に尽力した。これは第3期改革達成の大きな成功要因の1つである。

これも金主たちの菟戸に対する信頼が大きかったことの表れだろう。

(2) 組織の人心一新と人材登用

人材登用面も第3期改革成功の大きな成功要因だろう。

第3期での改革推進者に、黒井忠頼（六老）、丸山平六（治広側役）、神保綱忠（藩校・興讓館堤学）が挙げられるが、彼はいずれも中級武士である三手組の1つ五十騎組に属する。彼らは、第3期菟戸体制の要職を占める。丸山は1789年に7ヶ条の言上（前述）を行っており、1791年1月、菟戸再勤前に大目付に抜擢され、菟戸を補佐した。黒井は黒井堰や飯豊穴堰の開発に尽力した。神保は堤学のまま御政治掛、町奉行次席、後に六老となった。

第3期改革早々、賄賂や不正など「不清潔」役職者の粛清や世襲代官の廃止など行い、優秀な人材、上記3名のように中級武士を積極的に登用し、人心一新をすすめた。

上記の第3期の精巧な計画、迅速な実行、そして実行組織の人心一新によって、農業人口増、田地面積増による農業復興へと米沢藩の経済基盤は健全化した。

2) 養蚕・織物業への集中

第3期改革を特徴づけるのは、養蚕業と織物業の発展による成功である。蚕種の自前化、絹織物の米沢ブランド化により有数の絹織物産地とした官民の努力だろう。

(1) 緻密な絞り込み

荏戸は「樹畜建議」で4部門53種の特産物の有望性を点検し、重臣や関係者が意見を出し、養蚕・織物を絞り込んだ。第1期で挫折した「三木(漆・桑・楮)植立計画」での樹木算定や実行面での反省に立ったと思われる。

隣国の伊達・信夫地方(米沢藩30万石時代の領地)が有力な蚕種産地であったことも幸いした。

(2) 第1期での織物技術の導入

第1期に越後より導入した織物技術が定着していたことも礎となった。繊維問屋や下級武士などが領外より新たな織物技術を持ち込み、米沢織を発展させた。

(3) 生産・流通機構の構築

米沢藩も御国産所も国産品の品質維持や生産体制整備、江戸などへの流通機構の整備・構築につとめた。

(4) 鷹山の率先と家臣の協力

鷹山自身も仕切料の一部を国産所の運営資金へ拠出したり、屋敷内ではお豊の方が女中などに養蚕や絹織物をやらせた。中・下級武士以下の家中も養蚕や織物に携わり生産者として支えた。

3) 金主への信義と金主の協力

江戸時代での大名貸しは、米などの産物を担保とする借金から始まり、参勤交代や手伝い普請の出費過多による赤字補填の借金として拡大した。貸し手である金主側は、大名側の元利支払い遅延や軽減要請、最悪の場合債務放棄（お断り、モラトリアム）リスクをにらみながら、高金利と商権を条件に貸し付けるものだった。高金利返済金で元本が回収できれば先ずは良しとするものだった。金主側も互いに借り手である大名の情報交換もしたとされる。一方で、大名側も将来の急な手伝い普請の用立ても期待し、商権の他に俸禄を与えるなどした。

鷹山時代以前の米沢藩と金主の関係は、まさに上記のようだった。

(1) 第1期の金主の減債協力による「借金地獄」からの脱出

借金返済額が利息分にも満たない鷹山改革第1期初期の「借金地獄」から脱出できたのは、三谷家を中心とする江戸の金主の債権放棄や低利新借による高利借金減債によってであった。竹俣の強力な要請もあっただろうが、借金地獄からの脱出なくして米沢藩の再生がなく、結果それが金主のとっても良いこととして三谷家を中心に江戸の主要金主が協力したと、本書は推察した。竹俣の再生計画に期待してことであつたらう。また、債権放棄しても金主たちは貸金元本は回収していたはずである。

(2) 第3期での再生向けての金主支援

第3期改革にあたっての鷹山の金主に対する考えは、再掲すると、「大名たるもの農商等に信義を失っては教え率いることはできない、十分にこそならずとも相当の元利を、何を止めても必ず約束どおり支払わなければならない」というものだった。荏戸善政は、この考えをベースに「16年の組立」を推進しながら、金主との関係改善・融資獲得に臨んだ。

金主たちは、低利で、臨時出費への融資ばかりでなく勸農金など新分野の融資にも応じ、米沢藩の再生促進にも本来的金融機関として協力した。鷹山や荏戸善政への金主らの信頼がベースにあったことは確かである。

4) 家臣の協力

(1) 1/2借上げで協力

鷹山改革は藩士の1/2借上げ(実質減給)が継続し、大きな資金的基盤だったことは何度も触れた。この藩士の協力・犠牲が大きな成功要因である。

(2) 生産者としての参加

さらに武士階級が米沢藩経済に生産者として参加したことも大きい成功要因だろう。

1つは、手余地解消に武士の次・三男などが農業従事したことである。2つは、上述のように、養蚕・機織りに中・下級武士の妻女が働き手として重要な役割を果たした。また、落ち込んだ町民人口が回復しなかったのは、武士が織物の流通面などで町人の肩代わりしたと思われる(前述)。

5) 第3期初期に手伝い普請、大凶作が少なかった幸運

第1、2期においては、期初に手伝い普請や凶作、火災などブレーキとなったが、第3期初は少なかったことは幸運だったと言える。以下のとおりである。

<各期初における手伝い普請、凶作・火災などの発生状況>

	第1期	第2期	第3期
1年目		冷害・大凶作（10.9万石）、南山館焼失（新築費2万両）	
2年目			
3年目	普請手伝い（江戸城西の丸）（1.6万両）	旱害	軍役（蝦夷地騒動・武器準備）
4年目	旱魃、渴水（5.4万石）	冷害（7万石）	
5年目	旱害（6.3万石）		
6年目	江戸桜田邸焼失・新築		
7年目	旱魃（8.2万石）		軍役（（岩船郡沿岸防備）
8年目			手伝い普請（江州山門諸堂社修理）（2.2万両）
9年目		—	

4 米沢藩の人口推移に見る鷹山改革の成果

本研究をとおしての大きな謎の1つは、1600年代後半に13万人強となった米沢藩人口が、財政窮乏化で1760年頃には10万人を割り込み、鷹山改革第3期に入ってはっきり増加に転じ、第3次改革末（鷹山死去）の1822年に11万人、幕末1865年には13万人弱までに回復したが、1600年代後半のピーク水準までに達しなかったことであった。

これまで述べてきたことを総括すれば、人口の質的な面では、1600年代後半と1800年代では様相が大きく異なることが分かる。

豊かになった農民、生産・流通にも従事する武士

1600年代は、120万石から30万石へ削封されたが家臣数を維持した米沢藩は、増収策として過激な新田開発を進め、15万石領地の実高は2倍近くとなり、人口も急増した。当初は農奴的地主手作経営（農奴抱えた大規模経営）が増税の過程で縮小・解体を余儀なくされ小農の分立となった。1600年代後半の人口ピーク時は、人口の男性比率が60%近くと間引きが横行する貧しい小農集団というイメージである。

一方、1800年代の農村は蚕利で潤い、人口の男性比率は50%に近く、農民は1600年代後半よりはるかに豊かなイメージである。明治11（1878）年、イギリスの旅行家イザベラ・バードが当地を訪れ称した「東洋のアルカディア」につながる。

武士の人口も、減給（借上げ）により農民より減少率が大きかったが、養蚕や織物の生産や流通にも関わり商人の肩代わりもしながら回復した（商人人口は、武士以上の減少率だったがほとんど回復しなかった）。

鷹山が死去した第3期改革終了時は、上記のような人口回復過程の途上だったが、零細多人口の1600年代後半よりは、少数人口ながら豊かな米沢藩へ転換してゆく様がイメージされる。それが上杉鷹山の本望であったろう。

第4章

米沢藩を支えた金主たち

前章までで、米沢藩の財政が困窮化し、上杉鷹山の藩政改革で再生する過程をたどりながら、資金繰り面でとりわけ金主たちにどう依存したかを見てきた。本章は視点を変えて、個々の金主の側から、その成り立ちや大名貸しの展開、そして米沢藩との取引関係の歴史などを整理する。本章だけ読んでも理解できるように、前章までと重複する記載も入れている。

個々の金主について述べる前に、第1、2節で次を観察する。

第1節（『上杉家御年譜』に見る主要金主たち）では、歴代藩主の『上杉家御年譜』に記載されている米沢藩と主要金主との金融取引や交際ぶりを観察する。先ず、時代とともに変わる取引・交際ぶりを示し、次に米沢藩が与えた俸禄の推移を示す。

第2節（「1832年75人金主リスト」から見る金主像）では、借金返済を終えても俸禄を与えていた金主75人は、米沢藩を支えた金主像の縮図であるとして、その観察をする。

そして第3節以降で、『上杉家御年賦』に登場する回数が圧倒的に多い、江戸の三谷家、越後の渡辺家と三輪家、酒田の本間家を米沢藩の4大金主として、各家の歴史や事業・大名貸しの展開などをふまえて米沢藩と金融取引などがどう展開したかを、前章までの記載を踏まえまとめる。特に渡辺家と本間家に関

しては、米沢藩との金融取引データなどが残っている。その分析結果も示す。
さらに最後に、米沢藩へ高利貸付をした徳川家菩提寺・増上寺も取り上げる。
米沢藩の金主としてその他多くの寺院が「1832年金主リスト」から確認される
が、増上寺は其中で最大であり、江戸時代金融の一翼を担った寺院金融の代
表でもあった。その歴史もたどってみる。

米沢藩の財政赤字に伴う資金繰りを支えたのは、本章で取り上げる金主だけ
でない。重税を課された農民、そして俸給借上げ（返済されず実質減給）に耐
えた家臣である。人口の減少度から見て、武士つまり家臣のほうが農民より困
窮度は大きかった。家臣は、1720年から幕末まで150年近く続いた俸給借上げ
（減給）に耐えた。このことを再認識した上で、金主の果たした役割を見てゆ
きたい。



第1節

『上杉家御年譜』に見る主要金主たち



『上杉家御年譜』は、上杉家歴代当主の誕生から死後までの年代譜で、初代
謙信から14代茂憲まで（鷹山の子・顕孝なども含む）を総称する。

前章までで、金主のこと以外についても、多くで史実をこの『上杉家御年譜』
から引用してきたが、ここでは金主に関する記載内容について観察・分析して
みる。

観察するのは、1725年三谷家が初めて碌を得る記載のある6代藩主宗徳公か
ら、1722年鷹山死去後までの11代藩主斉定公までである（米沢温故会発行、
第7～13巻）。なお鷹山の場合は『上杉家御年譜（治憲公）』が正式タイトル

だが、『同（鷹山公）』と本書では記している。

1 米沢藩と主要金主との取引・交際ぶりの分析

1) 『上杉家御年譜』の分析目的

『御年譜』には、藩にとって重要な事実がすべて記載されているわけではないので、体系的な理解には適さない面はあるが、大きな流れは分かるし、新たな発見もある。

なお引用に当たっては、分かりやすいように意識している。また現代漢字用語に変更している（例；真切→親切）。

(1) 『上杉家御年譜』と記述例

これまでも既に示したが、改めて年譜の記載例を示そう。鷹山が三谷三九郎父子と、三谷家からの2千両の火事見舞いを受け新築なった江戸藩邸で初めて会った際の記載は『御年譜（鷹山公）』の次である。

「安永3（1774）年5月7日 今般新館へ御着座に依て 三谷三九郎父子御前へ召出され造営の儀に付御懇の御意あり。三九郎へ綿20把 子善吉へ綿10把を賜う」

三谷家が初めて碌を賜った時が、『御年譜（宗徳公）』の次である。

「享保10（1725）年12月27日 三谷三九郎以前より御用相達、別して御用承を以て月俸15人扶持を賜う旨、執事庁所に於て伝命す」（この場合は、藩主は面会していない）

(2) 記載内容の分類

金主に関する記載内容は、米沢藩側が禄を与える、借金の用立てを頼むというビジネスライクなものから、表敬訪問のようなものまでである。そこで、記載

目的を次の7つの分類した。

目的	内容
1	米沢藩が金主に対し禄を与える、加減禄する
2	米沢藩が金主に対し借金や借金軽減の依頼ないし御礼
3	米沢藩が金主のお願いに応える(鷹山の書を贈るなど)
4	金主側の葬儀や相続に伴うこと(含む・与えた禄の相続)
5	米沢藩の藩主交代や祝儀・葬儀などに金主が挨拶するなど
6	表敬；米沢藩側が金主側を招く
7	表敬；金主側が米沢藩へ挨拶に参上する

2) 出現度の多い金主

御年譜に出現した回数(出現数)の多い順に金主を並べると以下のとおりである。なお、1つの記述内に複数金主を含む場合は、それぞれの金主ごとにカウントしている。なお、「1832年知行換算」は、「1832年金主リスト」での知行高、扶持高を1人扶持=知行5石で知行石高に換算したものである(算定方法は後述)。

< 4大金主の御年譜への出現数 >

順位	金主(1832年知行換算)	出現数
1	江戸・三谷家(825石)	63件
2	越後・渡辺家(665石)	61件
3	越後・三輪家(250石)	34件
4	酒田・本間家(200石)	25件

以上4家がとびぬけて多い。このことから、以上4家を米沢藩の4大金主とした。三輪家は、他の3家にくらべ史・資料で言及されることが少ないが、米沢藩との付き合いは深かったことが分かる。三輪家は、越後を拠点に江戸にも進

出しており、接見する機会が多かった。

渡辺家の場合は、鷹山隠居後には鷹山と治広への同時期の謁見がそれぞれの年譜に掲載されことが多い。それぞれを1件としている。

本間家が少ないのは、鷹山改革第3期以降に主に出現するためもある。

以上4家以外の金主の出現数は5件以下である。出現数2件以上の金主を地域別別に以下に示す。1832年石高換算俸禄も示した。金主ではないが、酒田の御用商人・尾関又兵衛が7件登場する。

＜4大金主以外の金主などの御年譜出現数＞

江戸	野挽甚兵衛（250石）5件、小川平八（100石）4件 水野三郎兵衛（50石）3件
日光	日光門主御家司・本間古作父子（なし）5件
酒田	（穀宿）尾関又兵衛（なし）7件、鑑屋総右衛門（3俵=3石）5件、西野長兵衛（3俵=3石）2件
最上	（穀宿）柴崎弥左衛門（5人扶持=25石）3件
福島	（穀宿）金沢弥五兵衛（10両=28.6石）2件

江戸・野挽家、小川家は多額な借金を放棄した（前述）。

日光門主御家司・本間古作父子は金主ではないが、米沢藩の金策に貢献したようだ（前述）。

酒田の穀宿（米の御用商人）尾関又兵衛は金主ではないが、米沢藩の御用商人として米沢藩産物を担保とする借金を本間家との米沢藩の間で仲介すると同時に、本間家とともに米沢藩と交渉する役割も担った（後述）。

同じく酒田の鑑屋総右衛門、西野長兵衛も穀商として借金に応じ、本間家とともに連携していた。

最上・柴崎弥左衛門と福島・金沢弥五兵衛は、ともに穀宿として借金にも応じたようだ。

3) 出現目的から見ると

(1) 出現目的別構成

出現件数上位4金主に野挽家(5件)を加えた5金主について、出現目的別構成は次のとおりである。区分けが難しい目的6、7は合計値で示す。

<主要5金主の出現目的別構成比>

目的	内容	件数	構成比
1	金主に対し禄を与える、加減禄する	23	11%
2	金主に対し用立てや借金軽減の依頼ないし御礼	39	21%
3	金主のお願いに応える(鷹山の書を贈るなど)	3	2%
4	金主側の葬儀や相続に伴うこと(含む禄相続)	25	13%
5	米沢藩の藩主交代や祝儀や葬儀などに伴うこと	25	13%
6	表敬; 米沢藩側が金主側を招く	73	39%
7	表敬; 金主側が米沢藩へ挨拶に参上する		
合 計		188	100%

5金主の御年譜への出現数は合計188件だが、金融取引と直接関連する目的1・2の比率は11%、21%計32%と約1/3と少なく、多くは目的3～7(冠婚葬祭や表敬)で計67%である。

目的1・2(金融関連)比率の推移

時期によって目的1・2(加元禄、用立て依頼・礼など)比率がどう変わるかを見てみよう

＜目的 1・2 の時期別構成比＞

時期	全体件数	目的 1・2 件数	目的 1・2 構成比
～1766 年（鷹山藩主就任以前）	10	10	100%
～1782 年（鷹山改革第 1 期）	27	11	41%
～1790 年（鷹山改革第 2 期）	55	18	33%
～1823 年（鷹山改革第 3 期）	96	23	24%
合 計	188	62	33%

目的 1・2 比率が時期が経つにつれ低下していることがはっきりしている。特に鷹山藩主就任以前は、本目的が 100%である。米沢藩が困窮を極めた時期だったので、米沢藩と金主の関係は、互いに表敬するようなことのない、極めてビジネスライクな関係だったのだろう。この時期、藩主が金主と会ったような記載は見当たらないことが、それを示している。しかし、前述したが、1754 年の手伝い普請の借金の際は、借金に応じなくなった三谷家に対して藩主・重宗が面会し借金を要請しているが、不首尾だったために『御年譜』に記載はない。

藩主が金主に会った記載が現れるのは鷹山時代となってからである。鷹山が金主と会った御年譜での初見は、鷹山が藩主となって 2 年目の 1769 年、米沢へ初入部した時の渡辺家との面会である（前述）。

（3）4 大金主別目的 1・2（金融関連）比率

4 大金主について、目的 1・2 比率を比較してみる。

＜ 4大金主の目的1・2比率＞

金主	全体 (件)	目的1	目的2	目的1・2	左構成比
三谷家	63	9	18	27	42%
渡辺家	61	6	13	19	30%
三輪家	34	3	4	7	21%
本間家	25	2	5	7	28%
合計	182	19	40	59	32%

渡辺家と三谷家は出現数ではほぼ同数だが、三谷家の目的1・2件数が多い。三谷家のほうが資金用立てなどの要請（目的2に含む）が多かった。

出現数が本間家を上回る三輪家だが、目的1・2件数は同数である。

（4）他史料にない記載も

各金主の目的1・2記載内容を個々にみると、他史・資料で知れる重要な事項の記載が無い場合が多いので、この年譜の記載事項だけで米沢藩の動静を判断できない。しかし、逆に他史・資料にはない史実も見られる。先で見た、野挽家や小川家が1774年に借金放棄したことは好例である。以下、上位4家についてあまり他の史・資料で知られていない史実を抜粋してみる。

＜三谷家＞

- ・1775年頃；1万9千両の借金放棄、新規1万1千両両の低利貸付けには言及がない。
- ・1790年；「11月神保綱忠をもってお頼み、三谷家早速承諾」とある。この頃三谷家の3万両の貸付があったが、先にこれがそのことの証左ではないかとした。
- ・1793年；竹俣厚綱を江戸へ出張させ、三谷家へ借財につき重き頼みをしたところ、異議なくお受けするとのことだった。これは、新借金3万両の金利を8%

へ引下げた件と思われる。

・1794年；三谷三九郎、手代兩人、島屋長兵衛、御国産物取りさばき親切につき御意、各綿10把、料理

・1795年；「三谷三九郎に先般御国産物捌き方御頼みの処、本材木町辰次郎宅へ米沢織物会所の掛札致す」とあるように、三谷家の織物など国産物販売支援ぶりがわかる。

・1798年；「三谷三九郎召出され、重き御用向御頼みの所了承」とある。これは、手伝い普請（江州山門諸講堂修理）に際してのものと思われる。

1806年；「この度三谷三九郎へ御借財の儀、重きお頼み」とある。

1814年；「三九郎御御座の間へ召出され、今度御用向御頼みの処、了承」とある。

<渡辺家>

・1789年；渡辺家は、鷹山と先年、「万一御手伝い普請仰蒙らせられ候は、金子3千両御借上げ」の約束をしたが、渡辺家の「その分蓄えおく旨」を聴き鷹山は「御懇の御意」。このように、第2期改革の減債要請で金主が離散する中、渡辺家は支援の用意をしていた。

・1818年；「渡辺三左衛門、享和年中（1801～03）勸農金御借上げ仰せられ。右金子既に御返済切に相成り、右勸農の儀組立の通り成就すといえども、郷中一円御借付には引き立てざるに付、なお一応最初の振合いを以て御借上げ仰せ付けらるる処、早速御請け申し上げるに付、御謝詞として御刀1腰（備前国宗作）を賜う」は、18年満期の勸農金を延長した際の記述である。

<三輪家>

・1772年；「越後与板・三輪家、累年財用調達の事御頼の処、今般も又調達出精」と、鷹山藩主就任初期に用立てたことが示される。

<本間家>

- ・1772年；「酒田・本間小作（名は間違いだらう）累年財用調達の事御頼の処、今般も又調達出精するに付 御謝詞として御預所土肥左衛門派遣 綿15葉 塩雁2羽、脇差1腰賜う」も鷹山藩主就任初期に用立てたことを示す。
- ・1793年；「本間信四郎、穀宿尾関又兵衛、鑑屋総右衛門、西野長兵衛この度当地へ参着に付 表御座の間に召し出され 各進件献物差あり 御徒番所にて料理」は、酒田の本間家名代と3人の御用商人が米沢へ招かれた際のもの
- ・1797年；「本間正五郎へ先だつて月俸を賜るお御礼として、名代本間久三郎を以て種々献上の処、兩人召出され 料理 綿10把」は初俸給の際のもの

2 主要金主への俸禄史

『上杉家御年譜』での米沢藩が主要金主へ与えた俸禄の記録から、禄高とともにその理由などをたどることができる。6代藩主吉憲以降の俸禄史を、金主別に示したのが図表4・1である。4大金主の外に、野挽家と小川家を示している。表の最後に、1832年に与えていた禄高（「1832年金主リスト」の禄高）を示している。三谷家は当主と手代別に、渡辺家・本間家は本家と分家の別に示した。俸禄は知行取（石高）と扶持取の場合からなる。共通尺度の目安として1人扶持＝知行5石（後述する幕府の幕臣家禄より）として、知行石高に換算した合計値をカッコ内に合わせ示した。「?年」は、『御年譜』の文面よりその禄が与えられたことは分かるが、与えた年が不明の場合である。

1) 主要金主の禄高推移

主要6金主の最初、最大時、1832年の禄高（知行石高換算）は以下のとおりである。

図表4・1 主要金主への俸禄史（1725年～）

年	三谷家	渡辺家	三輪家	本間家	野挽家	小川家
< 6代藩主吉憲(1722～34年), 7代房宗時代(1734～46年), 8代重宗時代(1746～67年) >						
1725	15人扶持(75石)					
1734	25人扶持(125石)					
?	40人扶持(200石)					
1749	50人扶持(250石)					
1751	50人扶持+250石 +手代2名X10人扶持(600石)					
1753		(分家)10人扶持(50石)	15人扶持(75石)			
1757					15人扶持(75石)	
1758		(分家)15人扶持(75石)				
1763		(本家)190石+(分家)120石 (310石)			150石+10人扶持 (200石)	
< 9代藩主鷹山以降(1767～1823年) >						
1769		(本家)250石(分家)140石 +5人扶持(415石) 勘定頭格を拝命				
1774			30人扶持(150石)		250石+20人扶持 (350石)	
1776	250石+手代2名X10人扶持 (350石)					
1780						100石
1781	350石+手代2名X20人扶持 (550石)					
1786	750石+手代2名X25人扶持 (1000石)	400石+200石(600石)	55人扶持(275石)			
1789		400石+200石+15人扶持 (675石)				
1797				30人扶持(150石)		
1800	700石+手代25人扶持(825石)					
1814		400石+140石+15人扶持 (615石)				
< 借金返済を終えた1832年に与えていた禄(幕末まで) >						
1832	700石+手代25人扶持 (825石)	400石+140石+15人扶持 (615石)	50人扶持(250石)			
			30人扶持+10人扶持(200石)			
			250石			
					100石	

(注2) カッコ内は、1人扶持＝知行5石としての知行石高換算値
 (出所) 『上杉家御年譜』(7代宗房公～11代齊定公)、小村式編『近世関川郷史料2』

金主	最初		最大時		1832年	最大時比
三谷家	1725年	75石	1786年	1000石	825石	-175石
渡辺家	1753年	50石	1789年	675石	615石	-60石
三輪家	1753年	75石	1786年	275石	250石	-25石
本間家	1797年	150石	?年	200石	200石	不変
野挽家	1757年	75石	1774年	350石	250石	-100石
小川家	1780年	100石		100石	100石	不変
合計				2600石	2240石	-360石

・禄高や期間から見ても、三谷家、渡辺家が米沢藩にとってとりわけ重要な金主であったと分かる。

・1832年禄高は、6金主中4金主が最大時より減っている。米沢藩も機があれば俸禄を下げようとしていたことが分かる。6金主合計では、1832年禄高は最大時より14%減である。1332年禄高は最大時にかなり近いので、「1832年金主リスト」は、最大時の金主像に近いとして次節で分析をすすめる。

2) 野挽家と小川家の俸禄史

4大金主については次節以降で個別に詳しく述べるが、野挽家と小川家はその機会がないのでここで俸禄の経緯を見ておく。

(1) 江戸・野挽家の俸禄史

漆蠟の販売権を得て、森平右衛門を支援

野挽家は、1752、3年、三谷家が持っていた漆蠟販売権を得て米沢藩との取引が深まった。当然、米沢藩への借金に積極的に応ずることが商権獲得の条件だっただろう。

1754年の手伝い普請への借金には応じなかったが、その後の借金には応じた。1757年には15人扶持を得ている。8代藩主重宗の『御年譜』から分かるのはこれだけだが、次に示す鷹山の『御年賦』から、8代重宗時代には次であった

ことが分かる。

- ・ 150 石 + 10 人扶持を賜った
- ・ 2 万 8 千両余の借金に応じただろう。つまり重宗時代の最大金主であった

野挽家は、竹俣当綱が 1763 年に誅殺することになる森平右衛門の政治を積極的に支援した。野挽家が漆蠟の販売権を奪取した 1752、3 年頃は、森は藩主・重宗の御小姓（30 石）だったので、この件には関与しなかったと思われる。森は 55 年御側役（60 石）、57 年御小姓頭（今でいう社長室長）（200 石）、この年野挽家 15 人扶持、60 年には郡代所頭取を兼帯（350 石）し専権を振るった。横山編『上杉鷹山のすべて』（p. 196）によれば、森は「郡奉行を設け大庄屋を置くなど郷村支配の再編や、江戸の豪商野挽甚兵衛と結ぶなど積極的な政策を進めたが一方では一族を重職につかせ、私腹をこやし私邸で豪華な生活を行う等専権甚だしかった。また人別銭等の重税もあり領民にも怨まれた。」

こうして野挽家は最大金主となったが、1763 年森誅殺後、米沢藩より次第に遠ざけられるようになっただろう。さらに、森を誅殺した竹俣当綱が 1765 年に奉行となり、鷹山が藩主となった 67 年には、漆蠟の販売権を三谷家へ戻したので、野挽家は新規貸付に応ずるインセンティブが失せただろう。

1774 年の 2 万 8 千両捨金（債権放棄）から分かること

鷹山が藩主になって 7 年目の『御年譜（鷹山公）』1774 年 12 月 24 日の次の記載は重要な情報を多く含んでいる。前章でも引用したが改めて示す。

「江府（江戸）の町人野挽甚兵衛、年来御用相い勤め、その上金高 2 万 8 千両余の返済を申請せざる段申し出るに付、厚志を感じられ（鷹山の）御前へ召され、甚兵衛へ加禄 100 石総計 250 石、嫡子甚蔵へ加扶持 10 人扶持総計 20 人扶持これを賜う。」

大きな疑問は、前章でも示したように、貸金 2 万 8 千両を利下げや永年化ではなく、いきなり債権放棄したことである。竹俣当綱の強い要請によるだけでは考えにくい。前章では、三谷家の働きかけがあったのではないかとし

た。

この結果、重宗時代に得ただろう俸禄 150 石+10 人扶持（知行換算 200 石）が加禄され、250 石+20 人扶持（知行換算 350 石）となった。

2 万 8 千両の放棄は、75 年は 1 万 2 千両にとどまり、その後全額放棄された（前章）。

第 2 期の減債要請への対応

野挽家に対する 1787 年の鷹山改革第 2 期の減債要請は、1776 年以降の新借 578 両の 3 %35 年賦化だった。1774 年の多額な減債の後には、ほとんど新借には応じなかったと思われる。

1832 年での俸禄は、最大時（350 石）より減碌され 250 石である。

（2）江戸・小川家の俸禄史

第 1 期の減債協力

江戸・小川家に関する情報は少ないが、米沢藩の借金史を語る上では重要である。10 代治広『御年譜』1791 年 8 月に、次があるからである。

「江戸に於いて、御用聞き小川平八継ぎ目（相続）に付、碌 100 石を故（もと）の如くこれを賜う。平八の親の代までに借金追々あい積り 1 万 800 両の所、安永 3（1774）年中親切の志を以て捨切りに致し候、御謝答として安永 9（1780）中よりこれを賜う」

つまり、1774 年に積もった借金 1 万 800 両を捨金（債権放棄）してくれたので、1780 年より米沢藩は小川家へ知行 100 石を与えた。それを 1791 年の相続の際、旧来通りとした。しかし、実際の捨金は 9 千両だった。

野挽家同様、重宗藩主時代に特権を得て金主となったと思われるが、その時期に俸禄を得たとする史料はない。

謎は、上記の野挽家と同様、1774 年にいきなり捨金とした点である。前も指摘したが、小川家が捨金により碌を得たのが上記のように 8 年後だから、碌が

動機とは思えない。野挽家と同じく三谷家の働きかけによるとすると納得ができる。

1787年減債要請への対応

1787年、改革第2期の減債要求の際、小川家は古借1800両の無利子30年賦化、新借4500両の3%35年賦化に応じた。このことから、1774年の債権放棄を9000両とした。その後も4500両の借金に応じたことが分かる。

1832年の俸給は100石なので、第2期の減債の際は加禄はなかった。

3) 金主への俸禄の性質の変化

以上の主要金主への俸禄の歴史を見ると、俸禄を与える目的は、当初の頃は多額の借金に応じてくれた礼と今後の用立て(手伝い普請への協力も含む)を求めるものだった。

その後、1774年に野挽家、小川家が債権放棄したことに対し加禄されたことや、1786年に三谷家、渡辺家、三輪家に対し翌年からの借金の無・低利化、永年化(期間延長)への見返りとして加禄されたことに代表されるように、俸禄は減債協力への見返りとしてだった。

ただし、1774、5年頃に大規模な減債が実現するが、加禄は74年の野挽家、三輪家のみである。とりわけ大きな貢献をした三谷家には何の加禄もないのは前述した。1万8百両(実際は9千両)を捨金とした小川家へは遅れて1780年である。

その結果、図表4・1下段に示すように、借金をほぼ完済した1832年にも、金主に対する俸禄は続いていた(幕末まで続いた)。先述のとおり、1832年時点の禄高は、最大時禄高にかなり近い。このことから、次に分析する「1832年リストの金主75人」は、1774、5年頃の債権放棄・軽減に応じ禄を得た金主や、1787年頃の債権軽減に応じ禄を得た金主が多く含まれ、米沢藩を支えた金主の全体像をかなり表していると考えられる。

第2節

「1832年75人金主リスト」に見る金主像

上で「1832年金主リスト」が米沢藩を支えた金主像をかなり示すとして、その分析をする。以下が、1832年の領外金主75人金主¹の詳細である。江戸、上方、米沢近隣の地域別に、さらに知行取、扶持米取、金・銀・銭支給の俸給3タイプ別に、金主名と俸禄を示している。俸禄の大小比較の目安として、扶持米取と金・銀・銭支給の場合は知行取の石高（知行換算石高）も合わせ示した（換算方法は後述）。

下線を入れた金主は、これまで示した主要金主である。商人ばかりでなく、16寺院が含まれる。

<1832年金主リスト>

江戸の金主（38人）

知行取 (7人)	<u>三谷三九郎</u> (700石), <u>野挽甚兵衛</u> (250石), 本間相模守(100石), <u>小川平八</u> (100石), 水野三郎右衛門(50石), 薪屋茂兵衛(5石), 高須屋甚兵衛(5石)
扶持米 取 (11人)	<u>三谷手代</u> (25人扶持=75石), 石井栄庵(10表=10石), 小川喜兵衛(5人扶持=25石), 難波屋平右衛門(2人扶持=10石), 伊勢屋久左衛門(5石6斗余=11石), 金智山宝蔵寺(2人扶持=10石), 深山伊兵衛(30人扶持=150石), 野村儀右衛門(5人扶持=25石), 堤弥三郎(5人扶持25石), 山本長兵衛(5人扶持=50石), 屋根屋七兵衛(2人扶持=10石), 宝蔵院閑居(3人扶持=15石), 鳥羽屋弥七(2人

¹ 改めて出所を示すと、小村弉編『近世関川郷史料2』第5表より。原出典は片桐忠成著『三撰一覽』（市立米沢図書館蔵）

	扶持=10石), 荒井金三郎(3俵=3石), 上州屋半兵衛(14俵=14石), 大雄山興福寺(10俵半=10.5石), 鍵屋甚右衛門(3俵=3石), 妙光山延寿院(7俵=7石), 上野御宿坊福聚院(50俵=50石), <u>増上寺山内寮主</u> (200表=200石), 増上寺御宿坊浄蓮寺(15俵=15石)
金・銀・ 銭支給 (10人)	明斗屋利右衛門(銀3枚=12石)<千住御本陣(金100疋=0.7石), 千住問屋2人(金300疋=2.1石), 中田六右衛門(金300疋=2.1石), 長栄山本門寺(銀1枚=4石), 御宿坊理境院(3両=8.6石), 無量山伝通院(500疋=3.6石), 同会下(1両=2.9石), 禪河山東地寺(200疋=1.4石), 万年山春秋寺(銀1枚=4石)

上方の金主 (10人)

扶持米取	(京都) 小林次右衛門(4俵=4石)
金・銀・銭 支給 (9人)	(京都) 茨木近江助(7両2分=21.4石), 山中又玄(3両=8.6石), 野村豊五郎(3両=8.6石), 野村豊五郎(7両2分=21.4石), 寺田太兵衛(18両=51.4石) (大坂) 佐藤庄左衛門(54両=154.3石) (伊勢) 蔵田太夫(6両=17.1石), 一志太夫(銀3枚=12石) (奈良) 中村右衛門(20両25=60石) (宇治) 森本道賀(200両5分=580石)

米沢近隣の金主 (27人)

知行取 (7人)	(越後) <u>渡辺三左衛門</u> (450石), <u>渡辺儀左衛門</u> (140石), 喜多方伊助(32石)
扶持米取 (11人)	(越後) <u>渡辺儀右衛門</u> (15人扶持=75石), 問屋利左衛門(10俵=10石), 大山藤兵衛(20俵=20石), 塩野町遠見役2人(2人扶持=10石), <u>三輪権平</u> (50人扶持=250石) (酒田) <u>本間庄七郎</u> (30人扶持=150石), <u>本間仁四郎</u> (10人扶持=50石), 鑄屋惣右衛門(3俵=3石), 西野長右衛門(3俵=3石) (福嶋) 手塚十右衛門(2人扶持=10石) (最上) 柴崎倉之助(15人扶持75石), 戸田作兵衛(5人扶持=25石), 村岡六右

	衛門(18 俵=18 石), 鈴木十三郎(80 俵=80 石), 御陣屋御蔵守 1 人(6 俵=6 石) (屋代郷)平主計(3 人扶持=15 石), 黒田伴内(3 人扶持=15 石), 白石吉兵衛(3 俵=3 石), 五郎右衛門(3 俵=3 石)
金・銀・ 銭支給 (4 人)	(日光)実教院(銀 2 枚=0.7 石) (福嶋)金沢弥五兵衛(10 両=28.6 石) (屋代郷)吉祥山大聖寺(100 疋=0.7 石), 松翁山金蔵寺(100 疋=0.7 石)

(補足) 知行石高への換算方法

金主の禄高が知行石高、扶持米取、金・銀・銭と単位が違うので、知行石高に以下のように換算する。この換算値は幕府における家臣家禄²による。

①知行 100 石=20 人扶持 (1 人扶持=知行 5 石)

知行 100 石は、年貢率をおよそ 35%として、実米 35 石の実収である。米 1 俵を 0.35 石として、米 100 俵である。つまり、知行 1 石=米 1 俵となる。

一方、1 人扶持を米 5 俵として、20 人扶持が米 100 俵となり、上の知行 100 石と一致する。

したがって、20 人扶持=知行 100 石、つまり 1 人扶持=知行 5 石である。

②知行 100 石=金 35 両=銀 25.1 枚

第 1 章で示したと同じく、米 1 石=1 両とすれば、知行 100 石=米 35 石=金 35 両となる。

金 1 両=銀 60 匁、銀 1 枚=43 匁として、金 30 両=銀 25.1 枚となる。

1 75 金主の概要

本リストの集約を既に第 2 章図表 2・15 に示したが、それらから以下が分かる。

- ・全体では 75 人の豪商、豪農、寺院などからなり、江戸 38 人、その他領外

² 小川恭一『江戸の旗本辞典』p.306、北原進『江戸の高利貸』p.30 ともに 1 人扶持=知行 5 石

37人とはほぼ半々である。その他領外は広く分布し、京・大坂など上方、今の関西地方が計10人、次いで今の関東・東北地方の越後7人、最上6人、酒田4名、福島2名、日光1名、そして15万石削封時に分離された屋代郷6名である。

・知行取は、江戸、越後に限られる。江戸は、三谷家など7人、越後は渡辺本・分家など3人である。

・寺院が16院と21%を占め、日光1院、屋代郷2院以外は江戸13院が占める。江戸増上寺以外にも多くの寺院に借金していたことが分かる。江戸時代、寺院は余資機関として、増上寺などは幕府の庇護のもと大名貸しの一端を担っていたことは、後に述べる。

・三谷家は他に扶持取に手代1名を含む。渡辺家は本家と分家が知行取だが、扶持取にもう1つの分家を含む。本間家も本・分2家が扶持取である。増上寺も本院と宿坊が扶持取である。それぞれ別人として75人リストでは示されている。

2 金主に与えていた禄高（知行石高換算）

金主75人の知行石高換算俸給を集計すると、以下のとおりである。

俸給タイプ	金主数	知行換算石高
知行取	10人	1,829石
扶持米取	42人	1,598石
金銀銭支給	23人	1,006石
合計	75人	4,434石

つまり、米沢藩は知行4,434石の家臣1名抱えていたことに相当する。

1794年米沢藩で知行1,000石以上の家臣は8名で1人平均1,444石だから、この平均的な上士約3名の俸禄に相当する。年貢率35%、米1石=1両とすれ

ば、 $4,434 \times 0.35 = 1551$ 両の支出に相当する。また金利 10%とすれば借金 1 万 5 千両余の金利を支払っていたことに相当する（借上げは非考慮）。

第 3 章ですでにこの知行石高結果を引用し、合計値で見れば、金主の禄高が「米沢藩の借金額」にほぼ比例することが確認できた。つまり、知行換算禄高の分析により、各金主の応じた借金額がかなりイメージできる。

3 碌高ランキング

75 金主の知行石高換算俸給は、最大 750 石、最小 1 石未満、平均 59 石である。最大は三谷家であるが、手代は別金主としてである。

75 金主を石高換算の大きいほうから並べ石高を累積すると、上位 5 金主で総石高の 50%、11 金主で 70%、26 金主で 90%を占める。石高が米沢藩借金に比例すると考えると、総借金（領外金主のみ）の半分は 5 金主に寄っていたことになる。

だが、三谷家は手代を、渡辺家の本家、2 分家を、本間家は 2 家を、増上寺は宿坊・浄蓮院を合わせ 1 金主とみなして、知行換算石高をランキングすると図表 4・2 のようになる。

上位 4 金主で、52%を超える。

3 位に宇治・森本道賀、8 位に大坂・佐藤庄左衛門と上方商人が上位を占める。他資料では見かけない名である。結果、次に見るように上方金主のシェアは高い。1771 年金主リスト（図表 2・13）にあった大坂の鴻池家や堺屋家は、本リストにないので彼らは俸禄を求めず減債に応じたのだろう。このような鴻池。堺屋のような金主も加えれば、関西金主のシェアはさらに高かったことになる。

図表4・2 米沢藩の金主の知行換算石高ランキング
(1832年、上位10金主)

順位	所在	金主名	知行換算石高(実際の内訳)
1	江戸	三谷三九郎及び手代	825石(700石+25人扶持)
2	越後	渡辺本家・2分家	665石(590石+15人扶持)
3	宇治	森本道賀	580石(金203両)
4	越後	三輪権兵衛	250石(50人扶持)
4	江戸	野挽甚兵衛	250石
6	江戸	増上寺、宿坊浄蓮院	215石(215俵)
7	酒田	本間2家	200石(40人扶持)
8	大坂	佐藤庄左衛門	154石(金54両)
9	江戸	深山伊兵衛	150石(30人扶持)
10	江戸	小川平八	100石

(注) 三谷家は手代分、渡辺家は分家分、増上寺は支院を合算している

江戸・増上寺が第6位である。境内中の米沢藩利用の宿坊浄蓮寺(米15俵)と合わせ米計215俵(215石)である。前章でみたように1775年の三谷家低利新借で高金利借金の整理の応じた際に増上寺が俸禄を得た記載はないので、整理後残った借金と新たな借金に対する1787年の減債に応じた際の俸禄と思われる。

4 金主の地域分布

金主の人数ベースでの地域分布は先に見たが、知行換算石高ベースでは次のとおりである。まず、地域を江戸、上方、近隣の3つに分けて示す。

<75金主の地域分布>

地域	金主数	同左比率	うち寺院数	知行換算石高	同左比率
江戸	38	51%	13	2,009石	45%
上方	10	13%	0	930石	21%
近隣	27	36%	3	1,493石	34%
合計	75	100%	16	4,433石	100%

禄高が借金額に比例すると考えると、次となる。

江戸は、借金が少額の寺院数が多いので、借金額シェアは半数を割り 45% となるが、江戸が最大の借金の引受け先であった。

上方は、古来より重要な借金先にてあったが、上で見た大手金主がおり、借金シェアは2割をやや超える。酒田経由で大坂へ輸出した米などの産物を担保とする長期の借金がかなりあったからだろう。後の本間家の短期貸付分析では、酒田の御用商人尾関又兵衛が活発に上方へ米沢産物を販売しており、上方商人の代金支払を約束する為替手形を担保とする本間家の貸付がかなりある。

米沢藩近隣の借金シェアは 34% である。米沢藩近隣の地域を細分して金主分布を示すと、次の通りである。

<米沢藩近隣の金主たち>

地域	金主数	うち寺院	石高換算	金主名 (石高換算)
日光	1	1	8 石	実教院(8)
福島	2		39 石	手塚(10)、金沢(28)
越後	8		987 石	渡辺 3 家(665)、三輪(250)、喜多方(32)、問屋(10)、大山(20)、塩野町遠見番(10)
酒田	4		206 石	本間 2 家(200)、鑑屋(3)、西野(3)
最上	6		216 石	柴埵(75)、戸田(25)、村岡(18)、鈴木(80)、海野(12)、御陣屋御蔵守(6)
屋代郷	6	2	37 石	平(15)、黒田(15)、白石(3)、五郎右衛門(3)、吉祥寺大聖寺(1)、松翁山金蔵寺(1)
合計	27	3	1,493 石	

近隣では、越後の渡辺家、三輪家、酒田の本間家が抜きん出ているが、最上（現在の山形市周辺）にもやや大手の金主・柴崎倉之助（15人扶持=75石）が存在する。酒田の鑑屋惣右衛門（3俵=3石）、西野長右衛門（3俵=3石）も前出・尾崎又兵衛とともに御用商人である。近隣金主の多くは、穀宿（こくやど）と呼ばれる米沢藩の米などを扱う御用商人である。

5 寺院のウエイトと金融機能

16件を占める寺院について分析してみよう。

1) 寺院金融への依存度

寺院の全体に対する金主数比率、知行石高換算値構成比は次の通りである。

<寺院の構成比>

	金主数	同左構成比	知行換算石高	同左構成比
全体	75	100%	4,433石	100%
寺院	16	21%	354石	8%

寺院は、金主数構成比では21%を占めるが、知行石高換算俸給の構成比では8%と小さい。俸給が借金額に比例するとすれば、数の割に総借金額に占める寺院のウエイトは小さかったことになる。しかし、高金利だった寺院の借金は優先的に返済されただろう、それでも残った借金に対する減債への俸禄とすれば、実態はもっと多かっただろう。

事実、1775年の三谷家の1万1千両低利新借の6000両は増上寺の高利借金の返済に充てられたが、その経緯に詳しい『事修篇』には増上寺に碌を与えた記述は見当たらない。本リストの碌は、その後の最大時よりかなり少ない借金額に対するものだろう。増上寺以外の寺院の借金も同様だろう。

図表4・3 米沢藩より碌を得ていた寺院
(1832年、知行換算石高順)

地域	寺院名		碌	知行換算(石)	
江戸	増上寺	増上寺山内寮主	200俵	200	215
		増上寺御宿坊浄蓮院	15俵	15	
江戸	寛永寺	上野御宿坊福聚院	50俵	50	50
江戸	宝蔵院	金智山宝蔵院	23俵	23	38
		宝蔵院閑居	3人扶持	15	
江戸	池上本門寺	長檜山本門寺	銀1枚	4	13
		御宿坊理境院	3兩	9	
江戸	大雄山興福寺		10俵半	11	11
日光	実教院		銀2枚	8	8
江戸	妙光山延寿院		7俵	7	7
江戸	伝通院	無量山伝通院	500疋	4	6
		伝通院会下1人	1兩	3	
江戸	万年山春秋寺		銀1枚	4	4
江戸	禪河山東地寺		200疋	1	1
屋代郷	亀岡文殊	吉祥山大聖寺	100疋	1	1
屋代郷	松翁山金蔵院		100疋	1	1

2) 寺院ランキング

図表4・3は、米沢藩が1832年に碌を与えていた寺院すべてを示したものである。同じグループの寺院は合算している。知行換算石高のその大きい順に示している。

第1位は、前出図表4・1の全体では6位だった徳川家菩提寺・増上寺(本院と宿坊)である。碌は215俵、知行換算215石で、寺院全体354石の61%を占める。米沢藩が依存した寺院金融の中でとりわけ大きな存在だったことが確認される。

第2位は、上野御宿坊福聚院であるが、もう1つの江戸における徳川家菩提寺である寛永寺に属する。

第3位は、東京都台東区に現存する宝蔵院である。『上杉家御年譜』によると、米沢藩主がしばしば参詣しており、1798年6月には東岳院殿(8代重宗の院号)の百ヶ日には実子・10代治広が参詣するなど、上杉家の江戸における菩

提寺である。

それ以下には、池上本門寺、伝通院など江戸の寺院、そして日光、屋代郷2院である。

日光・実教院は、輪王寺の近くに現存する。『上杉家御年譜』によると、後に示したように、日光門主御家司・本間古作父子が米沢藩の金策に貢献したようだ。その結果かもしれない。

屋代郷の2院は現存するが、碌はごく少額である。吉祥山大聖寺は日本三文殊の1つ亀岡文殊である。

増上寺のようにいくつかの支院を有する大寺院が、支院とともに金主になるケースが多い。増上寺の場合は、藩担当宿坊（米沢藩の場合は浄蓮院）が借金窓口だったからである。宝蔵院、池上本門寺、伝通院も同様だったようだ。後に示すように、増上寺の場合、担当宿坊は単なる窓口ではなく、借金取立ての責任があった。支院も禄を得ていることから、本・支院が独立採算的な運営がなされていたと想像され、興味深い。

江戸時代の寺院金融の筆頭であった増上寺については、第6節で詳しく調べることとする。



第3節 江戸・三谷家と米沢藩



三谷（三九郎）家は、借金が増え家臣1/4借上げが恒常化した1721年頃から幕末まで長期間にわたり、米沢藩を多くの融資や商取引で応じた最大の金主である。それは上記の『上杉家御年譜』の登場数の多さや加禄・用立て比率の高さからも示される。

1 三谷家の歴史と事業展開

三谷家は、先祖は伊勢出身とされ、初めは木綿商いなどやっていたらしいが、明暦年間（1655～58年）頃からの本両替商（金銀両替のほか貸付け、手形振出し、預金などを扱う金融機関）で、大坂の鴻池家と並び称された³。

明治維新期に倒産したので、史料が少なく、事業内容などの全貌は分からないが、以下、諸資料から三谷家の歴史をたどってみる。

7 藩との商取引と大名貸し

両替商から商取引へと展開したようで、江戸時代中期以降、米沢、会津、秋田などの東北諸藩や九州などの7藩に限定して、諸藩の特産物の独占販売を担い、それに付随して大名貸しを行った。

会津藩が最大の貸出先だったろう

米沢藩以外で取引ぶりが分かるには会津藩である。会津藩との関係は古い、三谷家と会津藩との関係を示す史実を示そう⁴。

- ・両者のむすびつきの切っ掛けは、初代藩主保科正之の時代1668年に、会津から江戸屋敷へ運んだ当用金7830両余の中に17両の贋金が混じっていることを三谷家手代が見つけたことだった。三谷家創業後間もない頃である。
- ・1694年、三谷家が4500両の御用金を献上した。それまでも利息を安くするなどなにかと便宜をはかってくれたことに対し会津藩は30人扶持を与えた。
- ・1708年（宝永5年）、会津藩はすでに赤字体質に変わっていたが、富士山噴火に伴う被災地救援金として幕府は表高百石につき2両、23万石会津藩には

³ 『国史大辞典』（吉川弘文堂）、『日本史大辞典』（平凡社）などより

⁴ 中村彰彦『花ならば花咲かん』p.302。本書は会津藩改革を行った家老・田中玄宰についての小説だが、史実に基づいている部分より引用する

4600 両の抛出を求めた（15 万石米沢藩は 3000 両抛出したことになる）。三谷家はそのほとんどを用立てた。

・1719 年、会津藩下屋敷の建直しの際、1500 両を差出した。三谷家の米沢藩との取引が確認できるのは 1720 年以降だから、会津藩とはそれ以前に深く関わっていたことが分かる。

・1741 年、6000 両を用立てた。

・1776 年、封印金としていた品質最高の享保小判 2000 両を目下流通している 3300 両に替えてくれた。

・1784 年「天明の大飢饉」の際、三谷家は借金になかなか承知せず、再三の掛合いや膝詰談判でようやく 6000 両を調達した⁵。

会津藩の借金は、1709 年 6 万 5 千両近く、1753 年 36 万 5 千両近く⁶、そして 1972 年には 57 万両と財政窮乏に陥った（米沢藩と時期的に似た展開である）が、藩の天明・寛政（1781～1801 年）の改革では三谷家が言わば「メインバンク」と商社の役割を果たしたようだ。三谷家は、1784 年には知行 200 石を得、1800 年の会津藩への貸金は 10 万 8 千両に及んだ。米沢藩の最大借金額が 3 万両程度だったから、三谷家にとって会津藩が 7 藩中最大の取引先だったと思われる。

会津藩は強引な改革を行っている。1800 年には、5 ヶ年の借金返済を断り、三谷家からの借金 10 万 8 千両に対しては、少額の年賦償還 750 両（借金返済に 144 年を要する）で解決している⁷。これ以前になるが、三谷家は米沢藩からの 1790 年頃の 3 万両の新借について、93 年にその金利 8 % 化・15 年賦化、98 年に金利 4 % 化にに応じている。したがって 1800 年頃、三谷家の「大名貸し事業」は厳しい状況にあったことが分かる。

⁵ 『会津若松市史 6』 p. 9

⁶ 『会津若松市史 6』 p. 13

⁷ 堀江英一編『藩政研究の研究』 p. 106

手代への権限移譲と集団意思決定

7藩を5人の手代で管理し、かつ1つの藩を手代2名が担当した。彼らは相当な権限と地位が与えられていた。なぜなら、米沢藩の場合、三谷家への知行のほか手代に対しても扶持を与えているし、藩主が三谷家当主と会う多くの場合に手代が同席している。また鷹山改革第1期では、手代を国賓待遇で迎えている。

このような手代への権限移譲によって、三谷家は全国規模での大きな事業を展開したのだろう。

社員が取引先から碌を得るのは現代から見ればおかしいが、2名の手代が1藩を担当し、かつ当主、親類、手代の合議制をとることで統制していた。

幕府の勘定所御用達の頭取に

1788年、幕府の寛永の改革（松平定信主導、1987～93年）の際、10人の勘定所御用達の1人として選ばれ、その頭取を務め、三貨（金・銀・銭）の調節や公金の貸付けなどにあたった。1788年、御用金として6万両を用立てている。

明治維新期に破産

明治維新期には、商法会所の元締頭取となり太政官札の貸付けや流通に尽力した。また、陸軍省の官金も扱っていた。ところが、若年の当主に代わって商売を切り回していた手代が、官金を流用した水油の投機に失敗し、それが原因で1875（明治8）年破産した。

2 鷹山以前の三谷家と米沢藩

三谷家の米沢藩との取引を、先ず鷹山藩主就任以前から鷹山改革までを以下たどる。

なお、米沢藩が三谷家へ与えた礫は、図表 4・1 に示したが、抜粋したのが以下である。

年	藩主	俸禄（知行換算石高）	備考
1725 年	吉憲	15 人扶持（75 石）	
1734 年	宗房	25 人扶持（125 石）	
？		40 人扶持（200 石）	
1749 年	重宗	50 人扶持（250 石）	
1751 年	重宗	50 人扶持+250 石+手代 2 名×10 人扶持（600 石）	（注）
1776 年	鷹山	250 石+手代 2 名×10 人扶持（350 石）	相続
1781 年	鷹山	350 石+手代 2 名×20 人扶持（550 石）	
1786 年	治広	700 石+手代 2 名×25 人扶持（1000 石）	減債
1800 年	治広	700 石+手代 25 人扶持（825 石）	相続
1832 年金主リスト		700 石+手代 25 人扶持（825 石）	

（注）1751 年の 50 人扶持分は一時的なものだったろう。次の 1776 年の礫は、当主死亡に伴う相続時のもので、先規の通りとしているからである。

1) 取引の本格開始

三谷家は米沢藩の 30 万石時代（1767 年以前）から御用商人であったとされるがその取引内容は定かではない⁸。

はっきりと取引が確認できるのは、第 2 章で示したように、1720 年の蠟を担保とする各地金主に替わって、役蠟の独占販売権を与えた 1721 年以降となる。1725 年には、今般とりわけ御用（借金）に応じたとして、米沢藩は初めての礫 15 人扶持を与えている。

なお、この俸禄の伝命は江戸屋敷・執事庁前で行われたが、『米沢人国記・中近世編』「三谷三九郎」によれば、江戸家老から三谷家当社ではなく手代に

⁸ 『米沢人国史（中・近世編）』p.124「三谷三九郎」（渡部恵吉著）

申し渡され、そして「当時 15 人扶持といえは相当な扶持（約 22 石 5 斗⁹）で中級士族級なのに、代理の手代に渡している」とある。つまり、三谷家はその伝命の場へ手代を行かせその俸給は手代の収入として与えている。後の 1751 年以降は当主と手代別に俸禄を与えることになる。このように、三谷家の手代は高い立場にあったことがこの時から分かる。

2) 1751 年、知行 250 石+50 人扶持へ

『御年譜』には、上記に次いで 1734 年に「兼ねて弃用入精を以て 10 人扶持を賜う」とある。これでは 15 人扶持から 10 人扶持へ減給となるが誤りで、10 人扶持加禄の 25 人扶持である。なぜなら、次の 38 年記録に「三谷三九郎、父の如く月俸 25 人扶持賜る」とあるからである。

その後、40 人扶持、1749 年 2 月に 50 人扶持を経て、51 年 9 月には「急段の用金調達」に応じたことで、50 人扶持の外に 250 石、手代 2 名にも 10 人扶持ずつ賜ることとなった。米沢藩は 1750 年に藩士 1/2 借上げ（半知借上）に踏み切った。このような時期に三谷家は急な用立てに応じ、加禄された。ただし、上表に注記したように 50 人扶持分は一時的なもので「250 石+手代 2 名×10 人扶持」となったと思われる。

1749 年からの急な借金に応じ、1951 年には三谷家の貸金は 1 万 9 千両となっていた。

3) 三谷家の離反

その後間もなく、米沢藩は役蠟販売権を江戸・野挽家に移した。これに対し、三谷家は激怒し、その後の御用には応じないとして、1753 年 12 月下旬に命じられた手伝い普請への借金要請には応じなかった。

⁹ 米沢藩の年貢率 30%を適用すると 15 人扶持=知行 75 石（22.5 石/0.30）、つまり 1 人扶持=知行 5 石となる

この際、「藩主・重宗直々に丁寧な依頼という異例の接遇をとっても、親類・手代まで一致結束して依頼を断固拒否し切ってしまった。」¹⁰重宗は1754年4月5日に参勤交替で江戸入りしているから、この重宗の依頼はその後である。不首尾に終わったので『上杉家御年譜』には記録はない。また、三谷家の意思決定は、親類・手代らの合議制であったことが分かる。

宝五の大飢饉に伴う米沢藩の財政困窮の加速期には最大金主・三谷家は関わっていない。しかし三谷家は、そうした中であっても、米沢藩への付届けは怠らなかつた。

3 鷹山改革第1期の三谷家と米沢藩

鷹山時代に入つての米沢藩の三谷家との関係修復、そして三谷家の減債や高金利借金軽減支援などでの貢献については、前章で詳しく記したので、要約して示す。

1) 竹俣当綱による関係修復

鷹山が藩主となつた1776年、江戸にあつた竹俣当綱は三谷家と関係修復を進め、漆蝋の販売権を再び与えると同時に蝋50駄（時価500両）を毎年送ることにした。これにより、三谷家は1～2千両の借金に応じるようになった。

そして米沢藩を担当する2名の手代と接触し関係改善に務めた。1772年の江戸大火の際、自身も江戸藩邸が類焼した米沢藩は三谷家へ米150俵を贈ると、三谷家は2千両寄付した。

2) 第1期減債時の三谷家の絶大な支援

七家騒動後に実権を掌握した竹俣当綱は、「三木百万本植立計画」により10

¹⁰ 小関悠一郎『上杉鷹山「富国安民」の政治』p. 89

年後の藩収倍増と借金大幅縮小（減債）へと動いたが、それをバックアップしたのが三谷家であった。

（１）手代・喜左衛門の米沢訪問

三谷家は、米沢藩の要請に応じ、手代喜左衛門を1774年8月より3か月間米沢へ送った。喜左衛門は、国賓待遇を受け、米沢藩の実情を視察し、三木植立による藩収倍増計画、さらに米沢藩の借金の詳細を聞かされただろう。利子分すら返済できない20万両を超える借金の実態を聞けば、喜左衛門は、三谷家の借金1万9千両を仮に捨金（借金放棄）しても「焼け石に水」と思っただろう。竹俣当綱も他の金主の減債にも三谷家の協力を要請しただろう。その後の展開から、増上寺などからの高利借金解消が最優先と考えた。

（２）野挽家・小川家の1774年捨金

1774年11月初旬に喜左衛門は江戸は戻ったが、12月に野挽家が2万8千両を捨金し加禄されたことから、三谷家の働きかけがあった可能性を前章で示唆した。その年小川家の1万8百両（実際は9千両）捨金も同様と考えられる。

（３）三谷家よりの新借1万1千両による高利借金の削減

喜左衛門が江戸へ戻って9か月後の1775年7月、三谷家は竹俣当綱へ、1万1千両を新たに貸出し、その資金で増上寺他の高利借金に充てるとし、増上寺との掛け合いの記録を添えた書状を送った。

つまり、新借1万1千両のうち6千両を、増上寺よりの高利（16.6%）借金1万9800両の返済に充て、3800両は捨金させ、残り1万両は無利息・20年賦とするものだった。

増上寺高利借金の返済スキームの工夫ぶりと、9か月掛けてここに至ったことを考えると、三谷家が増上寺・密源和尚と交渉を繰返した結果だろう。

残り5000両も、三谷家の交渉により、この金額を大きく上回る高利借金返済や減債に充てられたと思われる。

(4) 古借1万9千両の放棄

その後、1751年以前の古借1万9千両の捨金（借金放棄）に応じた。24年前のものだが、途中利金支払いのない時もあったが、碌を得ていること、1767年より蠟50駄を得ていることもあり、ここで捨金しても元本は回収していたと思われる。

以上の三谷家の捨金とさらなる減債協力を引き金に、他の金主も減債に応じ、米沢藩は「借金地獄」から脱した。

(5) 漆・桑・楮百万本植立計画への融資

1775年から始まる「漆・桑・楮百万本植立計画」だが、栽培奨励資金5000両のうち1500両を三谷家は76年に用立てた。

漆蠟をめぐる謎

謎は、この頃漆蠟は、良質で安価な西方の櫨（はぜ）蠟の進出で劣勢であったのに、同じく漆蠟の盛んな会津藩とも強い関係にあった三谷家が米沢・会津両藩を積極的に支援した真意である。

ただ、その後の漆蠟の米沢藩の生産を、「一円帳」の金方収入で見ると、1790年は500両と少ないが、1825年は2580両と健闘している。

(6) 三谷三九郎の死と当綱の嘆き

上記の三谷家支援後間もない1776年に、三谷三九郎は病死した。訃報を知った当綱は、「藩財政に明るさが戻ってきたのは、ひとえに左に細井先生、右に三谷があったればこそである。三谷の死は片腕を打落されたようなもの」と慨嘆した。

3) 遅れて 1781 年に知行 350 石へ

上記の三谷家の大きな貢献に関して、不思議にも『上杉家御年譜』にほとんど記載がない。手代・喜左衛門の米沢訪問も 1774 年 10 月 14 日に「三谷三九郎手代・喜左衛門が罷下り内計忠勤の段を以って銀子 20 枚これを賜う」とあるだけである（この時、鷹山は江戸）。1776 年の三谷家相続の件（碌を従来どおりと江戸家老が伝達）、1777 年の手代・四郎兵衛の転役の件が続くだけである。そして 1780 年には、家督前の上杉治広が、「三谷三九郎深川大工町別荘に入らせられ御詩会あり 舟にてお帰り」とある。

ようやく 1751 年以来 29 年ぶりに 1781 年 3 月加禄となった。ただその理由は上記の減債面の貢献に対してではない。「老中招請万端親切の取はからいに付、滞りなく相済みご喜悦斜めならず。これにより加禄 100 石総計 350 石これを賜う」とあり、老中招聘の際の貢献が加禄理由になっており、その翌日である。この時、手代・喜左衛門、半左衛門にもそれぞれ加扶持 10 人扶持、総計 20 人扶持を賜った。なお、この老中招聘は鷹山が藩主就任時に行うべき行事だった。

4) 減債協力後の三谷家よりの借金純減にみる失望

三谷家は、米沢藩の「三木百万本植立計画」の成就を期待し、そのための新規資金融資や絶大な減債協力をしたのだろう。しかし、三木植立計画が挫折し、竹俣当綱も失脚し、三谷家にとっては失望するかたちで第 1 期改革は終わった。その失望ぶりは、天明の大飢饉で資金繰りが悪化する次の第 2 期に入ってから三谷家よりの借金がやや純減することに現れていると思われる（前章）。

4 鷹山改革第2期の三谷家と米沢藩

1) 治広家督の祝儀の際

1785年2月に鷹山が隠居し治広が家督し、江戸での規式(儀式)に三谷三九郎、手代兩名も参列している。他の江戸商人として、野挽家父子、小川家、深山家も参列している。

翌月14日、「御用聞きの者37人、御家督の御賀儀献上に付 竹ノ間楽屋敷の於いて御調理賜う」とあり、三谷三九郎、手代兩人は綿を賜った。他に、野挽家、小川家、水野家、加藤家も同様だった。

米沢藩が御用商人に対し礼を尽くしている様子がうかがえる。

2) 知行750石に加増

改革第2期の1786年、米沢藩は金主たちに対して加禄を行った。当年の元利支払いの猶予を要請すると同時に、翌年の減債要請を示唆するものだった。三谷家に対しては、350石加増の700石、手代2人には5人扶持加増の25人扶持、他の手代3人に銀10枚を与えた¹¹。

翌1787年の減債要請の内容は、先に述べた。

3) 1787年、鷹山の出府と三谷家当主・手代との面会

鷹山が隠居後の1787年9月、実父・秋月種美の看病のため出府した際に、「三谷三九郎並びに手代兩名を召出され、(略)羽織や上下地を賜い、料理を成り下さる」とある。鷹山は、米沢藩の第2期改革への三谷家の理解と支援を求めただろう。

¹¹ 小村式『渡辺家の歴史』p.89

4) 第2期末前後、三谷家より新たに3万両借金

この第2期末には、どの金主も米沢藩の借金には応じなかったことになっているが、その頃三谷家は3万両の借金に応じた。その時期を直接示す記述は見当たらないが、『上杉家御年譜』にそれを示唆する記述があることは前章で示した。

つまり、1990年9月6日に治広が三谷九郎を召出し丁重に借用の頼み、その後27日に三九郎を召出すと、先だつての件了承とのことだった。この借用要請は、神保綱忠の表向きは細井平洲へ用向きだったが、実は鷹山の三谷家への借用願いであった。これが、3万両借用の件ではなかったか、そしてこれを機に鷹山が第3期改革への行動をとったと推察した。

3万両融資は、もしそれが改革第3期に入ってだったとしたら、第3期改革の成果として記録されただろうから、それが無いので第2期末と考えられる。ではなぜ第1期改革で裏切られた三谷家が、どの金主も見限ったとされるこの時期に3万両というこれまでの最大級の融資に応じたのだろうか。

三谷家の動機は謎だが、この時期の3万両は、資金繰りや高利借金解消やなどの救世主だったろう。

5 鷹山改革第3期の三谷家と米沢藩

1) 新借3万両の2度の利下げに応じる

1791年から始まる改革第3期、金融面で三谷家が登場するのは、1793年である。上述のように新借3万両の8%への利下げ15年賦化に応じた、さらに1798年には4%への再利下げに応じた。

(1) 1793年の8%への利下げ・15年賦化

『上杉家御年譜(治広公)』に1793年の利下げに関すると思われる記述が3箇所ある。要約すれば、竹俣、丸山、神保の3名が江戸へ出張して、三谷家へ8%への利下げを頼み、それが受け入れられたので、治広は米沢だったが、

三谷家一同を江戸屋敷に招きお礼の品と料理を賜ったという一連を示している。先の3万両の新借と思われる時と同様（前章）、米沢藩が要人を江戸へ派遣し三谷家へ頼む様を示している。

（2）1798年の4%への利下げ

1798年の3万両の4%への利下げの交渉は、莅戸善政の三谷家との手紙による秘密裡の交渉で成ったことは、前章で詳しく述べたとおりである。同年7月、江戸にあった治広のもとに、三谷家当主と5人の手代が召出され、「重きご用向きお頼みの所、諒承これ有り」、治広は喜悅し懇篤の御意をもって進物と料理を賜っている。これは、3万両の4%利下げへの御礼だったと思われる。

織物販売

第3期に入って、三谷家は借金や減債の見返りとして米沢織の独占販売権を得ている。

『米沢人国史（三谷三九郎）』（p.127）によれば、1793年御国産所は米沢藩で産出する横麻（縦糸を絹糸、横糸を麻糸で袴に用いられた）のすべてを三谷家へ売り捌かせることとした。上述のように、この年は「新借3万両の8%への利下げ、15年賦化」が実現した年だから、その見返りだったのだろう。

そして、『上杉家御年譜』1795年5月に「三谷三九郎へ先般御国産物さばき方御頼の処 その世話をもって本材木町辰次郎宅へ米沢織物会所の掛札致すに付、町奉行へ御届あり」とある。

3) その後の用立てと手代への心遣い

『上杉家御年譜』によれば、その後米沢藩は三谷家に対し3回の用立てを頼んでいる。

①1799年、手伝い普請へ用立て

1799年4月（治広公）に、「三谷三九郎召出され、この度の御手伝い御普に

付き重き御用向き御頼みの処、早速了承」とあるように、前年9月に命じられた手伝い普請（江州山門諸堂社修復）への用立てである。

②1806年の用立て

1806年11月（治広公）に、「この度三谷三九郎へ御借財の儀、重きお頼みこれ有る続き、同性善次郎（当主の叔父、後見）召出され」とある。借財目的は不明である。

③1814年、手伝い普請への用立て

1814年9月（斉定公）に、「三九郎召出され、今度御用向きお頼みの処、了承御満悦に思い召さる段御詞成り下され、続いて後見善次郎並びに手代兩人召出さる」とある。前年の手伝い普請（江戸城紅葉山御霊屋修理）への用立てに伴うものと思われる。

三谷家手代への心配り

最後に、米沢藩が三谷家手代に対していかに心配りしていたかの例を『御年譜』から2例示そう。

1 例目は、1767年に三谷家へ漆蠟の独占販売権へ戻した時から喜左衛門とともに米沢藩を担当してきた四郎兵衛が1777年に転役となった際、それまで与えていた10人扶持は代わった半左衛門へ、四郎兵衛へはこれまで貢献への謝意として毎年玄米37俵を与えた。四郎兵衛は他藩担当となったようで、1786年の加禄の際に銀10枚と袴を賜っている。

2 例目、1798年3月（治広公）に、「三九郎手代喜太郎、ご用向き永年貞実に勤める者の処、この度帰郷に付、銀10枚を賜う。」とある。

4) (ケーススタディ) 1798年普請手伝いの発令から終結まで

横道にそれるが、上記の経緯を調べることで分かった1798年の「江州山門御修復」手伝い普請の発令から終結までの進行過程を『上杉家御年譜（治広公）』からまとめておく。

重宗時代の 1754 年の手伝い普請（上野東叡山根本中堂修復並びに仁王門再建）の場合は、米沢藩が直接工事に携わったが、このケースは江州（近江国）のためか、必要資金負担のみで終わっている。

そもそも幕府が普請手伝いをどういうロジックで各藩へ割り当てるかのか、本書執筆にあたっての当初からの疑問で調べたがそれを示す文献は見つけられなかった

①手伝い普請の発令

- ・ 1798 年 9 月 11 日；昨日老中連名の補奉書があり藩主・治広が登営、老中列座の中で江州（近江国）山門諸堂社修復の御手伝いを仰せられた
- ・ 9 月 21 日；四民は年来の衰えを察し借金でまかなうこととなった

②上納金の納入

- ・ 10 月 18 日；老中、勘定奉行へ、この度の御手伝御用勤め役 11 奉行の姓名・留守居を進達した。
- ・ 同日；勘定奉行へ御手伝御用上納金の伺い書を提出。
 - ・ 上納高およそ；2 万 230 両余
 - ・ 納入日；7000 両 11 月下旬、7000 両来年正月下旬、6230 両余来年 2 月下旬
- ・ 11 月 14 日；この度の御手伝につき、君（治広）夫人、御助力として金 150 両進ぜらる。
- ・ 11 月 26 日；御手伝金の内 7000 両金奉行へ御留守居これを進達。
- ・ 1799 年 1 月 23 日；御手伝金の内 2 度目分 7000 両月番金奉行へ納めた。
- ・ 2 月 26 日；3 度目の御手伝金 6174 両余を月番の金奉行へ納めた。同日、老中へ御手伝上納金を皆納したことを届けた。

③1799 年 3 月御手伝の完了後

- ・ 3 月 15 日；昨日の老中連名の奉書により藩主・治広登営。老中よりこの度の御手伝が首尾よく完了につき時服拝領との演達があり、その後將軍・家齊公へお目見え、御奏者・阿部播磨守が懇篤の上意を披露。時服を頂戴。
- ・ その後；この度の御手伝に尽力してくれた 11 奉行などへ御礼・進物。

・4月6日；三谷家当主・手代を藩邸へ召出し、この度の御手伝御普請への用立てへの謝意、進物、料理（前述）。

以上のように、普請手伝いは、幕府の仕組みの中で工事は進行し、米沢藩は必要資金を工事の初期・中期・完了期で提供し、幕府の協力者へ進物など出費が求められたわけである。

5) 1832年金主リストでの三谷家の碌

1832年時点では、三谷家は最大の当主700石、手代25人扶持、計・知行換算825石を得ていた。最大時は750石、手代2名が各25人扶持、計・1000石だったが、減碌されたのは、1800年に当主死亡に伴う相続の際だった。

6 総括；三谷家は米沢藩の最大貢献金主

以上の米沢藩と三谷家との取引を総括すれば、三谷家は米沢藩にとっての最大に貢献した金主と呼ぶにふさわしい。特に次の2つの米沢藩の危機時の貢献である。

1つは、鷹山改革第1期の「借金地獄」状態を脱した減債要請の際である。自らの貸金1万9千両の捨金だけでなく、低利新規1万1千両貸金による高利借金の解消に尽力した。そして江戸金主へ働きかけをしたと思えることである。

2つは、第2期末前後のどの金主も見放した時期の3万両の新規貸付である。これなくして、第3期改革のスムーズなスタートはなかった。

第4節 越後・渡辺家と米沢藩

渡辺家は、米沢から越後へ抜ける米沢街道沿いの現・新潟県関川村に邸が現存する豪商・豪農である。現存邸は国指定重要文化財であり、史料が残っており、最大の貸付先であった米沢藩に関する研究・分析は進んでいる。その成果である次（発表順）が、主に本書のベースになっている。

・小村式『上杉鷹山と越後の地主たち』「日本人物史体系 第4巻近世Ⅱ」1959年

・小村式編『近世関川郷史料2』1981年

・後藤一雄『渡辺家と米沢藩』「置賜文化」1983年5月

・小村式『北越の豪農 渡辺家の歴史』2001年

米沢藩との関係は1720年の御用金融通から始まりである。渡辺家の貸金が増えるのは、米沢藩が財政危機に至った1750年代の「宝五の大飢饉」頃からで、米沢藩の最悪期にあっても貸付金を着実に増やし続け支えた金主であった。

それが分かるのは、史料として渡辺家の米沢藩への毎年の貸付データがかなり残っているからで、ここでは、渡辺家と米沢藩の関係をたどった後、渡辺家の貸付けの残高推移や収益性についての分析を示す。

1. 渡辺家の概略史

1) 所在地・下関村の立地

渡辺家の発展に立地が関わっている。下関村（現・関川村）は、米沢と越後を結ぶ米沢街道沿いにあり、日本海に流れる荒川中流に位置し、荒川水運の舟

着場であった。通過する貨物に課税する関所の下手にあたることが下関の地名の由来である。隣の上関村には分家が所在する。

この地が、幕府領であったことも重要である。幕府領だったり、村上藩などの藩領だったりよく変わったが、藩預かりでの幕府領だった時期が長い。1753～89年は米沢藩預かりであった。米沢藩のまさに財政悪化期にあたる。

2) 渡辺家の発展

渡辺家の初代は村上藩主の家臣で郡奉行として活躍した。1665年、藩主国替えの際に家督を嗣子に譲り、1667年にの下関村に土着した。

その後、渡辺家は、廻船業や酒造業、新田開発などで富をなしたとされる。財政難に苦しんでいた米沢藩に幕末まで融資をして、米沢藩勘定頭格の待遇を受けた。

全盛期には75人の使用人を抱え、約1,000haの山林を経営、約700haの水田から1万俵の小作米を収穫したといわれている（新潟県関川村HPより）。

渡辺家の支配田畑累積面積推移によると、米沢藩の鷹山藩政改革の第3期の途中から急速に田畑面積を増やしている。

3) 渡辺家の大名貸し、御用才覚金

米沢藩が最大だが、かつて領地とした藩や、預かり地とした他の藩なども大名貸し先だった。越後では、長岡藩、三日市藩、黒川藩、村上藩、新発田藩、越後外では、鶴岡藩、会津藩、舘林藩、そして御三卿の1つ一橋家である。

幕府にも、御用才覚金と呼ばれる献金をしている。1828年、佐渡金銀山仕入金として500両を献金したのが最初である。翌年、別件の功とあわせ、孫代までの苗字帯刀が許された。1840年代以降、幕末まで、たびたび100～700両程度の上納を求められた。

4) 本家と3分家

渡辺家からは、鷹山時代までに、上関分家（上桂屋）、中条分家（中桂屋）、向分家（後の東桂分家）が分家している。

分家は、本家の若い当主の代行をしたり、本家に養子を出すなど、本家と分家は言わば「渡辺家グループ」として行動している。

2 渡辺家と米沢藩

渡辺家の米沢藩との取引を以下たどるが、先ず図表 4・1 に示した米沢藩が三谷家へ与えた碌は以下である。

年	藩主	俸禄（知行換算石高）	備考
1753年	重宗	(分家)10人扶持(50石)	
1758年	重宗	(分家)15人扶持(75石)	
1763年	重宗	(本家)190石+(分家)120石(310石)	後述
1769年	鷹山	(本家)250石、5人扶持+(分家)140石(415石)、勘定頭格を拝命	
1786年	治広	(本家)400石+(分家)200石(600石)	
1789年	治広	(本家)400石+(分家)200石、15人扶持(675石)	
1814年	斉定	(本家)400石+(分家)140石、15人扶持(615石)	相続
1832年金主リスト		(本家)400石+(分家)140石、15人扶持(615石)	

以下、主として小村式『北越の豪農 渡辺家の歴史』を中心に引用して、渡辺家の米沢藩との関係を示す。

1) 鷹山藩主就任以前

(1) 金融取引の始まり

金融取引の始まりは1720年で、渡辺家は750両貸与し、翌年利息75両受取っている。蠟先納返納金46両の取引もあった(第3章)。4大金主の中では最も早い時期の金融取引である。

(2) 米沢藩の返済渋りと渡辺家の抗議

1724年、米沢藩士2名が来て、350両借用を要求した。渡辺家は断ったが、藩主の願いとなおも迫るので、親戚・知人より資金集め、1年限りの約束で用立てた。米沢藩は、その後返済の約束を守らず、さらに別の蠟先納金と合わせ1380両について、返済緩和・猶予を要求した。渡辺家はそれを承諾したが、米沢藩は守らず、さらなる利下げまで要求した。他人の資金も預かっている手前、渡辺家は厳重抗議し、まずは1年限りの350両の即刻返済を求めた。米沢藩がいかにも借金に窮していたかが分かる。以下の交渉過程は省略するが、渡辺家は共同出資者を盾に米沢藩の理不尽さにしぶとく抵抗し、交渉は長く続き1740年代まで至ったようだ。1749年から始まる金融取引データには、上記1380両の借金は存在しないので、それまでに決着したのだろう。いずれにしろ米沢藩には、渡辺家はタフな交渉相手と映ただろう。

(3) 1749年から1784年までの米沢藩の借金残高推移(推定)

渡辺家の米沢藩への毎年の貸付・返済データが1749年から残っている。それを基に、推定した1784年(鷹山改革第2期途中まで)の米沢藩の渡辺家からの借金残高推移が図表4・4である(算出方法は後述)。

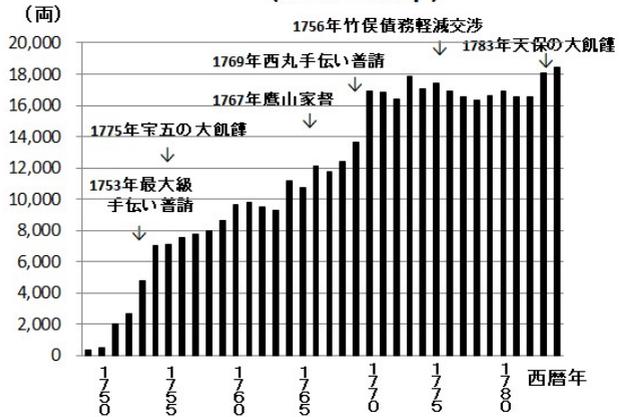
本図より、借金残高の推移を概観しておく。

- ・1753年の手伝い普請で残高約5000両となる。

・その後の「宝五の大飢饉」以降増加傾向が続き、鷹山家督の1767年頃は1万2000両程度となる。

・1769年西丸手伝い普請頃1万7千両となり、その後は1万8千両程度を上限にほぼ横ばいである。

**図表4・4 渡辺家の米沢藩への貸付金残高推移(推定)
(1749～84年)**



(4) 1753年手伝い普請への融資、10人扶持取そして350石取へ

1753年末に命じられた西の丸手伝い普請の工事総額5万7千両に対し、米沢藩は領内外よりの借金を募ったが集まったのは1万2千両にすぎなかった。渡辺家は1700両応じた。応じた領外金主は渡辺家と三輪家4500両の2人だけだった。

その借金に応ずる前の53年7月に、渡辺家(上関分家)は初めて10人扶持を賜った¹²。1749年から分かる渡辺家のデータによると、毎年の新規貸付金は49年300両、50年500両、51年2000両、52年1200両、53年3160両余、54年3894両余(手伝い普請向け1700両を含む)と増加傾向にあった。

その後宝5の大飢饉が襲い、米沢藩は1764年に藩返上を覚悟するほど財政は困窮化するのだが、図表4・4のように、鷹山家督まで渡辺家の融資残高は確実に増え1万2千両ほどに達した。

¹² 『上杉家御年譜(重宗公)』

1758年、渡辺儀右衛門（上関分家）は5人扶持加禄され、15人扶持となった¹³。

そして1763年、大幅に加禄され、渡辺家・上関分家は120石となった¹⁴。恐らく同時に本家が初めて190石を賜り、合わせて310石となった¹⁵。

2) 鷹山改革第1期（1767年～）

1767年上杉鷹山が第9代藩主に就任後の改革第1期を見てみよう。

(1) 1769年、手伝い普請支援と加禄、鷹山初面談

1769年、江戸城西丸御普請手伝い（1万6000両）に対し渡辺家は4020両融資した。同年11月、米沢藩はこの功に対して加禄をした。『上杉家御年譜（鷹山公）』には、「越後関村渡辺利助（本家）同平八（上関分家）同万之丞（本家嫡子）この度の御手伝普請に付、御御用金調達滞りなく成功に付、利助の加秩60石総計250石 平八へ加秩20石総計140石、万之丞へ加扶持元取ともに5人扶持これを賜う。右奉行宅に召出しこれを命ず」とある。つまり、渡辺家本・分家全体で310石から390石と5人扶持へと加増された。

その6日後、鷹山は「渡辺利助・同平八御書院へ召出され、御三ノ間に於て御杯を成下さる。終わって兩人再び御二ノ間下座へ召出され御詞あり」、その後料理、進物、また利助への御懇ろの御意などと続く。『上杉家御年譜』で見える限り、これが鷹山との金主との初対面である。米沢藩ないし鷹山の渡辺家への強い感謝の意が伝わる。

この時、分家・平八（儀右衛門）は勘定頭格に取り立てられた。

¹³ 『上杉家御年譜（重宗公）』

¹⁴ 小村弑『渡辺家の歴史』p.60。『上杉家御年譜』を根拠としているが、その記述は『御年譜（重宗公）』には見当たらない。他の根拠によるだろう

¹⁵ 『上杉家御年譜（鷹山公）』に1769年に渡辺家本家が60石加禄で250石となったとある

翌 1770 年、米沢藩は渡辺家より 1000 両を借り、家臣よりの借上金返済と酒宴にあてている。竹俣当綱より丁重な礼状を送り、1771 年本家当主へ備前長船の脇差を与えている。

1772 年の江戸大火による桜田・麻布藩邸焼失で、米沢藩は 3000 両の借用を申込んだが、渡辺家は 1000 両を上納した。

（２）言わば「渡辺家主幹事シンジケート・ローン」

ここで、渡辺家の融資の仕組みを示しておく。

渡辺家は、大金の用立てには、米沢藩との取引当初そうだったように、渡辺家の自己資金だけでなく、近郷の縁者・知人を頼ってまかなうことが多かったようだ。上の 1769 年江戸城西丸普請の際の 4020 両融資の場合、渡辺家はほぼ半分の 2,000 両を拠出しているが、残りは小口で 13 名が拠出している。小口拠出者は越後（今の新潟県）広範に分布する。

現代風に言えば、渡辺家を主幹事とするシンジケート・ローンと言える。

家臣扱いであることから渡辺家関係者が米沢藩勘定方組織の一員として、勧誘した面もあろう。したがって、渡辺家は、米沢藩の滞納には厳しく対処したと思われる。

また、米沢藩の返済遅れを渡辺家が肩代わりすることもあった。

（３）米沢藩の借金返済滞り

前章で見たように、米沢藩は 1771 年は元利返済額は予算上は 4 万両に対し、実際は 1 万 2 千両しか返済できていない。渡辺家について米沢藩の借金返済ぶりを、小村弑『渡辺家の歴史』（p. 85）から示す。

藩の借金返済法には、利息だけ支払い、元金は一応年限内に支払い、引続き借用のかたちをとっている場合がある。例えば、渡辺家にあてた米沢藩勘定方の借用証文には、1769 年手伝い普請などでの借金 2800 両を 1772 年 12 月に返済し、なおまたこの度同額を借受ける、とある。

元金の返済も芳しくなく、償還年限の違約もたびたびあった。1770年1月150両の融通金に対して翌年12月に利息は支払われたが、元金は15年賦と頼まれ、渡辺家が拒否したこともあった。

また渡辺家は、越後の豪農などにも融資を紹介するが、米沢藩の返済は停滞、条件緩和の要求などのトラブルが多発した。

(4) 竹俣当綱の減債要請に応じず

三谷家の減債協力を得た後、竹俣当綱は1774年頃より、金主への減債交渉を展開した。多くの金主は応じた。

なかなか応じない渡辺家に対し、当綱は長文の書状など出し、返済軽減を懇願している。

1778年(もっと早かったのではないかと思われるが)、竹俣より渡辺家へ2通の書状は次のような内容だった¹⁶。

①第1のもの(8.3m) ; 多年の用立ての功績に謝し、再建策を述べ、今後も多額の金を要することを説明し、米沢藩の勘定頭同席の身分たる渡辺家の奮起と協力を求む

②第2のもの(7m超) ; 渡辺家への返済金は元利合わせ借入金を上回っているが、借入金は未だ残っている¹⁷。その負担軽減(無利子、永年賦)をお願いしたい。渡辺家が他より借りて融通した分については、先方へ自分たちも詫びに参りたい

上記の書状が1778年とすれば、長い交渉だったようだが不調に終わった。渡辺家の借金記録にはそれに応じた記載はなく、前掲図表4・4に見るように1776年以降の借金残高はほぼ横ばいである。

¹⁶ 小村弑『渡辺家の歴史』p.87を要約

¹⁷ この実態は、後の貸付金分析で示す

3) 鷹山改革第2期(1782年～)

第2期に入り、天明の大飢饉、重定隠居所焼失に際し、渡辺家は1783年3000両(5年賦)、1784年1300両を用立てた。

第2期での最大の出来事は、米沢藩の大幅な減債要請であった。

(1) 1786年減債要請からみの加祿

1786年米沢藩は、当年の元利返済停止と翌年の減債要請を含みに、大幅な加祿を申入れた。本家・万之丞に200石加増450石、分家・儀右衛門60石加増200石であった。

(2) 1787年、大幅な減債要請に応ず

減債要請は、古借(1782年以前)1万1360両の無利息化・35年賦化、新借(1783年以降)3220両の3%への金利切下げ・35年賦化というものだった。最終的に渡辺家は、1788年以降1か年200両返済という条件をのんだ。

この返済に関しては、第3章で詳しく述べたが、無利息年200両は年々ほぼ確実に実施され、元金は1799年7881両、1864年381両と減少し、1866年ごろ完済された。

(3) 米沢藩貸付は充分に元が取れていた

大幅な減債に応じたことで、渡辺家の採算はどうだろうか。その詳しい分析、後に示すが、結論から言えば、充分採算は取れていた。

分析結果の一部を示せば、1749～1784年までの36年間で、

- ・貸付金総額(A) ; 6万1747両
- ・元利返済金総額(B) ; 7万1233両
- ・差額(B-A) ; 9486両

であった。簡単に言えば、6万両強を貸出して、1万両多い7万両強の返済を得ていた。この時点で米沢藩の返済が止まっても、充分に元は取れていた。

その後も渡辺家が米沢藩との取引を続けるのは、これまでの取引で元を取れ

ていたことが大きいだろう。先に竹俣当綱が渡辺家への減債願い状に「渡辺家への返済金は元利合わせ借入金を上回っているが、借入金は未だ残っている」と記したとおりである。

（４）1789年、手伝い普請の際の支援の用意

大幅な減債に応じた後も渡辺家が米沢藩を支援しようとする逸話を示す。『上杉家御年譜』には1788年11月以降90年まで渡辺家との良好な関係を示す記載が5件もあり、他の時期にくらべてもとりわけ多い（うち4つは鷹山公御年譜）。1789年8月、鷹山は米沢にいた分家・渡辺儀右衛門を館に召出し、先年頼んだ、万一手伝い普請があった場合3000両用立ての件について再度確認したところ、儀右衛門はその分は蓄えおいてあると返答した。それを聞き、鷹山は「奇特に思召され御懇ろの御意かつ賜りあり」とある。渡辺家の米沢藩支援の意向が続いていること、鷹山が藩財政を気にかけると同時に、渡辺家との関係を重視していることがうかがえる。

4）鷹山改革第3期（1791年～）

第2期に大幅な減債に応じたにも関わらず、上で見た第2期末の様子が示すように、渡辺家は第3期に入っても米沢藩を積極的に支援している。

（１）荻戸善政、復帰早々の渡辺家訪問

1791年1月に復帰した荻戸善政は、9月には渡辺家に赴き協力を依頼したが、その際渡辺家は米沢藩に対し、3000両差上げた。この3000両は、上述の89年に鷹山に対し分家・儀右衛門が手伝い普請用として準備していたとした3000両だろう。渡辺家の誠意がうかがわれる。

1793年渡辺家は、米沢藩が本間家からの長期融資が失敗した場合は協力する旨の約束したが、本間家が受諾したため不要となった。

(2) 勸農金融資での貢献

第3期での渡辺家の最大の貢献は、勸農金融資だろう。第3期融資の約半分を占めたことなどは、第3章で詳しく述べた。ここでは、本間家と共同での低利勸農金融資についての経緯を詳しく触れておく。

1802年に金利4%での1500両の勸農金に応じたが、これは、本間家の提案¹⁸に対し莅戸善政の要請で渡辺家も参加した勸農金である。共同で用立てる金利年4%、18年賦2500両のうち1500両¹⁹を渡辺家が担った。これを年8.4%（月0.7%）で農民に貸すというものであった。これによって、米沢藩は毎年利ぎや（4.4%）収益110両（2500両×0.044）を得るから、18年間では1980両となる。

18年後この勸農金償還の際、米沢藩は渡辺家に対して、さらなる勸農金普及が必要とし再継続を依頼したところ、渡辺家は承諾した。それで米沢藩は渡辺家へ国光の御刀1口を贈っている²⁰。前掲図表3・8「渡辺家の融資状況」中の1820年の勸農金目的1500両がそれだろう。最初と同じなら金利4%、18年賦となろうが、図表では金利は5%となっている。

さらに17年後の1937年に勸農金目的の貸金1250両（金利不明）は上記の再延長だろう。とすると、渡辺家は低利の勸農金資金1250～1500両を50～60年間提供していたことになる。

(3) 第3期でのその他の金融貢献

・1799年、豊作で米価安定のための米沢藩のだぶつき米の購入資金2000両を渡辺家貸付（年8%、4年賦）

¹⁸ 越後・三輪家との共同提案とする説もある

¹⁹ 池田『鷹山公世紀』P.387は折半の1250両としているが、ここでは小村『上杉鷹山と越後の地主たち』第11表より1500両を採用した

²⁰ 池田『鷹山公世紀』P.940。ここでは再借1250両とあるが、小村氏資料の1500両を採用した

- ・1805年、米沢藩より低利融資により青苧栽培が発展していることに感謝。後に養蚕・絹織物発展に対しても同様
- ・1821年、藩の軍用御備金を「預金」として預かる（5年、月利4%）

5) 渡辺家の米沢藩藩士としての貢献

渡辺家は1767年に勘定頭格として米沢藩の藩士待遇となったが、実質的にも藩士として次のように貢献している。

- ・鷹山改革第1期、勘定頭同席。越後の豪農などへの借金要請につとめた
- ・1786年、江戸・三谷家への借金軽減哀訴の米沢藩使者に加わる
- ・1790年、改革第2期末、江戸藩邸での志賀政権崩壊の議に参列
- ・1805年、米沢藩が青苧専売制計画時、越後（小地谷）の詳細調査結果を報告

3 渡辺家の米沢藩貸付の残高推移と収益性分析

鷹山改革第3期以降の貸付については、第3章で観察したので、ここでは1749年から84年まで、つまり宝五の大飢饉以前から鷹山改革第2期途中までの貸付データから、貸付の収益性を分析してみる。さらに、先の図表4・4で結果は示したが貸付金残高の推移を推定してみる

1) 残されている貸付データ

渡辺家には1749年から84年まで、毎年の貸付金額と元利返済金額が残っている（金・銭、米から成る）²¹。返済金額は元利合計額なので、毎年の貸付金残高は分からない。

²¹ 小村式『渡辺家の歴史』p.76、表9より。金、銭、米からなるが金が大部分を占める。史料の金合計値の説明力の高い1両＝銭5000文とした。米の両換算は史料の「10両35俵替」を採用した

図表 4・5 が、1749
 ～84 年（36 年間）の
 両に換算した毎年の
 貸付金（下方向、渡辺
 家からの出金）と返済
 金（上方向、米沢藩か
 らの入金）である。

36 年間合計で、貸
 付金 6 万 1745 両、返
 済金は 7 万 1231 両と、
 返済金が貸付金より
 9486 両多い。つまり、
 渡辺家は最終時点

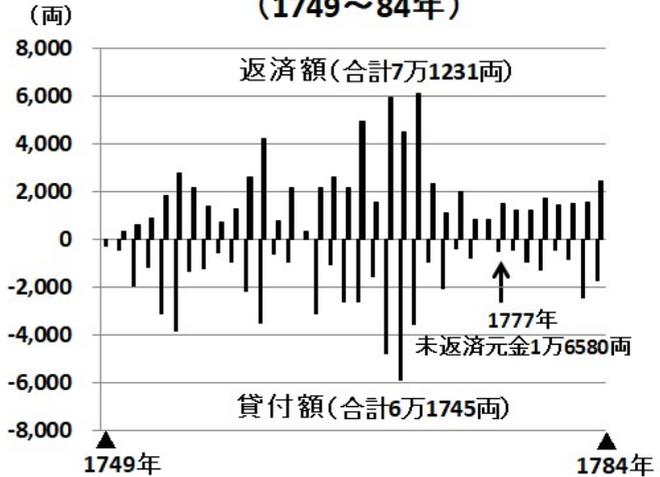
1784 年で米沢藩が債務不履行（破産）となったとしても、貸出金を 15% 上回る返済金を受取っており、つまり元は取っていたことになる。

図に示すように、1777 年だけ未返済元金、つまり貸金残高が 1 万 6580 両であることが分かっているので、1777 年までの

- ・ 貸付の収益性の測定
- ・ 貸付金残高推移の推定

が可能になる。また仮定をおけば、1784 年までも推定可能である。

図表 4・5 貸付額と返済額の推移
 (1749～84年)



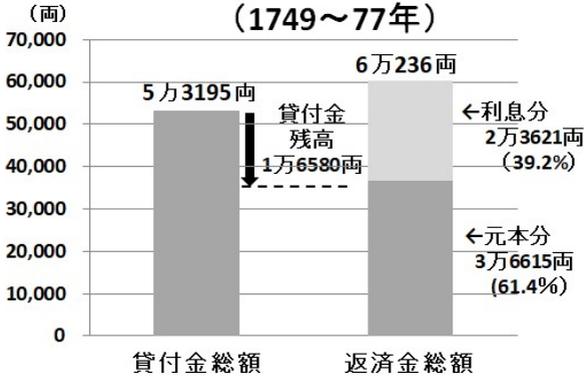
1) 米沢藩の借金残高推定

(1) 1777 年までの利息と元金の返済高

1777 年貸付金残高が 1 万 6580 両であることが分かるので、それまで返済金額の元利内訳が分かる。

図表 4・6 がその結果である。

図表4・6 貸付金総額と返済金総額
(1749～77年)



(注)本データの出所小村氏『渡辺家の歴史』p.871による。返済金の内訳の元本分は3万7020両とあるが、貸付金残高1万6580両を採用し、貸付金残高-貸付金残高とした

1749年から77年までの29年間で貸付金5万3195両に対して、77年の貸付金残高が1万6580両ということは、その差額3万6615両を元金分として39年間で返済してきたことになる。39年間に返済額総額は6万236両だから元金分を差引いた2万3621両が利息分である。利息分は返済額総額の39.2%と、返済の約4割は利息分だったことになる²²。

竹俣当綱が「返しても返しても借金が減らない」と嘆いたこともうなずける。

(2) 貸付金残高の推移推定

毎年の返済額中の利息比率は分からないが、一律に上の39.2%とすれば毎年の貸付金残高、つまり米沢藩の借金残高が推察できる。正確ではないがトレンドは示し、理解を助けてくれる。

前掲・図表4・4の1749～84年推移は、1777年までは以上による推定による²³。78年以降は返済額の利息返済率を77年までと同じ39.2%として算定した。

²² 小村氏『渡辺家の歴史』p.871には、1749～77年までの返済金は5万9598両とあるが、本書では原表の合計値を採用した

²³ 1751年までは元利金の判別が可能なので、その後は1751年までの元利配分を考慮して利息比率を定めた

2) 渡辺家の米沢藩貸付の収益率（リターン）

以上の情報から、渡辺家の米沢藩貸付の収益率（リターン）が算定できる。

（1）1777年までの29年間の収益率（リターン）は10.1%

仮に、1777年末時点で渡辺家が米沢藩より上記・貸金残高1万6580両全額を回収できたとすれば、29年間の貸付の収益率（年リターン）が投資理論（複利の考えに基づく内部収益率という考え方）から計算できる。算定すると、年リターンは10.1%であった。これまでの分析は銭5000文=1両としての結果だが、銭4000文=1両としても、年リターンは10.1%とほとんど変わらない。

御用商人の貸出金利は年1割程度だったと想定される。前で見たとように米沢藩の返済は滞りがちだったが、1776年頃の竹俣当綱の減債要請も排し、渡辺家は着実に利息を得ていたことが分かる。一方米沢藩も、財政最困窮期を含む29年間、返済が滞りながらも、当時として正当な金利を負担していたことになる。

1777年に元金回収不能でもリターンは7.4%

1777年で仮に元金返済がなくとも、返済金が貸付金上回っていたので元は取っていたとしたが、その場合の内部収益率は7.4%である。

（2）1787年減債による収益率（リターン）

改革第2期の1787年に、米沢藩は金主に次の減債要請を行い、渡辺家への要請は次だった。

- ・古借1万1260両を無利子、35年賦に
- ・新借3220両を利子3%、35年賦に

小村式『渡辺家の歴史』（p.90）によれば、以上の他3000両余の借金があったので、上記に加え渡辺家の借金は1万7486両余となる。これは先の1784年貸付金残高推定値1万8440両に近い。

結局、渡辺家は毎年200両を米沢藩より受取ることで応じた。

1749年から1784年まで示される貸付・返済データをベースに、1787年における次の3ケースについて1749～87年、38年間のリターン（内部収益率）を算定してみた（1785～87年の間は貸金、返済はなしとして）。

①1787年に新・古借1万4220両が回収できた場合；8.0%

②1787年以降毎年200両返済の場合²⁴；6.4%

③1787年で債務不履行となった場合；5.8%

②が実際の場合である。

1749年以來の事業としてとらえれば、結果として、渡辺家にとって米沢藩への貸付は不満のない事業だったと言えよう。それで、改革第3期に入っても、渡辺家は米沢藩への支援を惜しまない姿勢を示したのだろう。



第5節 越後・三輪家と米沢藩



1 三輪家の歴史と事業

1) 越後・与板

三輪家は、越後・与板の豪商である。与板は、直江兼続の越後時代の領地であった。現在の新潟県長岡市にあたる。米沢藩の中級武士三手組の1つ与板組の名はこの地に由来する。

近世の与板は、三輪家他の豪商が成長し、信濃川の手運を通じて大坂や江戸・松前・箱館など各地との間で盛んに交易を行っていた²⁵。

²⁴ 将来毎年受取る200両の1787年における現在価値は、割引率10%として2200両であることより算定

²⁵ 『与板町史 上巻』p.496

2) 江戸へも進出

三輪家の遠祖は越中国（富山県）新庄城主で、天正年間（1573～92年）に戦争に敗れ、最終的に1659年に与板に移住したという。

三輪家は、屋号を「大坂屋」とし、酒造業や信濃川の舟運で財を成した²⁶。宝暦年間（1751～64年）にはある全国長者番付で3番目であって、所持の金子60万両で江戸表の御用金は80万両にのぼったと言われる。与板藩の他、長岡藩、三根山藩、米沢藩などに多額の御用金上納・貸付を行っていた²⁷。

『上杉家御年譜』からも、三輪家隠居が江戸を担当しており、江戸藩邸に召出されている。越後だけでなく江戸でも商売を展開していた。

三輪家は、明治時代末頃に家運が傾き与板より移住した²⁸。そのためか三輪家に関する史・資料は少ない。本章第1節に示したように『上杉家御年譜』には三輪家に関する記述が多い。これをベースに三輪家の貢献を解明してみる。

2 米沢藩との取引

三輪家の俸禄の歴史は以下のとおりである。

年	藩主	俸禄（知行換算石高）	備考
1753年	重宗	15人扶持（75石）	
1774年	鷹山	30人扶持（150石）	
1786年	治広	55人扶持（275石）	減債協力
1832年金主リスト		50人扶持（250石）	

1) 鷹山藩主就任以前の取引

²⁶ 米沢市上杉博物館『特別展 上杉鷹山の財務改革』

²⁷ 『与板町史 上巻』p. 482

²⁸ ウィキペディア「楽山苑」。文面より明治時代末ころ移住と推定した

『上杉家御年譜』での三輪家の初見は、1753年6月で「越後与板三輪三九郎右衛門、国用金弁用を以って15人扶持を賜う」とある。そして翌54年7月「中堂御手伝御用金調達の褒賞として御紋の時服を賜う」とある。

1754年の手伝い普請は米沢藩にとって最大級のもので、三輪家は6000両の融資をしたが、その融資に応じた領外金主は三輪家と渡辺家(1700両)の2人だけだった。それ以前に碌15人扶持を得たということは、貸付はそれ以前からあったことになる。

2) 鷹山改革以降の取引

(1) 鷹山改革第1期

鷹山藩主就任時、用立てに必ず

1771年「御元払帳」(図表2・13)によれば、米沢藩は三輪家に、借金総額は不明だが、2119両余の元利返済金があった。

また『上杉家御年譜(鷹山公)』には次の記載がある。

- ・1772年2月；三輪家、累年財用調達の事御頼みの処、今般もまた調達出精するに付御謝詞
- ・1772年12月；三輪家、年来御用金御請けの処、当春も千金差出すに付、徒使いを以て脇差1、腰鴈2を賜う

七家騒動の頃の財政窮迫時、三輪家は融資に応じ、1772年春には少なくとも1000両の融資に応じた。

以上のように、三輪家は鷹山が藩主就任時に頻繁に用立てに応じた。

1774年減債要請に必ず

三輪家は、1774年の米沢藩の減債要請に最も早く応じた金主と思われる。三谷家手代・喜左衛門が米沢滞在中の10月に加禄され30人扶持を賜ったことから、それは竹俣当綱の減債要請に応じたと推察した。

減債の内容は不明である。1786年の減債に際に、1775年以前の古借が1500両あったことから貸金全額の捨金はなかったことは確かである。

当時の三輪家の米沢藩への貸金額は、上記や渡辺家との関係、その後などから考えると1万両を超えない数千両だったと想像される。

(2) 鷹山改革第2期

第2期に入り1786年米沢藩が三輪家を含む金主に対し減債要請をする頃の話をする。『上杉家御年譜』を読み解くと、この頃の三輪家上層部は次のとおりであった。三輪家当主は代々九郎衛門²⁹で、子は佐市(1795年に跡目を継ぐ)である。当主の父・多仲は江府在番(江戸支社長にあたろう)である。当主も多仲もよく越後と江戸へよく行き来していたようだ。三輪家の『上杉家御年譜』に出現頻度が高い大きな理由だろう。

1786年加扶持で55人扶持へ

1786年の米沢藩の三輪家に対する「重き御内用」、つまり当年と元利返済停止と翌年の減債要請予告の頼みの際の様子は、『上杉家御年譜』によれば、次のようだった。

・1786年12月2日；米沢にて、三輪三九郎重き御内用御頼みに付、加扶持25人扶持元取ともに55人扶持成下さる。同4日同人へ脇差1腰、鷹2羽。三輪多仲へ花瓶1対、綿10把。佐市へ袴地2疋、綿10把(治広公12月13日付)

・1786年12月3日(鷹山公)；三輪佐市召出され、御用向仰せ含められ、終わって料理、蠟燭2箱。鴨2羽、かつ多仲へ白鞘御刀

1787年の減債要請にみる三輪家の融資貢献

三輪家に対する減債要請は次のとおりだった(前掲図表3・5)。

²⁹ 『与板町史・上巻』p.480によれば飛兵衛、権平とも名乗った

- ・古借 1500 両を無利子、35 年賦（→第 1 期減債では全額捨金はなかった）
- ・新借（1775 年以降）7740 両を金利 3 %、30 年賦

図表 3・3 の 1787 年の減債に応じた主要金主一覧によれば、新借の多さでは三輪家は三谷家の 1 万 1300 両に次ぐ。前述のとおり、三谷家の新借は 1775 年の低利 1 万 1000 両などの後純減しているの、1776 年以降では三輪家の新借 7740 両はが最大であった。三輪家の、恐らく天明の大飢饉時でのこの新借の多さが、三輪家を 4 大金主の 1 つと呼ぶにふさわしい貢献の 1 つと言えよう。

新借に関して、他の金主が 35 年譜なのに対して、三輪家だけが 30 年賦である。上記の貢献を反映した、米沢藩の判断だったのだろうか。

（3）鷹山改革第 3 期

真っ先の勸農金融資

第 3 期初年 1791 年、三輪家は 4 大金主の中で真っ先に、低利 8 %での 3000 両勸農金融資に応じている。その後の第 3 期における 4 大金主が応じる金融取引は 1793 年の本間家の参府金 3500 両融資、三谷家の 3 万両低利化だから、三輪家の対応の早さは特筆すべきだろう（渡辺家は同年 9 月に 3000 両献上）。

『上杉家御年譜』によれば、第 3 期初年 1791 年 5 月 21 日、藩主・治広は参着し種々献上した三輪三九郎に対し懇篤の御意と、御紋帷子地 2 反、刀大小、綿 10 把、雁 2 羽、そして料理で応えている。大儉約でスタートした第 3 期改革の中でのこの対応ぶりは、三輪家の上記融資への謝意であろうか。鷹山もその 3 日後に面会し、賜りもの、料理を与え、後日三輪の願いにより墨跡（筆跡）を与えている。

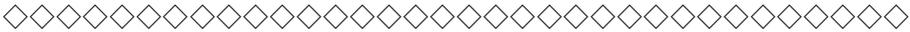
さらに上記の返済後に、3～4000 両（金利 8%）の融資をしている（荳戸善政が三谷家へ利下げを要請した 1798 年の手紙より、前述）。

その後 12 回『上杉家御年賦』に出現

『上杉家御年譜』には、三輪家は上記以降 1823 年まで 12 回登場するが、表敬か葬祭からみである。



第 6 節 酒田・本間家と米沢藩



酒田・本間家は、「本間様には及びもないが、せめてなりたや殿様に」と称された豪商・豪農である。北前船交易などの商業から、金融（大名貸しなど）、田地経営へと業容を拡大し財を成した。

本間家中興の祖・3代目光丘の貢献

米沢藩との金融取引は、記録上は本間家中興の祖・3代目光丘が家督を継いだ 1754 年からである。光丘は、とりわけ蒞戸善政の第 3 期改革の初期の米沢藩を支援し 1801 年に没した（生年 1732 年）。光丘は、自費での酒田の砂防植林開発、地元・庄内藩への金融支援・寄附・藩政参画など社会貢献にも熱心だった。それは米沢藩との関係でもうかがえる。本節は、先ず光丘時代の本間家を理解した上で、本間家と米沢藩の関係をみる。

短期金融取引から始まる

本間家と米沢藩との金融取引の始まりは、藩特産物を担保とする短期貸付である。1754 年に始まり、鷹山改革第 2 期に活発化する。一方、長期貸付は第 1 期に一時あり、その後途絶え、第 3 期に活発化する。

『大帳類聚抄』から分かる金融取引

本間家と米沢藩を含む全取引藩との金融取引とそれにまつわる出費などの

明細が、大福帳として残っている。それを藩別に整理した史料が『大帳類聚抄』である。以下ではこの分析をベースに、本間家の米沢藩との金融取引や交際ぶりの推移を示す。

1 中興の祖・3代目光丘時代の本間家

本間家の祖先は、永禄年間（1558～69年）に酒田に居住した。初代原光は1689年分家し、商業交易都市・酒田の36人衆に選ばれるほどに家業を發展させた。2代光寿の時は、その弟・宗久が米相場で財を増やした。そして、以下に登場する3代光丘が、叔父の路線とは決別し、手堅い経営で家業を大きく發展させた。光丘は本間家中興の祖とされる。

光丘は、商人としての他、庄内藩士、慈善事業家などとして多彩な活動をし、どれも高い成果を達成した人物である。なお光丘は、商人としては本間正（庄）五郎、武士としては本間四郎三郎光丘を名乗った。

1) 本間家・家業の發展

『酒田市史・上巻』（p.571）は、光丘による家業の發展を端的に以下のよう
に記している。

商人光丘の理財は所有海船による京阪との必需品の交易から、次第に力を安全有利な田地（「高抜き田」といわれる年貢の安い田地）の集積と大名貸（藩の年貢米や米札引当または不動産担保）に移行したが、その財力は庄内藩だけでなく、米沢・新庄・矢島・本庄・津軽の諸藩に大金を融通し、計算力を以って、（庄内）藩米の預託処分と家中貸金の特権を掌握し、強大な財力を築き上げる一方、藩主に対する献金、献品、神社仏閣はもちろん、公共福祉への寄進や、救済奉仕に率先して尽力した。酒田町民のためのあまたの救済貸しや施与、また光ヶ丘砂防林の造成等、枚挙にいとまがなく、「本間様には及びもないが……」の俗謡に唄われるほどの声望をほしいままにしつつ、一代50年た

らずの間に、彼が集積した田地は実に立上米（小作料）1万6千俵、貸金5万4781両3分、銀4万9963貫214文という超非凡の蓄財を成して、全国長者番付にもその名をつらねる富豪の地位を確立したことはあまりにも有名である。

光丘の蓄財については、各方面から究明されているが、寛政3（1791）年頃、光丘が酒田家中、8,9人の前で、親から譲られた封金6万両、その後、光丘が御用のため、ここぞというとき差上げる封金として7万両を貯え都合13万両がある、と語ったというから、彼の理財手腕は絶倫というほかない。（以上、引用）

本間家の大名貸し先

本間家の貸付額の多かった藩を順に示すと以下のとおりである。『大帳類聚抄』1756～1873（明治6）年の118年間の貸付額合計³⁰である。銭や米を含まないが、傾向は示している。

庄内藩 96万両、松山藩（庄内藩から分知）34万両、本庄藩 31万両、米沢藩 29万両、新庄藩 20万両、亀田藩 20万両、矢嶋藩 7万両、南部津軽（記載のまま）2万両、棚倉藩 0.1万両、上ノ山藩 0.1万両、秋田藩 0.1万両

米沢藩は4番目である。

2) 庄内藩士として財政再建に尽くす

1775年44才の時光丘は、藩主より登用され庄内藩の財政再建に乗り出す。庄内藩は、「徳川4天王」の1人酒井忠次の直系が入封した藩で、鶴岡に居城を置き酒田もカバーする12万石の藩である。当藩の財政再建を語るのは本書の趣旨ではないので簡単に示すと、光丘は自己資金も投入するなどして藩政改革に取り組んだ。改革は一進一退で簡単な途ではなかったが、「光丘は累進して御供頭次席、碌500石、30人扶持を給され、かつ御郡代と同格、そのうえ随

³⁰ 『酒田市史・上巻』p.292表4より

時謁見の殊遇を与えられた権臣とな」³¹った。

しかし、庄内藩の「寛政の改革では、農村復興策をめぐる内部対立から、本間家は排除された。本間家の米沢藩や新庄藩との大名貸関係は、その後に一層深まった」³²。

つまり光丘は、米沢藩鷹山改革第3期の時期、地元・庄内藩よりは、上杉鷹山・苅戸善政のすすめる米沢藩の藩政改革を支援しようとする気持ちが強まったのだろう。

2 『大帳類聚抄』にみる本間家と米沢藩の関係

本項では、本間家の近隣各藩との個別金融取引や交際出費などを記した大福帳を整理した史料『大帳類聚抄』のうち1754年から1801年までの米沢藩についてのデータをもとに、金融取引のみならず両者の交際ぶりを探る。出所は『酒田市史料篇第5集経済篇』である。

1) 史料『大帳類聚抄』の内容

(1) 本間家と米沢藩の金融取引の変遷

『大帳類聚抄』の集計によると、1756年以降の米沢藩との時期別取引額合計は以下のとおりである。

1756～1800年（45年間）	19.3万両	
1801～1825年（25年間）	7.3万両	
1826～1862年（37年間）	2.3万両	
1863～1873年（11年間）	2.3万両	以上合計 31.3万両

1756年から鷹山改革第3期途中の1800年までに取引の2/3弱が集中してい

³¹ 『酒田市史・上巻』p. 571

³² 横山昭男「東北の藩政改革と豪商」（東北電力『白い国の詩』）

る。『大帳類聚抄』の米沢藩明細データが『酒田市史 史料篇第5集経済篇』に、1754年から1801年までのものと、1863年以降のものが集録されている。そこでここでは、上記の取引が集中している時期をカバーする1754年から1801年までの48年間の集録明細データについて分析する。上記で見るように本間家と米沢藩の金融取引の盛んだった時期である。またスタートの1754年は本間光丘が家督した年、そしてエンドの1801年は希しくも本間光丘死亡の年である。

(2) 短期金融取引のタイプと記載例

1754年から始まる本間家と米沢藩との金融取引は、藩産物を担保とする短期貸付が主である。長期資金の融資は鷹山改革第1期に8000両あったが、『大帳類聚抄』には記載がない。その頃の米沢藩への長期貸付は、短期担保貸付とは別管理だったのだろう。第3期に入ると、活発になった長期貸付の出返金状況がすべてではないが多く『大帳類聚抄』に出現するようになる。

よく出現する短期金融取引は、大きく次の2つの典型的な金融取引に分けられる。

①産物を担保とする貸付と記載例

米沢藩からの産物が酒田御用商人の蔵に入ったことを示す証文を担保に米沢藩へ貸出すことである。

<記載例>

期限11ヶ月の米沢藩青苧を担保とする600両の貸付である。なお、加藤彌平治は米沢藩・米沢御役所取次である。

宝暦七丁丑	加藤彌平次殿、加判尾関又兵衛殿、
六・晦 金六百両	右青苧百駄尾関又兵衛殿蔵入預手形金子借用二通、
(五月廿九日元利済)	利息壹ヶ月百両ニ付壹両貳歩定、
	来ル寅之五月晦日限元利返済委細證文請取置

- ・宝暦7（1757）年6月晦日、酒田・御用商人尾関又兵衛に蔵入した青苧 100 駄を担保とし金 600 両を米沢藩・加藤彌平治殿へ
- ・利息は1ヶ月100両につき1両2歩（1.5両）、つまり年18両（金利年18%）
- ・期限は、来（寅）年5月晦日に元利返済、委細は証文に
- ・確かに、翌年5月29日に元利（推定699両）返済された →後に返済されると大福帳に書込まれたことが分かる

この例から分かるように、産物担保短期貸付において、本間家は産物販売に直接関与せず、他の米沢藩御用商人が取引する産物を担保に融資するだけである。米沢藩からすれば、御用商人たちの後ろで信用度抜群の本間家が産物担保に確実に資金化してくれることになる。

②為替手形を担保とする貸付

酒田御用商人が米沢藩産物を、担保借入をせず、上方商人などへ販売した際の代金支払いを約束した手形（為替手形）を担保に米沢藩に貸出すものである。鷹山改革第2期以降に活発化する。

<記載例>

寛政元巳酉	遠藤孫左衛門殿・尾関又兵衛殿
閏六・二八 金三百両	右七月晦日渡為替手形、添状共請取、
	渡り方京都三崎御幸町三條下ル藤屋忠兵衛江殿
	米沢支配所島崎忠兵衛殿渡り、大坂大黒屋源兵衛殿へ
	向

- ・天明元（1789）年閏6月28日、米沢役所遠藤殿・尾関殿より来る7月末渡

しの為替手形と添え状を受取る

・この手方の渡り方は京都・藤屋と米沢支配人島崎殿、発行人は大坂・大黒屋御用商人・尾関が扱った上方との取引の約1カ月強先の為替手形に基づき、米沢役所遠藤へ300両を渡したものでしょう。金利面の記載はない。

この場合も、本間家は産物の物流には関与していない。

第3期に入り、さらに次の2タイプも散見される。

③収穫予定産物を担保とする貸付

①は蔵入した現物が担保だが、この場合は、さらに早い段階で収穫予定の産物を担保としての貸付である。

<記載例>

寛政八丙辰	尾関又兵衛殿、右米沢御常用御借上、利息壹割
五・二四 金六百両	御米拂次第御返済之定
(八月中入)	

・寛政8(1796)年5月24日、米沢藩通例の借上げで600両を尾関殿へ。利息は1割。米払次第返済と定めた

・当年8月に返済された

金額が大きい場合に、「代り質」と称して、輸入産物の蔵入証券を担保する場合もある。

<記載例>

寛政四壬子	尾関又兵衛殿、右米沢表御借上御証文1通並に同人添
六・五 金三千五百両	証文共二通、此の引当青苧百五十箇、当秋御収穫米七
(四、五、七月中入)	千俵、追而皆着迄当分代り質竹原大俵藍一万九千七百
	俵、備中大和繰綿百八十本、若狭加賀油八樽蔵入れ一
	通、利月一割、十二月

・寛政4（1792）年6月5日、米沢表からの3000両借上金証文と尾崎殿添え証文2通。この引当は青苧150箇、当秋御収穫米7000俵、これらが到着するまで「代り質」として諸国からの輸入産物（略）の蔵入証文1通請け。利息は月1割、12月まで

・翌年4，5，7月に入金された

尾関又兵衛は他国産物の輸入にも携わっていたことが分かる。

④無担保貸付

言わば米沢藩の信用が担保の貸付であり、第3期には本間家が米沢藩にそれだけ信用を置いたということだろう。件数は多くないから、資金繰り上の非常の際だったろう。

<記載例>

寛政八丙辰	米沢御役所、尾関又兵衛殿	金銀当座貸入
八・四	金百三拾兩	
(八月中入)		

・寛政8（1796）年8月4日、130両米沢御役所、尾関殿に当座借入

・当月中に返済された

上記には、金利も期限も証文の記載もない。当月内に返済されているので緊急融資だったと想像される。

(3) 長期貸付とその管理

第3期に入ると、長期貸付が出現する。最初の記載は次である。

<記載例1>1793年、2500両貸付金の江戸送付

寛永五	島屋佐治右衛門殿、		
十二・	金貳千五百兩	右上杉様御要用御借上金	江戸屋敷へ上納

これは、第3期に入って初めて菫戸善政が本間家へ要請した借金、参府金

2500両だろう。寛政5（1793）年12月に江戸商人・島屋より米沢藩江戸屋敷へ上納させている。この参府金貸金は10年賦だが、『大帳類聚抄』にはこの送金しか記載がないので、この借金の管理は大福帳管理部門ではなかったようだ。

なお江戸・島屋は酒田・江戸間の送金の際に登場するので、本間家に江戸で協力する両替商ないし商人だったろう。

次に出現する長期貸付は次である。これ以降、通常の長期貸付は大福帳で管理されるようになったようだ。

<記載例2>1795年、農馬仕入れ金貸付

寛政五	米沢御役所、尾関又兵衛殿
卯正月 金貳千五百兩	右御郡内御貸渡農馬仕入御借上、御家老中御裏書証文 尅通、利息月八朱の内半年分御役所へ納置追而御備金 相立候定、元年寅年から十ケ年目御返済

寛政5（1794）年、翌卯（95）年1月2500両を、郡内貸渡しの農馬購入のための貸付金を酒田・米沢役所へ渡す記録である。利息の月8朱（年9.6%）の半分を役所へ納置くとあるので米沢藩への勸農金融資（実質年4.8%）である。1794（寅）年から10年の貸付である。記録には、97年6月1100両、98年12月300両が返済されている。

その後次のような長期貸付が大福帳で記載・管理されている。詳細は次項で検討する。

- ①1796年12月；上杉様御要用借上3000両、4年
- ②1799年11月；上杉様御手伝御用借上5000両、5年
- ③1800年附出し（催促）；農馬仕入れ借金2500両、その内900両は軍用金預金から引落とし（1799年貸付と推定される）、期限不明
- ④1801年1月；米沢様御公用御借上3750両、3年

(4) 預金とその管理

1798年10月、上杉様の昨年6月預金1100両のうち800両を引上げ江戸・島屋へ送金した記録がある。

また上記③にあるように、1800年にも預金が少なくとも900両あったことになる。借金の方で、1797年頃異国船が出現にあり、米沢藩は軍用金を蓄えるようになっていた。

また、これら預金も大福帳から存在が分かるだけで、いつ、いくら預かったかの記録がないので大福帳で管理していたわけでないことが分かる。

一方、米沢藩側史料に預金記録がある。後に示す。

2) 本間家と米沢藩の間に介在した商人たち

『大帳類聚抄』にしばしば登場する商人や米沢藩士・役職の役割を読み解くと、彼らが本間家と米沢藩との金融取引にどう介在していたかがかなり見えてくる。

図表4・7は、本間家と米沢藩の金融取引が最も活発だった改革第3期初1790年代に介在する商人たちである。これは、米沢藩に限らず取引他藩に対する本間家を中心とする酒田商人のビジネスのやり方だったと思われる。

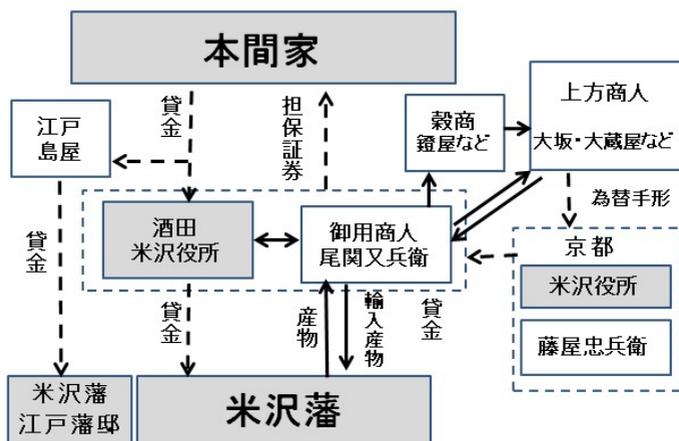
以下、主要登場人物の役割を推察してみよう。

米沢御用商人・尾関又兵衛、酒田・米沢役所

尾関又兵衛は、米沢藩産物の藩外輸出、他藩産物輸入に関わる中心人物である。『大帳類聚抄』の金融取引の大部分に登場する。

米沢藩産物の酒田蔵入れ、そして西廻り航路を通じて上方への販売、諸国産物の輸入（酒田周辺含む）を通じて、輸出入産物や為替手形を担保とする本間家からの資金調達に米沢役所とともにあたった。

図表4・7 本間家と米沢藩の間に
介在する商人たち（1790年頃）



京都の米沢支配所、藤屋忠兵衛と大坂・大黒屋源兵衛

京・上方からの為替手形の大部分、1789年以降はすべて、渡し方を京都の藤屋と米沢支配所とし、大坂・大黒屋が振出し先となっている。大黒屋は、酒田・尾関又兵衛のもと上方における米沢藩の輸出入を取り仕切る商社的役割を担っていたと思われる。1787年には、1件だけだが本間光丘が若い時に修業した先の姫路・奈良権兵衛が大黒屋とともに振出人となっている。

京都・藤屋は本間家のもと上方における米沢藩の貿易金融を担う両替商だろう。その金の流れを京都・米沢支配所が管理・監視していたのだろう。1790年には、藤屋は1500両の青苧荷為替を引受けている。

江戸・島屋佐次右衛門

先に本間家から米沢藩・江戸藩邸へ貸金2500両を上納する際の介在したように、本間家の酒田・江戸間の送金や資金融通に関与した両替商であろう。

穀宿・鍍屋惣右衛門、西野長右衛門

『大帳類聚抄』上には記載はないが、穀宿と称され米沢藩産物を扱う商人・鍍屋と西野は、1793年に本間信四郎、尾関又兵衛と米沢を訪問した金主である。尾関に入荷した米沢産物の販売を担ったのだろう。

3) 金融取引高の推移と特徴

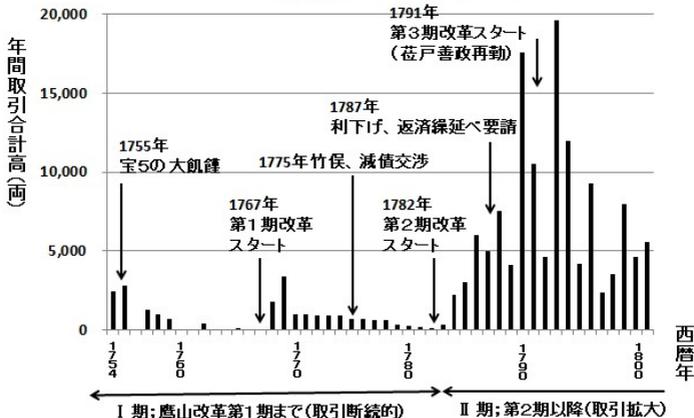
1754～1801年の58年間で、長期貸付も含め151件の金融取引があり、金額合計15万2029両あった。1件平均取引高は1007両である。

(1) 金融取引の取引高推移

個々の金融取引額を年別に集計してみた。図表4・8は1754年から1801年までの年間取引合計高の推移を示している。これは、各年の金融取引（主として貸付）高を合計したものであり、貸付残高を示すものではない。短期貸付が主だが、1793年以降には前で示した長期貸付も含む。

図より、取引の活発さから次の2期に分けて観察する。

図表4・8 米沢藩との金融取引高推移
(1754～1801年)



I 期（1754 年～82 年；改革第 1 期末末まで）；取引が断続的

II 期（1783 年；改革第 2 期初～1801 年）；取引拡大・活発化

（2）I 期（1754 年～82 年；改革第 1 期末末まで）

最初の取引は、1754 年 7 月、米沢藩用に輸入した藍 1999 俵を担保とする 150 両の 10 月まで、利息は 100 両につき月 2 両（年利 24%）の貸付で、10 月末に利息 9 両と共に返済されている。

図に見るように、1750 年代に取引は多いが、1760 年代に入ると少なくなり鷹山が藩主に就任するあたりから再度活発になる。しかし、第 1 期に入って 3 年目 1770 年で 1000 両の返済が滞り、新規取引が第 1 期末までない。

1770 年代の返済難航

図表 4・8 では 1771 年から取引高が毎年あるが、もともと期限半年だった 1771 年の借入 1000 両を、借換しながら 1782 年まで少しずつ返済した結果である。1775 年から竹俣当綱の金主への減債交渉が本格化し、本間家は長期貸付 8000 両の減債には応じたようだが、この短期貸付に関して、無利息の時期はあったが元金軽減には応じていない。

この当時、長期貸付は大福帳管理とは別で、当主の直轄管理だったのだろう。

（3）II 期（1783 年；改革第 2 期初～1801 年）

1783 年、改革第 2 期に入ると、短期金融取引は活発化する。第 2 期は、1787 年より金主に対する大幅な減債が実施され、多くの金主が新規貸出に応じなくなった時期だが、本間家はむしろ取引を拡大している。第 2 期末の 1790 年には、取引高合計が 1 万 7600 両に達している。

1790 年の取引内容を分析すると、第 1 期にはなかった為替手形担保貸付が現れ、

- ・米沢米を中心とした産物担保貸付 10 件合計 1 万 2200 千両
- ・為替手形担保貸付 7 件合計 4500 両

と、17件中7件を占める。

17件中15件に御用商人・尾関又兵衛が関わっている。つまり、この時期は尾関又兵衛中心に御用商人が米沢藩産品の輸出を活発化させ藩財政を支え、その資金手当て面を本間家がカバーしたかたちである。

第3期に入って1793年の取引高は1万9605両と最大を記録するが、長期貸付2500両の送金などが入っている。その後、先に示したように長期貸付金が散見される。

(4) 短期貸付金の分析；期間と金利

1754～1801年の48年間で大福帳に記された短期貸付で期間が分かるものは、

- ・取引件数；119件
- ・取引金額累計；10.8万両

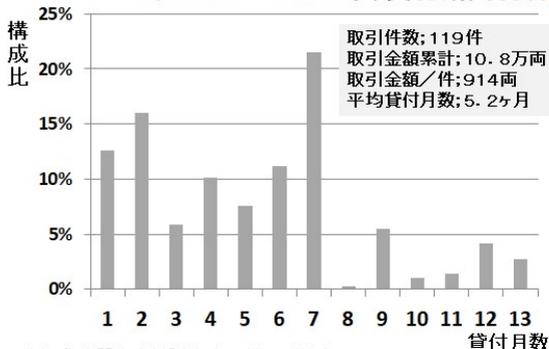
である。1件平均の取引高は914両である。

なお、大福帳上で貸付開始時に返済予定日が不明でも、返済期日が記載されている場合はそれを採用した。また、江戸時代は太陰暦を採用しており、3年に1度は1年が13カ月となる閏月がある（例えば、2月の後に閏2月となる）が、ここでは考慮しない。余談ながら、月利での貸付の場合、閏年の年は13回に利払いがある。

期間7カ月以内が 85%を占める

貸付月数分布を图示したのが図表4・9である。平均貸付月数は5.2ヶ月である。7カ月以内の貸付が85%と大部

図表4・9 短期貸付金の期間構成比分布
(1754～1801年、貸付期間判明分)



(出所) 本間家史料『大帳類聚抄』より算定

分を占める。7カ月ものが最大で、一方1～2カ月ものも多く、極めて短期の資金繰りにも利用されていたことになる。

低下する金利

48年間で短期貸出金利は着実に低下した。

1754年最初の貸付は年利24%であったが、1782年までの金利は、年利15～18%（月利1.25～1.5%）が中心であった。米沢藩の御用商人による長期貸出金利が10%程度だったことに比べるとかなり高い。

1783年以降第Ⅱ期の金利は、やや低下し最初の頃は年15%（月利1.25%）中心で、さらに改革第3期に入ると、短期貸付の金利は、年利12%（月1%）中心へさらに低下する。第3章で見たように、米沢藩への長期貸付金利は第3期に低下したが、短期金利もそれと共に低下したと思われる。

4) 『大帳類聚抄』に見る本間家と米沢藩の交際

『大帳類聚抄』には、1754年以来の金融取引の他、交際費などの少額な出費も記録されている。それらの本間家の出費面から米沢藩との交際ぶりを観察してみよう。

本間家の米沢藩との交際ぶりを示す初見³³は、1768年の「米沢様御使物の御家来へ」銭200文（1両＝銭5000文として、0.04両、1両＝現在の10万円として4千円）を遣わしたことである。その後は、74年に「音物（進物）御家来へ」200文、78年「米沢御役人中振舞（接待）10貫文（2両）がある程度だが、金融取引が活発となった改革第2期1786年から毎年記載されている。それ以降の年別記載数は次のとおりである。

1786年2件、87年1件、88年6件、89年6件、90年6件、91年9件、92年14件、93年23件、94年21件、95年5件、96年22件、97年21件、98年

³³ それ以前1765年に「米沢行船賃入」4貫850文がある

12 件、99 年 19 件、1980 年 18 件、01 年 2 件

ちなみに、第 2 期末で金融取引が増えた 1790 年の 6 件は以下である。

- ・ 3 月 12 日 銭 200 文；米沢殿より物下さる付、使いの者に祝儀
- ・ 3 月 27 日 銭 100 文；米沢御役所から肴下さるに付、家来に遣わす
- ・ 4 月 9 日 銭 1 貫 445 文；（米沢役所の）遠藤孫左衛門殿から津軽御役人中へ
見舞肴代

- ・ 10 月 25 日 銭 200 文；米沢表から音物参り候に付、尾関家来へ遣わす
- ・ 12 月 23 日 金 5 兩 3 歩 393 文；米沢音物代盆前の合計高

米沢藩から本間家への音物がよく届いていたことが分かる。

第 3 期に入って 93 年の荻戸善政は本間家を米沢へ招聘し長期借入に成功するが、その前年あたりから交際が活発化したことがうかがえる。連絡が密になったせいか「飛脚へ酒代」も散見される。一方、進物や接待以外の記載が増える。それらを以下に紹介しよう。

（1）荻戸善政の本間家米沢招聘と酒田訪問

荻戸善政の要請に応じて本間家は、1793 年 8～9 月本間信四郎（当主光丘の叔父）を尾関らとともに米沢を派遣した。8 月 16 日の大福帳には、「本間信四郎殿米沢雑用の当」として米沢出張費 50 両を用立てている。この費用は、大福帳管理部門の経費ではなかったようで、その後の 12 月中に入金されている。その後も、信四郎以外の米沢出張費が同様に処理されている。

善政は翌 1794 年 7～8 月に酒田を訪問したが、その際の出費も大福帳に、次が記されている。

- ・ 7 月 24 日 銭 725 文 (0.2 両) 荻戸様御出迎提重入用菓子並びに砂糖代其
外共
- ・ 7 月 29 日 銭 2 貫 590 文 (1.9 両、2 件合算) 米沢御役人中様振舞など
- ・ 8 月 4 日 金 1 兩 1 歩、24 貫 960 文 (6.2 両) 荻戸様御振舞並びに御家来
其外諸雑用共

- ・ 9月8日 錢 680 文 (0.2 兩) 莅戸様へ進物之節箱代並びに状箱 5つ其外柄杓小物代共曲師長右衛門へ拂
- ・ 9月8日 錢 428 文 (0.1 兩) 丁字屋甚右衛門殿へ莅戸様御振舞之節御茶菓子代分拂
- ・ 閏 11月2日 錢 1貫 32 文 (0.5 兩) 莅戸様御出の節上方酒 6 升代、本間信四郎殿に渡す

大福帳管理部門の出費合計は 6.8 兩 (1 兩=10 万円として 68 万円) である。鑑屋へ宿泊するがそれらの経費は含まれない。

(2) 備籾代の献納

本間家は 1794 年より米沢藩へ備籾代を献納するが、大福帳へは最初の献納が次のように記載されている。

- ・ 1794 年 7 月金 20 兩；米沢役所へ上納寸志備籾、丑 (93) 年籾代
その後の献納については、次項で示す。

(3) 米沢藩からの扶持米

本章第 1 節に示したように、1797 年より本間家は米沢藩から 30 人扶持を賜ることになった。初めて扶持米が届いたことを大福帳には次のように記している。

- ・ 1797 年 7 月 (ママ) 米 140 俵；米沢御扶持米
- ・ 1797 年 6 月米沢米 27 俵；御扶持米頂戴に付、末家出入その外へ遣わす
米 140 俵は、1 人扶持米 5 石、米 1 俵 0.35 石とすると、28 人扶持となり、賜った 30 人扶持に近い。その一部を末家・出入へ分け与えたことが分かる。

3 第 3 期に入っつての本間家と米沢藩

以上、『大帳類聚抄』から本間家と米沢藩の金融取引、交際ぶりを見たが、

それを踏まえた上で、以下では、鷹山改革第3期以降で深まった両者の関係や長期貸付を整理しておく。

『上杉家御年譜』に、第2期までで本間家が登場するのは、1772年2月の「累年財用調達の事御頼の処、今般も又調達出精するに付、(省略)御脇差1腰を賜う」の1回だけである(前述)。第2期中頃から短期金融取引が急増した。長期貸付面で本間家が米沢藩に応ずるのは、第3期に入って3年目1793年からである。

1) 本間光丘・荏戸善政の信頼関係醸成

(1) 荏戸の本間家への融資要請と結果

『上杉家御年譜』に本間家が再び載るのは20年後の1793年である。1793年8月24日藩主治広は「酒田の銀主本間信四郎(光丘の叔父)並に同所御穀宿尾関又兵衛 鑑屋惣右衛門 西野長兵衛この度当地へ参着に付、表御座之間に召出され」た。9月3日には鷹山が同人らに会った記載がある。

これは、荏戸善政が酒田の御用商人・尾関を通して本間家の米沢訪問を要請した結果であり、当主光丘は叔父・信四郎を送ったのである。尾関は、先の『大帳類聚抄』の中の多くの金融取引に関与し、『上杉家御年譜』に7回登場する重要な藩産物を扱う御用商人(穀宿)であり、鑑屋、西野も穀宿であり米沢藩の金主であった(前出)。なお尾関は金主ではない。酒田の主要な御用商人も同行し、少なくとも10日滞在している。荏戸善政は、米沢藩の実態と藩制改革の決意を示したのであろう。

善政は本間家に参府金(参勤交代費用)2500両の低利での用立てを要請した。池田『鷹山公世紀』は3500両としているが、『大帳類聚抄』には1793年12月に、江戸商人島屋経由で江戸屋敷へ2500両を上納したとある(前述)。

ここから先の経過にも諸説ある。

この交渉がうまく行かないときは渡辺家が引き受けることになっていたが、翌年2月の渡辺家あて書簡で善政は、この決着を「本間家は参府金として2500

両を出金すること、その返金については翌年から10年間は元金を据置く。利息は月8朱(0.8%)と定め、うち4朱は本間家へ渡し、残る4朱は月々8朱の利息を加え、藩で運用するようにと申し出た」と伝えている³⁴。つまり、本間家は利ぎや4朱を米沢藩差し上げるから藩民撫育の一助にと提案したとある。『鷹山公偉蹟録』も同様に記している(前述)。

一方、横山『上杉鷹山』(p.208)は、この利下げは善政の本間家への懇願によるとしている。善政は、渡辺家への書簡では、本間家の善行として伝えたかったのだろう。先述(第3章)、三谷家への利下げ交渉(8%3万両を4%へ)の際も、善政はそれが三谷家の自発的な意向によるものとしたことが思い起こされる。

一方、次のような背景もある。その前年1792年、同じく財政困難にあった庄内藩に対して、本間光丘は同様の提案(本間家が低利で貸し、藩が高利で運用)をしている。庄内藩は、他の提案である徳政(借金帳消し)を選択し、本間家は大きな損失をこうむっている。光丘は、果たせなかった提案を、米沢藩で実現したのではないだろうか。

利下げが菟戸の懇願によるのか、本間家の提案かいずれにしろ、本間家は、その後「力の及ぶだけのご用立するので、他の金主が不承知などは心痛無用と誠に頼もしい厚意を示した」(『鷹山公偉蹟録』、前述)。

(2) 菟戸の酒田訪問

翌1794年7月19日～8月9日の間で、菟戸は酒田・本間家を訪問し、光丘らと親交を深めた。酒田滞在は10日あまりである。「宿は米沢藩の蔵宿でもある鑑屋惣左衛門家にとり、本間正五郎(光丘)のほか、本間信四郎、尾関又兵衛などの歓待を受け、日和山の納涼や舟遊びを楽しんだ」³⁵。

³⁴ 小村弑『渡辺家の歴史』p.82

³⁵ 横山昭男「東北の藩政改革と豪商」(東北電力『白い国の詩』XX)

前述のように、『大帳類聚抄』にはその際の本間家の出費が記録されている。

善政と本間光丘との深い親交はその後も続き、光丘は次に見るように支援を惜しまず、1801年光丘死亡後も、本間家の支援は続いた。なお、酒田訪問した時、荏戸善政は60才、本間光丘は63才だった。

2) 1797年、本間家へ扶持

『上杉家御年譜』によると、1797年5月初に「本間正五郎（光丘）に月棒を賜った」お礼に名代が米沢を訪れている。碌の記載はないが30人扶持であろう。「1832年金主リスト」に本間本家30人扶持と分家10人扶持、合計40人扶持を得ているから、本家分30人扶持だろう。前述のように『大帳類聚抄』1797年7月に、米沢御扶持米140俵（30人扶持に近い）が届いた、とある。

3) その後の長期貸付と奉仕

1793年参府金2500両融資そして荏戸の酒田訪問以降の本間家の長期融資や奉仕を、前述『大帳類聚抄』記載分を含め、以下に整理しておく。

(1) 備籾代の献納

本間家は、1793年から10年間米沢藩へ備籾代を献納することにした。94年7月19日の荏戸善政が酒田入りするが、『大帳類聚抄』によれば、その前の7月12日に、1793年分の備籾代として金20両が米沢役所へ支払われている。94年12月には金67両が支払われ、7月支払いと合わせ10ヵ年分のうちの2年分として渡している。96年5月には、95年分として金84両余が、そして同96年7月には1802年までの7ヵ年分（永久御備籾）として金500両が支払われている。その他の端数支払いも合わせと合計672両が献納された。

本間光丘は善政に、この金で籾を買入れ、民間に貸付けてその利殖によって10年後には1万俵とするという計画を進言した。米沢藩は実行に移し、倉庫を

設け「本間予備粟（よびぞく）」と命名した。備籾は予定より1年早く、9年目に1万俵に達した³⁶。

その頃 1801年7月に本間光丘は70才で死去している。

光丘の律儀さを示すエピソード

似たような話だが、2つのエピソードを示す。五十公野清一『上杉鷹山の人間愛』（p. 296）よりの引用である。

1796年春、米沢出役の長尾某が光丘と相談し米沢藩祖米（年貢米）を売払ったら、間もなく米の値段が上がった。光丘は、自分の見込み間違いだったと、差金30両を米沢藩に献じた。米沢藩は受取るわけにゆかないと返金したが、光丘は翌年7月、資金を追加し80両で籾500俵買付け米沢藩へ送り届けた。荏戸善政は感謝の手紙を送った。

もう1つは、やはり1796年11月、米沢藩が祖米数千俵を売残し処分に行き詰っていると、光丘が義侠心から全部買取った。売上げてみると170両余の利益金が出た。光丘は、これを私服するのが忍びず、それに300両足して米沢藩に寄贈した。米沢藩は、城の西北に当たる丘を開拓してそこに桑を植え、本間光丘の好意を永久に記念することにした。（以上、引用）

（2）勸農金としての農馬仕入金貸付

『鷹山公偉蹟録』が本間家の1793年2500両融資を「勸農金の始まり」としたのは厳密には違っていたが、利息8%のうち本間家が差上げる4%を四民撫育として勸農金として利用すれば、主旨としては合致する。

1795年農馬仕入金貸付2500両

先の『大帳類聚抄』で見た1795年の農馬仕入金貸付2500両、期限10年は、まさに二重の意味で勸農金融資である。金利月8朱（年9.6%）のうち半

³⁶ 五十公野清一『上杉鷹山の人間愛』（昭和18年）p. 295

分を米沢藩へ差上げるとしているから、農馬仕入金は低利月 4 朱で、残りの金利分 10 年分を勸農金に回せるからである。

1799 年貸付 1600 両

本間家はその後も農馬購入資金を貸付けている。『大帳類聚抄』1800 年記載に、「附出し金 1600 両；米沢御役所へ、郡内で貸渡しの農馬仕入れ借金。御家老中の証文高は 2500 両、その内 900 両は軍用金預金から引落とし。利息 8 朱のうち半分寸志、残り 4 朱御利息の定め」（意識）とある。「附出し」とは借金返済の催促のことなので、備考欄に「未年年諸方仕入貸入」とあるので 1799（未）年貸金の催促と思われる。農馬の仕入れで利息 8 朱のうち半分寸志とあるので、1795 年農馬仕入れ借金と同じ勸農金型である。米沢藩よりの預かり金 900 両に新貸金 1600 両を加え、2500 両を用立てたのだろう。

（3）渡辺家と共同の本格的勸農金融資

真の意味での勸農金融資は、光丘死去の翌 1802 年に本間家が提案し渡辺家と共同で実現したものである。その仕組みは、繰返せば、両家が 2500 両を金利 4 % 18 年賦で米沢藩へ貸し、米沢藩はが農民へ金利 8 % で例えば 4 年間貸す、その利ザヤをさらに勸農金として貸せば、18 年後には米沢藩に相当の勸農金原資が残ると言うものである。前述したように、渡辺家はその後も継続した。

（4）その他長期貸付

『大帳類聚抄』記載その他の長期貸付を示す。

- ・ 1796 年 12 月；上杉様御要用借上 3000 両、利息月 5 朱（年 6 %）、4 年
- ・ 1799 年 11 月；上杉様御手伝御用借上 5000 両、利息月 1 両（100 両につき）、うち 2 歩（0.5 両）寸志備金、5 年

1798 年「江州山門諸堂社修理（2 万 2300 両）向けか？」

- ・ 1801 年 1 月；米沢様御公用御借上 3750 両、利息月 5 朱、3 年

『大帳類聚抄』から分かる、以上3件と前に示した参府金2500両、農馬買付金2件計4600両、渡辺家との共同勸農金1250両の貸付を合わせると、合計すると1万9600両、ほぼ2万両に達する。利息は、すべての貸付が実質年利4～6%の範囲内である。

その他の資料によると、

- ・1796年10月；「諸士救済資金」として3千両融通³⁷
- ・1797年；荏戸善政が光丘に書を送り、(越後)海岸警備出兵費の借用を願う、3000両貸与³⁸
- ・1798年；藩債年賦金として5千両を融通³⁹

(5) 米沢藩の本間家への預金

『大帳類聚抄』1798年10月の記載に、米沢藩よりの97年6月預かり金1100両のうちの800両を江戸へ送金したとある。また先の1800年農馬買付金についての記載から、その時にも預金が少なくとも900両あったこと分かる。

その始まりは1796年11月、黒井忠寄の発案によって、毎年酒田払米代のうち2～300両を本間家に預け積立てることにしたことにある⁴⁰。とすると翌97年6月までに1100両積立てたことになる。そして、1800年初には900両の預金があったことになる。

一方、米沢藩の「酒田本間正五郎江御預金留帳」によれば、1797～1806年の預金状況は図表4・10⁴¹のとおりである。

先ず本表から分かることを示すと、

³⁷ 五十公野清一『上杉鷹山の間人愛』p.297

³⁸ 『酒田市史・上巻』p.34年表

³⁹ 五十公野清一『上杉鷹山の間人愛』p.297

⁴⁰ 『米沢市史近世2』p.143

⁴¹ 米沢上杉博物館『(開館20周年記念特別展)上杉鷹山の生涯』p.51

1 米沢藩と増上寺

米沢藩が増上寺から借金するに至った経緯やその後を、改めて整理しておく。

1) 増上寺からの借金の始まり（「聿修篇」より）

米沢藩が、増上寺より借金するに至った詳しい経緯を『聿修篇』は次のように示している（再掲）。

「宝暦の手伝い普請（1753年）以来、京・江戸始め諸金主に振り向くものがなく、しかたなく宝器を質入れなどして凌ぐほど苦境を極めていた。そのような時深川密巖和尚より、増上寺山内の金を廻し、金100両につき銀100匁の利金ならばいかほどの金高もご用立てするとの話があった。前代未聞の高利だったが、乾ききった蔵元だったので、炎天に降雨を得た心地で、江戸御続料月割金3000両をはじめ不時金を借りたところ、慾深き出家のこと利子に子の付く事（複利）を面白く覚え貸し重ね、安永4（1775）年の頃までに借金額は1万9089両⁴²となった。」

高金利16.6%となったのは、年利息が金100両につき銀100匁だったからだが、当時、銀100匁=1.66両、すなわち金1両=銀60.2匁だったからだ。

2) 増上寺からの借金のその後

(1) 1775年の減債時

約20年後の1775年、三谷家の低利5%1万1千両資金により、増上寺よりの借金残高1万9800両、金利16.6%は次のように軽減された。

- ・6000両を返済、3800両は捨金（債権放棄）

⁴² 1万9800両とする資料が多いので、本書はこれを採用する

・残り 1 万両を無利息・20 年賦

1783 年天明の大飢饉時と想像されるが、その後も新たに 4350 両の借金をしている。

(2) 1787 年の減債時

1787 年（鷹山改革第 2 期）には、次の減債に応じた。

- ・古借；4500 両（上記 1 万両借金の未返済金）を無利息、35 年賦へ
- ・新借；4350 両（その後の新借金）を年 3%、35 年賦へ

古・新借とも、35 年後の 1822 年に米沢藩は返済を完了するものだった。

(3) 1787 年減債の再利下げか？

徳川家の菩提寺である増上寺が『御年譜』に金主として登場するのは次の 1 回だけである。つまり、1793 年 9 月に、三谷家が借金 3 万両の金利を 8% へ引下げて進物・料理を賜ったと思える（前述）2 日後に、増上寺役僧・秦芳が同断（同じ理由）で綿 10 把を賜っている（他に 2 人、日光宮様御家司・本間小作、福田屋とともに）。文面通りに解釈すれば、金利引下げに応じたことになるが、1987 年の「新借 4350 両の年 3%・35 年化」の利下げを米沢藩は要請しそれに増上寺は応じたことになる。

(3) 1832 年に得ていた禄

「1832 年金主リスト」に見るように、上記減債の見返りに次の禄を与えていた（図表 4・3）。これは幕末まで続いた。

- ・増上寺山内寮主；200 俵
- ・増上寺御宿坊浄蓮院；15 俵

以上、合計 215 俵（知行高換算 215 石）

浄蓮寺は増上寺坊中寺院 48 に 1 つで、米沢藩の宿坊であった。『上杉家御

年譜』によると、米沢藩主は江戸にある時はほぼ毎月のように、徳川家菩提寺・増上寺を参詣しており、その際はこの宿坊を利用したのだろう。

坊中寺院も金主であったということは、支院が独立採算的な運営がなされ、貸金の債権管理も担った（後述）。

2 増上寺の寺院金融

1) 江戸時代の増上寺；徳川家の菩提寺

増上寺ホームページ「歴史」は、江戸時代の増上寺を以下のように記している。

「江戸時代、増上寺は徳川家の菩提寺⁴³として隆盛の極みに達しました。

全国の浄土宗の宗務を統べる総録所が置かれたのをはじめ、関東 18 檀林（だんりん）の筆頭、主座をつとめるなど、京都にある浄土宗祖山・知恩院に並ぶ位置を占めました。

檀林とは僧侶養成のための修行および学問所で、当時の増上寺には、常時 3 千人もの修行僧がいたといわれています。

寺所有の領地（寺領）は 1 万余石。25 万坪の境内には、坊中寺院 48、学寮百数十軒が立ち並び、「寺格百万石」とうたわれています。」

現在の増上寺は江戸時代の本院周辺だけだが、江戸時代の増上寺は、上記に 25 万坪とあるように、北は愛宕山、南は現在の芝公園まで、東西も東京タワーを含む広大な敷地を有していた。その坊中寺院 48 の 1 つが、上杉家の宿坊で借金先である浄蓮院であった。

寺領 1 万余石は、現在の東京都大田区・目黒区あたりだった。

徳川家の他の菩提寺としては、他に上野・寛永寺、日光・輪王寺がある。

⁴³ 2代秀忠など6人の将軍の墓所が設けられている

2) 増上寺の貸金業の歴史

江戸時代初期から貸金業

増上寺は寺領 1500 石から始まり、同寺の経済は寺領からの収納によって賄うよう定められたが、同寺所有の金銀を大名・旗本に貸付け、その利息を収めることを許され、文政年間（1818 年～）に至っては既に 200 年来の慣行となっていた⁴⁴。つまり、江戸時代初期より貸金業が幕府より認められていた。

その 200 年の間に、増上寺の余財のみならず、江戸市中各所に散在する末寺、寺内大衆の資金、旗本町民の資金を集合し、これを寺財と称して（寺名目で）、諸方に貸し出し、事実において名目金（みょうもくきん）貸付営業をおこないつつあった⁴⁵。

名目金とは（竹腰与三郎『日本経済史 第 9 巻』p. 325 より）

「名目金は、実は官金を云う。その本来の性質においては、官寺、菅社、公卿等が、幕府の特許を得て、その余財を士官に貸与することを云う。この貸金の特有の性質は、その幕府の特許を得たるものなるを以て、万一返済期限の後る時は、奉行がその返済を特に嚴重にして、他の債権に先つて、先取の権あるの 1 点にあり。初めは寺社公卿の財本⁴⁶を貸すに起りしが、後には寺社公卿はその財本の一部を提供して、その余りは普通人民の資本を集め、あるいは全然、人民の資本のみを集め、寺社公卿は単にその名目を貸すのみにして、貸金を業とするを以て、これを名付けて名目金と云うなり。即ち官社、官寺、公卿の名分を以て権利を設定し、この権利を中心として、市民の財本を集むるものにして、その組織は一種の合資会社たり。その貸付の方法は、高利息の如く、極めて高歩を取るものになりき。」

⁴⁴ 小林庄次郎『増上寺と其貸付業』、日本歴史地理学会編「歴史地理」12 巻 3 号、1906 年 9 月

⁴⁵ 竹腰与三郎『日本経済史』第 9 巻 p. 336

⁴⁶ （明治期に用いた語）財産と資本（広辞苑）

増上寺は、幕府より自己資金の貸付は認められていたが、上記の名目金の特権を得ていないにもかかわらず、広く他人より資金を集め、「増上寺と称する巨利に伴う自然の威重のために、安全を維持⁴⁷⁾」していた。

増上寺は、自らの信用力をもとに、高利をうたって他人の資金を集め、大名や旗本に貸出す現在の銀行に近い機能を果たしていたことになる。先に米沢藩が借金する際に密厳和尚が「増上寺山内の金を廻し、金 100 両につき銀 100 匁の利金ならばいかほどの金高もご用立てする」と言ったとあるが、増上寺以外にも資金を集めて貸付られたからだったろう。かなり高利の利息を払ってのことだったろう。

貸金事業の危機のきっかけ

しかし 1780 年代頃から危機が訪れる。

1789 年、松平定信主導の幕府の「寛政の改革」で、蔵米取りの旗本・御家人を相手に貸出していた「札差（ふださし）」に対し棄捐令が発令された。高利貸出で潤う札差に対し、苦しむ旗本らの借金のうち、5 年経過の未返済元利金の放棄、5 年以内ものの低金利化とした。

このような影響が寺院金融にも及んだのだろう。その頃、増上寺貸付金は「名目金としての保護が法令上なかったので、催促の威力なく、貸金の十中八九は貸倒れに⁴⁸⁾」なった。

かつ、天明年間（1781～88 年）に増上寺方丈が焼失し、一時、京都・知恩院など各巨利より借金して、貸金の資本としたが、その借入高は一時 16 万両に上った⁴⁹⁾。

したがって、米沢藩が 1787 年に減債を迫った時は、寛政の改革の前だが、

⁴⁷⁾ 竹越与三郎『日本経済史』第 9 巻 p. 336

⁴⁸⁾ 竹越与三郎『日本経済史』第 9 巻 p. 336

⁴⁹⁾ 竹越与三郎『日本経済史』第 9 巻 p. 336

増上寺は、米沢藩をはじめとする借手の返済滞りなどで苦境にあった。

「増上寺銀行」、破産の危機

増上寺は寛政年間（1789～1800年）に至って、寺社奉行に対して「お声掛け」を願い出た。お声掛けとは、法令上は名目金ではないが、寺社奉行がその威力を以て、借金の償還を督促することを願うものである。しかし、寺社奉行は承知しなかった⁵⁰。

1806年、1811年の江戸大火で、増上寺及びその末寺の大半が焼失したことによる修復費、一方借金回収不調の中での「預金」利子支払と、財政困窮が加速した⁵¹。

1822年に至って貸出金の9分どおりは回収見込みのない「難渋金」となり、「増上寺銀行」は破産に瀕し、幕府に救済を請願するに至った⁵²。

ようやく名目金として認可を得る

1824年、幕府は結局次の2点を認可し、増上寺を支援した。

①以後10年間、富くじ興業特権を与える

②幕府は3000両を増上寺に下賜して財本とし、これを増殖して貸付を行う

②はいわゆる「増上寺永続貸付金」なるもので、最初は名目金とは称されなかったが、しばらくして純然たる名目金となった。

名目金認可により各種特権を得た増上寺は、貸金営業を町人・播磨屋新右衛門らに当たらせた。しかしその実は、彼らの貸金事業に増上寺の名目を貸与し、名目使用料として一定の運上を徴収するものに過ぎなかった⁵³。つまり、名目金の特権を商人へ譲り渡したもので、本来の趣旨とは違う運用となった。

⁵⁰ 竹越与三郎『日本経済史』第9巻 p. 336

⁵¹ 竹越与三郎『日本経済史』第9巻 p. 336

⁵² 小林庄次郎『増上寺と其貸付業』

⁵³ 竹越与三郎『日本経済史』第9巻

3 増上寺の貸付方法と内容

1) 大名へ貸付方法

貸出窓口は宿坊

山内の諸院が諸大名の宿坊に定められていて、諸大名が増上寺から貸付を受ける場合は、それぞれの宿坊を通して申し込むことになっていた⁵⁴。後に示すように、宿坊は、単に貸付受付ではなく、自身も回収責任を負う貸付機関だったようだ。

米沢藩の場合、御宿坊浄蓮院、増上寺山内寮主の2口からの貸付だった。後に見るように、大名貸しの貸付は小口分散の傾向にある。したがって、米沢藩の貸付額は、一宿坊の限度を越え、本山も応じたのではないと思われる。

しかし、先の増上寺よりの借金の経緯からは、増上寺というより密源和尚個人の独断での大型融資の様相が強い。徳川幕府への配慮もあるのか、米沢藩の公的史資料には和尚個人名のみで「増上寺」は見かけない。米沢藩が借入れた1750年頃は増上寺側の体制も、次に示すものとはほど遠い未整備なものだったと思われる。

(2) 貸出手続き

1822年「御貸附金取扱方」によると、名目金となる前の大名貸しの場合の貸出手続きは次のように「マニュアル化」されている⁵⁵。

- ・その大名の所の勝手方の役人が吟味所に出頭し証文を差出し、日を改めて増上寺から人を出して連印した者の身元をたしかめた上で貸渡す。
- ・証文は借主の所の家老以下連印で出す本証文のほか、宿坊からの添証文、領地の農民から出す郷印証文、本家から出す本家引受証文などがある。

⁵⁴ 鷹見安次郎『増上寺貸付金の記録』

⁵⁵ 鷹見安次郎『増上寺貸付金の記録』

2) 旗本・大名への貸付状況

文政年間（1818年～）について、「貸附金諸家口分帳」から旗本・大名への貸付状況は次のとおりである⁵⁶。

- ・旗本は、5000石、6000石といった高禄者は少数
- ・大部分は1万石から3万石程度の小大名であり、6万石、7万石の中大名も含まれている。小大名のほとんどの名が見られるとって過言ではない。金額は100両、200両、300両がほとんどで、400両、500両が少数ある。（略）武家の財政の困難ぶりが知れる。中には利息を払わず、それを宿坊が肩がわりしているものもある

- ・大きな大名では、鍋島藩（35.7万石）1000両、会津藩7500両

以上から、1820年頃以降の傾向として、小口分散の貸付中心であること、宿坊に貸付債権管理責任がある、とした。

さらに、鷹見安二郎『増上寺貸付金の記録』によると、以下が分かる。

- ・西丸の奥女中への貸付金がある。元金700両からある。
- ・貸付金のほかに、幕府の有力者に対する増上寺からの政治的献金も相当のぼっている。一部抄出すると（推定1822年より）

- ・金1000両 水野出羽守殿へ、御品物料
- ・金200両 水野大和守殿へ、品物料
- ・金1000両 水野大和守殿家老土方父子へ、品物料
- ・金500両 水野左近将監殿へ、内々用立候事

水野左近将監殿は「天保の改革」を主導した水野忠邦である⁵⁷。

- ・前述、1824年に10年間の富くじ興行、両下賜3000両を財本とする貸付が許可されたことなどに関連した献金だろう

- ・老中、若年寄、寺社奉行、勘定奉行への献金もある、名目金許可へ向けたも

⁵⁶ 鷹見安次郎『増上寺貸付金の記録』

⁵⁷ 左近将監は唐津藩主に冠され、水野忠邦は藩主で老中

のだろう。大奥への献金もある。

以上のように、1820年以降、「名目金」の利権を得る過程で、幕府との癒着関係も生まれたと想像できる。

3) 幕末には増上寺貸附所は江戸随一の金融機関

現・増上寺発行の『増上寺史』(p.132)によれば、明治元(1868)年4月、官軍が増上寺に対し献金と借金を命じたとした中の記載に「当時の増上寺貸附所は、江戸随一の重要な金融機関であったことは、広く知られていた」とある。この時の献金は、10万両とも20万両とも伝えられる。

474頁にわたる『増上寺史』には、貸付業に関してこれ以外の言及はない。ここで示した高利貸付業は徳川家菩提寺・増上寺の「裏面史」なのだろう。

上杉鷹山の藩政改革と金主たち
～米沢藩の借金・再生史

2021年6月30日 発行

著者・発行者 加藤 国雄
印刷所 キンコーズ
